西海考古

第13号

2023年3月

西海考古同人会

題字　兵働翠苑（日展作家）

表紙デザイン　中村　幸

目　　次

九州における一野式系土器と中原式Ⅲ～Ⅴ式土器の様相 ……大坪　芳典（ 1 ）
　―縄文時代早期の貝殻文円筒形土器の研究―

唐津の湊 ……鮎川　和樹（21）

肥前西部地域における弥生時代鍛冶の一考察 ……柴田　　亮（49）

長崎町建て関係史料の基礎的研究 ……宮﨑　貴夫（59）
　―長崎地誌・旧記類の基礎調査と史料考古学の試み―

【踏査報告】対馬の縄文時代遺跡の報告……長﨑　　章　長﨑菜々子（101）
　―対馬北部の新遺跡・黒曜石に魅せられて―

【研究ノート】遺跡は誰のものか……宮﨑　貴夫（127）
　―なぜ遺跡を保存するのか―

【書評】水ノ江和同　著『縄文人は海を越えたか？「文化圏と言葉」の境界を探訪する』……（139）
　朝日新聞出版　2022年 4 月刊行

【補遺】『西海考古』第12号の図の訂正について ……宮﨑　貴夫（143）
　―「在地壺と搬入された甕棺・大甕・大壺の検討」図 7 ―

執筆者一覧 ……（145）

九州における一野式系土器と中原式Ⅲ～Ⅴ式土器の様相

―縄文時代早期の貝殻文円筒形土器の研究―

大坪　芳典

はじめに

縄文時代早期前葉から中葉に移る頃に九州では、貝殻文円筒形土器の一野式系土器や中原Ⅲ～Ⅴ式土器が用いられていた。ここで一野式系土器とするのは、一野Ⅰ式土器、一野Ⅱ式土器、下末宝式土器といった同一系統の円筒形条痕文土器を総称したい。この一野式系土器とは、基本的に条痕文を施文する円筒形土器が主体を成すが、量にしたら少ないが撚糸文を施す円筒形土器も含める。

これらの貝殻円筒形土器は、一野式系土器が長崎県を中心に分布し、また中原Ⅲ～Ⅴ式土器が熊本県や南九州に分布していると言った事が地域単位の研究で発表されているものの、九州全域の様相を広域に解明されるまでは至っていない。この原因としては、一野式系土器と中原Ⅲ～Ⅴ式土器は、これまで当該期研究者の間で類似する土器として認識されていたが、両者を具体的に比較検討するところまで踏み込んだ研究が成されてこなかった事による。筆者は、地域研究として一野式系土器を中心に研究を重ねてきたが、『西海考古』第11号でも述べたように中原Ⅲ～Ⅴ式土器との関係性を明らかにすることを課題に挙げた。いつか両者を分析する必要があるという思いから、中原Ⅲ～Ⅴ式土器の実態を解明するために、いよいよ2021年、筆者は熊本県文化財資料室に保管してある中原Ⅲ～Ⅴ式土器の設定の骨組みとなった蒲生・上の原遺跡の土器を調査することにした。本稿ではその結果をもとに両者の実態を明らかにしたい。

１．一野式系土器の研究の現状

一野式土器は、1998年、水ノ江和同氏により弘法原式土器の時期を大分編年の稲荷山式土器の頃に位置付けて型式を設定した（水ノ江 1998）。

また、2012年に筆者は、2009年より示唆していた瘤を有する土器を一野式土器から新たに別けて下末宝式土器と設定した（大坪 2012）。

2016年に筆者は、一野式土器を一野Ⅰ式土器と一野Ⅱ式土器に細分した。また、下末宝式土器の設定の再確認を行い、一野Ⅱ式土器に後続させた。下末宝式土器には弘法原式土器が後続するが、弘法原式土器の後に位置付ける押型文土器の百花台Ⅰ～Ⅲ式土器をさらに詳細に定義付けた。これにより、西北九州の縄文時代早期の編年の変遷は、「小ヶ倉式土器→一野Ⅰ式土器→一野Ⅱ式土器→下末宝式土器→弘法原式土器→百花台Ⅰ式土器→百花台Ⅱ式土器→百花台Ⅲ式土器→手向山式土器→妙見・天道ヶ尾式土器→平椈式土器→塞ノ神式土器→苦浜式土器→右京西式土器→轟Ａ式土器」のような長崎編年と言えるほどまでに構築できたと言える。

2020年、筆者は、これまで位置付けてきた年代観を大きく変える事になった。その原因としては、1998年当時、坂本嘉弘氏が提示した九州の早期土器の時間的ものさしとも言える大分編年で瘤が付く無文土器を稲荷山式土器に共伴させていたが、その後の研究の進展により、瘤が付く無文土器は、陽弓式土器として新たに設定されて、押型文土器よりも古く位置付けられた（綿貫 1999、鈴木 2003、遠部 2003a・2003b・2004a など）。この様な研究の進展により、九州の早期研究で時間的なものさしとされる大分編年の変更に伴い、その実情に合わせて『西海考古』第９号を始めとする2016年までの

論文で発表した年代観を改めた（大坪 2020a・b）。このため、下末宝式土器を大分編年の陽弓式土器と併行させる事により弘法原式土器が大分編年の川原田式土器と稲荷山式土器と、百花台Ⅱ式土器が大分編年の早水台式土器と併行するように時間的な位置付けを変更した（大坪 2020a・b）。

2．一野式系土器とは

一野式土器は、水ノ江和同氏が島原市有明町の一野遺跡の出土遺物をもって標式土器として設定した。水ノ江氏は、一野式土器について「貝殻文円筒形土器で普通は条痕文土器と呼ばれている一群」で「底部は平底で、器形と口縁部ともほぼ立ち上がる円筒形。口縁部から胴部上半にかけて、二枚貝の腹縁を器面に押しつけ横位に条痕文の文様を３～６条巡らすのが最大の特徴である。器面調整はナデで、横位の条痕文の施文部については、同一原体による縦位の条痕文が横位のそれの下に窺えるが、これは器面調整と文様の両方の要素を兼ね備えているようである。横位の条痕文の文様については、ごく緩やかな波状文や押引文の手法により一見山形の押型文のように見えるものもある。～（略）～押型文とは明らかに異なったものである。～（略）～貝殻円筒形土器には無文土器が存在しないことである。」と説明している（水之江 1998：p. 11）。その他、器形の特徴として口唇部に面取り調整を行うものもある。水ノ江氏は、型式設定を行う際に時間的な位置付けを、弘法原式土器に先行する土器群としている。その後、筆者が細分や設定した一野Ⅰ式土器、一野Ⅱ式土器、下末宝式土器について説明する。

①　一野Ⅰ式土器

一野Ⅰ式土器（第１図６）は、畑中遺跡で出土した土器をもって設定したが、口唇部に面取りを行い、器壁が厚い。比較的径の小さい底部で、平底かつ円筒形の器形である。口縁部の外面に二枚貝腹縁による条痕文を施し、その文様帯が幅狭な文様帯を最大の特徴とする（大坪 2016）。

ところで、型式名称を畑中式土器ではなく一野Ⅰ式土器としたのは、文様帯を除いて基本的な属性が一野式土器と共通し、大枠として一野式系統の土器の範疇で捉えたいためである。ただし、土器編年では、新旧関係を示すために一野式土器を細分して「一野Ⅰ式土器」と設定した。一方で従来の一野式土器とされていたものを「一野Ⅱ式土器」と呼んで新たに設定した。

一野Ⅰ式土器は、2016年時点で川原田式土器ないしそれより古く設定していた（大坪 2016）が、現時点では大分編年の高並垣式土器との併行関係で考えたい。中九州の土器とは、木崎氏が設定した中原Ⅲ式土器と併行すると考えられる。

一野Ⅰ式土器の主な出土遺跡は、島原市畑中遺跡、南島原市宮野遺跡・上畔津遺跡と事例が少ない。また、一野Ⅰ・Ⅱ式土器の一種と考えられる円筒形撚糸文土器（第１図８）が、春日市原ノ口遺跡、大野城市本堂遺跡などで出土している（林 2006）が、これらが、一野Ⅰ式土器から下末宝式土器のどの段階のものかは今後の検討が必要である。

②　一野Ⅱ式土器

一野Ⅰ式土器に後続する一野Ⅱ式土器は、従来、一野式土器と呼ばれていたもので、一野Ⅰ式土器に比べて文様帯が広く、文様帯が器高に対して凡そ２分の１を占めるものが大半である。口縁部から胴部にかけてに文様帯があり、貝殻により横走する条痕文を施すものや波状のものもある。中には、横位の条痕文の下に縦位の条痕文があるものがあり、単なるケズリ調整の残りではなくて、文様として残しているものも認められる。また、一野Ⅱ式土器の中には、条痕文を不定方向に粗く施文するも

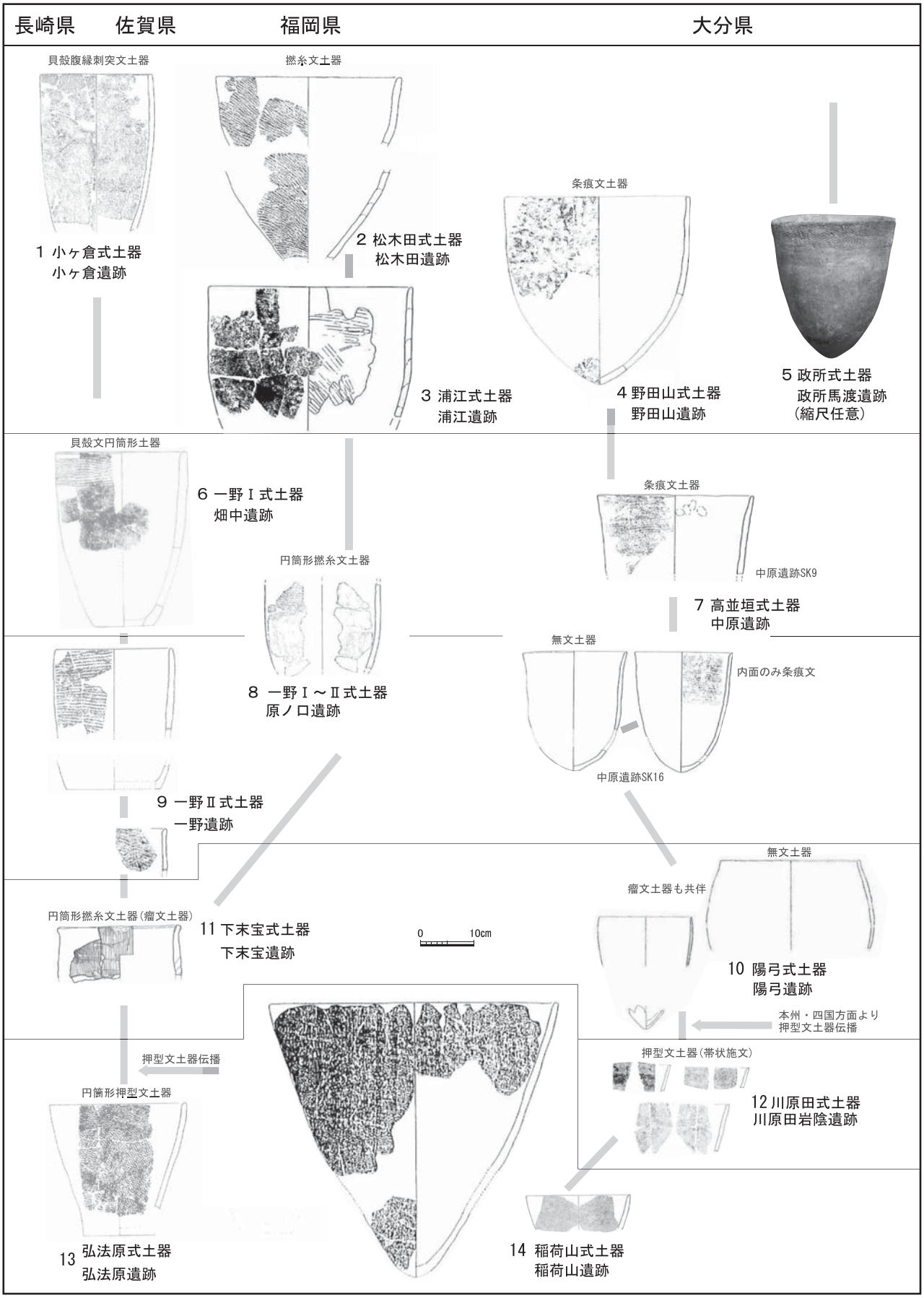

第１図　縄文時代早期前半の九州北部の土器編年表（大坪 2020a）（任意縮尺）

の（第１図９の下の土器）があり、時期的に下末宝式土器に変遷する過程の退化現象の土器として考えられる。器形は、円筒形で底部が幅広な平底である。

一野Ⅱ式土器の主な出土遺跡は、長崎県で島原半島を中心に大村市を北限とし、東に福岡県八女市、北東に春日市や大野城市と広く分布している。さらに広域に見ると大分県では、高並垣式土器と併行すると考えられる。

③　下末宝式土器

一野Ⅱ式土器に後続する下末宝式土器は、2012年、南島原市の下末宝遺跡の出土遺物をもって設定した（大坪 2012）。下末宝式土器の属性については、器形が円筒形土器で、一野Ⅱ式土器が胴部から口縁部にかけてほぼ直線的に立ち上がるのに比べて、この土器は胴部を最大径として口縁部の径が僅かに小さく、また、口縁部が外反気味である。底部は確認されていないが、一野Ⅱ式土器で見られるような平底と考えられる。器壁の厚さは、１㌢程と厚みがある。文様は、外面に撚糸文を横走施文後に縦走施文する。また、加えて斜方向施文も見られる。内面に横方向にナデ調整を施し、指頭圧痕が見られる。口唇部は、丸く撫でる。最大特徴は、口縁部上端の外面に瘤文を有する円筒形土器という点である。

型式設定時、下末宝式土器の瘤文等の類似性から大分編年の稲荷山式土器と併行させていたが、昨今の研究の進展により稲荷山式土器とされていた一種で無文かつ瘤文が付くものを陽弓式土器として別型式が設定されたため、下末宝式土器は稲荷山式土器ではなくそれより一段階古い陽弓式土器と併行するように考えを改めた。瘤文以外で、陽弓式土器との類似点は、器形が胴張りで、胴部に対して口縁部の径が小さい点で共通性がみられる。この瘤文は、陽弓式土器よりも古い野田山式土器以前からの把手状に近い突帯からの系譜が追え、おそらく陽弓式土器は、大分・福岡県の分布域からの伝播により、一野Ⅱ式土器を母体とする土器に影響を与えて、下末宝式土器に受け入れられたと推察できる。その伝播の一端を現す遺跡に東彼杵町の松山Ａ遺跡で出土している無文土器がそういう状況を示しているのではないだろうか。

３．中原式系土器とは

一野式系土器と中原式系土器の関係を検討するにあたり、中原式系土器のⅠ～Ⅴ式土器について、まず整理したい。そもそも中原式土器とは、1995年、木崎康弘氏が『無田原遺跡』の報告書考察の早期前半編年表で、早期前半の中でも古手に位置付けて図示した。ただし、この中原式土器についての説明はない。1996年、木崎氏は、『蒲生・上の原遺跡』の報告書総括で和水町の中原西原遺跡から出土した遺物が初めて整理された遺物であると言う事で中原式土器と命名し、中九州西部地域における縄文時代早期前葉の土器型式として設定した（木崎 1996）。その総括の中で筒形条痕文土器を細分して、第１類から第５類に分類した。それを中原Ⅰ～Ⅴ式土器に読み替えて再設定を行った（木崎 1996・1998a）。

①　中原Ⅰ・Ⅱ式土器（第２図）

中原Ⅱ式土器とは、「貝殻腹縁による連続刺突が、口縁部から胴部上位に施文される土器を第２類の土器と呼ぶ。この土器には二種がある。一つは単一の文様帯で、もう一つは二つの文様帯からなる土器である。この中で、二つの文様帯を持つ土器では、口唇部と口縁部から胴部上位にかけてという二つの部位に文様がみられる。いずれの文様帯にも、貝殻腹縁による連続突刺文が施されている。」（木

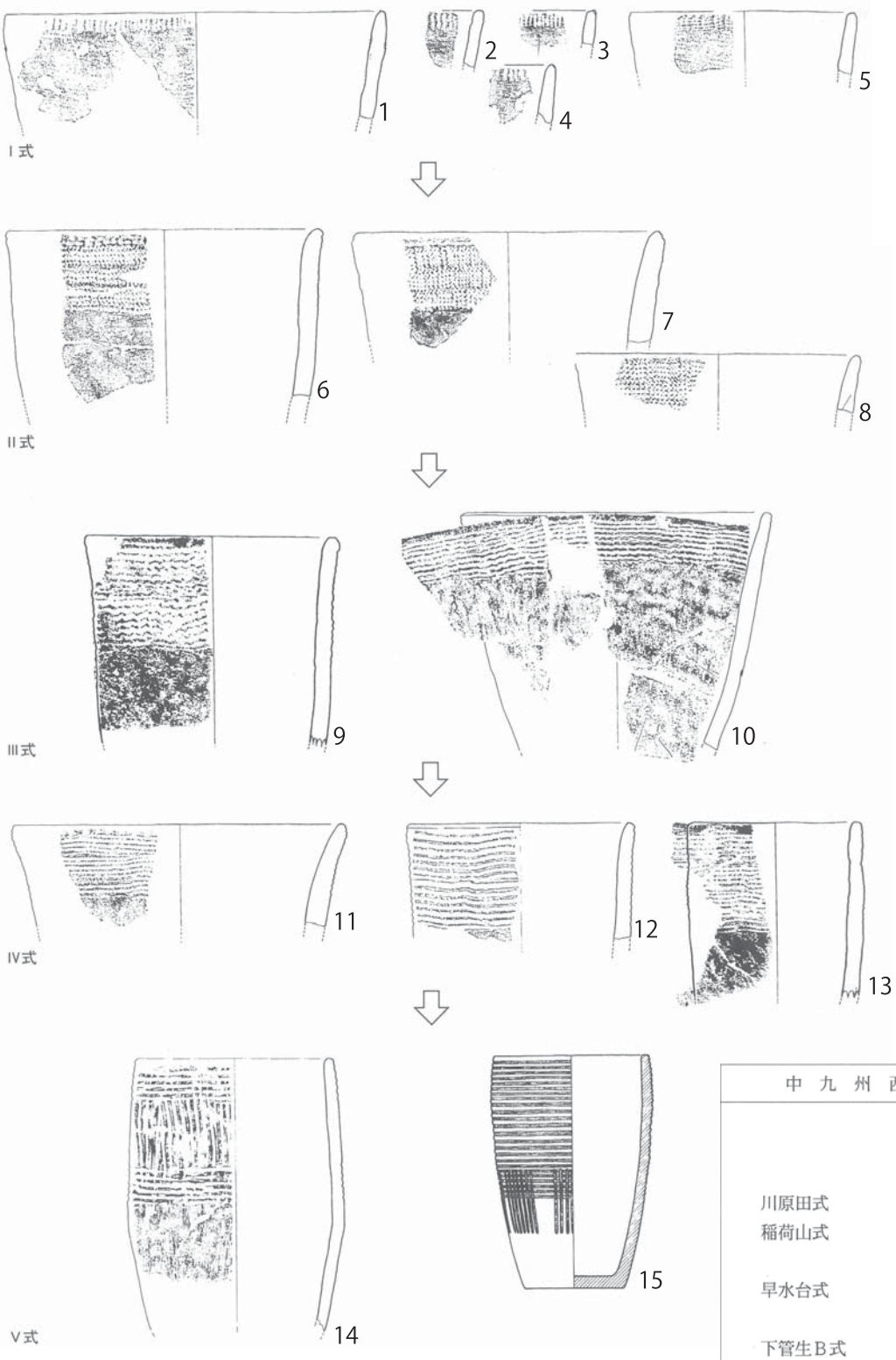

中 九 州 西 部	
	中原Ⅰ式
	中原Ⅱ式
川原田式	
稲荷山式	中原Ⅲ式
早水台式	中原Ⅳ式
下管生B式	↑
沈目式	中原Ⅴ式
石清水式	↓

木崎編年（1996）

第２図　中原式系土器の木崎氏編年（木崎 1996）

崎 1996：p. 210・1998：p. 139)。一方で中原Ⅰ式土器は、口唇部と口縁部に貝殻腹縁による刺突文を施す特徴を持ち、政所式土器や小ヶ倉式土器そのものとは異なる。木崎氏は、「前平式土器の特徴と共通性がある」として、中原Ⅱ式土器より古く位置付けている。中原Ⅱ式土器の設定は、文様を中心として分類し設定されており、器形に関しては、円筒形条痕文土器として分類するが底部形態は不明である。さて、中原Ⅱ式土器は、政所式土器と土器の属性に類似点が多い。その賀川氏が設定した政所式土器の特徴づける 4 つの特徴を上杉彰紀氏は、「①口縁部外面に貝殻腹縁刺突文を縦位に施す、②丁寧なミガキ調整によって器面を平滑に仕上げる、③器壁が 1 cm 以上と厚手である、④尖底である」という 4 点に集約されると整理した（上杉 2005：p. 14)。その①～③の属性は、中原Ⅱ式土器と類似するが、中原Ⅱ式土器の設定では、上杉氏が賀川氏設定の政所式土器を 4 大特徴で説明した内の④の底部形態の情報が欠失している。そのため、中原Ⅰ・Ⅱ式土器の底部の形状が明確になれば、もし平底なら小ヶ倉式土器との関連性が、尖底なら政所式土器と関連することが考えられよう。ただし、中原Ⅰ・Ⅱ式土器が政所式土器や小ヶ倉式土器と同じ類いの型式になるかといえば、唯一異なる点がある。型式設定時の政所式土器と小ヶ倉式土器は、口縁部外面に貝殻腹縁による刺突文を施すのに対して、中原Ⅱ式土器は口縁部への刺突文様帯のみでなく、口唇部にも異なる文様帯を施すのが特徴的と言える。そのため、この特徴をもつ中原Ⅰ・Ⅱ式土器を中九州の熊本県一帯に分布する型式として捉えて、政所式や小ヶ倉式土器とを混合して用いるのを避けたい。

② 中原Ⅲ～Ⅴ式土器（第 2 図）

中原Ⅲ式土器とは、「貝殻腹縁による押引文が、口縁部から胴部上位に施される土器を第 3 類の土器と呼ぶ。この文様は、貝殻を押し引く際に、微妙にその位置がずれることにより、山形押型文のような痕跡となるものと、条線状になるものとがある。文様帯は、基本的に単一であるが、貝殻腹縁による押引文を口唇部に施す例も見られる。」と設定した（木崎 1996：p. 210・1998：p. 139)。この中原Ⅲ式土器の中で山形状の貝殻腹縁文を施すような土器は、長崎県では見られない。

中原Ⅳ式土器とは、「貝殻腹縁による条線文が施される土器を第 4 類の土器と呼ぶ。文様帯の範囲は、口縁部から胴部上位に限られている。文様は、貝殻腹縁を滑らかせるようにして付けられる条痕文のものである。文様帯は、単一であるが、貝殻腹縁による押引文を口唇部に施す例もみられる。」と設定した（木崎 1996：p. 211・1998：p. 139)。

中原Ⅴ式土器とは、「胴部器面の広い範囲に貝殻腹縁による条線文が施文される土器を第 5 類の土器と呼ぶ。文様帯の範囲は、口縁部から胴部中位、さらには下位近くにまで見られる。文様は、貝殻腹縁を滑らせるようにして付けられた条痕文のもので、縦施文と横施文とが複合されている。」と設定した（木崎 1996：p. 211・1998：p. 139)。中原Ⅳ・Ⅴ式土器の設定を見る限りは、一野式系土器と類似性がある。

4．蒲生・上の原遺跡出土の中原式系土器の資料調査について

この様に一野式系土器と中原式系土器の現状を整理したが、一野式系土器と中原式系土器の一部の土器の属性に類似点や一部に相違点が見られる。

木崎氏の中原式系土器の編年は、1996年発刊の蒲生・上の原遺跡の報告書の中で詳しく設定されるほど、氏の編年の根幹に蒲生・上の原遺跡の出土遺物が大きく影響している事が推察できる。そのため、本稿冒頭に記したように中原式系土器の実態を解明する目的で、2021年、筆者は熊本県文化課からの資料調査の許可を得て、熊本県文化財資料室に保管してある中原式系土器の設定に重要な資料と

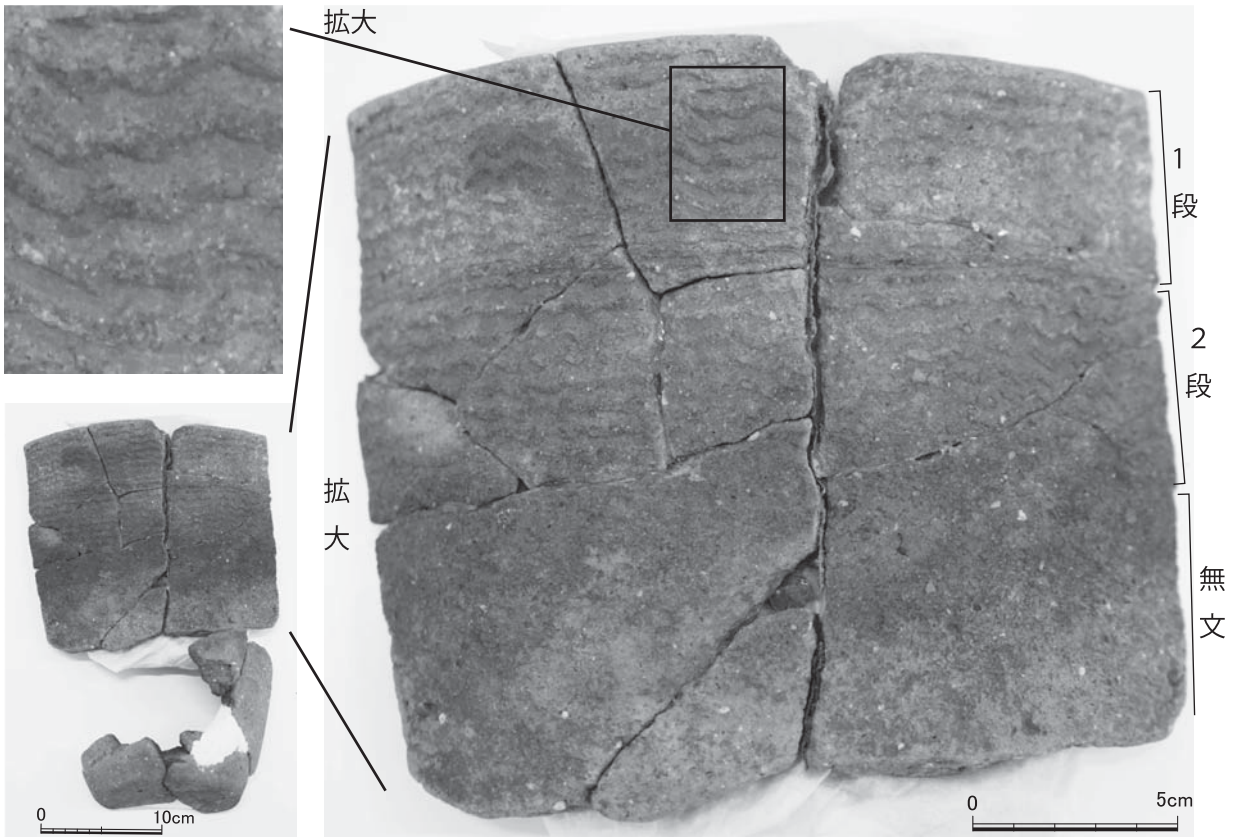

写真１　中原Ⅲ式とする土器（本稿：第２図９、蒲生・上の原遺跡報告書：第９図１・２）

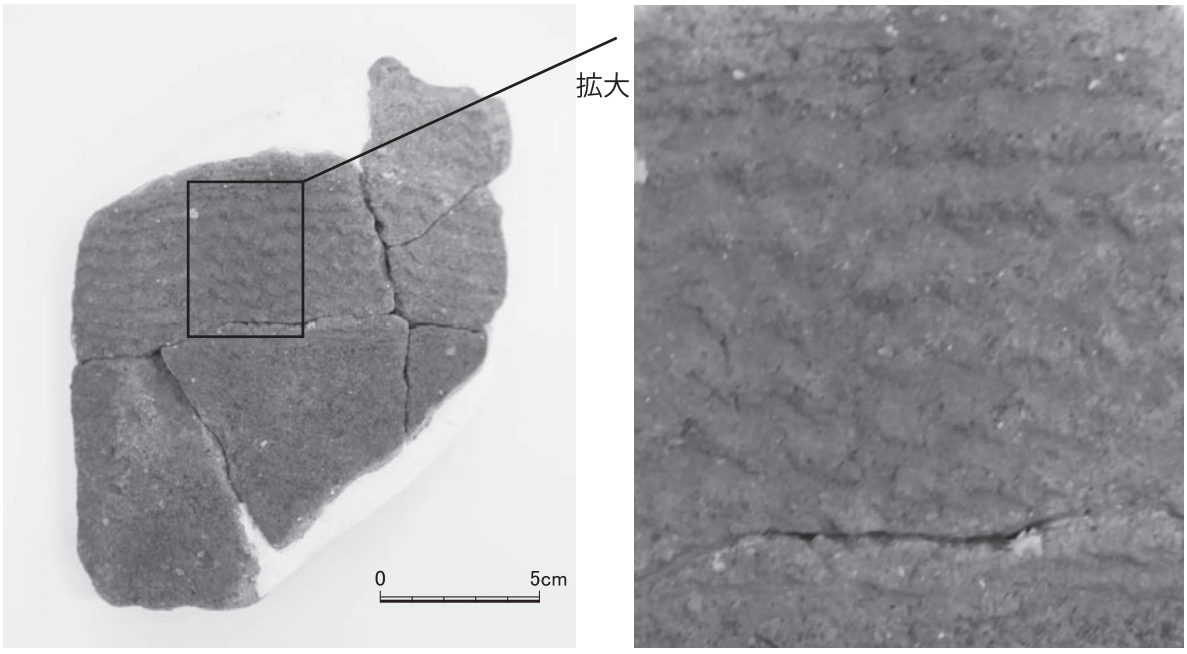

写真２　中原Ⅲ式とする土器（蒲生・上の原遺跡報告書：第９図３）

なった蒲生・上の原遺跡の土器を実見により調査した。

蒲生・上の原遺跡は、熊本県山鹿市大字蒲生字上の原に所在し、1992・1993年に熊本県教育委員会によって発掘調査が実施された。当遺跡から出土した縄文時代早期の遺物は、中原Ⅲ・Ⅳ式土器、無文土器（陽弓式土器）、押型文土器（川原田式～早水台式土器）などが出土しており、中原式系土器に関して言えば、中原Ⅲ・Ⅳ式土器が纏まった資料である。木崎氏が中原式土器の型式設定のために編年表で用いた資料は、第２図の９番と13番である。

① 中原Ⅲ式とする土器（第２図９）

中原Ⅲ式土器に位置付けられている第２図９番（『蒲生・上の原遺跡』報告書第９図１・２、本稿写真１）や『蒲生・上の原遺跡』報告書第９図３番、本稿写真２の土器は、その報告書の説明で「円筒形条痕文土器１　この土器は、口縁部から底部までの資料が揃い、円筒形条痕文土器の中では唯一、その全体像が分かる資料である。反転復元した口縁部径は、20.3㌢で、底部径は、10.5㌢である。器高は、27㌢前後である。器壁の厚さは、1.2～1.5㌢である。文様帯は、口縁部下９㌢までの範囲である。胴部上位にある。その文様は、ハイガイの貝殻腹縁を連続的に押し引いて施されており、結果的にはその痕跡は山形押型文のような細かい波状となる。胴部中位以下は、ていねいに撫でられており、無文帯となっている。また、内面も同様にナデによって無文となっている。器形は、円筒形で、胴部下位からしだいに底部まで窄まっていくという状況を呈している。」という所見である。

さて、今回の資料調査で確認した写真１・２の土器は、文様が報告書の説明にある「貝殻腹縁による波状の条痕」の様にも見えるが、「棒状工具を用いた山形押型文」である事が判明した。あくまで百歩譲った話であるが、筆者の鑑定の誤りで仮にこれが押型文でなかったとしても、当時の土器製作者が山形文を認識した上で模倣して文様を付けたに違いなかろう。口縁部の外面に4.5㌢程の長さの棒状工具を上下２段に回転施文している。段ごと（施文単位）の継ぎ目は、回転施文具特有の若干の重なりが見られる。外面の文様構成は、口縁部が山形押型文で、その下の胴部はナデによる無文である。内面もナデによる無文である。器壁は厚手である。円筒形かつ山形文様を付ける事から、弘法原式土器に類似する。

② 中原Ⅳ式土器（第２図13）

中原Ⅳ式土器に位置付けられている第２図13番（『蒲生・上の原遺跡』報告書第９図３）の土器は、その報告書の説明で「円筒形条痕文土器２　文様帯は、口縁部下９～10㌢までの範囲の胴部上位にある。その文様は、ハイガイの貝殻腹縁を連続的に押し引くというよりも、引っ張って付けられている。従って、その痕跡は、押し引きの手法による場合の細かい波状を呈さず、緩やかにうねる直線となる。胴部中位以下は、ていねいに撫でられており、無文帯となっている。また、内面も同様にナデによって無文となっている。器形は、円筒形である。おそらく、胴部下位からしだいに底部に向かって窄まっていくのであろうが、具体的な事は分からないとする。」という所見である。

さて、今回の資料調査で確認した写真３の土器は、所見の通り円筒形の器形で、貝殻腹縁文を横方向に押し引きかれた条痕文であった。西九州地域では、一野Ⅰ式土器に比べて文様帯の幅が広い事から一野Ⅱ式土器と同一の土器であると認定したい。

③ その他の土器

今回の本題である中原式系土器の研究の趣旨から若干外れるが、今回の蒲生・上の原遺跡の資料調

写真３　中原Ⅳ式土器（本稿：第２図13、蒲生・上の原遺跡報告書：第９図３）

写真４　条痕文土器
（蒲生・上の原遺跡報告書：第17図４）

写真５　陽弓式土器
（蒲生・上の原遺跡報告書第23図８）

写真１～５は熊本県教育委員会提供による

表１　九州縄文時代早期編年表

	西北九州(長崎)		西九州(佐賀)	北部九州(福岡)	東九州（大分）		中九州(熊本)	宮崎	南九州(鹿児島・宮崎)
早期前葉	貝殻文円筒形土器	小ヶ倉式土器	小ヶ倉式土器	松木田式土器 浦江式土器	野田山式土器	政所式土器	中原Ⅰ式土器 中原Ⅱ式土器	前平式土器 別府原土器(古) ／政所式土器	前平式土器 加栗山式土器 吉田式土器
		一野Ⅰ式土器 一野Ⅱ式土器 下末宝式土器	高並垣式土器 陽弓式土器	一野Ⅰ式土器 (撚糸文土器含) 一野Ⅱ式土器 (撚糸文土器含) 高並垣式土器 陽弓式土器	高並垣式土器 陽弓式土器(東台式土器)		中原Ⅲ式(一野Ⅰ式)土器 中原Ⅳ式(一野Ⅱ式)土器 中原Ⅴ式土器	別府原式土器(新)	石坂Ⅰ式土器 石坂Ⅱ式土器
	円筒形押型文土器	弘法原式土器	弘法原式土器	川原田式土器 稲荷山式土器	川原田式土器 稲荷山式土器		蒲生・上の原タイプ(弘法原式)土器 稲荷山式土器	下剥峯式・桑ノ丸式土器	下剥峯式・桑ノ丸式土器
中葉	狭脚な平底の深鉢形押型文土器	百花台Ⅰ式土器 百花台Ⅱ式土器 百花台Ⅲ式土器 手向山式土器	百花台Ⅰ式土器 百花台Ⅱ式土器 百花台Ⅲ式土器 手向山式土器	早水台式土器 下菅生B式土器 田村式土器 手向山式土器	早水台式土器 下菅生B式土器 田村式土器 (ヤトコロ式土器) 手向山式土器		早水台式併行期土器 下菅生B式併行期土器 沈目式土器 石清水式土器 手向山式土器	早水台式併行期土器 下菅生B式併行期土器 田村式併行期土器 手向山式土器	早水台式併行期土器 下菅生B式併行期土器 田村式併行期土器 出水下層式土器 手向山式土器
後葉	妙見・天道ヶ尾式土器 平栫式土器 以降、省略								

査では、中原式系土器以外でも良好な資料があったため紹介したい。

写真４（『蒲生・上の原遺跡』報告書第17図４）は、小破片であるため器形の形状が分かり辛いが、器形の傾きと薄さから円筒形というより底部に向かって窄まる深鉢形の条痕文であると思われる。中原式系土器よりさらに古い可能性があり縄文時代早期前半の野田山式土器か高並垣式土器の属性に類似する九州の縄文時代早期前葉の編年的研究を行う上で貴重な資料であろう。

写真５（報告書第23図８）は、口縁部がやや内湾する無文土器である。また、瘤を貼り付けており、瘤の位置と無文で内湾する特徴から陽弓式土器である。この陽弓式土器は、一野式系土器の中では下末宝式土器と併行する時期にあるため、当地域では、中原Ⅳ式土器の後の時期に当遺跡で用いられていたと考えられる。

以上のように蒲生・上の原遺跡では、縄文時代前葉から中葉に、古くは、野田山式土器か高並式土器の土器に始まり、中原Ⅳ式土器、陽弓式土器、中原Ⅲ式土器、川原田式土器、稲荷山式土器、早水台式土器の順で用いられていたと考えられる。

５．中原式Ⅲ～Ⅴ土器の分析からみる一野式系土器との関係

中原式系土器で最も古い縄文時代早期前葉の中原Ⅰ・Ⅱ式土器は、口縁部外面に貝殻腹縁を施す属性をもち、九州の他地域では小ヶ倉式土器・政所式土器などと併行する土器である。一方で中原Ⅲ～Ⅴ式土器の実態が分かり辛かったため、これまでよく「中原Ⅲ～Ⅴ式土器」と一括りにした表現で記載される事が多かった。多くの研究者は、中原Ⅲ～Ⅴ式土器と一野式土器とが同一か類似するものではないかと思いつつもこれまで別々の表記がされてきた。今回、木崎氏が中原式土器の型式設定で用いた蒲生・上の原遺跡の土器を調査した結果、その中原Ⅲ～Ⅴ式土器の実態を解明する手がかりを得た。その資料調査の結果を踏まえて中原Ⅲ～Ⅴ式土器の分析を基に、一野式系土器との関係をみていく。

さて、中原Ⅲ式土器については、貝殻腹縁により押し引かれた文様帯の狭い条痕文を施す事や山形押型文のような細かい波状のものであるが、木崎氏が1996年の編年表で中原Ⅲ式土器とした第２図９番の土器は、資料調査の結果から円筒形山形文土器である事から弘法原式土器の範疇の土器であった。ただし、弘法原式土器は、一般的に押型文土器を土器外面全面に施文するが、この第２図９番は、山形文様より下位が無文である事から、中原Ⅳ・Ⅴ式土器の貝殻条痕文の文様帯に、押型文土器が伝播し始めた段階に文様置換が起こった土器の可能性がある。そのため、弘法原式土器の中でも古い土器である可能性が考えられる。本来、中原Ⅲ式土器は、貝殻腹縁による押し引く文様帯の狭い条痕文であるため、この第２図９番の土器は、中原Ⅲ式土器から分離させて考えたが良かろう。第２図９番は、中原式系土器と器形は類似するものの、文様が山形文でその文様帯下位が無文である特徴をもつため、中原Ⅲ式土器から分離させて「蒲生・上の原タイプ」として設けたい。この土器は、大枠で弘法原式土器の一種であるが、異なる点は弘法原式土器ではあまり見られない山形文の下位が無文帯である特徴を持つ。以上の結果、この山形文の「蒲生・上の原タイプ」の土器のものを除けば、中原Ⅲ式土器と一野Ⅰ式土器に相違点もなく、貝殻腹縁により押し引かれた条痕文の文様帯が狭い特徴をもつ中原Ⅲ式土器が一野Ⅰ式土器と同一型式と言えよう。

次に中原Ⅳ式土器は、今回資料調査した第２図13からも判るように、円筒形条痕文土器で、中原Ⅲ式土器と比べて条痕文を施す文様帯の幅が広い。中原Ⅳ式土器に関しては、一野式系土器の一野Ⅱ式と全ての属性が一致している事から同一型式である。

中原Ⅴ式土器は今回の資料調査を行った蒲生・上の原遺跡からは出土していなかった。中原Ⅴ式土

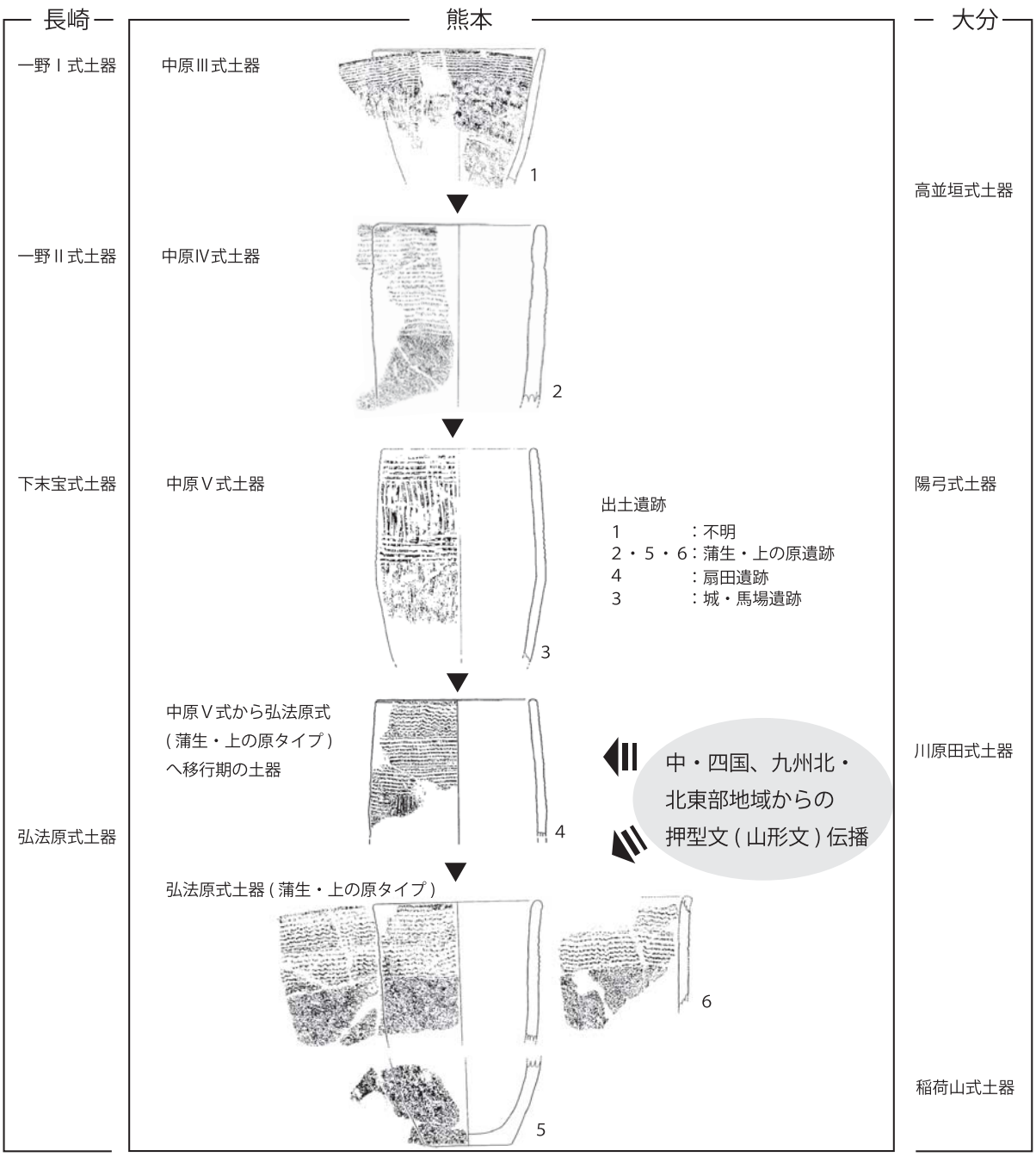

第３図　資料調査結果による中原Ⅲ～Ⅴ式土器の編年案（任意縮尺）

第４図　宮崎県五ヶ瀬町三ヶ所神社裏出土土器（S＝１/３）

器は、中原Ⅳ式土器に比べて条痕文の施文方法が粗いように思われる。この事は、一野式系土器の下末宝式土器で見られる施文技術が不規則になる退化現象と類似性がある。中原Ⅴ式土器に限り、下末宝式土器と同一型式と言うよりは時間的に併行関係にある土器と考えたが良いのではなかろうか。つまり、中原Ⅲ式土器と一野Ⅱ式土器が同一様式の土器群として勢力的に広域に分布していたが、続く時期の中原Ⅴ式土器が熊本県周辺で、下末宝式土器が長崎県周辺で各々地域性のある土器に変化するようである。

そして、中原Ⅴ式土器から蒲生・上の原式土器（第２図９番）への変遷を知る更に良い資料がある。扇田遺跡から出土した第３図３の資料は、中原Ⅳ・Ⅴ式土器で見られる貝殻条痕文に山形文が組み合わされた土器であり、中原Ⅴ式土器から第３図５・６への変遷を繋ぐ土器と言えよう。現在、弘法原式土器は、稲荷山式土器（筆者は川原田式土器も含むと考えている）と併行関係にある意見が多く、実際、木崎氏が中原式土器を設定した当時、中原Ⅲ式土器を稲荷山式土器と併行関係で考えている。以上の結果から、中原Ⅲ～Ⅴ式土器は、「中原Ⅲ式土器→中原Ⅳ式土器→中原Ⅴ式土器→蒲生・上の原タイプ」（第３図）の順で変遷すると考えられる。

６．一野式系土器（中原Ⅲ～Ⅴ式土器）の分布からみた様相

それでは、九州における一野式系土器と中原Ⅲ～Ⅴ式土器の出土遺跡の分布からその様相を窺う。

長崎県内の一野Ⅰ式土器は、島原市畑中遺跡、南島原市宮野遺跡・上畔津遺跡で出土している。一野Ⅱ式土器は、島原市一野遺跡・稗田原遺跡、南島原市下末宝遺跡・大崎鼻遺跡・古作遺跡、雲仙市浚松遺跡、諫早市鷹野遺跡・西輪久道遺跡・牛込Ａ・Ｂ遺跡、大村市岩名遺跡などで出土している。下末宝式土器は、南島原市の下末宝遺跡で出土している。長崎県内では島原半島、諫早市、大村市に分布する（渡邊 1999）状況は、今の研究でもさほど変わってないが、最近でも続々と島原半島で出土事例が増えている。

佐賀県では、吉野ヶ里町の戦場ヶ谷遺跡において長崎県で出土する一野Ⅱ式土器に比べて条痕文が若干波状のうねりが強い一野Ⅱ式土器が出土している。

福岡県の状況は、林潤也氏が「円筒形撚糸文土器」と呼ぶ一野式系土器と併行するであろう土器が分布している。林氏は、一野式土器分布圏の縁辺部であるため、折衷土器の円筒形撚糸文土器を生み出したと説明している（林 2006）。遠部氏も指摘しているように（遠部・小林・宮田 2007）、おそらく、福岡県では、早期前葉に松木田式土器から浦江式土器と変遷するが、それら撚糸文を施文する伝統を受け継ぎ、一野Ⅰ・Ⅱ式土器に撚糸文を転換して用いた可能性があるが、一野Ⅰ式・Ⅱ式、下末宝式土器のいずれに伴うかは今後も引き続き検討が必要である。円筒形撚糸文土器は、春日市原ノ口遺跡、大野城市本堂遺跡などで出土している。

本稿で一野式系土器と中原Ⅲ～Ⅴ式土器の関係が判明した。その中原Ⅲ～Ⅴ式土器の分布については木崎氏の研究（1996・1998）に詳しく、中原Ⅲ式土器は、益城町櫛島遺跡、御船町久保遺跡、人吉市村山闇谷遺跡、山江村狸谷遺跡と大丸・藤ノ迫遺跡から出土している。中原Ⅳ式土器は、山鹿市蒲生・上の原遺跡、熊本市富応遺跡・カブト山遺跡、益城町櫛島遺跡、御船町久保遺跡・干無田遺跡、人吉市村山闇谷遺跡、山江村狸谷遺跡と大丸・藤ノ迫遺跡から出土している。中原Ⅴ式土器は、和水町中原西原遺跡、熊本市カブト山遺跡・尾窪遺跡、御船町久保遺跡、山江村深水・谷川遺跡、人吉市白鳥平Ａ・Ｂ遺跡から出土している。

宮崎県の五ヶ瀬町三ヶ所神社浦遺跡から中原式系土器が出土している。この資料（第４図）は1998年に遠部慎・重留康弘両氏とともに資料調査し、資料紹介を行った事がある（大坪・遠部・重留 2005）。

表２　宮崎県の中原Ⅲ～Ⅴ式土器出土遺跡一覧（山下2012一部抜粋）

地区	番号	遺跡名	所在地	中原Ⅲ式	中原Ⅳ式	中原Ⅴ式
県北	1	古城	西臼杵郡高千穂町	○	○	
	2	平谷	西臼杵郡日之影町			
	3	三ヶ所神社裏	西臼杵郡五ヶ瀬町		○	
	4	森ノ上	延岡市北浦町	○	○	
	5	笠下Ⅳ区	延岡市北方町			
	6	山田	延岡市小川町			
	7	吉野第2	延岡市吉野町	○		
	8	板平	日向市		○	
	9	内野々	東臼杵郡美郷町西郷区			
県央	10	藏座村	児湯郡川南町		○	○
	11	登り口第1	児湯郡川南町			
	12	住吉B	児湯郡川南町		○	
	13	中ノ迫第2	児湯郡川南町			○
	14	尾花坂上	児湯郡川南町			
	15	野首第1	児湯郡高鍋町		○	
	16	野首第2	児湯郡高鍋町	○	○	
	17	老瀬坂上第3	児湯郡高鍋町	○	○	
	18	向原第1	児湯郡新富町	○		
	19	別府原	西都市・宮崎市佐土原町		○	
	20	木脇	東諸県郡国富町	○	○	
	21	松元	東諸県郡国富町			
	22	下屋敷	宮崎市佐土原町			
	23	上ノ原	宮崎市佐土原町			
	24	内城跡	宮崎市佐土原町		○	○
	25	長薗原	宮崎市佐土原町			
	26	橋山第1A地区	宮崎市高岡町			○
	27	橋山第2	宮崎市高岡町			○
	28	小田元第2	宮崎市高岡町	○		
	29	前原北	宮崎市		○	
	30	堂地西	宮崎市		○	
	31	浦田	宮崎市清武町			○
	32	上猪ノ原第2地区	宮崎市清武町			
	33	白ヶ野第1	宮崎市			○
	34	白ヶ野第2・第3	宮崎市		○	
	35	山田第1	宮崎市清武町			○
	36	下星野	宮崎市清武町			
	37	ズクノ山第2E地区	宮崎市田野町			○
	38	前ノ原第2	宮崎市田野町	○		
	39	芳ヶ迫第3	宮崎市田野町			○
	40	砂田	宮崎市田野町		○	○
	41	鹿毛第3	宮崎市田野町	○		○
県西	42	雀ヶ野第3	都城市高城町	○	○	○
	43	伊勢谷第1	都城市関之尾町	○		
	44	岩立	都城市五十町		○	
	45	東城原第3	小林市野尻町		○	
	46	天ヶ谷	小林市野尻町			○
	47	柊野第1	えびの市		○	
	48	妙見	えびの市	○	○	
	49	手仕山	えびの市	○		
	50	上薗	小林市	○	○	
	51	大平	小林市	○		
	52	高津佐	小林市	○	○	
	53	内屋敷	小林市	○	○	

表３　鹿児島県の中原Ⅲ～Ⅴ式土器出土遺跡一覧（相美2015抜粋・改変）

番号	遺跡名	所在地	中原式 Ⅲ・Ⅳ	中原式 Ⅴ
北薩摩内陸地域				
2	米置	伊佐市大口	●	
4	勝毛	伊佐市大口	●	●
5	陣之尾	伊佐市大口	●	
15	中津川城跡	さつま町		●
16	石打第2地点	湧水町	●	
18	木場A	湧水町	●	
19	花ノ木第Ⅳ地点	湧水町	●	
22	中尾田	霧島市横川町	●	
24	石峰	霧島市溝辺町	●	
北薩摩海岸域				
29	柴引a	出水市高尾野町	●	
30	中郡遺跡群	出水市野田町	●	●
32	諏訪ヶ原	薩摩川内市東郷町	●	
34	計志加里	薩摩川内市	●	
36	霜月田	薩摩川内市	●	
39	松尾平	いちき串木野市	●	
40	瀧之段	いちき串木野市	●	
41	市ノ原第1地点	いちき串木野市		●？
42	仮牧段	日置市東市来町		●
47	市ノ原第3地点	日置市東市来町	●	●
南薩摩地域				
49	フミガキ	鹿児島市福山町	●	
50	前原	鹿児島市石谷町	●	
51	仁田尾中A・B	鹿児島市石谷町	●	
57	稲荷原	日置市伊集院町	●	
60	窪見ノ上	日置市伊集院町	●	
64	諏訪前	南さつま市金峰町	●	
66	宗円堀	南さつま市金峰町	●	
67	頭無迫田	南さつま市金峰町	●	
70	桜谷	南さつま市金峰町	●	
81	柊ノ原	南さつま市加世田	●	
90	永田西	南九州市川辺町	●	
薩摩半島東半域				
103	建昌城跡第Ⅰ区			●
都城盆地周辺域				
111	蕨野B	志布志市松山町	●	
115	高古塚	曽於市大隅町	●	
121	西原	曽於市末吉町	●	
122	関山	曽於市末吉町	●	
123	関山西	曽於市末吉町	●	
124	桐木	曽於市末吉町		●
	桐木耳取	曽於市末吉町・財部町	●	
130	永磯	霧島市福山町		●
132	城ケ尾	霧島市福山町	●	
133	上野原2・3地点	霧島市国分	●	
	上野原10地点	霧島市国分	●	●
大隅半島域				
144	横堀	志布志市有明町	●	
156	野里小西	鹿屋市	●	

当時は、一野Ⅳ（中原Ⅳ式）土器としていたが、今改めて確認すると器壁の作りの粗さ、文様も縦・横方向の施文が粗さから中原Ⅴ式土器であろう。さて、宮崎県の中原Ⅲ～Ⅴ式（一野式系）土器状況に関しては、山下大輔氏が一覧表（表２）のように集成している（山下 2012)。この結果、中原Ⅲ～Ⅴ式（一野式系）土器は、宮崎県内全域に分布する事が分かる。

鹿児島県の出土状況については、相美伊久雄氏が一覧表（表３）のように集成している（相美 2015)。この結果、中原Ⅲ～Ⅴ式（一野式系）土器は、薩摩半島で多く見つかっており、大隅半島での出土例は少ない状況である。近年では鹿児島県曽於郡大崎町の天神段遺跡で一野Ⅱ式土器（中原Ⅳ式土器）が出土（立神・眞邉他 2018）しており、中原Ⅲ～Ⅴ式（一野式系）土器は、大分県や福岡県北を除いて九州一円で広域に分布する様相が見られる。

おわりに

資料調査以前から中原Ⅳ式土器に関しては、一野式土器と非常に似ている土器であると思っていた。そして、恐らく他の研究者も同感であろう。この中原Ⅲ～Ⅴ式土器と一野式系土器を比較する場合に、中原Ⅳ式土器以外の中原Ⅲ・Ⅴ式土器の解釈が難しかったのではないかと考えられる。今回行った資料調査を切っ掛けとして中原Ⅲ～Ⅴ式土器の検討を深めた事により、一野式系土器との関係性が本稿の通り理解できた。一野式系土器と中原式Ⅲ～Ⅴ式土器について検討を行った結果、一野Ⅰ・Ⅱ式土器と中原Ⅲ・Ⅳ式土器は、同一の土器と見て良いことが判明した。そして、次の時期の本州から押型文土器が流入を向える直前の貝殻文円筒形土器の終焉の土器である下末宝式土器と中原Ⅴ式土器に関しては、器形や文様施文の面で全く同じ土器とは言い難く、下末宝式土器が長崎県周辺で、中原Ⅴ式土器が熊本県周辺で各々在地化し分布した地域性のある土器であると考えたい。

一野Ⅰ・Ⅱ式、下末宝式土器（中原Ⅲ～Ⅴ式）土器は、大分県や福岡県北を除いて九州一円で広域に分布する(第５図)が、その周辺で同時期の土器については、佐賀県・福岡県・大分県で高並垣式・陽弓式土器が分布する。宮崎県では、別府原式土器が分布し、鹿児島県では、石坂Ⅰ・Ⅱ式土器が分布する。一野Ⅰ・Ⅱ式、下末宝式土器（中原Ⅲ～Ⅴ式）土器は、高並垣式土器、陽弓式土器、別府原式土器、石坂Ⅰ・Ⅱ式土器と分布圏が重なりを見せる事もあるが、その地域で主体として用いられていた土器は何で、客体の土器は何かなど細かいところでは、今後検討する課題はある。そういう擦り合わせを重ねる事で、今後更に九州の縄文時代早期の編年を強靭なものにしていきたい。

【謝　辞】

本稿の執筆に際して熊本県文化課、熊本県文化財資料室、矢野裕介、渡邊文雄諸氏に御教示・御協力を賜った。記して厚く御礼を申し上げる次第である。

【引用・参考文献】

赤司善彦　1994『原（はる）遺跡』　福岡県教育委員会

麻生優　1968『岩下洞穴の発掘記録』　佐世保市教育委員会

荒木伸也・本多和典　2018　『宮野遺跡』　南島原市教育委員会

市川浩文　1999『戦場古墳群』戦場ヶ谷遺跡他　佐賀県教育委員会

今村結記　2016「宮崎県の遺跡における貝殻文円筒形土器と押型文土器のあり方」『貝殻文と押型文』平成26年度宮崎考古学会研究会資料集　宮崎考古学会県南例会実行委員会

井上義也　2002『原ノ口遺跡』第33集　春日市教育委員会

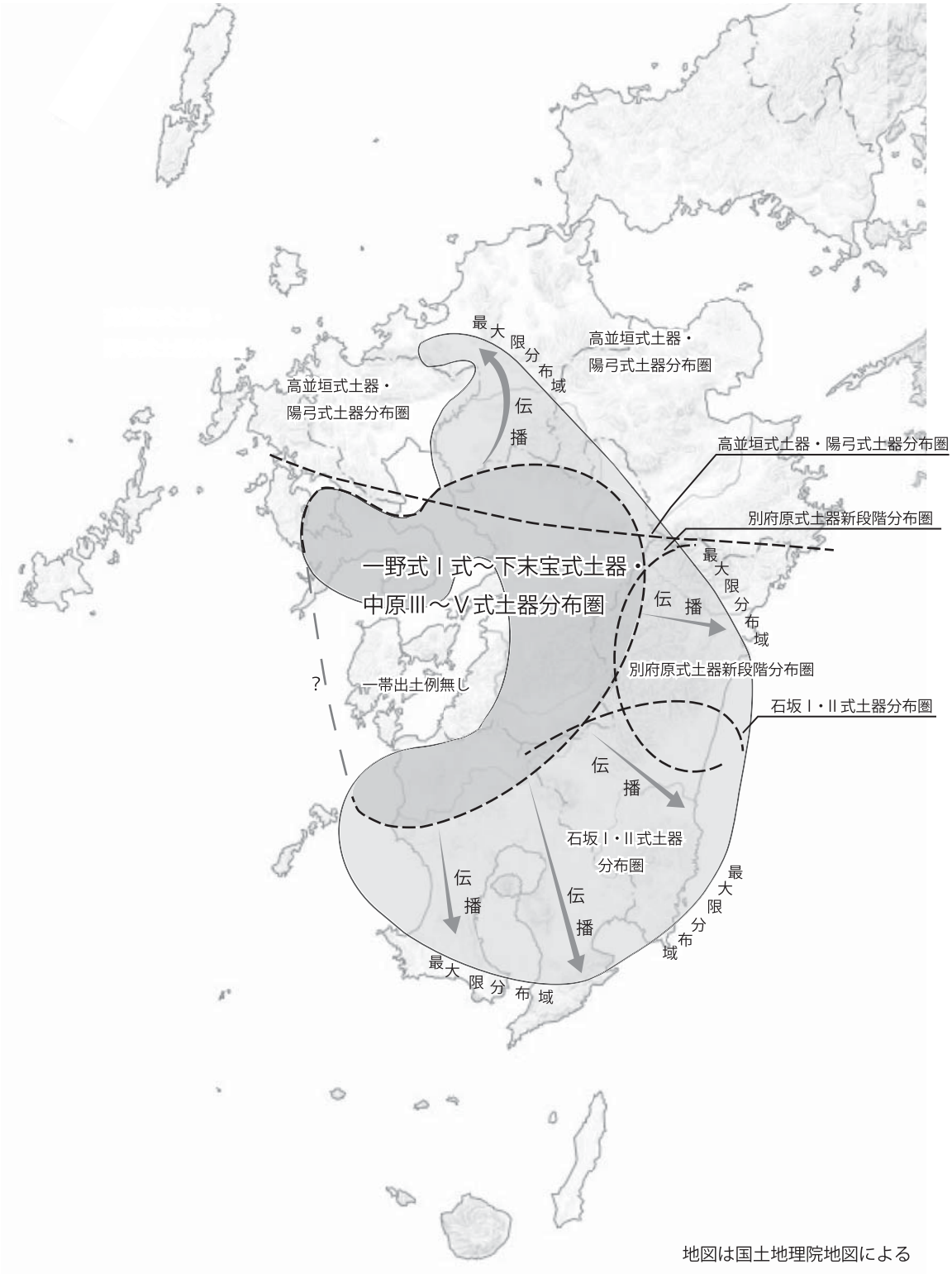

第５図　一野Ⅰ式～下末宝式土器と中原Ⅲ～Ⅴ式土器の分布域

上杉彰紀　2004「別府原式土器」とその周辺」『九州縄文時代早期研究ノート』第２号　九州縄文時代早期研究会
上杉彰紀　2005「「政所式土器」研究の現状と課題」『九州縄文時代早期研究ノート』第３号　九州縄文時代早期研究会
宇野愼敏　2000『貫・丸尾遺跡』　（財）北九州市芸術文化振興財団埋蔵文化財調査室
浦田和彦　1992『一野遺跡』　長崎県有明町教育委員会
大野安生・松川憲毅　2000「岩名遺跡」『黒丸遺跡ほか発掘調査概報』Vol. 2　1997～1999　大村市教育委員会
大坪芳典　1998「野田遺跡出土の川原田式土器」『おおいた考古』第９・10集　大分県考古学会
大坪芳典　1998「早水台遺跡の押型文土器－表面採集資料の紹介－」『Fragments』創刊号　さくら研究会
大坪芳典・遠部慎・川内野篤　1998「早水台遺跡採集資料（井上コレクション）の紹介」　『Fragments』創刊号　さくら研究会
大坪芳典・遠部　慎　1999「早水台式土器の新例－竹田高校収蔵資料の提起する問題－」『南九州縄文通信』No. 13　南九州縄文研究会
大坪芳典・遠部　慎　1999「東九州における押型文土器の様相－黒山遺跡出土土器の分析－」『第11回人類史研究会発表資料』　人類史研究会
大坪芳典　2000「大分県の押型文土器の一例－別府市尾崎園・野田遺跡について－」『Fragments』第２号　さくら研究会
大坪芳典・遠部　慎　2000「早水台式土器の器種－屈曲する胴部に関する覚書－」『別府大学付属博物館だより』No. 43　別府大学付属博物館
大坪芳典　2003「戦場ヶ谷遺跡の押型文土器」『利根川』24・25　利根川同人会
大坪芳典・遠部　慎・重留　康弘　2005「三ヶ所神社裏遺跡整理ノート」『九州縄文時代早期研究ノート』第３号　九州縄文時代早期研究会
大坪芳典　2006「縄文時代早・前期の遺物」『権現脇遺跡』　長崎県深江町（現南島原市）　教育委員会
大坪芳典　2007「九州における押型文土器様式の壺形土器－南島原市下末宝遺跡・島原半島の資料をもとに－」『西海考古』第７号　西海考古同人会
大坪芳典　2009「環境に影響を受けた九州の押型文土器－円筒形押型文土器・壺形土器について－」『南の縄文・地域文化論考－新東晃一代表還暦記念論文集』上巻　南九州縄文研究会・新東晃一代表還暦記念論文集刊行会
大坪芳典　2012「島原半島における押型文土器研究の再考」『九州縄文時代早期研究ノート』第５号　九州縄文時代早期研究会
大坪芳典　2015a「西北・西九州における貝殻文円筒形土器と押型文土器の様相」『貝殻文と押型文』平成26年度宮崎考古学会研究会資料集　宮崎考古会県南例会実行委員会
大坪芳典　2015b「「西北・西九州における貝殻文円筒形土器と押型文土器の様相」の意義について」『肥前史談叢』肥前史談叢の会（筆者作成ホームページ http:www5.hp-ez.com/hp/otsubo01）
大坪芳典　2016「西北九州における貝殻文円筒形土器と押型文土器の編年」『西海考古』第９号　西海考古同人会
大坪芳典　2020a「【前編】小ヶ倉式土器と九州縄文時代早期前葉の貝殻腹縁刺突文土器」『九州縄文時代早期研究ノート』第６号　九州縄文時代早期研究会
大坪芳典　2020b「【後編】西北九州の貝殻円筒形土器と押型文土器研究の到達点」『九州縄文時代早期研究ノート』第６号　九州縄文時代早期研究会
大野安生・松川憲毅　2000　『黒丸遺跡ほか発掘調査概報』（岩名遺跡）Vol. 2　1997～1999　大村市教育委員会
岡本勇　1966「尖底土器の終焉」『物質文化』８　物質文化研究会
岡本東三　2015「九州島における押型紋土器の出現とその前夜－円筒形貝殻紋土器と押型紋土器の相克－」『高野晋司氏追悼論文集』　高野晋司氏追悼論文集刊行会

小倉正五　1991『一般国道387号改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査概報』（中原遺跡）　宇佐市教育委員会
遠部慎　1998「川原田式土器小考」『おおいた考古』第９・10集　大分県考古学会
遠部慎　1999「下城遺跡群の整理ノート」『おおいた考古』第11集　大分県考古学会
遠部慎　2000「ヤトコロ式土器と出水下層式土器の関係」『九州旧石器』第４号　九州旧石器文化研究会
遠部慎　2003a「「柿原タイプ」とその周辺―久留米市安国寺、横道遺跡からの着想ノート―」『九州縄文時代早期研究ノート』第１号　九州縄文時代早期研究会
遠部慎　2003b「九州における出現期押型文土器概観―赤塚亨氏に対するコメントにかえて―」『利根川』24・25　利根川同人会
遠部慎　2004a「九州における押型文土器出現期（予察）」『古代』第114　早稲田大学考古学研究会
遠部慎　2004b「焼成前穿孔土器から見た下剥峰式土器―車坂第３遺跡出土資料からの着想ノート―」『九州縄文縄文時代早期研究ノート』第２号　九州縄文時代早期研究会
遠部慎　2007「北部九州における縄文時代草創期～早期前半の土器群とC14年代測定」『九州における縄文時代早期前葉の土器様相』第17回九州縄文研究会福岡大会　九州縄文研究会
遠部慎・宮田佳樹　2008「宮崎県における土器付着炭化物の炭素14年代測定―縄文時代前半期を中心に―」『宮崎考古』21　宮崎県考古学会
遠部慎　2009「円筒形貝殻文土器群の炭素14年代測定」『南の縄文・地域文化論考－新東晃一代表還暦記念論文集』下巻　南九州縄文研究会・新東晃一代表還暦記念論文集刊行会
遠部慎　2015「南九州における押型文土器期の炭素14年代測定」『貝殻文と押型文』　平成26年度宮崎考古学会研究会資料集　宮崎考古学会県南例会実行委員会
遠部慎　2016「縄文時代草創期・早期の縄紋土器型式期の実年代比定（西日本）」『日本列島における縄紋土器出現から成立期の年代と文化変化』　中央大学人文科学研究所講演会
賀川光夫　1955『早水台』　大分県教育委員会
賀川光夫　1960「早期縄文式土器の新資料－大分県直入郡荻町政所式土器出土－」『考古学雑誌』第46巻第３号　日本考古学会
賀川光夫　1965「縄文文化の発展と地域性－九州東南部－」『日本の考古学』２　河出書房新社
賀川光夫　1977「熊本県の円筒形土器」『考古学論叢』４　別府大学考古学研究会
賀川光夫　1982「押型文土器の編年－縄文早期から前期への系譜」『政所馬渡』　別府大学博物館
賀川光夫　1998「大分県川原田岩陰の再検討」『おおいた考古』第９・10集　大分県考古学会
片岡宏二　1998「宝満川流域の縄文土器概観」『干潟向畦ヶ浦遺跡』　小郡市教育委員会
金丸武司　2004「宮崎における縄文時代早期前半の土器群－別府原式土器の設定－」『宮崎考古』第19号　宮崎県考古学会　木崎康弘　1996「第Ⅴ章総括」『蒲生・上の原遺跡』　熊本県教育委員会
木崎康弘　1995『無田原遺跡』　熊本県教育委員会
木崎康弘　1996『蒲生・上の原遺跡』　熊本県教育委員会
木崎康弘　1998a「中原式土器について」『九州縄文土器編年の諸問題－早期後半土器の現状と課題－』九州縄文研究会
木崎康弘　1998b「中九州西部押型文土器の編年」『九州の押型文土器－論攷編－』縄文集成シリーズ３　九州縄文研究会
木下修　1978『山陽新幹線関係埋蔵文化財調査報告　筑紫郡那珂川町大字中原所在深原遺跡の調査』　福岡県教育委員会
九州縄文研究会　2007『九州における縄文時代早期前葉の土器様相』第17回九州縄文研究会福岡大会　九州縄文研究会
工藤雄一郎　2015「王子山遺跡の炭化植物遺体と南九州の縄文時代草創期土器群の年代」『国立歴史民俗博物館研

究報告』第196集　国立歴史民俗博物館
工藤雄一郎　2018「縄文時代草創期の古環境と^{14}C 年代」『九州旧石器（縄文時代開始期の土器群と石器群―移行期の地域動態を探る―)』第21号　九州旧石器文化研究会
黒川忠広　2002『南九州貝殻文系土器』Ⅰ～鹿児島県～　南九州縄文研究会
黒川忠広　2002『南九州貝殻文系土器』Ⅱ～宮崎・熊本・大分県～　南九州縄文研究会
黒川忠広　2003「南の押型文土器」『利根川』24　・25　利根川同人会
桒畑光博・上田　耕・雨宮瑞生　1993「貝殻円筒形土器と押型文土器の関係－宮崎・鹿児島両県における出土状況の検討－」『南九州縄文通信』No. 7　南九州縄文研究会
甲野勇　1976『縄文土器の話』学生社
小林謙一　2019『九州における縄文時代草創期研究の到達点―各地の定住生活の様相―』第29回九州縄文研究会宮崎大会発表用紙・資料集　九州縄文研究会
片岡宏二　1998「宝満川流域の縄文土器概観」『干潟向畦ヶ浦遺跡』　小郡市教育委員会
坂田邦洋　1972『国東町文化財調査報告書　縄文時代に関する研究　成仏岩陰遺跡の調査』国東町教育委員会
相美伊久雄　2015「鹿児島県における貝殻文円筒形土器と押型文土器」『貝殻文と押型文』　平成26年度宮崎考古学会研究会資料集　宮崎考古学会県南例会実行委員会
坂本嘉弘　1995「西日本の押型文土器の展開－九州からの視点－」『古文化談叢』第35集　九州古文化研究会
坂本嘉弘　1998「東九州の押型文土器の現状と課題」『九州の押型文土器―論攷編―』縄文集成シリーズ３　九州縄文研究会
重留康宏　2003「宮崎県西部における縄文早期遺跡の概観－出土土器を中心にして－」『九州縄文時代早期研究ノート』第１号　九州縄文時代早期研究会
近澤康治　2001『横道遺跡Ⅱ』　久留米市教育委員会
重留康宏　2004「前原西式土器雑考」『九州縄文時代早期研究ノート』第２号　九州縄文時代早期研究会
渋谷格・徳永貞紹・パレオラボ AMS 年代測定グループ　2011『小ヶ倉遺跡・入道遺跡・九郎遺跡』　佐賀県教育委員会
清水宗昭　1974『東台遺跡』　臼杵市教育委員会・臼杵開発株式会社
新東晃一　1996「もう一つの縄文文化－南九州の縄文草創期・早期の特徴－」『南九州縄文通信』No. 10　南九州縄文研究会
鈴木正博　2003「二日市洞穴第６文化層への想い―東台式の制定とその意義―」『九州縄文時代早期研究ノート』第１号　九州縄文時代早期研究会
鈴木正博　2004「縄紋式草創期「寿能式」制定とその型式学的射程―地域連続と列島斑との間に存在する振り子―」『古代』　第115号　早稲田大学考古学会
副島和明・片山巳貴子　1983『諫早中核工業団地造成に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅰ』　長崎県教育委員会
竹野孝一郎・綿貫俊一　2004『大分県二日市洞穴―分析編―』　九重町教育委員会
高野晋司　1983『弘法原遺跡』　吾妻町教育委員会
高木正文　1977「九州の円筒土器とその編年の問題」『考古学論叢』４　別府大学考古学研究会
田川肇・副島和明・伴耕一朗　1988『百花台広域公園建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書』　長崎県教育委員会
田川肇　1994『県道国見雲仙線改良工事に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書』　長崎県教育委員会
多々良友博　1984「九州地方の押型文土器－文様構成から見たその動態－」『金立開拓遺跡』佐賀県教育委員会
橘昌信　1970『稲荷山遺跡緊急発掘調査』　大分県教育委員会
橘昌信　1980『大分県二日市洞穴発掘調査報告書』　玖珠郡九重町教育委員会

橘昌信　1981「無文土器」『縄文文化の研究』　雄山閣
立神倫史・眞邉彩・倉元良文・大坪啓子・森えりこ・岩澤和徳　2018『天神段遺跡３　縄文時代早期編』公益財団法人鹿児島県文化振興財団埋蔵文化財センター
辻田直人・竹中哲朗　2003『石原遺跡・矢房遺跡』　国見町教育委員会
土橋啓介・渡邊康行　2001『大崎鼻遺跡』　布津町教育委員会
堂込秀人　2003「南九州における押型文土器文化期の存在」『利根川』24・25　利根川同人会
中間研志　1995『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告37　甘木市所在　柿原Ⅰ縄文遺跡』　福岡県教育委員会
西本豊弘編　2009『弥生農耕の起源と東アジア―炭素14年代測定による高精度編年体系の構築―平成16～20年文部科学省・科学研究費　研究成果結果報告』　国立歴史民俗博物館
林潤也　2006「北部九州土器の円筒形撚糸文土器」『九州縄文時代早期研究ノート』第４号九州縄文時代早期研究会
林潤也　2007「福岡県における縄文時代早期前葉の土器相」『九州における縄文時代早期前葉の土器相』第17回九州縄文研究会福岡大会　九州縄文研究会
林潤也　2020「北部九州出土の稲荷山式土器－薬師の森遺跡出土資料の紹介を兼ねて－」『九州縄文時代早期研究ノート』第６号　九州縄文時代早期研究会
古門雅高・渡邊康行　1998『広久保遺跡』　長崎県江迎町教育委員会
久山高志　1998『西田遺跡』　鳥栖市教育委員会
本多和典　2005『下末宝遺跡・上畦津遺跡』　深江町教育委員会
本多和典編　2006『権現脇遺跡』　第２集　深江町教育委員会
本多和典編　2018『古作遺跡』南島原市文化財調査報告書第10集　南島原市教育委員会
前田義人　2004『長野尾登遺跡第３地点３』　（財）北九州市芸術文化振興財団埋蔵文化財調査室
牧尾義則・讃岐和夫　1979『野田山遺跡』　大分市教育委員会・三井不動産株式会社
水ノ江和同　1998「九州における押型文土器の地域性」『九州の押型文土器－論攷編－』縄文集成シリーズ３　九州縄文研究会
水ノ江和同　2012『九州縄文文化の研究－九州からみた縄文文化の枠組み－』　雄山閣
村川逸朗　1992『弘法原遺跡』　吾妻町教育委員会
村川逸朗　1994『畑中遺跡』　島原市教育委員会
村子晴奈　2019『浚松遺跡・源次広野遺跡・永中道遺跡』　雲仙市教育委員会
森醇一朗　1974『白蛇山岩陰遺跡』　伊万里市教育委員会
八木澤一郎　1997「上野原遺跡第３工区　国分市」『鹿児島の縄文文化』　国分上野原シンポジウム実行委員会
山崎純男・平川裕介　1986「九州の押型文土器」『考古学ジャーナル』267　ニューサイエンス社
柳田裕三　2018「西北九州の縄文時代草創期土器群」『九州旧石器（縄文時代開始期の土器群と石器群―移行期の地域動態を探る―)』第21号　九州旧石器文化研究会
山下大輔　2005「下剥峯式および桑ノ丸式土器の再検討」『南九州縄文通信』No. 16　南九州縄文研究会
山下大輔　2009「南九州の押型文土器編年に関する一考察」『南九州縄文通信　南の縄文・地域文化論考』　No. 20上巻　南九州縄文研究会
山下大輔　2012「宮崎の中原式土器」『九州縄文時代早期研究会』第５号　九州縄文時代早期研究会
山下大輔　2015「南九州における押型文土器研究の現状と課題」『貝殻文と押型文』平成26年度宮崎考古学会研究会資料集　宮崎考古会県南例会実行委員会
山下大輔　2015「「論文「西北・西九州における貝殻文円筒形土器と押型文土器の様相」の意義について」を読ん

でのコメント」『肥前史談叢』　肥前史談叢の会
山下大輔　2019「南九州における円筒形押型文土器の編年的位置づけについて―弘法原式土器との関係からみた評価―」『ナベの会考古学論集　和の考古学―藤田和尊さん追悼論文集―』第１集　ナベの会
山下大輔　2020「南九州の円筒形押型文土器とその周辺」『九州縄文時代早期研究ノート』第６号　九州縄文時代早期研究会
渡邊康行　1999「一野式・弘法原式土器の設定をめぐって」『西海考古』創刊号　西海考古同人会
綿貫俊一編　1996『横手遺跡群発掘調査報告書』（陽弓遺跡）　大分県文化財調査報告書第93集　大分県教育委員会
綿貫俊一　1999「九州の縄紋時代草創期末からの早期の土器編年に関する一考察」『古文化談叢』第42集　九州古文化研究会

唐津の湊

鮎川　和樹

はじめに

佐賀県北西部に位置する唐津地域は、古来よりその地理的環境から中国大陸（以下、大陸とする）、朝鮮半島（以下、半島とする）に近く、対外交流の窓口として歴史を紡いできた。この窓口の舞台となったのが陸上と水上をつなぐ役割を果たす「湊」である（註１）。

湊についての歴史的研究は、かつて存在した湊の姿を復元することで、湊がその地域で果たした役割や機能を研究することがひとつの分野となっている。これは全国的にみて湊の多くが自然埋没や地震などによる地形の変化や近世に行われた干拓工事、近代に行われた大規模な埋め立て工事による港湾整備などによって往時の姿を留めていないことが多いためである。よって湊の歴史的研究は、これまで文献史学・歴史地理学・考古学などの分野から様々な研究成果を組み合わせて湊の景観復元が試みられてきた。

近年､考古学的な湊の研究成果としてまとめられたものとして令和４年３月に文化庁が刊行した『水中遺跡ハンドブック』がある。この本はこれまで主に埋蔵文化財行政が発掘調査の対象としてきた陸上の遺跡だけではなく､「水中遺跡」を定義づけ、水中遺跡の調査方法や保護の現状を解説している。この水中遺跡とは「海域や湖沼等において、常時もしくは満潮時に水面下にある遺跡」と定義し、このうち渇水期や出水期に出現する「水位変動域の遺跡」と常に水没している「常時水面下の遺跡」に大別されるとする（文化庁文化財第二課 2022)。その具体的な様子は「水中遺跡関連図」(図１）として示されており、水域に接して様々な遺跡が残されていることが分かる。湊および湊に関連する遺構もこの水中遺跡の中に含まれる。本稿は、かつて唐津に存在した湊の景観およびその歴史的変遷を追うことで、当該地域における湊から見た歴史のアウトラインを示すことを目的とする。

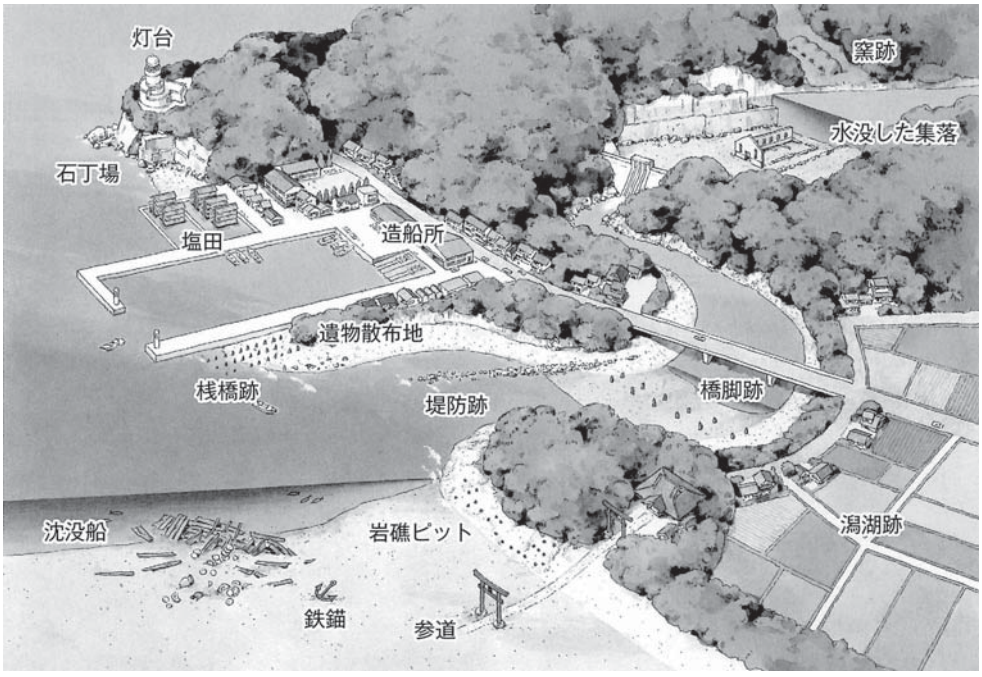

図１　水中遺跡関連図（文化庁文化財第二課編 2022より転載）

1．湊の性格

（1）湊の名称

「みなと」の表記は特に古代において津、済、船瀬、泊、水門と様々な用語・漢字があてられていた。市村高男氏によると、このうち津は海上交通の湊、済は河川の渡し場的なものを意味し、ともに令制下での呼称であったとする。船瀬は防波堤など人為的施設を伴った港湾であり、泊という言葉で置き換えられた。泊は停泊する場所という意味合いが強い言葉であるが、津とほぼ同義語で用いられる場合が多い。また、河口部に立地する地形条件から水門という呼称が成立した（市村 2016)。唐津にあてられた「津」とは海上交通の湊であり、停泊地としての意味合いを持つ名称であった。

（2）湊の立地

湊の種類は、海に立地する湊と河川に立地する湊である川湊の大きく二つに分けられる。この湊ができる場所は市村氏によって次のように類型化されている。①河川の河口やラグーン（潟湖：せきこ）あるいは湾にできた湊②内海にできた湊（市村 1996)。このうち内海をもたない唐津にある湊は前者である。

湊の機能として必要なのは船舶が安全に停泊できることが最低限の条件であり、その条件を満たすため前近代における湊のできる場所は自然地形に拠るところが大きかった。特に河川の河口に発生するラグーンは、かつて日本列島沿岸部のいたるところに存在し、河川から運ばれた物資を海上輸送する際の中継地として機能するとともに外海から隔てられた天然の良港としても機能していた（文化庁文化財第二課 2022)。

このように湊ができる場所は、水産資源を獲得するための漁業や湊を介した人の移動や各地の物資が流通する水上交通・交易の場所としての機能を有していた。

（3）湊の構成

湊を構成する要素（施設）は時代によって変化するが、波風を避けるための堤防などの施設、水流などによる陸地の浸食を防ぐ護岸施設、人や物の積み下ろしのための雁木、桟橋などの施設、船を係留するための係留杭、船を安全に停泊させるための船溜まりなどの施設がある（文化庁文化財第二課前掲)。これらの施設が土中に埋没あるいは水没することで、水中遺跡が対象とする遺構となる。

2．環境と地名

（1）地理的環境

唐津地域は、東は背振山系を介して佐賀市・福岡県糸島市に、南は天山山系を介して多久市に、西は伊万里市と伊万里湾を介して長崎県松浦市に、北は玄海灘を介して長崎県壱岐市にそれぞれ接している。地質的には①東松浦溶岩台地域（通称：上場台地、以下、この用語を使用する）②松浦杵島丘陵地域③脊振山地西部域④唐津平野⑤島嶼域（東松浦半島沿岸部も含む）の五つに区分できる。このうち湊の舞台となった唐津の海や唐津平野・上場台地に所在する代表的な河川および島嶼について概観する（図2)。

①玄界灘

玄界灘は九州北岸の沖合で福岡県宗像市大島から長崎県壱岐島の間の海区を指す。この海区の中に唐津湾・唐房湾・名護屋浦・仮屋湾・伊万里湾などが含まれる。

玄界灘の歴史的特色は、古代・中世を通じて海上交通・対外交易に中心的な役割を果たした「博多津」を擁したことである。博多津は古代、遣唐使や遣新羅使の発着拠点となり、唐や新羅から派遣された国使の迎賓館としても機能した鴻臚館が立地し、対外交渉における独占的な地位を築いていた。

壱岐島
玄界灘
小川島
加唐島
松島
馬渡島
名護屋浦
加部島
姫島
神集島
波戸
小友
呼子
名護屋
屋形石
湊
唐津湾
串
潟川
相賀
外津
上場台地
唐房湾
吉井
仮屋湾
大島
高島
向島
唐房
仮屋
鹿家
京泊
佐志
有浦川
駄竹
妙見
菖津
佐志川
材木町
玉島川
星賀
新堀
浜崎
座川
満島
鷹島
水主町
晴気
高串
町田川
半田川
横田川
大浦
杉野浦
徳須恵川
湯野浦
伊万里湾
福島
厳木川
波多津
黒川
松浦川
伊万里

図２　唐津の湊

中世には鴻臚館の対外交易拠点としての機能を引き継ぐ中世都市博多が誕生した（大庭 2019）。

②松浦川

松浦川は別名松浦西川とも言う。武雄市と有田町の境にある黒髪山付近を源流とし、多くの小河川を合わせながら北流し、唐津市相知町で厳木川を合わせて唐津市街地の北東に位置する満島山の東麓を流れ、唐津湾に注ぐ川である。延長45.3㎞の１級河川。

厳木川は別名松浦東川とも言う。唐津市厳木町椿山付近を源流とし、河川の支流を合わせながら西流する。唐津市相知町で松浦川本流と合流する。延長23.7㎞。

徳須恵川は旧名を波多川ともいい、伊万里市南波多町の大陣岳北麓付近を源流とし、各河川の支流を合わせながら唐津市川原橋付近で松浦川と合流する。延長17.5㎞。

③唐津平野東部

玉島川は唐津市七山村と福岡県糸島市二丈町の境にある荒川峠付近を源流とし、北流しながら小河川の支流を合わせて、唐津湾東端部に注ぐ川。延長16.3㎞の２級河川。

横田川は旧唐津市と浜玉町内の境界付近を源流とし、北流して玉島川の河口付近で合流し、唐津湾へ注ぐ。延長5.5㎞。

半田川は観音の滝付近を源流とし、鏡山南麓を北西に流れる。途中で宇木川・新川の支流を合流して西に流れ松浦川右岸に注ぐ。

④唐津平野西部

町田川は上場台地の竹木場付近を源流とし、北東に流れ唐津市街地へと入り松浦川河口に注ぐ川である。延長５㎞。

佐志川は唐津市見借付近を源流とし、上場台地の東縁の崖下沿いを北流し、同市佐志で唐津湾に注ぐ川である。延長５㎞の２級河川。

⑤上場台地

上場台地は東松浦半島の大半を占め、第三系や花崗岩類の基盤の上に第三紀末期に噴出した東松浦玄武岩類が覆う溶岩台地である。沿岸部のリアス式海岸はところどころで深く入り組み、天然の良港を形成している。内陸部は平野が少なく河川に大きなものは見られない。上場台地を流れる河川は名護屋浦へ注ぐ潟川、仮屋湾へ注ぐ有浦川、座川（そぞろがわ）などがある。

上場台地の歴史的特色として、上場台地北部の名護屋一帯に、豊臣秀吉による文禄・慶長の役における前線基地となった名護屋城跡を中心とした諸大名の陣屋跡が散在していることが挙げられる。

⑥島嶼

唐津湾および伊万里湾周辺に所在する有人島の島嶼として、唐津湾に浮かぶ高島（唐津市）および玄界灘に浮かぶ神集島（唐津市）、加部島、小川島（以上、唐津市呼子町）、加唐島、松島、馬渡島（以上、唐津市鎮西町）、向島（唐津市肥前町）、伊万里湾に浮かぶ鷹島、福島（以上、長崎県松浦市）が挙げられる。このうち唐津市所在の島嶼では加唐島に大泊川、馬渡島に河内川が存在する。

島嶼の歴史的特色として、古代の神集島では遣唐使、遣新羅使が大陸・半島へと渡る停泊地となったほか『延喜式』巻第二十八には「柏嶋牛牧」との記載があり牛牧が行われていたと考えられる。また、近世の小川島では組織的な捕鯨が行われていたことが挙げられる。

（２）歴史的地名

現在、唐津地域を指す「唐津（からつ）」および「松浦（まつうら）」という地名は、両者とも「津」や「浦」という文字が用いられ、海に臨んだ唐津の地理的特徴をあらわした地名である。また、唐津地域の沿岸部には湊を示す地名が数多くある（表１）。

表１　唐津の湊一覧

番号	地名／現在の地名	海・湾	立地：河川	行政区名
1	浜崎（はまさき）	唐津湾	河口：玉島川	唐津市浜玉町
2	満島（みつしま）／東唐津		河口：松浦川	唐津市
3	水主町（かこまち）		河口：松浦川	唐津市
4	新堀（しんぼり）		河口：松浦川	唐津市
5	材木町（ざいもくまち）		松浦川・町田川	唐津市
6	高島（たかしま）		島嶼	唐津市
7	大島（おおしま）		島嶼	唐津市
8	妙見（みょうけん）／西唐津		－	唐津市
9	佐志（さし）	唐房湾	河口：佐志川	唐津市
10	唐房（とうぼう）		河口：浦川	唐津市
11	相賀（おうか）		－	唐津市
12	湊（みなと）	玄界灘	橋本川	唐津市
13	神集島（かしわじま）		島嶼	唐津市
14	屋形石（やかたいし）		－	唐津市
15	小友（こども）		－	唐津市呼子町
16	呼子（よぶこ）	名護屋浦	河口：江頭川	唐津市呼子町
17	加部島（かべしま）	玄界灘	島嶼	唐津市呼子町
18	小川島（おがわしま）		島嶼	唐津市呼子町
19	名護屋（なごや）	名護屋浦	潟川・野元川	唐津市鎮西町
20	加唐島（かからしま）	玄界灘	島嶼：大泊川	唐津市鎮西町
21	松島（まつしま）		島嶼	唐津市鎮西町
22	馬渡島（まだらしま）		島嶼：河内川	唐津市鎮西町
23	波戸（はど）		－	唐津市鎮西町
24	串（くし）	串浦	－	唐津市鎮西町
25	外津（ほかわづ）	外津浦	志礼川	東松浦郡玄海町
26	仮屋（かりや）	仮屋湾	有浦川・座川	東松浦郡玄海町
27	菖津（しょうづ）		－	唐津市肥前町
28	京泊（きょうどまり）		－	唐津市肥前町
29	向島（むくしま）	伊万里湾	島嶼	唐津市肥前町
30	駄竹（だちく）		浦ノ田川・古久祖川	唐津市肥前町
31	星賀（ほしか）		－	唐津市肥前町
32	晴気（はれぎ）		－	唐津市肥前町
33	高串（たかくし）		新田川	唐津市肥前町
34	大浦（おおうら）		－	唐津市肥前町
35	杉野浦（すぎのうら）		－	唐津市肥前町
36	湯野浦（ゆのうら）		－	唐津市肥前町
37	波多津（はたつ）		－	伊万里市波多津町
38	黒川（くろかわ）		－	伊万里市黒川
39	鷹島（たかしま）		島嶼	長崎県松浦市
40	福島（ふくしま）		島嶼	長崎県松浦市

この唐津地域の歴史的地名は、弥生時代の『魏志倭人伝』に「末盧国（まつろこく）」と記されることが初見である。また、『古事記』中巻、『先代旧事本紀』巻十には末盧県（まつらのあがた・まつらがた）・末盧国造（まつらのくにのみやつこ・まつらこくぞう）と記載される。

８世紀に編纂された『日本書紀』巻第九および『肥前国風土記』では気長足姫尊（神功皇后）の新羅征討説話に関連して、当地を「梅豆羅国・希見の国（めづらのくに）」とし、その後、訛って「松浦」という地名になったとしている。

黒田裕一氏によると『万葉集』巻第五では「麻通羅（まつら）」や「麻都良（まつら）」と記され、当時は「まつら」と呼称されていたとする。また『魏志倭人伝』に記される通り、「まつろ・まつら」的な地名は古くから呼称されており、その後『記紀』編纂段階の８世紀前半までには「松浦」の地名が固有名詞としてあてられたと考えられるという（黒田 2008）。

一方、「唐津」の地名は、11世紀後半に大宰府の安楽寺の荘園のひとつの『安楽寺文書』に「辛津荘（からつのしょう）」という記載が見られるのが初見である。その後時代をおいて、『有浦文書』の「波多廣押書（107）」正平23年（1368）４月13日付けで「唐津在津」との記載や、ほぼ同時期の建徳２年（1371）８月４日造立の紀年を持つ大聖院蔵の十一面観音坐像の胎内名に「肥前国松浦郡西郷唐津社本地堂本尊事」との一文が見られる。この記述から南北朝時代頃には、「唐津」の地名が成立していたことが推測される（岡崎 1982・宮武 1997）。しかし「唐津」の名称は継続的には見られず、一時的な地名表記に留まったようである。

再び黒田氏によると「唐津」という地名は唐津地域の支配権力であった松浦党諸氏の中に「唐津」の地名を冠する武将はいないことから、氏族や村の名前に附随するものではないことをふまえて、次のような推測をされている。

唐津の表記が確認される11世紀後半から12世紀には、博多をはじめとした九州の湊に宋人が居留地とした「唐坊・唐房（トウボウ）」が形成される。この「唐房」という地名は現在も唐津に存在しており、「唐房」および「唐津」は中国人居留地であるとともに大陸・半島へと渡る重要拠点・施設としての意味合いを持っていたとし、この「唐津」が拠点・施設的な呼称から、「松浦」に代わる地名的な呼称へと転化するのは、後の15、16世紀になってからのことであると推定されている（黒田 前掲）。

３．唐津における湊の変遷（古代～近代）

唐津における湊のはじまりは、日本の各地域と同じく漁撈に伴って小規模な湊が敷設されたものであったと考えられる。しかし旧石器・縄文・弥生時代の湊について具体的な様相は知りえない。弥生時代に記された『魏志倭人伝』には魏使が半島の狗邪韓国を出発し対馬国、壱岐国を経て九州島への上陸地点として「末盧国」へと入っている。このことから「末盧国」には魏使や他の船が出入りするための湊が存在していたと考えられるが、今のところ考古学的な痕跡は残されていない。

弥生時代における湊の遺構としては、長崎県壱岐島で発見された原の辻遺跡の船着き場跡がある。この船着き場跡は突堤状の形状をなし、石積みや樹皮を貼り付け、木杭などの敷設をした護岸の機能を持った湊である。白石渓冴氏は出土した土器の年代観から紀元前２世紀後半以降と想定されている（白石 2020）。

（１）古代：大陸・半島への湊

①古代の湊

古代の唐津地域は肥前国松浦郡にあたる。松浦郡の範囲は現在の行政区分では、東松浦郡（唐津市、

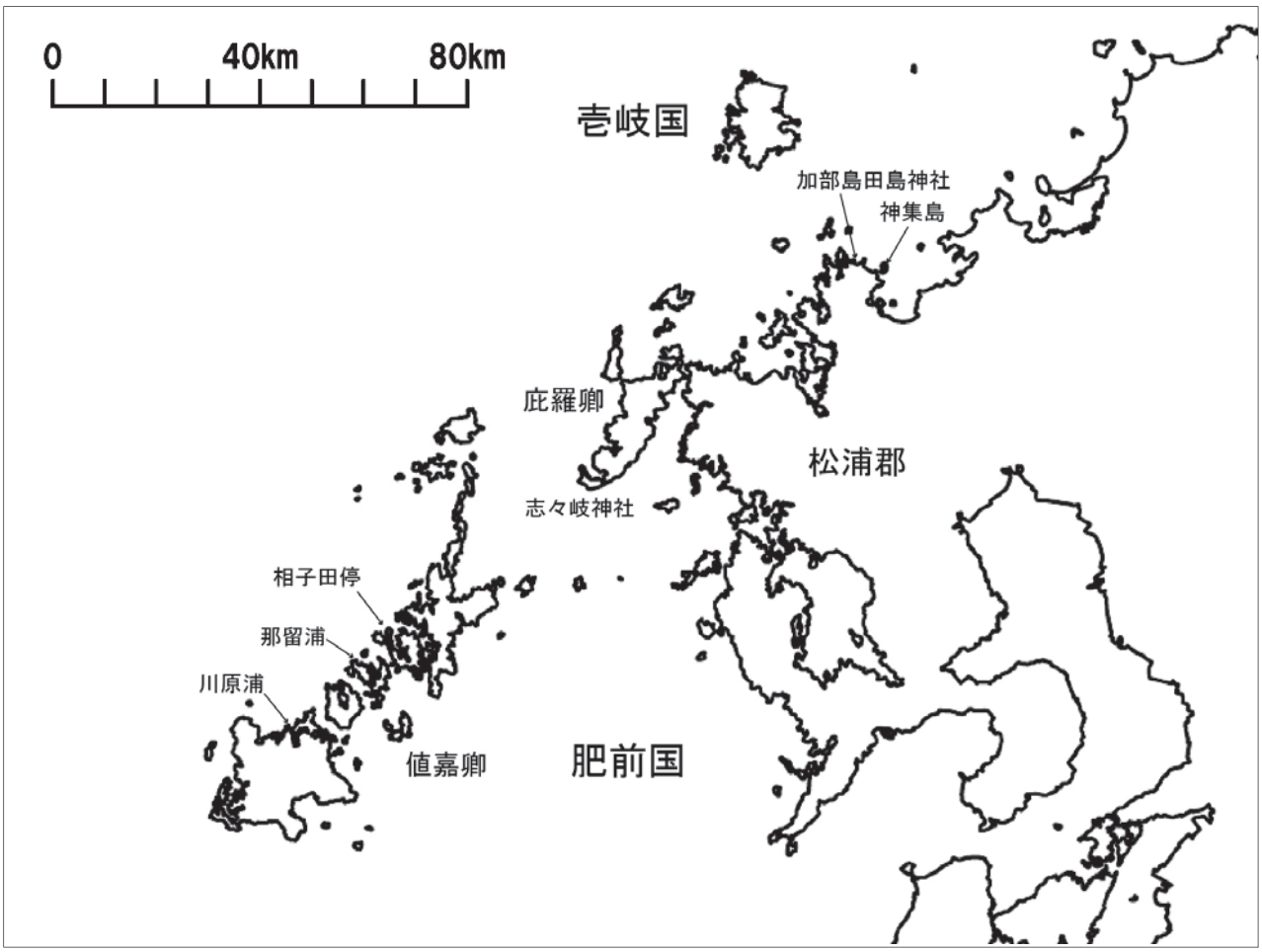

①松浦郡の範囲(S＝1/706,000)

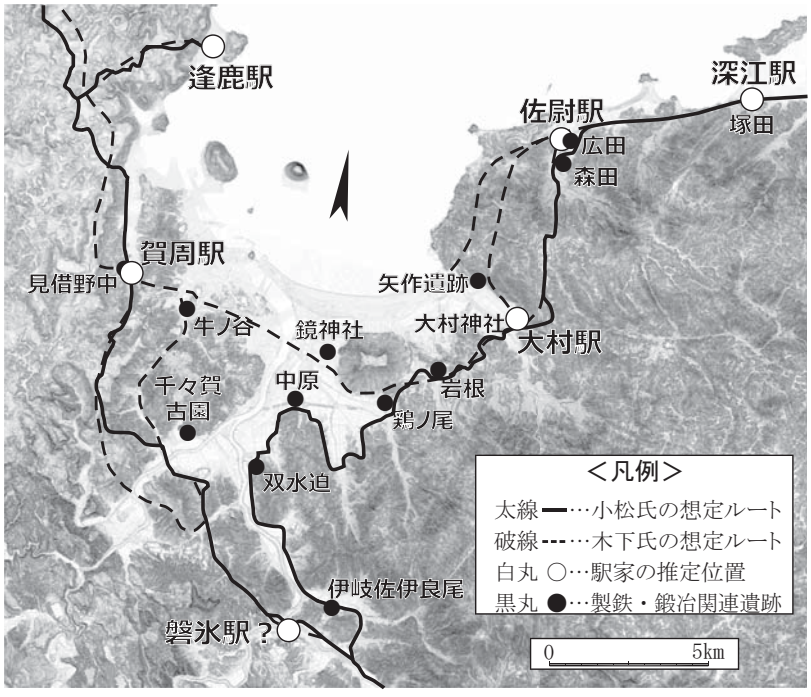

②推定古代官道のルートと郡衙関連遺跡(S＝1/250,000)

図３　松浦郡の湊

玄海町)、西松浦郡（伊万里市、有田町）北松浦郡（松浦市、平戸市、佐世保市、佐々町、小値賀町）南松浦郡（五島市、新上五島町）と広大な面積を有していた（図３①)。

松浦郡について記した古代の文献は主に『肥前国風土記』『延喜式』『和名類聚抄』が挙げられる。『肥前国風土記』には松浦郡の古代行政組織として郷11所、里26所、駅５所、烽８所と記される。このうち『延喜式』巻第二十八には古代官道の駅として「磐氷」（比定地不明）「大村」（唐津市浜玉町）「賀周」（唐津市見借）「逢鹿」（唐津市相賀、湊）「登望」（唐津市呼子町小友）が存在し、『和名類聚抄』には松浦郡の郷として「庇羅（ひら)」（長崎県平戸市）「大沼（おおぬ)」（比定地不明）「値嘉（ちか)」（長崎県五島市、新上五島町）「生佐（いきさ)」（唐津市伊岐佐）「久利（くり)」（唐津市久里）が存在したとする（註２)。

松浦郡に所在する古代官道のうち逢鹿の駅および登望の駅は陸路としての駅の終着点であり、ここから湊を出発し大陸や半島へと赴いた渡海拠点であったと考えられる（岡崎 1982)。

以下、古代の文献史料から唐津地域が大陸・半島への渡海・着岸拠点となったと考えられる事例を列挙する。

『日本書紀』巻第十四には、百済の蓋鹵王が日本に遣わした女性が「筑紫各羅嶋」で出産したと記録される。その子は「嶋君」と名付けられ、長じて武寧王となった。この「各羅嶋」は加唐島に比定される。

『肥前国風土記』には大伴狭手彦と恋に落ち、別離を悲しみ非業の死を遂げた松浦佐用姫伝説が伝えられる。この大伴狭手彦とは６世紀頃を中心に大連として活躍した豪族である。『日本書紀』には宣化天皇２年（537)、新羅が任那を攻めたことから、任那に渡海して戦いを鎮圧するとともに百済を救援したと記録される。大伴狭手彦は半島へと渡るため当地に赴き、松浦佐用姫と出会うこととなる。伝承に登場する「褶振の峯」「鏡の渡」などの地名は現在の鏡付近が比定地となることから、大伴狭手彦は半島への出兵にあたり、松浦川河口付近から渡海したと考えられる。

奈良時代から平安時代初頭の日本は、大陸の先進文化を学ぶことを目的に遣唐使を派遣した。遣唐使の派遣は舒明２年（630）に始まり、寛平６年（894）に終了した。この260年間の間に諸説あるものの12～20回ほど遣唐使を派遣したとされる。

遣唐使が大陸への往復に使った航路は、北路、南島路、南路の三航路と渤海路があったことが判明している。このうち松浦郡を経由した航路は南路である。第１～２次までの遣唐使航路は北路を使っていたが、７世紀半ばより顕著となった朝鮮半島の内乱によって航路を改めざるを得なくなった。第３次遣唐使派遣によって南路の開拓を行い、第４次の遣唐使派遣で初めて渡海に成功した。これ以後、南路は主要な航路となるが東シナ海を横断することから遭難する可能性が高かった。そのため遭難した船が、新羅に漂着することに備えて遣新羅使が派遣されるようになった（酒寄 2014)。

遣新羅使の航路は『万葉集』に収められた使者の歌から辿ることができる。中央を出発した遣新羅使は、筑前国の「韓亭」・「引津亭」を経て、肥前国松浦郡の「狛島亭（唐津市神集島)」に停泊し、壱岐島へと渡っている（松原 2004)。

『入唐五家伝』の『頭陀親王入唐略記』によると、貞観３年（862）真如親王は、入唐を目指し鴻臚館から壱岐へと向かったが、そこでの待遇に嫌気がさし、斑島（馬渡島）に渡っている。この斑島には白水郎が多くいたとする。その後柏島（神集島）に滞在し、宋の商人に造船を行わせている。約半年後、完成した船に乗って一度鴻臚館へと戻り、そこから入唐を果たしている。

この記述から当時の神集島には、外洋航海に耐えられる造船技術があり、中国商人がいたことが分かる。田島公氏によると外洋航海の船は楠の木で造ることから、この時に造られた船も楠製であった

と推測されている。なお、楠は暖地性の樹木で九州地方は主要産地となっている（田島 1997）。

寛仁３年（1019）に起こった刀伊の入寇は、『朝野群載』によると刀伊軍は初め対馬・壱岐に侵攻した。その後、怡土・志摩・早良の三郡に侵攻し、能古島や博多警固所まで攻めたが、大宰府政庁側や在地の武士勢力の活躍により、筑前志摩郡の船越湾において刀伊軍は敗走し西へと逃れた。刀伊軍は敗走先の松浦郡の唐津湾周辺に出没し、沿岸の村々に侵攻したため前肥前介源知（さきのひぜんのすけみなもとのしらす）らが郡内の兵士を率いて戦っている（関 2021）。

『小右記』万寿４年（1027）８月30日条には宋の商船が松浦郡柏島（神集島）に着岸している。また、『扶桑略記』巻第29および『元亨釈書』巻第16には延久４年（1072）には京都大雲寺の僧、成尋が松浦郡壁島（加部島）から「唐人船」に同乗して入宋している（徳永 1998）。

以上、古代の文献史料の記述から、松浦郡が大陸・半島への渡海拠点として重要な位置を占めていたことが窺える。次に考古学的な調査成果から見た松浦郡の湊について述べる。

②松浦郡の湊

古代の湊における公的な湊は郡衙に附随することから、郡衙の推定位置から湊の存在を追う（千田 2001）。松浦郡の郡衙の位置は現時点の研究において確定していないが、これまでの発掘調査成果による郡衙候補地として千々賀古園遺跡と中原遺跡が挙げられる（図３②）。

千々賀古園遺跡は、唐津市千々賀に所在する遺跡で松浦川支流の徳須恵川左岸の低平な沖積地上に立地する。唐津市教育委員会と佐賀県教育委員会によって過去３回の発掘調査が行われている。このうち平成８年（1996）度の調査では「コ」の字型配置をとる３棟の掘立柱建物跡が検出されている。この掘立柱建物跡群を、仮に郡衙政庁とすれば南北棟の１・２号建物跡が脇殿に相当し、東西棟の３号建物跡が正殿に相当するが、１～３号棟に隔絶性が見られず柱筋が通らず掘方が不定形であり、他の郡衙検出事例から比較して見劣りがすることから、郡庁ではなく郡庁に付属する倉庫群あるいは工房ではなかったかとしている（唐津市教育委員会 1997）。山口亨氏は更に遺跡が徳須恵川に近接することから積出港的な性格を持った湊があったのではないかと推定されている。また、山口氏は前述の掘立柱建物跡について千々賀古園遺跡の盛期が７世紀末を上限として８世紀にあたること、カキ目調整を施した平瓦や多数の墨書土器が出土していることをふまえて、天平16年（744）の『續日本紀』に記された壱岐嶋分寺の造営に関わる施設であったと結論づけている（山口 2004）。

なお、千々賀古園遺跡より下流に位置する徳須恵川と松浦川が合流する地点の左岸丘陵上では古代の瓦窯である川原橋窯跡が所在しており、発掘調査は行われていないがカキ目平瓦が採集されている。ここで焼成された平瓦は水運によって松浦郡や壱岐島の公的施設へと運搬されたのではないかと考えられる。

中原遺跡は千々賀古園遺跡から松浦川を挟んだ東岸に位置する。中原遺跡は西九州自動車道の建設に伴い大規模な発掘調査が行われ掘立柱建物跡、水田跡、流路や溝跡を検出し、木簡や多量の墨書土器が出土している。小松譲氏は『肥前国風土記』による肥前国府からの道筋となる官道の駅路の比定地と関連して、中原遺跡が８世紀後半から９世紀前半にかけて盛期を迎えるのは、公的な役割を担った在地首長が主導した湊の経営によるものとし、本遺跡が松浦郡における水上交通・交易の窓口港となったのではないかと推測されている（小松 2007）。

（２）中世：松浦党の湊

①中世の湊

中世の唐津地域は鎌倉幕府成立後、鏡荘には草野氏が鏡神社の大宮司となって入部して地頭職を果

たし、松浦荘には松浦党と呼ばれる佐志氏、神田氏、石志氏など各領主が割拠して治めていた。

松浦党とは嵯峨源氏の末裔と称し、地域に結びついた在地領主の集団で、その地理的な性格から海民・海の領主としての側面を持っていた。この松浦党が活動の場とした湊は大陸・半島で作成された文献資料上にも現れる（図４②・③）。

図４②は朝鮮通信使であった申叔舟が文明３年（1471）に著した『海東諸国紀』に付された「日本国西海道九州図」である。この絵図に見える九州島を囲むように描かれる白線は当時の航路を示している。九州の東西を縦断する航路や本州・中国大陸・朝鮮半島へと向かう航路が描かれ、同絵図には当時の領主である上松浦の佐志、鴨打、呼子や下松浦の志佐、田平などの松浦党領主の名前が見える。また、図４③は明の章潢が天文10年（1541）から天正５年（1577）にかけて編纂した『図書篇』中の「日本国図」、九州部分である。鄭若曽が編纂した『籌海図編』の系統を引く行基図で、九州における代表的な湊が記されている。『籌海図編』の編纂が永禄５年（1562）であることから、『図書篇』の図もほぼ同年代に作成されたと考えられ、16世紀中葉の港湾の立地を示していると考えられる。この絵図には唐津湾を示したものとして「此湖横直百八十里」と記されており、この「湖」を囲むように「法麻撒几（はまさき）」（唐津市浜崎）をはじめとした唐津湾沿岸地域の湊の地名が読み取れる。この大陸・半島からもその存在が認識されていた松浦党のうち佐志氏に関わる湊を見ていきたい。

②佐志の湊

松浦党佐志氏は現在の唐津市佐志を本拠とし、文献資料にみえる「佐志」の名称は、寛元２年（1244）の『山代家文書』中に登場する「佐志源次郎仰」を初出とし、以後、佐志氏の活動は史料上に散見される。

佐志は唐房湾に面し、西は上場台地と東にある松浦杵島丘陵地の間に挟まれた南北を流れる小河川の佐志川沿いに集落を形成している。この佐志川河口左岸には小規模な袋状のラグーンがあったとされ、この入海より湊が展開したとされている（宮武 2017）。

この佐志の湊について、筆者は宮武正登氏による一連の論考（宮武 1997・2008・2017）に依拠しつつ景観復元を行ったことがある（鮎川 2020）。今回、改めて佐志の湊の景観について言及したい。

景観復元にあたり、まず佐志氏に関連する各遺跡を紹介する。徳蔵谷遺跡・佐志中通遺跡・汐入遺跡・浜田城跡のうち、平成４～14年にかけて徳蔵谷遺跡・佐志中通遺跡が調査され、平成16・17年には汐入遺跡の調査が行われた。これらの遺跡は12世紀代から16世紀初頭までの集落が重複する複合遺跡だが、室町期の遺構を中心に見ていきたい。

徳蔵谷遺跡は佐志川の河口西岸に立地し、佐志川が運んだ土砂でつくられた砂丘と、西からせり出す上場台地の裾野との接点にあたる。主な遺構は船着き場遺構、大型掘立柱建物跡、池状遺構、堀跡、土師器皿窯跡、鍛冶遺構である。船着き場遺構とされたのは、水際に向かって凸状に延びだすように石垣が積まれ、石垣に沿うように杭列も並んでいたからだが、その北側の約200㍍先には大型の掘立柱建物跡があり、建物跡に伴う遺構から瓦器風炉、香炉、石臼など、茶道具と考えられる奢侈品が出土しており、この空間は領主クラスの館・屋敷地だと考えられる。また、大型建物跡に付随する施設として建物跡の北側で池状遺構や堀跡が発見され、南には土師器皿窯跡や鍛冶遺構など小規模な工房が見つかっている。

佐志中通遺跡は徳蔵谷遺跡と同じ砂丘上の北側に接する遺跡で、礎石建物跡や道状遺構を検出している。礎石建物跡は平面形５㍍×３㍍程の小型の建物跡であり、礎石を伴う構造であることから、土蔵造りの倉庫と考えられる。道状遺構は床面が硬化し、平坦な道にはなっているが粗雑な造りである。この道の幅は約２～３㍍ほどで主軸は南北にあり、東西には約１～1.6㍍ほどの小道が延びていた。

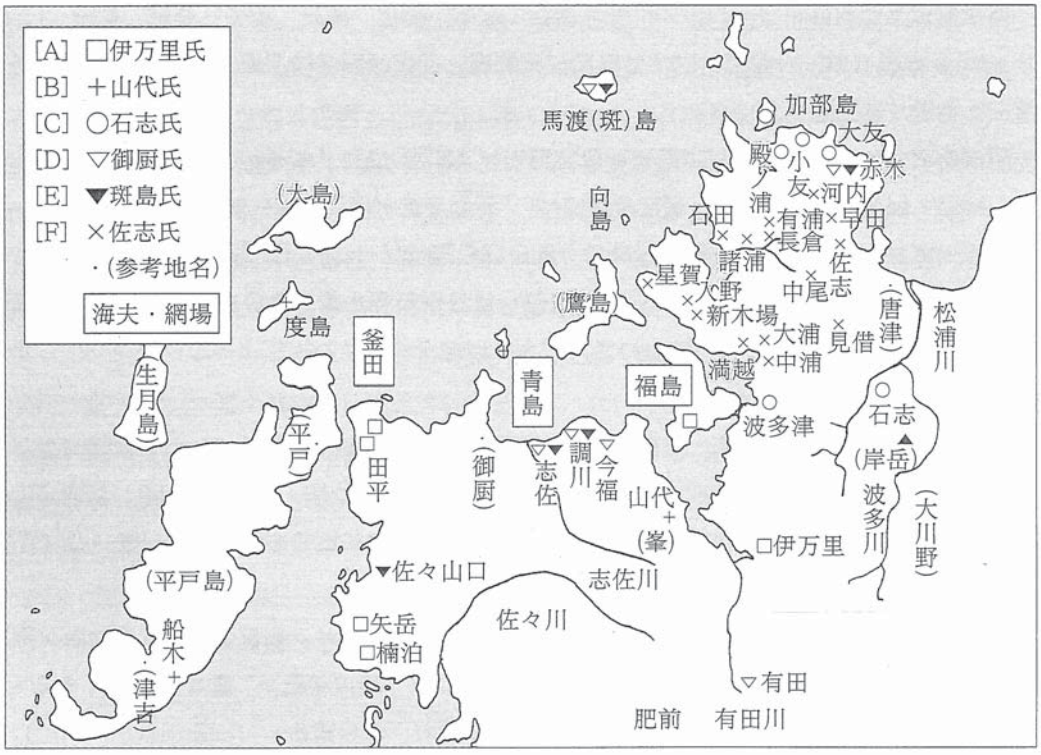

①松浦党所領範囲 (宮島 2006 より転載)

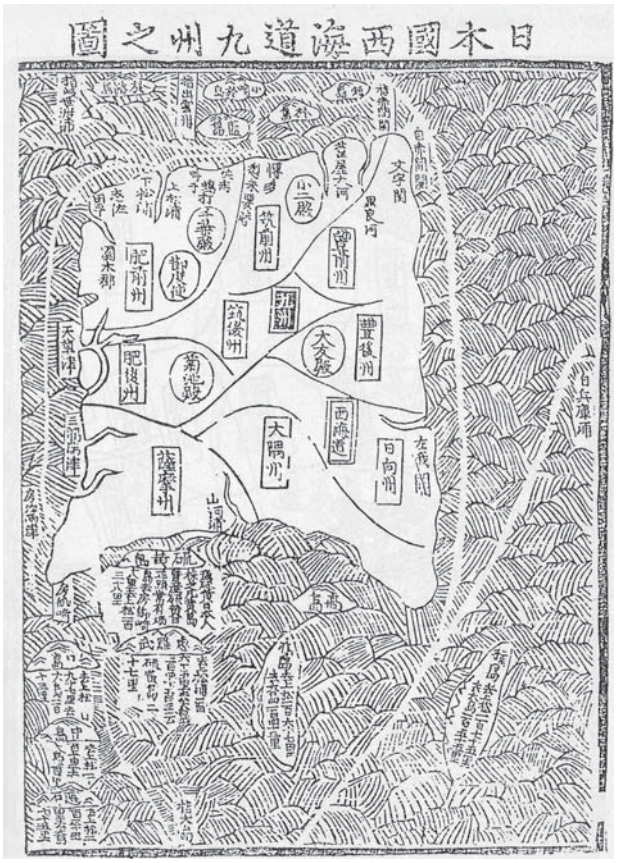

②「日本國西海道九州之圖」『海東諸国紀』
(田中 1991 より転載)

③「日本国図」『図書編』
(松下 1975 より転載)

図 4　松浦党の湊

延びた小道はそれぞれ区画を造り、各区画内より集石土壙や井戸跡などの生活痕跡を示す遺構が見つかっている。遺構の様相や出土遺物の多彩さから、市場の可能性が指摘されている。

佐志中通遺跡では、多量の貿易陶磁器が出土し、西北九州における周辺の調査例と比べても屈指の出土量を誇る。これらの遺物は、おそらく市場において商取引されたものと考えられる。中国陶磁器の内訳は龍泉窯・同安窯系のほか、磁竈窯系黄釉盤や磁州窯系白磁鉄絵壺、青花碗・皿・杯などで、朝鮮陶磁は高麗末期から朝鮮王朝前期の象嵌青磁、粉青沙器の瓶・碗・杯が多量に出土している。また、ベトナム産の白磁稜花皿や白磁鉄絵短頸壺といった東南アジア産の陶磁器も含むなど、交易港として栄えた佐志の湊の姿を具体的に示している。

汐入遺跡は佐志川中流域の丘陵地と台地が東西に迫る狭い平野に立地する。主な遺構として杭状遺構と流路跡が確認されており、遺構は高さ１㍍ほどの杭が佐志川に併行して約12㍍並んで残存していた。この杭列の脇では流路跡が確認され、漆器椀が出土したことから中世期の遺構と考えられる。この遺構は往時の河川流路に沿って直線的に並んだ護岸施設であり、徳蔵谷遺跡で確認された船着き場遺構とともに、中世の河川管理や湊の実態を示す好資料である。

浜田城跡は佐志川河口東岸の独立丘陵地に立地する山城で、眼下に佐志集落および唐房湾を一望できる。近世末期に編纂された『松浦昔鑑』や『松浦古事記』の地誌には、佐志氏の居城とある。また『松浦記集成』では天暦元年（947）「佐志将監」により築城されたとあるが、一次史料ではないため定かではない。現在、浜田城の山頂部を中心に残る曲輪、土塁、堀切などの特徴から、15世紀代の城郭の要素を持つとされ、その最終整備段階の下限は16世紀前葉に比定されている（宮武 2017）。

図５①②が佐志の湊の景観復元図である。時代は室町期を想定し、地形の復元などは宮武正登氏の研究を参考にした（宮武 前掲）。まず、湊に入るにあたって、海側からのランドマークとなったのが、向かって左にみえる黒崎山と、右にみえる往時は岬状に海へと突き出した浜田城が築かれた丘陵である。より遠くからの眺めでは、唐津湾と唐房湾を分かつ大島も、ランドマークとしての機能を果たしていたのかもしれない。

徳蔵谷遺跡・佐志中通遺跡の発掘の成果をもとに、集落の構成を見ていくと、佐志川河口西岸に広がるラグーンに船を係留し、海辺の近くに石垣造りの足場を設けた荷揚げ場を敷設した湊がある。湊の北西に領主クラスの館が建ち、さらにその北側には、土蔵造りの倉庫が並ぶ。この倉庫で湊から荷揚げされた物資を保管したと考えられる。倉庫の北側は、物資の商取引が行われた市場であろう。つまり、徳蔵谷・佐志中通遺跡は各遺構群から見て湊として必要な施設を持ち、交易によって得た物資が集まり、売り買いされるという一連の流れを追うことができる遺跡である。また、その遺構の配置から湊に対して在地の領主である佐志氏と寺社の介在を窺うことができる。

③上場台地の湊

中世末期、豊臣秀吉は文禄・慶長の役に際し、朝鮮侵攻の拠点として上場台地の名護屋の地に城を築いた。『肥前名護屋城図屏風』（図６①）はその当時の様子を描いたもので、名護屋城と諸大名の陣屋が描かれる。諸大名はここを渡海拠点として壱岐・対馬を経て釜山へと渡った。この図には名護屋浦、呼子浦、波戸浦、串浦における湊の様子が描かれている（図６）。

名護屋浦は上場台地における最大規模の浦で、矢倉を持ち、紋幕を張る安宅船が浮かんでいるのが確認できる。また浦内の入江には人や荷物を載せた小舟が行き交う様子や岸に繋留している様子が多数描かれている（図６②）。

呼子浦は集落が展開している東側（画面左側）の砂浜に小舟が幾艘も繋留している様子が見て取れるが、西側（画面右側）は磯浜のような表現をされている（図６④）。波戸浦や串浦も同様に小舟が

①佐志の湊遠景 (航空写真 : 南西から)

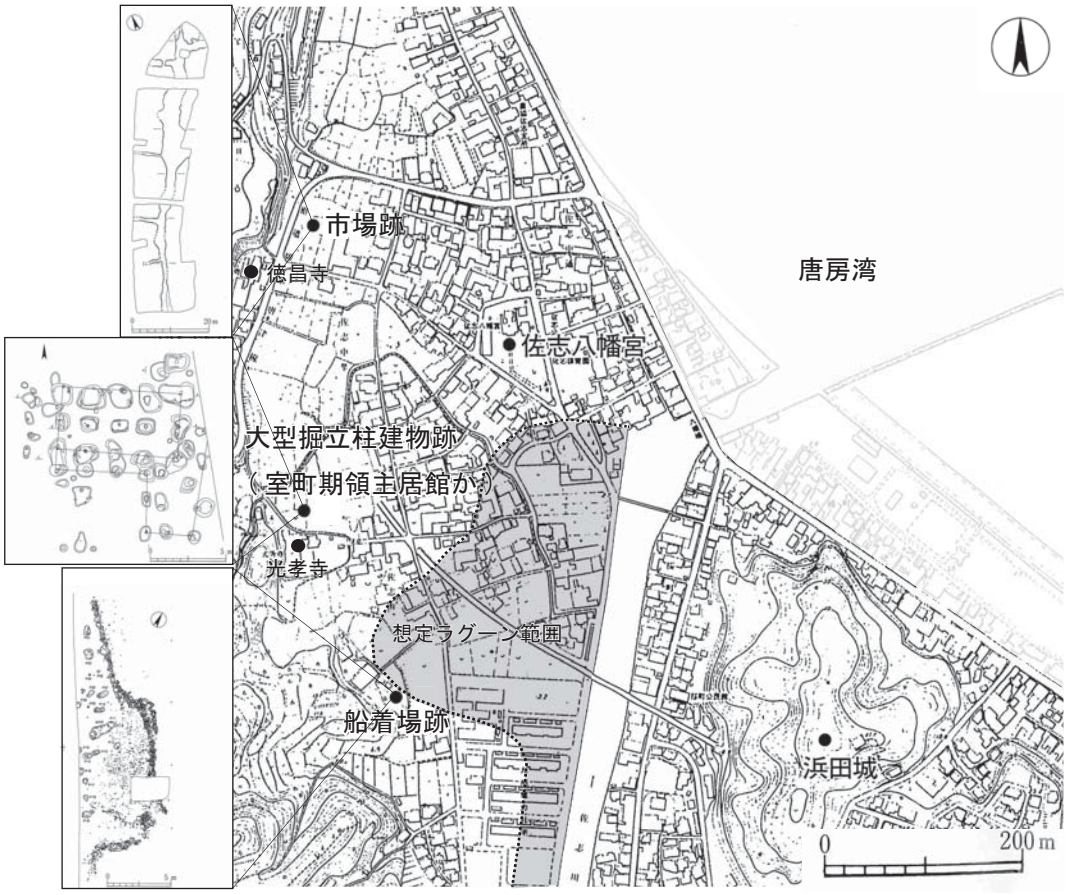

②佐志の湊景観復元図 (室町期)

図 5　佐志の湊

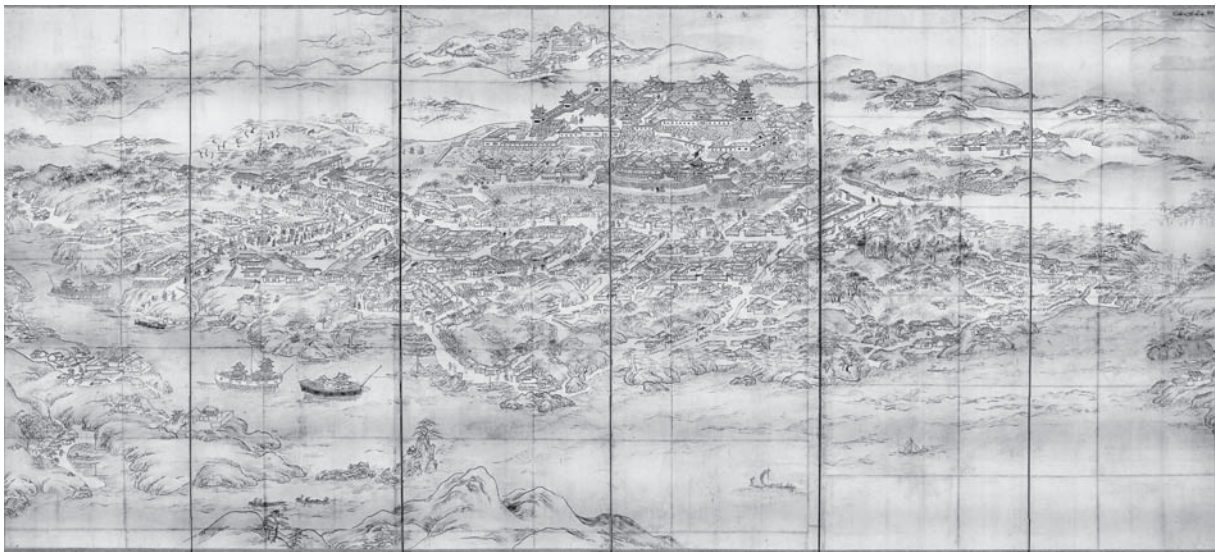

①『肥前名護屋城図屏風』(佐賀県立名護屋城博物館蔵)

②名護屋浦

③串浦

④呼子浦

⑤波戸浦

図6　上場台地の湊

繋留している様子が描かれる（図６③⑤）。

（３）近世：唐津藩の湊

①近世の湊

文禄２年（1593）５月、上松浦党の盟主であった波多三河守親は、文禄の役の際に改易となり、その後、寺沢志摩守広高は波多氏旧領である唐津６万３千石を領有した。慶長５年（1600）の関ヶ原の戦いの戦功により天草４万石を加えられ、さらに慶長19年（1614）には怡土郡２万石を得て、12万３千石を領有する大名へと成長した。しかし寺沢氏二代の兵庫頭堅高が正保４年（1647）に没すると、嗣子がいなかったことから断絶してしまう。その後、一時幕府領となったが、江戸時代を通じて譜代大名である大久保・松平・土井・水野・小笠原氏の順番で転封が続いた。

唐津城は慶長７年～13年（1602～1608）に寺沢志摩守広高によって築かれたと伝えられる。また近世城下町の形成は、城郭の築城とあわせて整備されることが多いことから、唐津城下町の形成も唐津城の築城と並行して造られたと考えられるが、具体的に示す史料は残されていない。

唐津城は唐津湾に臨む満島山の山頂を本丸とする。本丸には天守台について記した文献や絵図での描写が見られるが、天守が建てられていたことを示す資料はない。二ノ丸には藩主が居住する御殿や政庁があり、藩校、江戸在勤者の宿泊所、家臣の屋敷等があったとされる。二ノ丸と三ノ丸の間は、二ノ門堀と呼ばれる内堀で隔てられ、三ノ丸には唐津神社が鎮座し、家老をはじめとした上級武士が多く居住した。三ノ丸の南には外曲輪と呼ばれる町人が居住していた内町が広がる。この内町は堀に囲まれた城下町である。内町の東側にも城下町（外町）が続く。この外町には魚屋町、塩屋町、材木町、大石町、加子（水主）町、新堀町など、川や海に関連した町名が多く見られる（図７）。

唐津藩をはじめとする海付きの諸藩は、所有する船の維持・管理のため湊や湊に関連する施設の整備を行い、その担い手として船手と呼ばれる水軍を有していた。唐津藩における船手の役割は多様で、軍役のほか自藩の年貢米の廻送や専売品の売却、長崎警備の監督や厳木・七山の幕領からの年貢米廻送を担っていたことから、唐津藩の組織の中でも特に重要な位置を占めていた（久野 2011）。

また、江戸時代後期の唐津藩内には次の浦があった。満島浦、水主町、新堀、高島、大島、唐房浦、相賀浦、湊浦、神集島、小友浦、加部島、小川島、加唐島、名古屋浦、波戸浦、外津浦、仮屋浦、菖蒲浦、京泊浦、駄竹浦、星賀浦、晴気浦、高串浦、大浦、杉野浦、畑津浦、黒川浦、以上28の浦に浦庄屋が置かれており、唐津藩は浦庄屋を介して浦の人口、船数、船主の実態を把握していた。

②唐津城下の湊

唐津城下の湊は近世の図像資料において、その位置・構造などが描かれることから、以下に示す３点の資料から湊の様子を見てみたい（図７・８）。

「肥前国唐津城廻絵図」（正保年間：1644～1648）以下、正保絵図とする（註３）。

「肥州唐津城内図」（宝暦年間：1751～1763）以下、宝暦絵図とする（註４）。

「唐津城下図」（幕末～明治初期）以下、幕末絵図とする（註５）。

上記の資料から読み取れる湊をそれぞれ立地する場所から「本丸の湊」「内町の湊」「外町の湊」「御船宮の湊」「満島（水島）の湊」とする。

本丸の湊は「水之門」と「舩入門」がある。「水之門」は唐津城本丸南東側の松浦川河口に、「舩入門」は本丸南西側に位置していた。正保絵図の「水之門」、宝暦絵図の「舩入門」の描写では松浦川に向けて階段状に開口している様子が見られることから、共に雁木の構造であったと考えられる。

この二つの湊は唐津藩の最重要拠点である本丸に接続する湊のためか、絵図には番所が描かれる（図

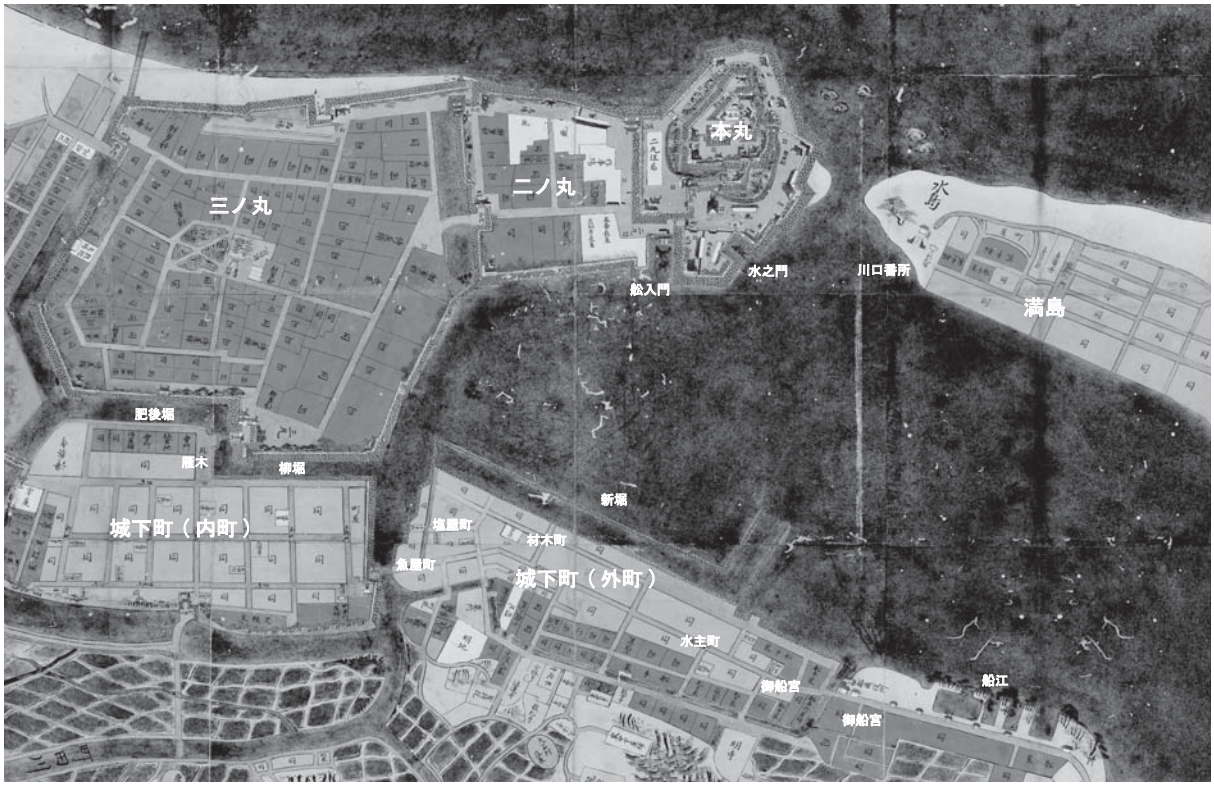

①唐津城下の湊「肥州唐津城内図」(唐津市教育委員会蔵)

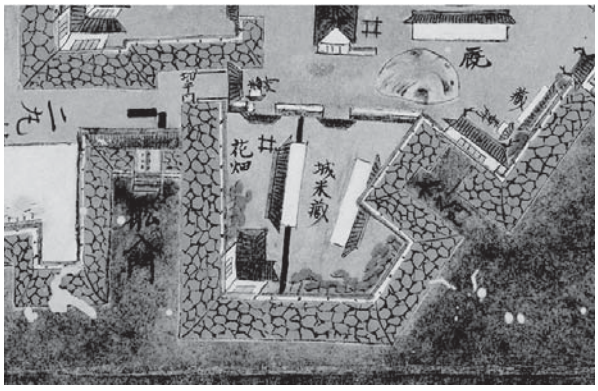

②本丸の湊 (水之門・舩入門)

③本丸の湊 (水之門・舩入門)

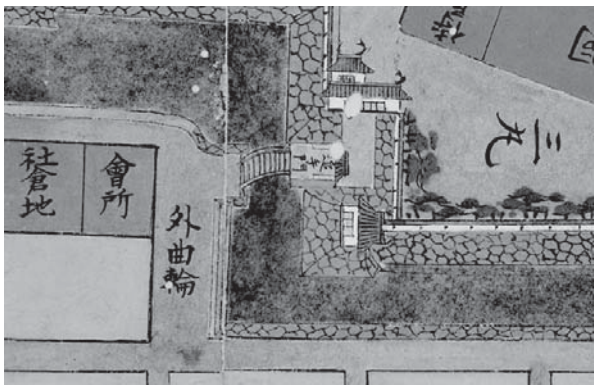

④内町の湊 (雁木)

⑤内町の湊 (雁木)

図 7　唐津城下の湊

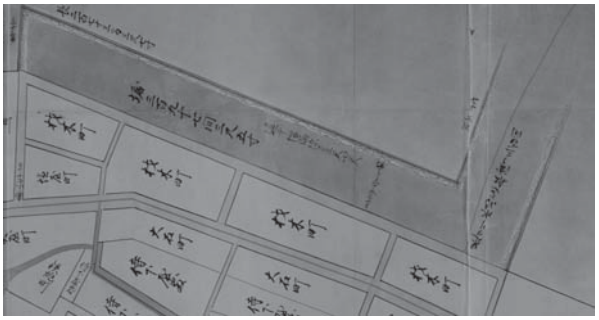

⑥外町の湊 (新堀)

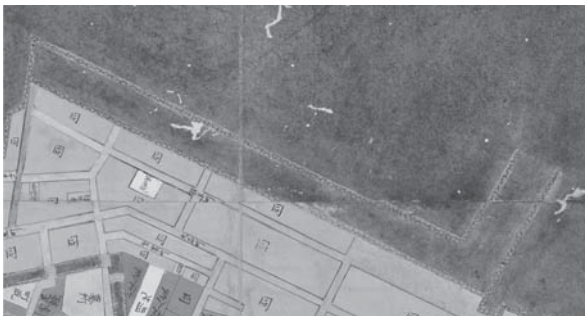

⑦外町の湊 (新堀)

⑧外町の湊 (南西から)

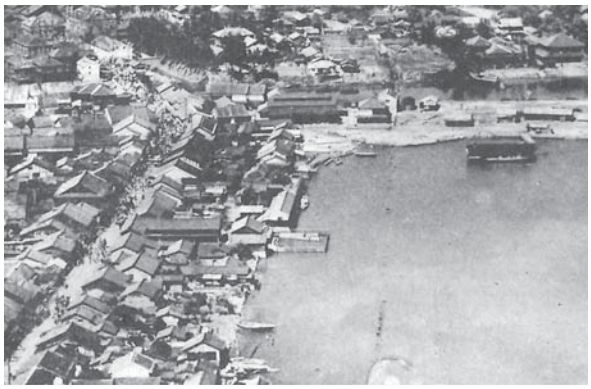

⑨外町の湊 (西から)

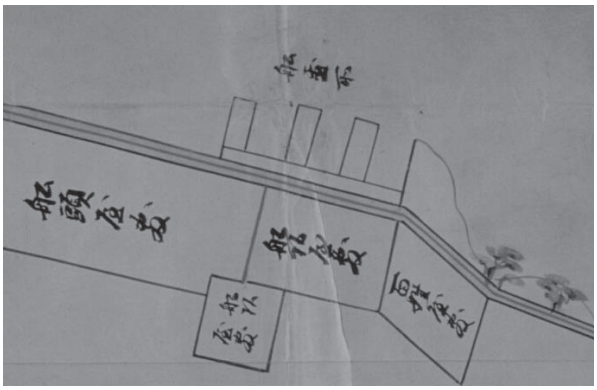

⑩御船宮の湊 (船江)

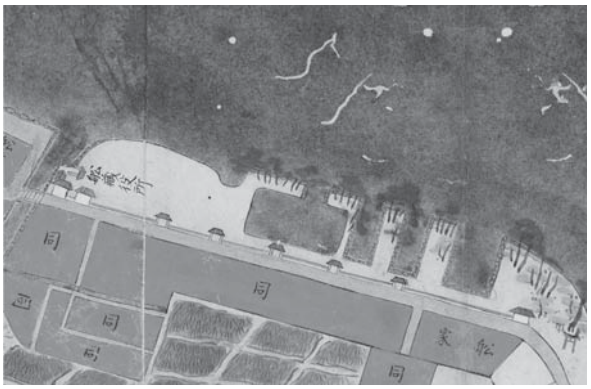

⑪御船宮の湊 (船江)

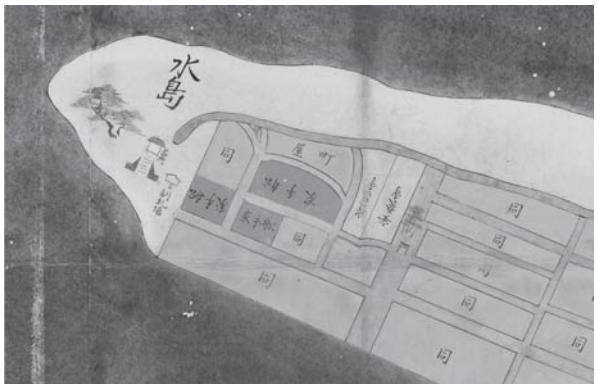

⑫満島 (水島) の湊

⑬満島 (水島) の湊

図 8　唐津城下の湊 2

７②③)。また、絵図の描写から読み取れる限り次のような機能を持っていたと推測できる。大久保時代（慶安２年（1649）～延宝６年（1678））頃を描いたとされる「唐津城図（仮)」（註６）には「水之門」において御座船など藩主や身分の高い人物が乗船する船が描かれる。一方、「舩入門」には、年貢米を積んだ荷舟が切手門を通り、唐津藩の「御米蔵」へと荷揚げする様子が描かれる。よって、この絵図から読み取れる情報としては、藩主や身分の高い人物が出入りするために使用する「水之門」、年貢米を米蔵へ運ぶ荷上場としての「舩入門」と役割分担をしていたのではないかと考えられる。

内町の湊は三ノ丸と城下町を区切る柳堀と肥後掘の境にある大手口付近の内町（城下町）側に設けられていた。宝暦絵図・幕末絵図ともに階段状の表現がなされていることから、船から物資の積み下ろしをするための雁木が設けられていたことが分かる（図７④⑤)。この内町の湊は松浦川河口より柳堀を通って、雁木へ向かうことができ、直接、内町（城下町）へとアクセスできる場所であった。

外町の湊は材木町に接して松浦川河口に位置する湊である。この湊は『松浦叢書』に所収される「松浦要略記」によると「前略　材木町は惣町御取立の割捨濱にての所、志摩守様天守臺より御遊覧被候處、城下に船着きの所無是候間、水堀ほらせる様被仰付、後略」「松浦要略記」『松浦叢書』※傍線筆者（註７）という由来が残る。また、正保絵図には法量として「堀三百九十七間三尺五寸」と記し、江戸時代後期の絵図「肥前国唐津之城」（佐賀県立図書館蔵）には、この堀を指して「新堀」と表記する。

図８⑥⑦の描写では材木町から川側へ平面形Ｌ字状に延び出すように表現されている。現在この湊は近代の埋め立て工事により、その構造を知ることはできないが埋め立て前に写された古写真から河川内にわずかな石列の痕跡が見られ、近代まで残存していたことが分かる（図８⑧⑨)。

この外町の湊は潮の満ち引きや松浦川が運んだ土砂によって浅くなった川床によって船が座礁することを防ぐため、河川内に石垣を築き、内部を浚渫して使用していたと考えられる。

船宮町の湊は唐津水軍の拠点となった「船江」がある。船江は松浦川に面し、藩が所有し、藩主や重臣および役人が公務で用いる御手船を停泊させる湊であった（久野 2011)。正保・宝暦絵図に描かれる船江には船を係留させる船溜まりや河川に突き出す堤防が見える（図８⑫⑬)。

満島（水島）の湊があった満島は松浦川に面して加子屋敷が、唐津湾側には船頭屋敷や浦町があり、砂丘の突先にあたる西端には入港する船の船改めを行った川口番所が置かれていた。幕末絵図の描写では満島の南側（松浦川側）に階段状の雁木が描かれる。一方、満島西端の河口部分では砂浜の前に舟が停泊する描写から、砂浜に舟をそのまま着岸していたと考えられる。これは近代の古写真においても、舟が砂浜に着岸している様子が撮影されている。

以上、唐津城下における湊は、それぞれ立地する場所で役割・機能が分かれており、これらの湊はひとつで完結するものではなく、有機的な繋がりを持って関連していたと考えられる。

③島嶼の湊

唐津地域を含む西海地域では近世から近代にかけて鯨漁が盛んであった。捕鯨の方法は、17世紀初め頃は突取捕鯨であったが、享保年間（1716～36）頃から網掛突取捕鯨が導入されたと考えられている。この鯨漁を専門に行う組織は鯨組と呼ばれ、唐津藩領では小川島漁場において呼子の中尾甚六鯨組を中心に捕鯨が盛んに行われていた。その様子は捕鯨図説と呼ばれる『肥前州産物図考』や『勇魚取絵詞』などに描かれている。

図９①は『肥前州産物図考』に描かれた小川島の平面図。図９②は同書に所収される「小児の弄鯨一件の巻」。この図説には小川島漁場における沖場で仕留めた鯨を解体するため納屋場へと運ぶ様子を描いている（註８)。

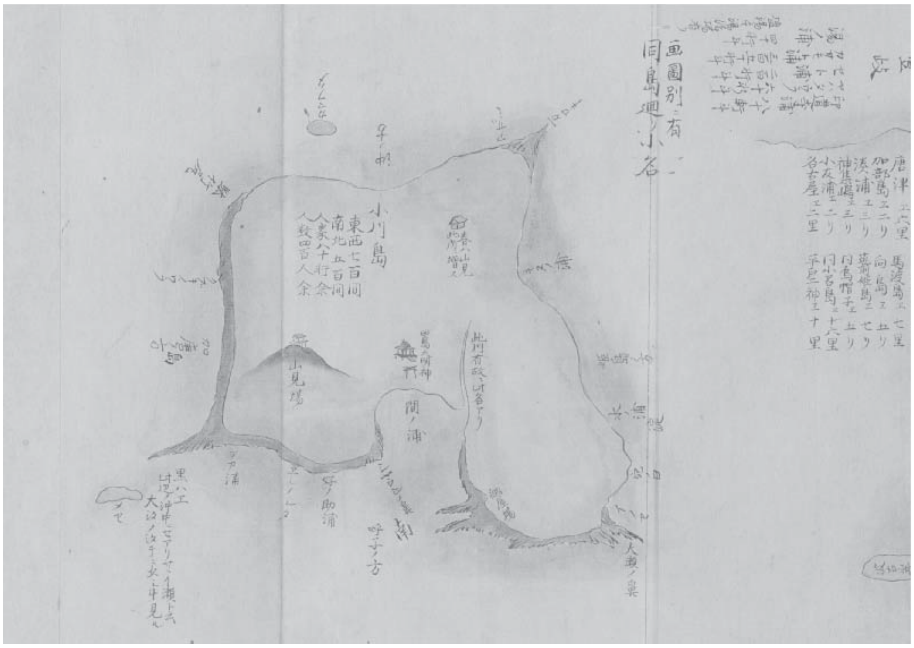

①小川島平面図『肥前州産物図考』

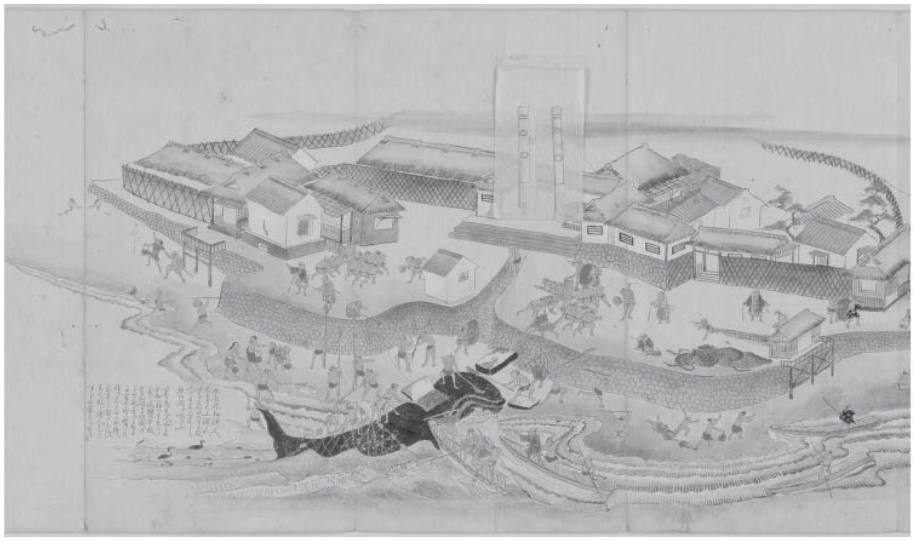

②小川島納屋場の様子『肥前州産物図考』

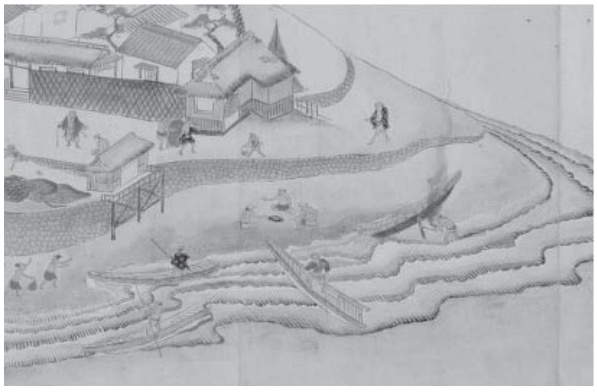

③焚場の様子『肥前州産物図考』

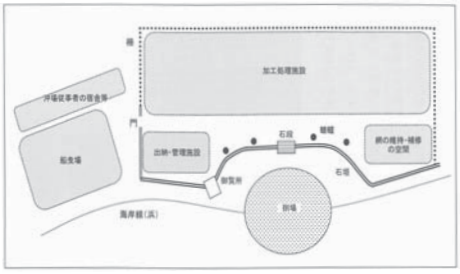

④「小川島納屋場平面構造」
(安永 2009 より転載)

図 9　島嶼の湊

この捕鯨図説の納屋場構造を分析された安永浩氏によると、鯨組の組織は捕らえた鯨を陸上で解体・処理する納屋場での作業を効率良く行うため、その役割・機能ごとに納屋場の空間をうまく使い分けて施設を配置していたという（安永 2009・図９④）。

捕らえた鯨は頭から浜辺につけられ、捌場という場所で解体されているが、捌場から陸側には石垣による段差が設けられており、階段を登った正面には解体された鯨の部位を加工処理する施設、左側には藩主等が解体の様子を視察するための「御覧所」が海側へせり出し、右側には網干場が見られる。

図９②の画面右側では浜辺の焚場が描かれる（図９③）。焚場とは木造船の船底にフジツボやカキなどの貝類や海藻が付着するのを防ぐため、船底を焼いて乾燥させる場所を指す。

このように小川島における湊とは、捕鯨という水産資源を獲得することに特化したという特殊性はあるが、近世の唐津藩内における湊の一端が窺える。

（４）近代：石炭と湊

①近代の湊

幕末の唐津藩は佐幕派に属し、最後の藩主である小笠原長国の子、長行は藩主の世子のまま幕府老中となったが、戊辰戦争の始まりとともに唐津藩は新政府軍から討伐の対象となった。そこで長国は長行を廃嫡し、領内で豊富にとれる石炭を献上することによって、明治政府への取り成しを行った。

唐津藩存続の鍵となった石炭産業は享保年間（1716～1735）、岸岳の北西にあたる岸山ドウメキで農夫が耕作中に偶然、露頭した石炭を発見したことに始まる。幕末になるとこの唐津炭田には薩摩藩、肥後藩、久留米藩、佐賀藩など他藩から採炭に訪れる主要な産業となり、幕末から明治時代初期にかけて日本全体で産出された石炭の約30％が唐津産を占めるほど繁栄した。

この唐津炭田から産出する石炭の運搬は①坑内運搬②坑口から土場（松浦川上流船着場）まで③土場から東唐津の湊（松浦川河口）まで④東唐津の湊から消費地までというプロセスを経ていたことから石炭積出港としての港湾整備が大きく進んだ（東定 1993）。

②東唐津と西唐津の湊

近代唐津の石炭積出港として港湾整備が行われた湊は、東唐津の湊と西唐津の湊が挙げられる。

東唐津の湊は満島と対岸の唐津城がある満島山を指す。江戸時代以来、松浦川河口という立地から唐津の湊の中心地としての地位を占めていた。大正12年（1923）に刊行された『満島村誌』には石炭の積み下ろしの様子が次のように描写されている。「大形の汽船及び帆前船は高島沖に停泊し、和船は川口に輻輳して帆檣林をなし川舟の石炭搭載頻繁なりき、（略）松浦川川口の繁忙極度に達し実に川舟千七八百艘舳を並べて川上より鳥島近く漕ぎ下る（註９）」とあり湊の繁栄を窺わせる記述となっている。

明治前期の唐津には、海軍省管轄下の官営鉱山である海軍炭坑が設置された。海軍炭坑は明治５年（1872）４月に唐津海軍出張所として設置され、明治８年（1875）５月、唐津石炭用所と改称する。その後、明治23年（1890）に廃止されるまで経営は続いた。

当初、松浦川河口の満島に設置されていた用所は、設置から僅か７年で石炭の積み下ろしに支障をきたした。そのため、明治14年（1881）対岸の唐津公園内に移転することになる。移転に先立ち、波止場石垣の新築や渡船場の付け替えなど湊の施設整備が行われた。

図12①は、秋山博志氏が文献資料等をもとに復元された「唐津石炭用所配置図」である。この図によると松浦川沿いに突き出す構造物は、石炭を積み下ろす波止場である。この波止場は第一号から第五号まで設けられ、移転に際し第一号、第二号波止場が整備され、明治18年（1885）に第三号、明治

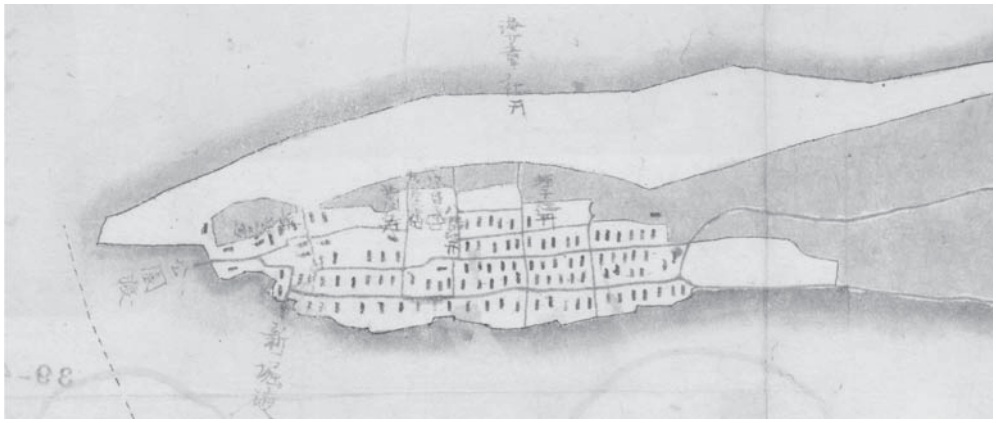

①「東松浦郡町村図 (甲) 満島」(明治 14 年)

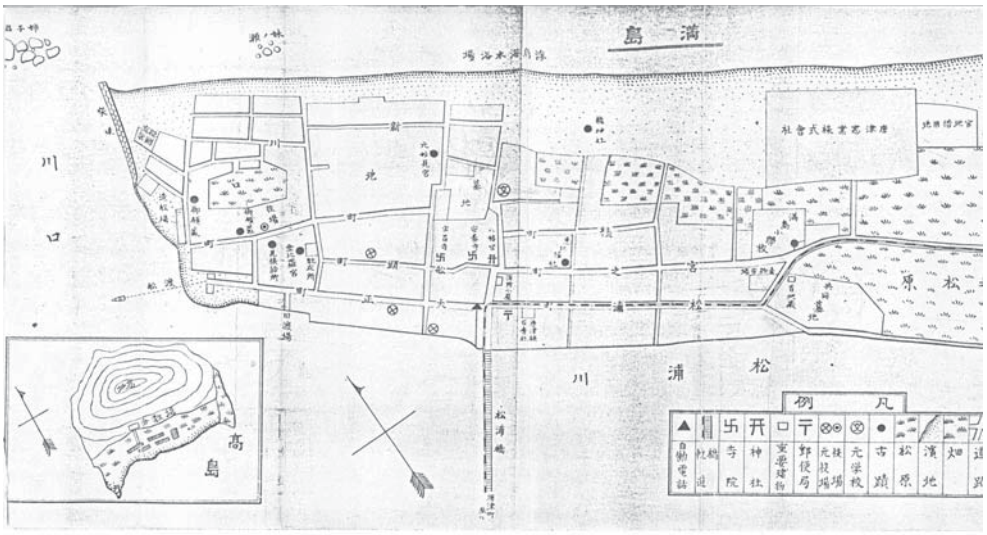

②「満島」『満島村誌』(大正 12 年)

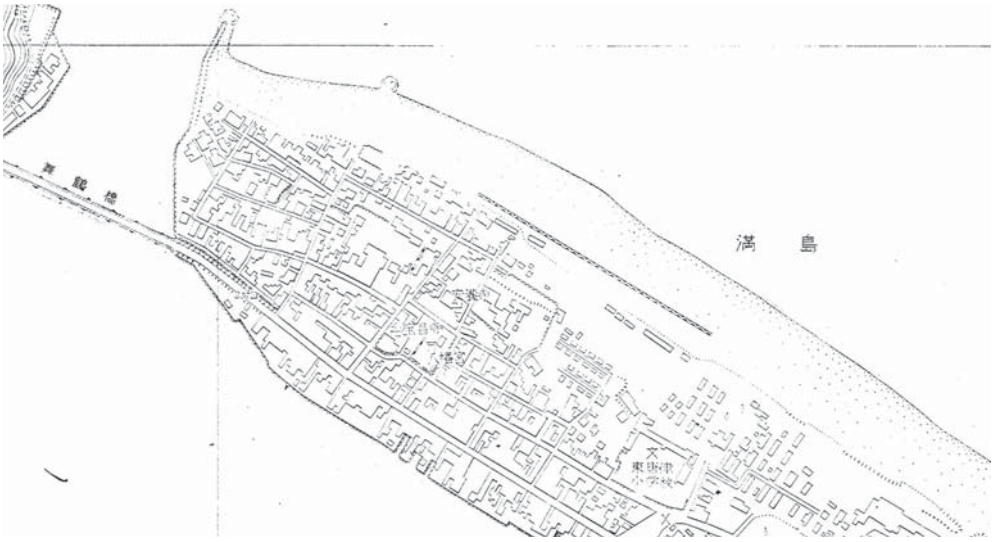

③「米国陸軍撮影空中写真による地形図　満島」(昭和 30 年)

図10　東唐津の湊

20年(1887)に第四、五号波止場が建設された。これらの波止場は表面を石材で覆い、松浦川に向かって傾斜したスロープ状に描かれていることから、雁木の構造であったと推定されている（秋山 2017)。

唐津城下に築かれた「唐津石炭用所」は官営の湊として整備されたが、明治海軍の第一期軍備拡張計画に基づき、イギリスなどに発注した新造の軍艦の燃料として唐津産の石炭は不適とされた。このため明治23年（1890）に唐津石炭用所は廃止された。

上記の通り、東唐津の湊では松浦川がもたらした土砂の堆積によって川床が浅く大型船の着岸ができない問題を抱えていた。更に幕末から明治前期にかけて唐津炭田は筑豊炭田や他の産炭地と比べて、松浦川による川船を用いた運搬距離が短く輸送のコストが少ないことが繁栄の一因となっていたが、筑豊炭田や他の産炭地において鉄道が敷設されると、この優位性が揺らぎ、石炭の採掘量は次第に筑豊炭田が唐津炭田を上回るようになっていった。こうした問題を解決するため西唐津の湊の整備が行われるようになる。

西唐津の湊は妙見と唐津湾に浮かぶ大島の間を指す。この西唐津の港湾整備に先立ち唐津興業鉄道が計画され、明治32年（1899）には西唐津－厳木間の鉄道が開通した。この鉄道の敷設と同時期に西唐津の湊の整備、開港することが計画され大島小太郎、奥村五百子らが明治政府を相手に奔走した。明治41年（1908）には港湾整備の一環として、大島小太郎が大規模な埋め立て工事を行い、三菱の石炭販売事務所である三菱合資会社長崎支店唐津出張所（後の唐津支店）が建設された。また、明治42年（1909）には、芳谷炭坑の経営者竹内明太郎が、竹尾年助を招いて芳谷炭坑株式会社唐津鉄工所を設立するなど港湾整備が進んでいった。

図10・11は明治時代から昭和時代中期に描かれた図像資料から、東唐津と西唐津の湊の変遷を追ったものである。東唐津の湊では港湾整備による大きな変化は見られないが、西唐津の湊では明治14年（1881）の「東松浦郡町村図（乙）唐津村、妙見浦、大石村」（図11①）では入江状の砂浜のような表現になっていたが、明治41年（1908）の大規模な埋め立て以降を描いた大正６年（1917）の「唐津町精図」（図11②）では大きく姿を変えており、その後、昭和30年（1955）の「米国陸軍撮影空中写真による地形図　佐志」（図11③）では更に港湾整備が進んでいることが窺える。

③松浦川の湊

近世以来、唐津地域の水運による物資の輸送の大部分は松浦川が担っていた。近世の松浦川の河川沿いには年貢米や材木・竹などを積み出し、唐津からは魚類や物資を積み下ろす港である「土場（ドバ)」が造られていた。石炭の輸送も同様に、各炭鉱から掘り出され、この土場から川舟によって松浦川河口まで運ばれた（図12④)。これらの土場は近現代の河川改修によって現存しない。

図12の②③は松浦川を往来した川舟の様子である。図12②は『肥前州産物図考』に描かれた「岸山村の石炭採掘」で石炭を川舟に運び込むところが描写される。図12③は大正時代に写された古写真で石炭を積んだ川舟が松浦川を下る様子が撮影されている。

以上のように近世以来、松浦川を介した水運は活発に行われていたが、昭和49年（1974）に完成した松浦大堰の設置など、近現代の河川改修によって舟を用いた河川の往来は無くなった。

④町田川の湊

平成30年（2018）に町田川河川改修に伴う唐津城下町の発掘調査が行われた。調査地点は唐津市街地を南北に流れる町田川の東岸部にあたる城下町の魚屋町である。調査区一帯は近世期に「西ノ木屋」と呼ばれた唐津有数の商家の一区画にあたり、現在でもその存在が知られている。

西ノ木屋とは、泉州堺の豪商であった木屋利右衛門が、天正19年（1591）の肥前名護屋城築城の際に、豊臣秀吉の命に従い、築城材木積運船船頭として泉州堺より唐津に移り住んだという由緒がある。

①「東松浦郡町村図 (乙) 唐津村、妙見浦、大石村」(明治 14 年)

②「唐津町精図」(大正６年)

③「米国陸軍撮影空中写真による地形図　佐志」(昭和 30 年)

図11　西唐津の湊

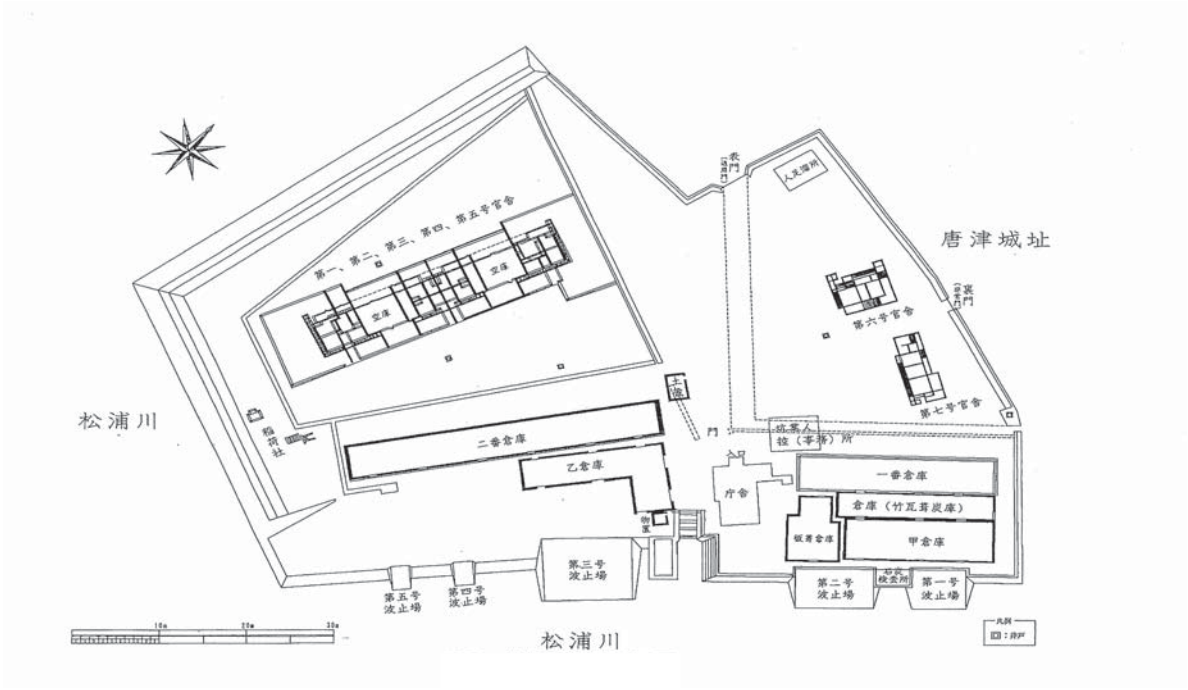

①唐津石炭用所配置図 (秋山 2017 より転載)

②「岸山村の石炭採掘」『肥前州産物図考』

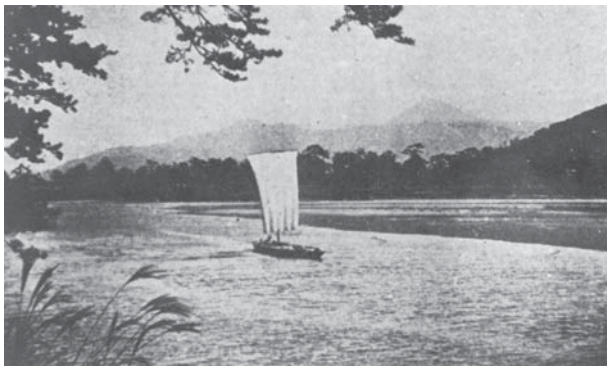

③「石炭の川下ろし」(松浦文化連盟 1981 より転載)

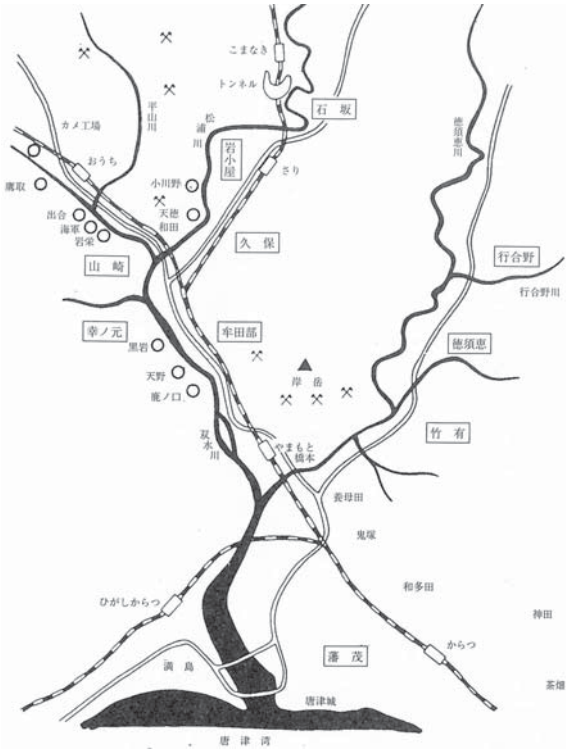

④唐津土場位置図 (坪内 1999 より転載)

図12　松浦川の湊

この発掘調査において近代の船着き場遺構を検出している。この遺構は東から西へと傾斜する幅2.5㍍のスロープ状となる通路が町田川へ向けて開口している。通路両脇には通路敷石がかろうじて残存していたが、図13①の通路中央にみえる現代土管の埋設時に多くの敷石石材は撤去されていた。地元の聞き取りによると、このような船着き場のことを「ズラシ」と呼んでいたようである。この「ズラシ」は町田川沿いの至るところに設けられていたという（唐津市教育委員会 2021）。

また、図13②の大正時代末期頃の古写真を見ると子どもたちが川遊びをする後ろには河川に浮かぶ川舟や川側に向けて開口した白壁の土蔵のようなものが確認される。前近代の町田川流域では交通・交易に関わる河川と人々の結びつきは密接であったと窺えるが、このような景観は河川改修に伴う護岸整備とともに姿を消してしまった。

①「ズラシ」検出状況
（唐津市教育委員会 2021 より転載）

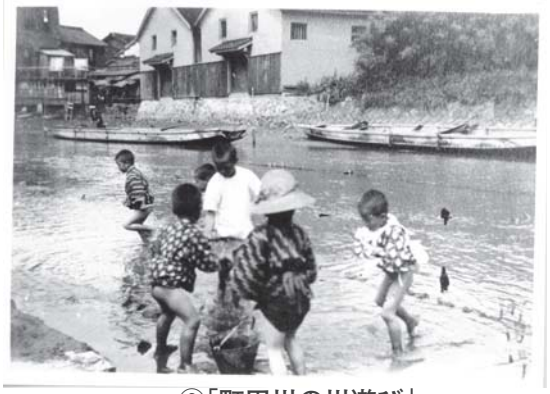

②「町田川の川遊び」
（松浦文化連盟 1981 より転載）

図13　町田川の湊

おわりに

今回、唐津における湊の歴史的変遷を調べるにあたり、対象とする時代が多岐に渡ったことから内容によっては皮相的な説明になってしまったことが否めない。この反省点をふまえ、今後ひとつひとつ明らかにしていきたい。

【謝　辞】

本稿の作成にあたっては以下の機関・個人にお世話になりました。記して感謝申し上げます。
唐津市教育委員会、唐津市近代図書館、佐賀県立名護屋城博物館、坂井清春氏、立谷聡明氏、都留慎司氏、美浦雄二氏、米倉美和子氏（五十音順）

最後になりましたが、本稿の掲載を快諾してくださった古門雅高氏に深く御礼申し上げます。

【註】

註 1　みなとは現在、港、湊と表記されるが、本稿では原則、湊で統一する。ただし固有名詞・熟語・慣用句等に付帯する場合はこの限りではない。

註 2　かっこ内はそれぞれの比定地。

註 3　「肥前国唐津城廻絵図」（正保年間：1644～1648）国立公文書館蔵。唐津城下を描いた絵図としては最も古いもののひとつ。

註 4　「肥州唐津城内図」（宝暦年間：1751～1763）唐津市教育委員会蔵。

註 5　「唐津城下図」（幕末～明治初期）　唐津市教育委員会蔵。長谷川雪塘（1836～1890）による幕末から明治初期の唐津の景観を描いたもので、雪塘は唐津藩の御用絵師で、長谷川雪旦の息子雪堤の弟子である。

註 6　『唐津城図（仮称）』（※個人蔵）には鳥瞰図的構図で船江の描写などが描かれているため、興味のあるかたは、この絵図を紹介・解説した宮崎博司氏の論文をご参照されたい（宮崎 2004）。

註 7　吉村茂三郎編1974「松浦要略記」『松浦叢書』第二巻、名著出版、97頁。坂井清春氏よりご教示頂いた。

註 8　安永浩氏によると捕鯨を行う場所は、鯨を捕獲する海上を沖場と呼び、捕獲した鯨を解体する陸上の施設を納屋場と呼んだという（佐賀県立名護屋城博物館 2006・安永 2009）。

註 9　満島村役場1923『満島村誌』139～140頁

【引用・参考文献】

秋山博志　2017「唐津における海軍官署の設置から廃庁まで」『研究紀要』第11号、佐賀大学地域学歴史文化研究センター

網野善彦　1992「西海の海民社会」『海と列島文化』第４巻、小学館

鮎川和樹　2020「佐志の湊」『島嶼と海の世界』九州の中世Ⅰ、高志書院

市村高男　1996「中世後期の津・湊と地域社会」『津・泊・宿』中世都市研究３、新人物往来社

市村高男　2016「中世港町の成立と展開－中世都市論の一環として－」『中世港町論の射程』港町の原像：下、岩田書院

大庭康時　2019『博多の考古学』高志書院

岡崎敬　1982「Ｘ　古代末盧の歴史（総括）」『末盧国　佐賀県唐津市・東松浦郡の考古学的調査研究』六興出版

角川日本地名大辞典編纂委員会　1982『角川日本地名大辞典』41　佐賀県、角川書店

唐津市教育委員会　1994『徳蔵谷遺跡（１）』唐津市文化調査報告書第57集

唐津市教育委員会　1997『千々賀古園遺跡（Ⅱ）』唐津市文化調査報告書第77集

唐津市教育委員会　1997『佐志中通遺跡』唐津市文化調査報告書第78集

唐津市教育委員会　2002『佐志中通遺跡（２）』唐津市文化調査報告書第104集

唐津市教育委員会　2003『徳蔵谷遺跡（４）』唐津市文化調査報告書第110集

唐津市教育委員会　2004『徳蔵谷遺跡（５）』唐津市文化調査報告書第117集

唐津市教育委員会　2005『佐志中通遺跡（３）』唐津市文化調査報告書第120集

唐津市教育委員会　2007『汐入遺跡（２）』唐津市文化調査報告書第135集

唐津市教育委員会　2007『荒平遺跡』唐津市文化調査報告書第136集

唐津市教育委員会　2018『明治維新百五十年　唐津の明治維新と近代化』

唐津市教育委員会　2021『唐津城下町跡１　町田川河川改修に伴う埋蔵文化財発掘調査』唐津市文化財調査報告書第185集

北波多村史執筆委員会編　2007『北波多村史』資料編、唐津市

黒田裕一　2008「松浦・唐津地名考」『西日本文化』№435、西日本文化協会

小松譲　2007「２、肥前国松浦郡の交通路と官衙－中原遺跡の解釈をめぐって－」『中原遺跡Ⅰ』佐賀県文化調査報告書第168集

坂井清春　2011「唐津城の築城」『北波多村史』通史編Ⅱ、北波多村史執筆委員会

坂井清春　2022「唐津城下町のなりたち－唐津に残る町並みのベースはどのようにして造られたか－」令和４年度唐津学講座資料

佐賀県立名護屋城博物館　2006『くじらといきる－西海捕鯨の歴史と文化－』

佐賀県立名護屋城博物館　2011『海にいきる－江戸時代の唐津のくらしと玄界灘－』

佐賀県立名護屋城博物館　2018『肥前名護屋－幻の巨大都市－』

酒寄雅志　2014「遣唐使の航路」『栃木史学』28号、國學院大學栃木短期大学史学会

佐藤竜馬　2016「前近代の港湾施設」『中世港町論の射程』港町の原像：下、岩田書院

柴田亮　2015「考古学的視点から見た肥前西部地域の流通構造」『考古学研究』第62巻第１号（通巻245号）、考古学研究会

白水智　1992「二　西の海の武士団・松浦党－青方文書にみる相克の様相－」『東シナ海と西海文化』海と列島文化第４巻、小学館

白石渓冴　2020「原の辻遺跡の船着き場跡」『土を盛り、石を築く－土木・建築技術にみる東アジア交流－』長崎県埋蔵文化財センター
関幸彦　2021『刀伊の入寇　平安時代、最大の対外危機』中公新書2655
千田稔　2001『埋もれた港』小学館ライブラリー
田島公　1997「真如（高丘）親王一行の「入唐」の旅－「頭陀親王入唐略記」を読む－」『歴史と地理』502号、山川出版社
立谷聡明　2021「「鉄」から紐解く唐津の歴史（１）～（３）」『末盧国』第226・228・229号、松浦史談会
田中健夫訳注　申叔舟　1991『海東諸国紀　朝鮮人の見た中世の日本と琉球』岩波書店
長忠生ほか　1980『佐賀県の地名』日本歴史地名体系第42巻、平凡社
常安弘通　1962「第５章　港湾の発達」『唐津市史』唐津市
坪内安衛　1999『石炭産業の史的展開』文献出版
徳永貞紹　1998「肥前神崎荘園・松浦荘域の中世港湾と貿易陶磁器」『貿易陶磁器研究』№18、日本貿易陶磁器研究会
東定宣昌　1993「唐津海軍炭坑の設定とその経営」『経済学研究』59、九州大学経済学会
東定宣昌　1995「唐津炭田の輸送体系の近代化－唐津興業鉄道会社の成立と石炭輸送－」『比較社会文化』第１巻、九州大学学術情報リポジトリ
東定宣昌　2002「明治前期、肥前松浦川の石炭輸送」『エネルギー史研究：石炭を中心として』九州大学学術情報リポジトリ
久野哲矢　2011「第１章第４節　唐津藩の船手と組織」『北波多村史』通史編Ⅱ、北波多村史執筆委員会
福田以久生・村井章介編　2001『改訂松浦党有浦文書』清文堂史料叢書第108刊、清文堂
文化庁文化財第二課　2022『水中遺跡ハンドブック』
本田美穂　1998「肥前名護屋の中世と近世」『九州史学』第120号、九州史学研究会
松浦文化連盟　1981『ふるさとの想い出　写真集　明治　大正　昭和　唐津』国書刊行会
松尾秀昭　2020「九州西北岸と五島列島－国内外の文物が行き交う海域－」『島嶼と海の世界』九州の中世Ⅰ、高志書院
松下見林　1975『異称日本伝』第二冊、国書刊行会
松原弘宣　2004「天平八年の遣新羅使の船旅」『古代国家と瀬戸内海交通』吉川弘文館
美浦雄二　2020「松浦郡」『古代肥前国の郡衙と関連遺跡』其の参、肥前国庁跡資料館
満島村役場　1923『満島村誌』
南出眞助　1998「日本の古代中世における港の空間構成」『アジア文化学科年報』１巻、追手門大学文学部アジア学科
宮崎博司　2004「肥前名護屋城図と唐津城図（仮称）について」『研究紀要』第10集、佐賀県立名護屋城博物館
宮崎博司　2011「第１章第３節　城下町」『北波多村史』通史編Ⅱ、北波多村史執筆委員会
宮島敬一　2006「中世」『伊万里市史』原始・古代・中世編、伊万里市
宮武正登　1997「中世唐津の市と港」『都市と宗教』中世都市研究会４、新人物往来社
宮武正登　2008「中世港湾「佐志」の実相と構成－地方港湾遺跡の理解に向けて－」『中世港湾都市遺跡の立地・環境に関する日韓比較研究』平成15年度～平成19年度科学研究費補助金研究成果報告書
宮武正登　2017「中世松浦地方の港湾地と領主拠点」『佐賀学Ⅲ』海鳥社
村井章介　2014（初出 2000）「四　陶磁器が示す名もない湊と航路」『中世史研究の旅路－戦後歴史学と私』校倉書房
安永浩　2009「絵画資料にみる近世西海捕鯨鯨組の納屋場構造」『研究紀要』第15集、佐賀県立名護屋城博物館
山口亨　2004「壱岐嶋分寺の造営体制」『福岡大学考古学論集－小田富士雄先生退職記念－』
吉村茂三郎編　1974「松浦要略記」『松浦叢書』第二巻、名著出版

【挿図・表出典】

図１：「水中遺跡関連図」文化庁文化財第二課2022の21頁より転載。
図２：「唐津の湊」佐賀県立名護屋城博物館2011の３頁を参考に筆者作成。
図３：松浦郡の湊　①「松浦郡の範囲」美浦2020の２頁を参考に筆者作成。②「推定古代官道のルートと郡衙関連遺跡」立谷2021の226号16頁より転載、一部改変。

図４：松浦党の湊
①「松浦党所領範囲」宮島2006の476頁より転載。
②「海東諸国紀」田中1991の384頁より転載。③「図書編」松下1975の710頁より転載。
図５：佐志の湊　①「佐志の湊遠景（航空写真：南西から）」唐津市教育委員会2007の口絵２より転載、一部改変。
②「佐志の湊景観復元図（室町期）」宮武1997・2008・2017を参考に筆者作成。
図６：上場台地の湊　①～⑤佐賀県立名護屋城博物館2018の38頁より転載、一部改変。
図７：唐津城下の湊
①「肥州唐津城内図」部分、一部改変。
②「肥前国唐津城廻絵図」部分。　③「唐津城下図」部分。
④「肥州唐津城内図」部分。　⑤「唐津城下図」部分。
図８：唐津城下の湊２
⑥「肥前国唐津城廻絵図」部分。　⑦「肥州唐津城内図」部分。
⑧「空より見たる唐津町」個人蔵・部分。　⑨「肥前唐津町ノ全景」唐津市蔵・部分。
⑩「肥前国唐津城廻絵図」部分。　⑪「肥州唐津城内図」部分。
⑫「肥州唐津城内図」部分。　⑬「唐津城下図」部分。
図９：島嶼の湊
①「小川島平面図」②「小川島納屋場の様子」③「焚場の様子」以上、「小児の弄鯨一件の巻」『肥前州産物図考』国立公文書館データベースより、一部改変。
④「小川島納屋場平面構造」安永2009の56頁より転載。
図10：東唐津の湊
①「東松浦郡町村図（甲）満島」（明治14年）佐賀県立図書館データベースより、一部改変。
②「満島」（大正12年）『満島村誌』1923の４頁より転載。
③「米国陸軍撮影空中写真による地形図　満島」（昭和30年）佐賀県立図書館データベースより、一部改変。
図11：西唐津の湊
①「東松浦郡町村図（乙）唐津村、妙見浦、大石村」（明治14年）佐賀県立図書館データベースより、一部改変。
②「唐津町精図」（大正６年）佐賀県立図書館データベースより、一部改変。
③「米国陸軍撮影空中写真による地形図　佐志」（昭和30年）佐賀県立図書館データベースより、一部改変。
図12：松浦川の湊
①「唐津石炭用所配置図」秋山2017の５頁より転載。
②「岸山村の石炭採掘」『肥前州産物図考』国立公文書館データベースより、一部改変。
③「石炭の川下し」唐津市蔵・松浦文化連盟1981の106頁より転載。
④「唐津石炭土場位置図」坪内1999の234頁より転載。
図13：町田川の湊
①「「ズラシ」検出状況」唐津市教育委員会2021の巻頭図版３より転載、一部改変。
②「町田川の川遊び」唐津市蔵・松浦文化連盟1981の119頁より転載。
表１：筆者作成。

肥前西部地域における弥生時代鍛冶の一考察

柴田　　亮

はじめに

九州における弥生時代鍛冶の研究は、主に北部九州の成果を中心に進められてきた。肥前西部地域の弥生時代においては、鉄器の存在は確認されるのみで、鍛冶の実態は明らかになっていなかった。生産場所となる鍛冶炉が確認されていなかったことが最たる要因である。このような状況下において、大村市帯取遺跡で発見された鍛冶工房は、肥前西部地域における弥生時代の鉄器研究を大きく進展させるものであった。本論は、帯取遺跡の成果をもとに、生産遺跡から何がわかるのか、そしてそれを調査する際の注意点について述べるものである。

なお、すでに調査成果は報告されていることから（大村市教委編 2021)、帯取遺跡に関する記述は基本的にこれに基づく。また、遺構に関する名称は「発掘調査のてびき―集落遺跡発掘編―（文化庁文化財部記念物課編 2010)」に従い、鍛冶炉を有する建物全体を指す場合は鍛冶工房、炉といった個別の遺構を指す場合は鍛冶関連遺構と呼称する。肥前西部地域は、現在の長崎県域を指す。

1　調査内容

（1）帯取遺跡の概要

帯取遺跡は、郡川中流の右岸側に伸びる丘陵上に位置する。遺跡の周辺は起伏に富む地形が多いが、遺跡範囲は比較的緩やかな斜面である。これまでの発掘調査において、弥生時代後期から古墳時代の土器を中心とした遺物が確認されている。帯取遺跡の南東部には黄金山古墳が接し、遺跡西側の平地部には、同時期の集落である冷泉遺跡が位置する。これらから、帯取遺跡一帯が弥生時代から古墳時代における一つの居住域であったことがわかる。

（2）検出遺構

①鍛冶工房（図３）

鍛冶工房（TJ１）は、約７㍍四方の隅丸方形の竪穴建物である。遺構上面は削平を受け、遺構検出面から建物の床面まで0.4～0.5㍍が残っていた。建物西半面に貼床を形成する。計４基の鍛冶炉が確認された。工房内の出土遺物には小片が多く、摩耗したものとそうでないものが混在する。遺物の時期は弥生時代終末から古墳時代初頭のもので、肥前型器台などがある。自然堆積の様相ではないため、おそらく建物の廃絶後、そう時間を経たずに埋め戻されたと想定される。このため、出土遺物のほとんどは鍛冶工房の廃絶後に流入したものと考えられ、時期的には工房の操業年代よりも若干新しいことが予想される。鍛冶工房内では、溝やピットが確認された。溝は鍛冶工房の壁溝とそれ以外の溝の２種類がある。壁溝は建物隅のほぼすべてに巡っており、幅約0.2㍍、深さ約0.1㍍であった。建物の壁際に直径0.2～0.3㍍のピットが複数確認されることから、建物の周りに柱を立てていたと考えられる。建物の内部にあるピットは当初柱穴と想定していたが、浅く主柱穴とするにはやや根拠が弱い。竪穴内に主柱穴を持たず、上屋部が宝形造になるタイプの建物と考えられる。

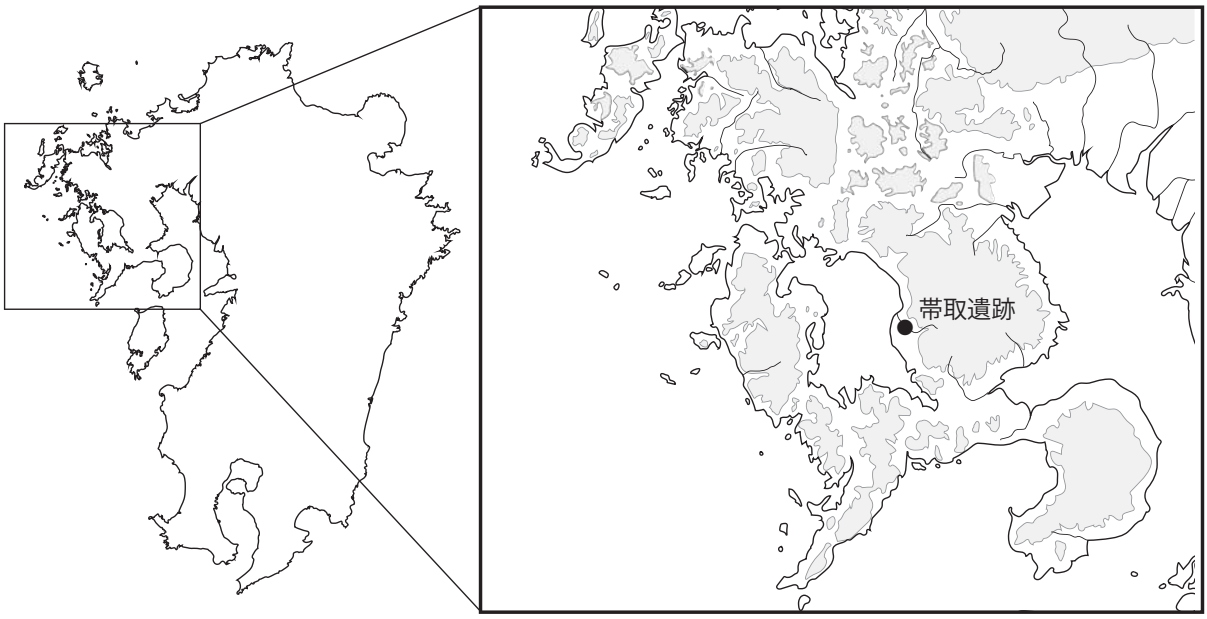

図 1　帯取遺跡位置

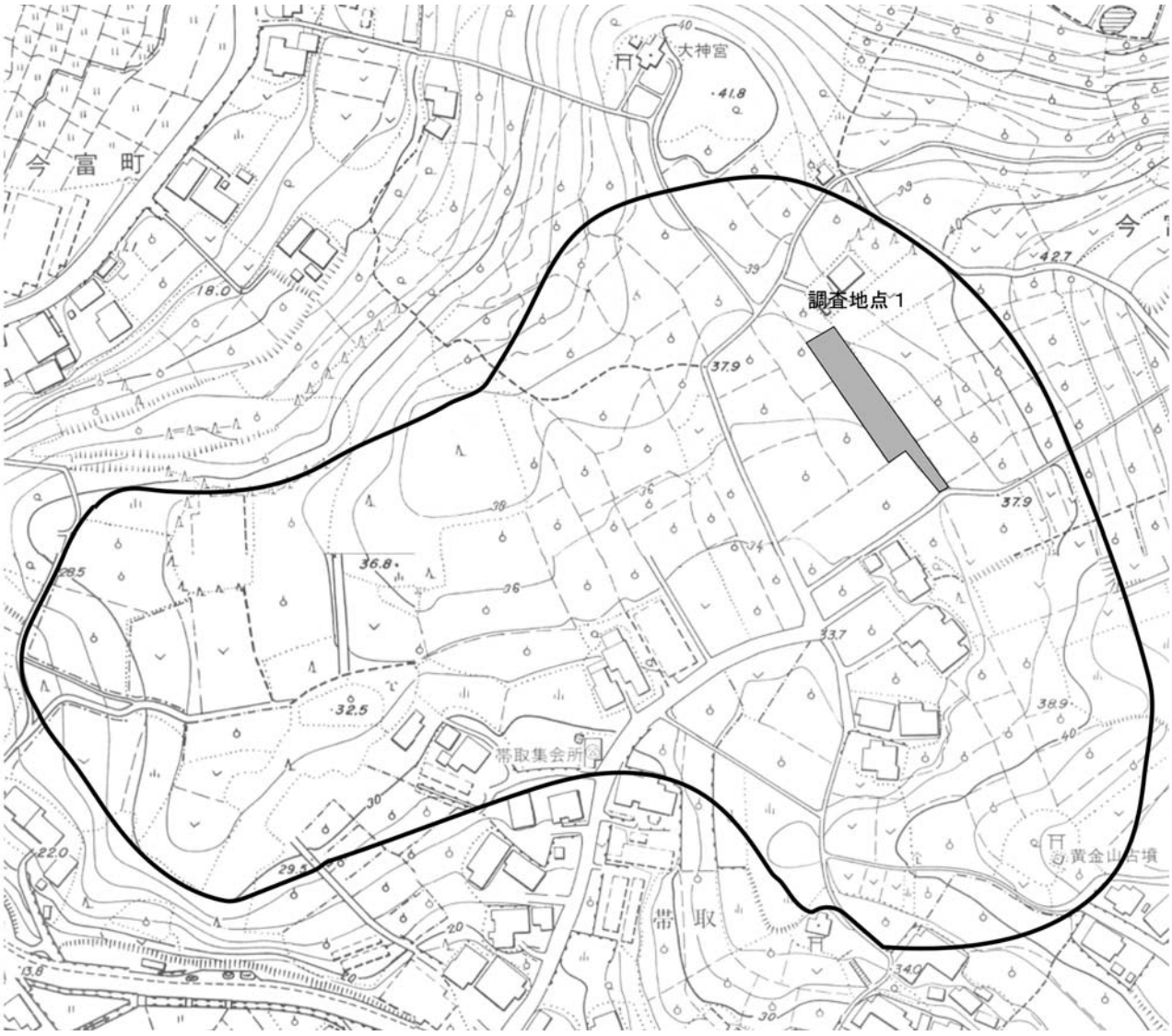

図 2　帯取遺跡範囲及び調査区位置図

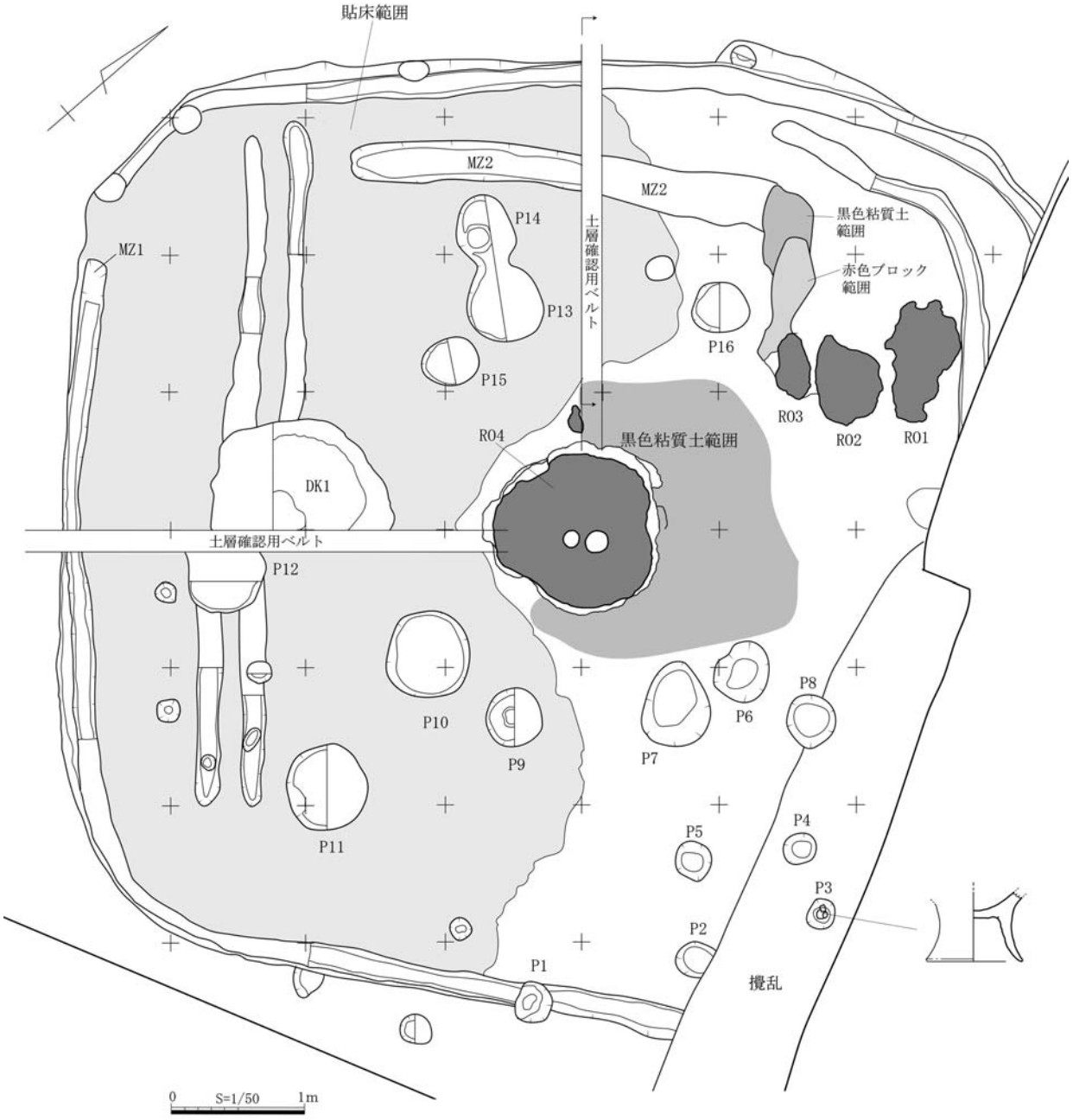

図３　鍛冶工房（TJ１）遺構平面図（S＝１/50、大村市教委編 2021の図を一部改変）

②鍛冶炉（図４～５）

鍛冶炉は、工房北東部の３基（RO１～３）と中央の１基（RO４）で構造が異なる。

RO１～３：長さ約１㍍、幅　約0.4～0.6㍍の不定形である。同心円状に色調が変化する部分が見られ、表面はたたくと金属音がするほどに硬質化する。炉の硬質化する部分は厚さ約２㌢であり、その下は幅５～10㌢の厚みで赤く変色する。炉は建物床を若干掘り窪めた後に、粘土を張り付けて炉底面を作り出す。金属探知機にみる金属反応は、炉跡のほぼ全域に確認される。村上恭通氏によれば、この金属反応は鍛冶中に散逸した微細な鉄が融解して、炉に溶けた結果とのことである。

RO４：長さ約1.3㍍、幅約1.3㍍のほぼ円状である。検出段階では、検出面が床面から５㌢程度盛り上がっていた。レンズ状に掘りくぼめられており、炉の掘方の最も深いところで0.4㍍程度である。土層には赤色の焼土が平均して約５㌢あり、その赤色土の直上に１～３㌢程度で、極めて硬質化した

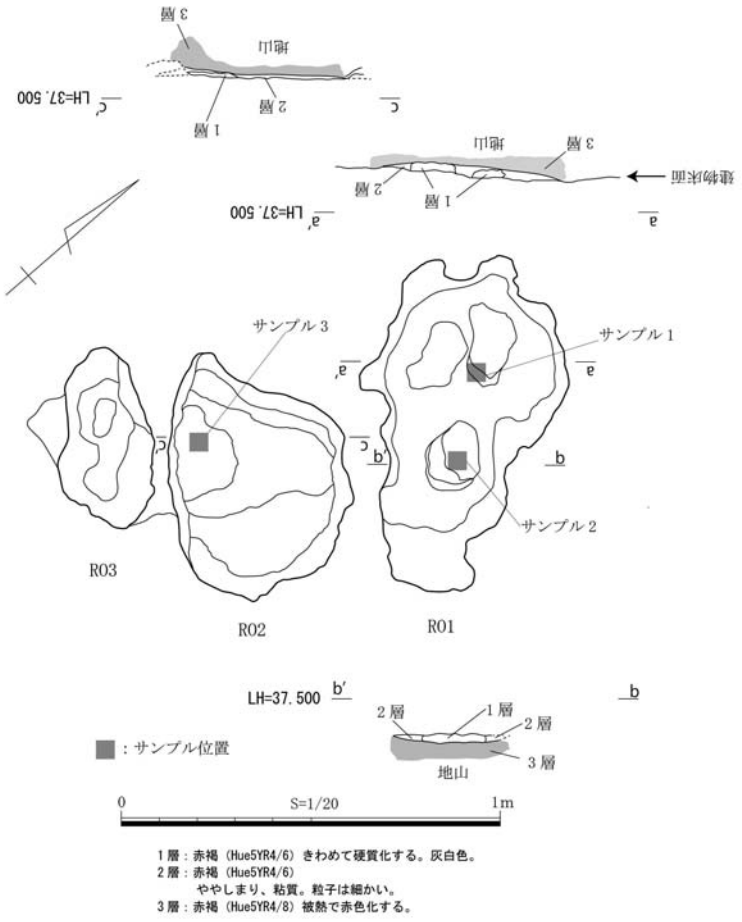

図４　鍛冶炉 RO１～３遺構実測図
（S＝１/20、大村市教委編 2021の図を一部改変）

土が堆積するというセット関係が認められる。このセットは２つあり、炉の最上面も加えると、RO４には３面の炉床があると想定される。

RO１～RO３とRO４にみられる炉の構造の違いは、鍛冶の作業内容の差である可能性がある。

③出土遺物（図６～８）

土　器　土師器の甕・壺・高坏・肥前型器台がある。ほとんどが小片である。いずれも弥生時代終末期～古墳初頭のものと考えられる。

石　器　鍛冶に使用する典型的な道具である敲石・台石・砥石が揃っている。石器については後述する。

鉄製品　釣針・鈍・刀子・摘鎌・穿孔具・棒状鉄器・微細鉄片があり、計16点出土した。いずれも鍛造鉄器である。釣針は弥生時代の鉄製品の中でももっとも繊細な製作技術を必要とする器種の一つであることから（村上 2017a）、帯取遺跡で製作していた可能性は低く、朝鮮半島や北部九州からの搬入品と考えられる。摘鎌は長崎県内では原の辻遺跡に次ぐ２例目の出土であり、本土では初出土である。

（３）帯取遺跡鍛冶工房のもつ歴史的意義

弥生時代から古墳時代前期にかけての鍛冶炉は、各炉の形状からI~IV類に区分される（村上 2007）。内訳は以下のとおりである。

Ⅰ類：掘方が大きく、内壁と底をよく焼き締め、中に木炭や土を交互に重ねた防湿目的と考えられる地下構造を備えるタイプ。

Ⅱ類：掘方のみで、内壁がわずかに焼けているタイプ。わずかなカーボン・ベッドを持ち、平面形状がさまざまである。

Ⅲ類：ほとんど掘方を持たず、床面をそのまま炉として使用するか、若干の粘土を敷いて操業するタイプ。わずかながら、カーボン・ベッドを持つ。

Ⅳ類：掘方がなく、床面をそのまま炉底として使用する。操業温度が低いが、カーボン・ベッドがないため、床の焼け方が著しいタイプ。

構造的には下部構造をもつものともたないものに大きく分かれるといえる。

弥生時代終末期から古墳時代初頭の鉄器生産は、北部九州が突出した技術を持っていたことが明

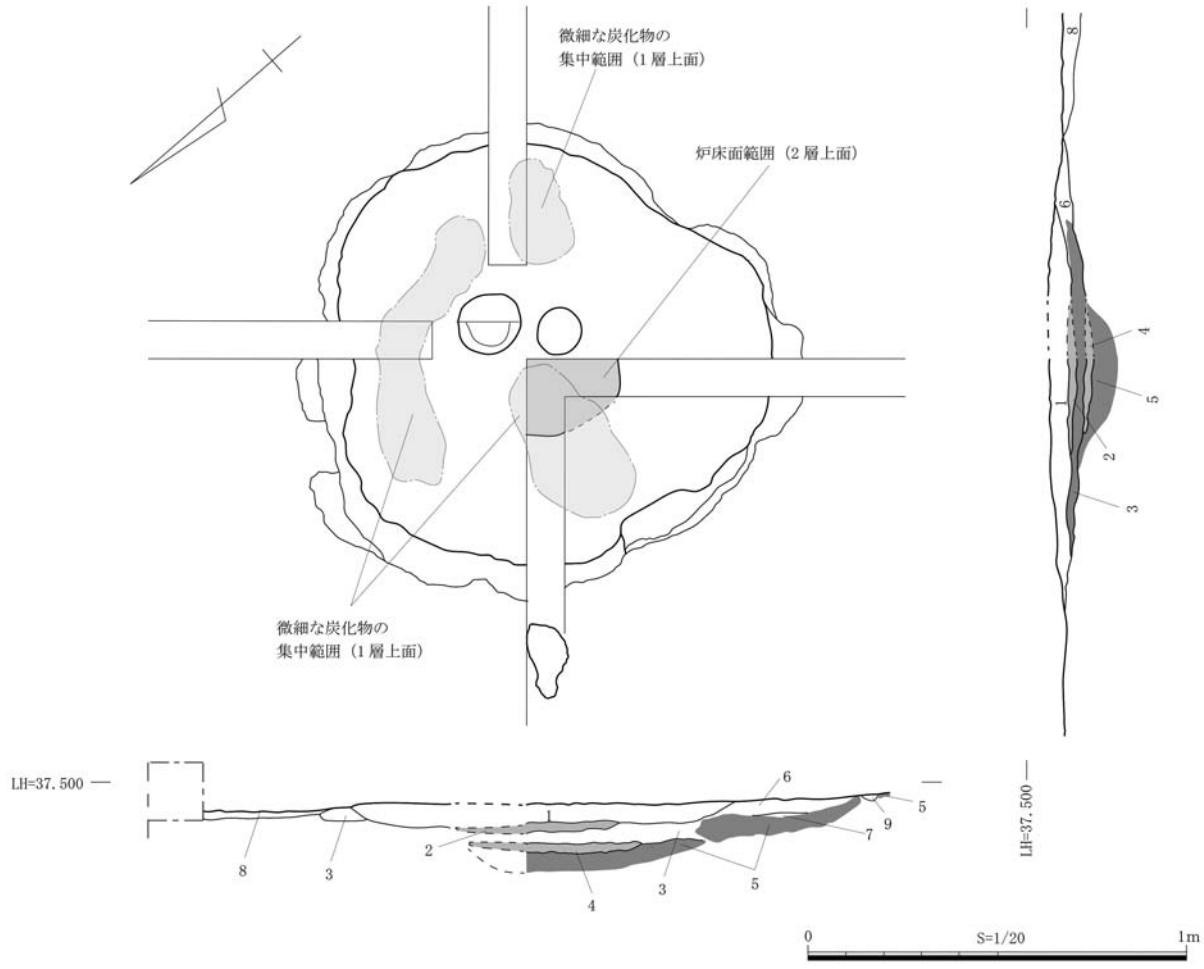

1層　にぶい橙（Hue7.5YR6/4）RO4 炉床面。ややしまり、
　　1～5㎜程の赤色粒や炭化物が多量に混じる。
2層　赤褐（Hue5YR4/8）RO4 炉床面。極めて硬質化した、
　　赤色の粘質土である。
3層　明褐（Hue7.5YR5/6）ややしまり、炭や1㎜程の赤色粒
　　が多く混じる。
4層　赤褐（Hue5YR4/6）RO4 炉床面。極めて硬質化した、
　　赤色の粘質土である。
5層　赤褐（Hue5YR4/8）被熱によって赤化した地山層。粘質でしまる。
6層　にぶい橙（Hue7.5YR6/4）1層に類似するが、やや白色が強い。
7層　黒褐（Hue7.5YR3/2）炭化物が多く混じる粘質土。
8層　灰褐（Hue7.5YR4/2）炭化物や赤色粒が混じる、炉の周辺に
　　広がる粘質土である。
9層　黒褐（Hue7.5YR3/2）ピット状の小さい落ち込み。炭化物が混じる。

図5　鍛冶炉 RO 4 遺構実測図（S＝1/20、大村市教委編2021の図を一部改変）

らかになっている一方、その周辺地域では鍛冶炉といった生産遺構の検出事例が少ないことから不透明な状況であった。

長崎県内において、鍛冶関係の成果が突出するのは壱岐である。九州大学が実施したカラカミ遺跡の調査では、地上に炉体を持つ鍛冶炉が確認され（宮本編 2011・2013）、続く壱岐市の調査では炉壁がさらによく残存した状態で見つかった（壱岐市教委編 2014）。カラカミ遺跡の鍛冶炉は周堤付鍛冶炉として、小鍛冶に用いられていたとされている（村上 2017b）。現時点において県内で精練が行われた証左はなく、鉄素材を入手し、それを再加工する鍛錬鍛冶が中心であった（大村市教委編 2021）。

帯取遺跡の鍛冶工房の特徴は炉の構造と出土遺物の2点である。帯取遺跡の鍛冶炉はいずれも弥生時代の典型的な鍛冶炉の製作技術を用いているが、さらに粘土敷という工夫を施している。粘土敷については、帯取遺跡一帯が粘土質で湧水が多い地域であることから、防湿対策を施した可能性がある。帯取遺跡の鍛冶炉の構造は、鍛冶技術が市内に伝播しただけでなく、地域内で技術を吸収・発展させ

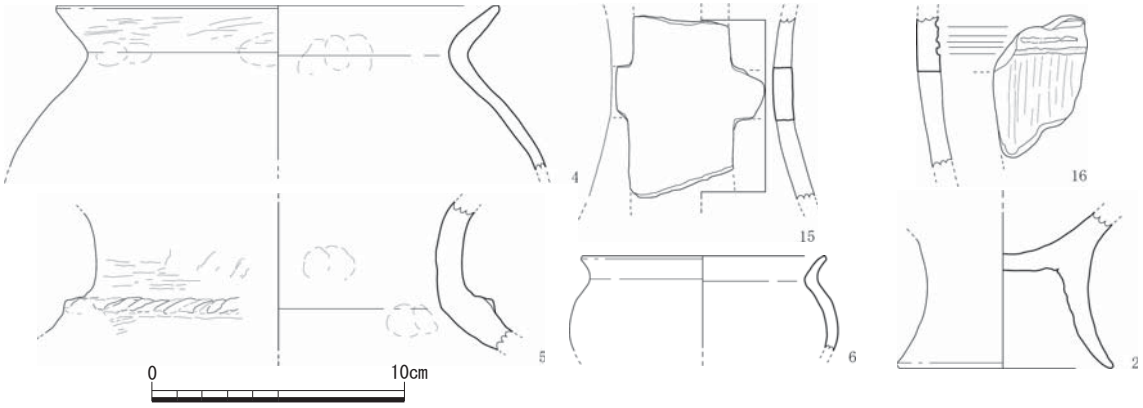

図６　鍛冶工房出土土器実測図（Ｓ＝１／３、大村市教委編2021から転載、レイアウト変更）

１・２：敲石・砥石、３：敲石、４：台石、５～14：砥石

図７　鍛冶工房出土石器実測図（Ｓ＝１／３、大村市教委編2021から転載、レイアウト変更）

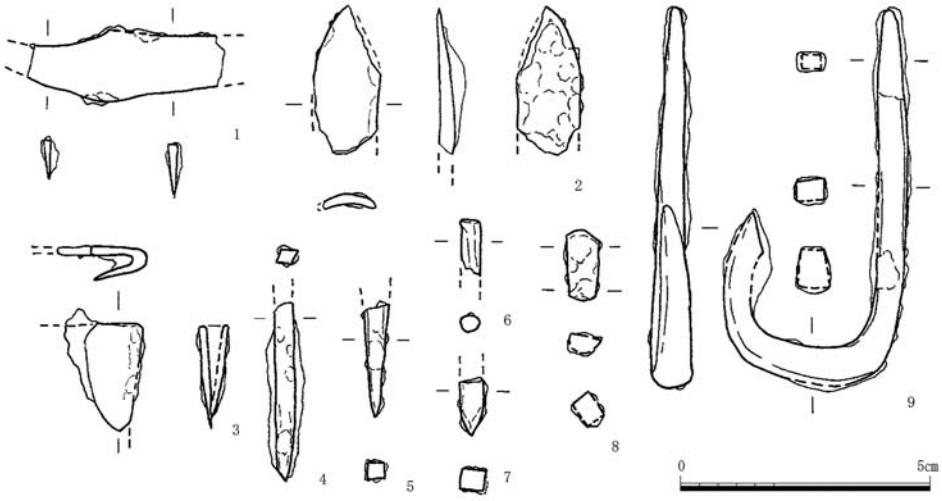

図８　鍛冶工房出土鉄器実測図（Ｓ＝２/３、大村市教委編2021から転載）

た結果を示している。

このように、帯取遺跡の鍛冶炉は、既存の鍛冶炉分類に当てはまらないものである。また、建物の大きさだけでなく、炉や溝の配置等が明らかであるため、鍛冶工房の構造物の位置関係について具体的に検討できる点においても、歴史的意義は大きい（大村市教委編 2021）。

２　いかにして鍛冶工房と判断するか

前章までに、帯取遺跡の概要と歴史的意義を述べた。生産遺構の存在は、その場所や地域の生産力や周辺地域との関係性を考察する上で、大きな情報をもたらすものである。近年では、鍛冶工房や、鍛冶関連遺構の検出事例が増えてきたものの、全国的には少ない状況である。この状況の要因の１つに、調査時の鍛冶炉の認定が難しいという点があるように思う。よって、帯取遺跡の例を参考にして、鍛冶炉の調査に関する留意点をまとめておきたい。

鍛冶工房としての一番の判断材料は鍛冶炉である。弥生時代の鍛冶炉の性格上、鍛冶工房が竪穴建物または覆屋を持つ平地式建物にせよ、炉は建物の床面にある。竪穴建物であれば、鍛冶炉にたどり着くまでに埋土を掘削する必要がある。平地式建物であれば遺構検出段階で鍛冶炉に直面することになる。九州内で見つかる鍛冶工房の多くは竪穴建物なので、ここでは竪穴建物に関する点をまとめる。

鍛冶製作に関する可能性のある遺物として、①敲石・磨石類、②台石、③不定形の焼けた粘土塊、④製品として機能を特定できない鉄製品、⑤木炭片が挙げられている（禰冝田 2019）。この④の中に含まれる重要遺物が、微細鉄片である。鍛錬鍛冶を行う場合、熱した鉄を石器で敲打すると細かい鉄片が飛び散る。よって、微細鉄片は鍛冶を行った根拠の一つになる。しかし、微細鉄片は小さいもので数㎜であるため、掘削作業で探し出すのは極めて困難である。帯取遺跡の調査で出土した鉄器は16点であったが、手で検出されたのは２点であり、これ以外の鉄器は埋土のふるいがけと磁石の併用で検出した。鍛冶工房に限らず、竪穴建物の埋土には重大な情報が詰まっている。掘り下げた結果、鍛冶炉とわかった、ではその情報の多くを失ってしまう。

鍛冶工房を掘る場合は、埋土をすべてふるいがけするか、フローテーションをすることが望ましい。しかし、期間と予算が決まっている行政発掘の中で、すべての竪穴建物の埋土をふるいがけするのは容易ではない。では、どのようにすべきか。この点については遺構検出の段階が重要になってくる。

まず１つの手がかりは、竪穴建物の大きさである。帯取遺跡の鍛冶工房は７㍍四方であり、周辺か

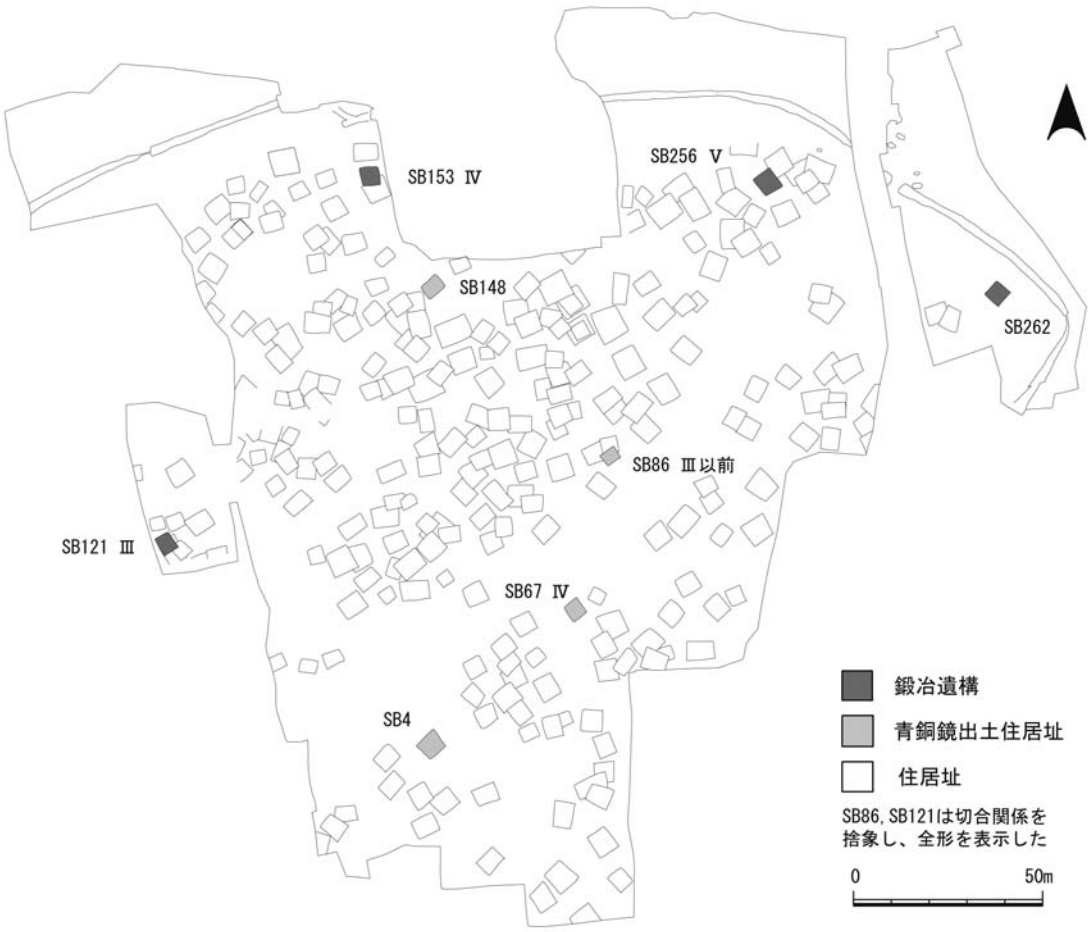

図９　二子塚遺跡鍛冶工房の位置（熊本県教委編 1992から転載）

ら見つかる同時期の建物より一回り近く大きい。よって、鍛冶工房のような特殊な建物は、一般的な住居と比べて、規格が異なる可能性がある。ただし、他地域の例では規格が変わらないものもあるため（図９）、地域単位での比較検討は必須である。

鍛冶工房とそのほかの竪穴建物の位置関係にもヒントがある。弥生時代後期の一大鍛冶集落である熊本県阿蘇市二子塚遺跡からは、４棟の鍛冶工房が見つかっている。鍛冶工房はいずれも集落の縁辺に位置するという特徴がある（図９、熊本県教委編 1992）。調査面積が広く、建物群の相互の位置関係を検討できる場合は、建物の位置も検討材料になる可能性がある。

建物の埋土中に小さな炭化物が多いという点も鍛冶工房の特徴である。一般的な竪穴住居でも炭化物は出土するが、鍛冶工房の炭化物は異様に多く、かつ微細なものが多い。遺構の検出面から１～５㍉程の炭化物が多量に確認できる竪穴建物が見つかった場合、鍛冶工房である可能性がある。

期間に十分な猶予のない調査で遺構検出中に怪しい竪穴建物を選別できたのであれば、その建物の埋土をほかの包含層の廃土と分けておくのも１つの手であろう。帯取遺跡のように、鉄片が少なく、掘り下げたのちに鍛冶工房と分かった場合、埋土をふるい掛けできるからである。

次に調査における留意点をまとめる。道具では、金属探知機と強力な磁石が必要である。金属探知機は炉の検証や鉄器の検出、磁石はふるいがけ後の鉄器探しに有効である。帯取遺跡の調査では、鍛冶工房と判断できた時点から、埋土はすべてふるいがけした。帯取遺跡の埋土は粘質のため、掘削したばかりの土ではふるいがけができなかった。このため、埋土を一度細かくする担当、ふるいがけする担当、磁石で鉄器を探す担当に分け、流れ作業を行った。

出土遺物において、鉄器と並んで石器にも注意する。弥生時代の鍛冶工房で炉や鉄器と並んで重要な遺物が石器である。鍛錬に用いる主要な工具は石器だからである。鉄器の下に引く台石、成形する際の敲石、砥石など、弥生時代の鉄器製作のほとんどの工程は石器で行われる。台石は、鍛冶工房内から出土したものでも、明確な被熱痕跡がないものがあるため（淡路市教委編 2011）、ただの石として廃棄されやすい。鉄器に比べ石器は残りやすいので、鉄器がなくても石器から鍛冶の痕跡をたどりうる。近年では、敲石・砥石の観察から、鍛冶炉が見つかっていない地域で鍛冶を検証する試みも行われている（宮下ほか 2022）。

帯取遺跡の調査では、鍛冶工房と明らかになった段階で、1㌢以下の石を除き、出土する石はすべて取り上げた。整理作業中に、小さいものでは5㌢程度の石に敲打痕と擦り跡を有するものを抽出した。

帯取遺跡の石器の特徴として、1つの石器に用途が複数あることが挙げられる。敲石の側面に擦り跡が付くパターンが多い。砥石は、まず擦り目の粗さが、大きく分けて三種あった。これは荒・中・細と、鉄器の工程に合わせて砥石を使い分けていたことを示唆する。また、砥石に線状の痕跡が付いているものがあり、刃部加工の可能性を示唆する。石器を精査することで仮に鉄器が出土しなくても、砥石の精査から鍛冶を想定しうる場合がある。

3　総括

肥前西部地域において、弥生時代、特に後期以降の集落を調査するときは、鍛冶工房がある可能性を念頭において調査する必要がある。帯取遺跡の鍛冶炉は、基本的な弥生時代鍛冶炉の構造を踏襲しつつ、地域独自の工夫を施していた。これは、弥生時代終末期の時点で、鍛冶技術を得た初段階ではないことを示唆している。想定している以上に、肥前西部地域では、鍛冶技術が浸透している可能性があり、調査をはじめる段階で準備しておくことが必要となる。

課題となるのは、鍛冶工房が成立する集落の規模である。単位集団（近藤 1985）数個が集まった集落に鍛冶工房1つなのか、中心的な集落に1つで、その他の地域に供給するのか、複数のパターンが想定される。これは鍛冶関連遺構の抽出作業と並行して、地域ごとの研究成果と照合することで、検証されるべきことと考えられる。

本論は、長崎県考古学会報№29に掲載した「3　大村市帯取遺跡の発掘調査成果」を再編したものである。会報では、紙面の都合で図を割愛せざるを得なかったため、関連図面を加えることで体裁を整えた。

末筆ながら帯取遺跡の調査・整理作業において、多大な御支援と御指導を賜った愛媛大学アジア古代産業考古学研究センター長村上恭通教授と長崎県教育庁山梨千晶氏にまずもって御礼を申し上げます。そして調査中に、鍛冶炉の可能性を示唆してくれた同僚にも感謝する次第である。

【参考文献】

淡路市教育委員会編　2011『五斗長垣内遺跡発掘調査報告』淡路市埋蔵文化財調査報告書第８集

壱岐市教育委員会編　2014「天手長男神社遺跡　市史跡カラカミ遺跡２次』壱岐市文化財調査報告書第23集

大村市教育委員会編　2021『市内遺跡発掘調査概報10』大村市文化財調査報告書第45集

熊本県教育委員会編　1992『二子塚』

近藤義郎　1985『日本考古学研究序説』岩波書店

禰宜田佳男　2019『農耕文化の形成と近畿弥生社会』同成社

村上恭通　2007『古代国家成立過程と鉄器生産』青木書店

村上恭通　2017a「釣針」『モノと技術の古代史』吉川弘文館　pp. 52-54

村上恭通　2017b「鉄器化した弥生社会の実現とその背景―弥生時代鉄器生産論の可能性―」『瀬戸内海考古学研究会第７回公開大会』私家版

村上恭通　2017「弥生時代の鉄をめぐる日韓交流」『平成29年度東アジア国際シンポジウム　鉄を求めて大海を渡る。弥生時代の鉄ものがたり』長崎県埋蔵文化財センター　pp. 24-29

宮下雅史・竹田ゆかり・渡邊康行　2022「【資料報告】長崎市三重地区・東上遺跡について―五島灘（角力灘）を望む弥生時代砂丘遺跡の予察的評価―」『西海考古』第12号　西海考古同人会　pp. 133-159

宮本一夫編　2011『壱岐カラカミ遺跡 III　カラカミ遺跡第１地点の発掘調査（2005～2008)』九州大学人文科学研究院考古学研究室

宮本一夫編　2013『壱岐カラカミ遺跡 IV　カラカミ遺跡第５～７地点の発掘調査（1977～2008)』九州大学人文科学研究院考古学研究室

宮本一夫　2016「弥生時代北部九州の鍛冶と交易」『広島大学大学院文学研究科考古学研究室50周年記念論文集・文集』広島大学大学院文学研究科考古学研究室50周年記念論文集・文集刊行会　pp. 213-230

文化庁文化財部記念物課編　2010『発掘調査のてびき―集落遺跡発掘編』同成社

長崎町建て関係史料の基礎的研究

―長崎地誌・旧記類の基礎調査と史料考古学の試み―

宮﨑　貴夫

はじめに

元亀二年（1571）、日本最初のキリシタン大名である大村純忠が、森崎と呼ばれる長崎港に突き出た岬の高台に長崎六丁町の「町建て」を行った。これにより長崎は、マカオと結ぶポルトガル定航船が来航する港町としての歩みを始める。そこは、戦国の戦乱によって国を追われた亡命者やキリスト教信徒避難民らを受け入れる場所となったが、天正八年（1580）に長崎と茂木はイエズズ会に寄進され、イエズズ会本部が置かれるなど、名実ともに日本布教の中心地となった。しかし、天正十五年（1587）に秀吉がバテレン追放令を発布し、翌天正十六年（1588）に豊臣公領地になったが、禁教については貿易続行のために徹底できず妥協せざるをえなかった。その後長崎は江戸幕府の天領となり、徳川政権が進めるキリスト教禁教と「鎖国政策」のもとで、オランダと中国と公式な外国貿易を行う、幕藩体制唯一の貿易都市（松本 1983）となった。

そのような国際貿易の場として発展を遂げていた長崎の町に、突然カタストロフィが襲った。寛文三年（1663）三月八日、筑後町から出火した火事は、当時六十六町に拡がっていた市街地のうち、出島町、今町、金屋町の三町を除く市街六十三町、民家二千九百十六戸、及び奉行所・囚獄・寺社三十三ヶ所を焼亡する未曾有の大火となった（金井 1926）。大火後の町の再建では、長崎奉行が銀二千貫目を幕府から借用して町民に貸与し、新たな都市計画に基づき町々の道路と溝の間数を定め拡張するなど、町の再整備が実施された。現在、長崎市中心部に残っている街区はこの再興によるもので、「官衙、職人町、寺町等計画的に定められ」（箭内 1957）、機能的に施設や機構が整備されることで、戦国時代末期の「町建て」以来、雑然と拡がっていた長崎の町が秩序をもった町景観をもつ、近世の貿易都市に生まれ変わったとされる（赤瀬 2005）。

長崎の町の大半を焼きつくした寛文の大火は、長崎奉行所や会所などに保管されていた、外交・貿易・切支丹等の資料や、「鎖国政策」に関わる江戸幕府からの奉書や書簡などの奉行所や町方関係の貴重な文書・記録類も焼失することになった（太田 2007）。私たちが、長崎の歴史を知るための史料として見ることができる長崎地誌・旧記類は、寛文の大火以後に町の再建ができた頃、長崎の成り立ちや由来などが調べられ記録された「編纂物」なのである。

そのような長崎地誌・旧記類について日本史学者の箭内健次氏は、論文「近世都市長崎の形成」のなかで、長崎の古記録は何れも再建に伴う過去に対する回顧という事情を背景に作られたものであり、草創期の記述は必ずしも信用できないと指摘している（箭内 1957）。寛文の大火によって同時代の記録類が失われたことによって、17世紀中期以後に成立した長崎地誌・旧記類は、信憑性のない二次史料に位置付けられているのである。対外交渉史の安野眞幸氏も、『港市論』「史料批判と分析の方法」の節なかで「長崎地誌類」の性格を以下のように述べる（安野 1992 P.162-164）。

元亀・天正年間の長崎の記録の多くは、住民の「記憶」に基づいていると思われる。それゆえ「これらの史料の性格は何か」を考えるとき、思い浮かぶのは「老人の繰り言」に代表される、人の「思い出」一般の問題である。語られる「思い出」は多くの場合「輝かしい過去の一場面」である。それは細部まで正確であっても、逆に前後の脈絡に欠け、後世の人々には理解し難いものであり、それを

表１　長崎町建て関係史料一覧

	書　名	編著者・編述者	成立年、文献、所蔵等
1	長崎劄記	長崎在住の大村藩関係者	延宝元年（1673）まで記載、中西1964
2	長崎鑑	橘景隆	延宝三年（1675）、歴博テ13126－１、同－２
3	庫物長崎記	長崎奉行系役人か	延宝七年（1679）、歴博へ1339
4	続長崎鑑Ａ（乙本）	長崎会所の役人か	延宝九辛酉年（1681）、歴博1314－2、朝長1988
5	続長崎鑑Ｂ（甲本）	長崎会所の役人か	天和三年（1683）まで、歴博1314－１、朝長1988
6	長崎拾芥	長崎奉行系役人か	元禄二年（1689）まで、純心短期大学1987
7	長崎記：西勝寺蔵	著者不詳	元禄五年（1692）まで、歴博13101－2
8	長崎始由来記	著者不詳	慶長十五年（1610）まで、Ａ：歴博13671、Ｂ（長崎略記Ｂ合本）：歴博13618
9	長崎略記Ａ	著者不詳	承応二年（1653）まで、歴博13618
10	長崎邑略記	著者不詳	東京大学図書館、「肥前州彼杵郡長崎来由記・肥前国彼杵郡長崎邑署記」、外山2011
11	長崎根元記	著者不詳	元禄九年（1696）頃まで、新村1928
12	崎陽雑記（襍記）	著者不詳	元禄九年（1696）頃まで、国会図書館（内閣文庫）、歴博131223
13	古集記	著者不詳	元禄十一年（1698）頃まで、歴博へ13221
14	長崎虫眼鏡	弄古軒菅秋（他国の人）	元禄十六年（1703）、木版図書（大坂）、丹羽1975
15	長崎縁起略記	正覚寺僧禿法（浄遍）	正徳二辰年仲春日正覚寺僧禿法昭記（1712）、『続々群書類従』第八
16	長崎由来記	正覚寺僧禿法（浄遍）	正徳二未年仲春二月長岩来記会釈（1712年・未年だと1715年）、国会図書館（内閣文庫）、歴博131230
17	長崎之記	正覚寺僧禿法（浄遍）	正徳二未年仲春日（1712・未年だと1715年）歴博へ13221
18	長崎鏡	著者不詳	正徳四年（1714）書写追記本、『長崎遺響』1943
19	長崎記：禿法	正覚寺僧禿法（浄遍）	正徳六年（1716）、歴博13198－１
20	長崎略縁起	正覚寺僧禿法？	成立年不詳、「長崎古今集覧」上
21	長崎略縁起評	筆者が正覚寺浄編であれば	延宝～天和頃（1673－1683）、歴博へ1331
22	崎陽群談	大岡清相（長崎奉行）	享保元年（1716）、中田・中村1974
23	長崎縁起略Ａ（会釈開書本）	正覚寺隠居蓮池院（浄遍）会釈開書等を交え書写	享保年中（1716－35）、丹羽1975
24	長崎縁起評	著者不詳	成立年不詳、国会図書館、「長崎古今集覧」上
25	長崎旧記	長崎奉行所関係者	享保十二年(1727）まで　、太田2007
26	長崎縁起略説	岩崎吉兵衛道常書写	寛延元年（1748）写本、歴博テ13125
27	長崎年来記録	著者不詳	宝暦二年（1752）、九州大学附属図書館、外山2011
28	長崎集	田辺茂啓か（越中1993）	宝暦四年（1754）まで、　純心短期大学1993
29	長崎町年寄発端由緒書	薬師寺家旧蔵本	宝暦三年（1753）まで、清水1992
30	長崎記録	著者不詳	宝暦三年（1753）まで、歴博テ13128－1
31	長崎覚書：歴博本		宝暦四年（1754）まで、巻二歴博1396－13
32	長崎記原(上)	著者不詳	宝永八年（1711）頃まで、上：歴博1312221
33	長崎実記(１)	著者不詳	宝暦十年（1760）まで、１：歴博134291
34	長崎縁起	著者不詳	明和元年(1764)まで、「長崎縁起・天馬異聞・草川覚書」、歴博131227
35	長崎実録大成正編（長崎志正編）	田辺茂啓、長崎聖堂書記役・御用向并御易物役	宝暦十年（1760）序、明和元年（1764）に奉行所へ上納し、明和四年（1767）まで、丹羽・森永1973
36	長崎雑誌	勝木枕山、教育者・俳人	安永七年（1778）まで、歴博13421
37	大村秘記	著者不詳（大村藩関係）	天明三年（1783）まで、『史籍雑纂』第一　1974
38	長崎略記会釈	正覚寺蓮池院（浄編隠居）	享保年中（1716－35）、天明六年写本追記、歴博13353
39	長崎記：テ13127	著者不詳	寛政二年（1790）まで、歴博テ13127
40	長崎港草	熊野正紹、長崎郷土史家	寛政四年（1792）、丹羽・森永1973
41	長崎記：中川忠英	中川忠英、長崎奉行	寛政七年（1795）、文政二年（1819）写本、太田2007
42	長崎実録大成補遺	小原克紹、儒者・画家	国会図書館（内閣文庫）、長崎歴史文化協会2011
43	華蠻交易明細記	薬商、名前不明（武野1965）	寛政六年（1796）～享和元年（1801）まで、『長崎県史』第四
44	長崎実記年来録	阿蘭陀通詞か(岩崎1999)	文化元年（1804）まで、九州文化研究所1999
45	長崎日記	正覚寺所蔵	森永1976「長崎古今集覧」上
46	崎陽略記	著者不詳	森永1976「長崎古今集覧」上
47	長崎古今集覧	松尾東渓、地役人（唐人番）	文化八年（1811）、森永1976「長崎古今集覧」上
48	長崎縁起略Ｂ	崎陽正覚寺僧禿法（浄遍）書写追記	正徳二年未仲春、享保十一年(1716）正覚後堂禿法眼記、文政元年（1818）まで、歴博13124
49	長崎略記Ｂ	著者不詳	文政元年（1818）まで、歴博13199－１
50	筑紫長崎縁起	著者不詳	国会図書館、「長崎縁起畧」上評・下評、外山2011
51	長崎旧記後考	著者不詳	文政元年（1818）まで、歴博へ130107
52	長崎年暦両面観	打橋竹雲、地役人・画家	文政十一年（1828）、歴博13398
53	長崎名勝図絵	饒田喩義、長崎聖堂助教	文政年間（1818－30）、丹羽1974
54	長崎年暦	著者不詳	天保元年（1830）まで記載、歴博シ13235
55	長崎雑記（襍記）	著者不詳	天保九年（1838）　まで記載、歴博13350
56	通航一覧	林復斉、幕府儒学者	嘉永六年（1853）、『通航一覧』第四　1967
56	長崎建立并諸記挙要	青木永繁、諏訪神社宮司	嘉永七年（1854）、『日本都市生活史料集成』６　1975
57	長崎覚書：大村家本	大村家本	幕末大村純熙代まで、巻三大村市歴史資料館101－0135
58	長崎縁起略評	著者不詳	国会図書館、安野1974
59	長崎古事聞書	著者不詳	「同（元亀）二辛三月十五日長崎町建」、古賀1957

いくら集めても、結局は歴史の「断片」の集積にすぎず、人々の今を説明する「歴史」とは本来遠いものなのであって、長崎地誌・旧記類によって歴史を描いている長崎郷土史の代表として古賀十二郎氏の『長崎開港史』（古賀 1957）を挙げて「史料集のようなもの」としている。長崎郷土史に描かれている「同心円的な発展を説く通説」を乗り越えていくためには、脈絡を欠いた「地誌類」の「断片」をできるだけ集め、史料批判を行うことで歴史的事実を矛盾なく説明しなければならないとする（安野 1992）。

安野氏の『港市論』は、戦国時代末期の大友氏と龍造寺氏の勢力のせめぎ合いのなかで、両勢力のはざまにあった大村氏が、布教と貿易を一体としたイエズズ会と関わりをもつことで、平戸、横瀬浦、福田へと安全な良港を求め九州西岸を移動していたポルトガル船の貿易港が最終的に長崎に定まった、と時代的動勢と社会背景を描いている。また、長崎を〈異域世界との接点〉にある「港市」として捉えようとする新しい視点をもち、元亀・天正年間の草創期長崎を「領主権」によって時期区分し、地域の区分を行って町の成立発展の状況を捉えて、「長崎地誌類」の記事を「断片」を論理的に捉え直して解釈することで、それまで記事をつないで描かれていた「史料集のような」長崎の歴史を見直した画期的研究であると評価できよう。しかし、安野氏の所論には整合性をもって説明が行われている一方で、「長崎地誌類」の記事が恣意的に解釈されている箇所も見受けられる（註１）。

長崎地誌・旧記類は、文献史学者に根拠に乏しい二次史料として扱われ、研究者によっては「都合の良い史実を切り取ってつなぎあわせる歴史叙述」（小川・成田 2022 P.10）がなされている現状が認められるようである。そのことを起こさせる大きな要因となっているのは、長崎地誌・旧記類が史料としての評価がなされておらず、記事自体の比較・検証も行われていないことにあると考えられる。

そこで、安野氏が指摘する多くの史料から資料を収集するために、翻刻刊行されている書籍や論文などに掲載されている文献だけでなく、長崎歴史文化博物館に所蔵されている長崎地誌・旧記類の基礎的調査を行うことにした。今回は、「長崎町建て」関係記事に絞って史料調査を実施し、その調査成果を取りまとめ全体的な検証と評価を行うことにしたい。

１．史料調査について

長崎地誌・旧記類として伝わる文献史料は、管見するところ優に100冊を超えている。長崎歴史文化博物館に所蔵されている近世文書・記録類の史料は、もともと長崎県立図書館と長崎市博物館に別々に所蔵されていた蔵書が、長崎歴史文化博物館が建設されることよってまとめられて所蔵されることになったもので、研究者に便宜を図った環境が提供されている。蔵書には、長崎郷土史家の福田忠昭氏（1879-1930）、古賀十二郎氏（1879-1954）、渡辺庫助氏（1901-1963）、越中哲也氏（1921-2021）ほかによって収集された寄贈本が多数収められている。

長崎歴崎史文化博物館における史料調査では、長崎地誌・旧記類のなかから「長崎町建て」関係記事を中心に収集し、その史料の成立年代などを調べる調査を行った。長崎旧記・地誌類は、長崎歴史博物館以外に、国会図書館、東京大学図書館、九州大学図書館などに所蔵されているが、今回は実際に現地で閲覧する機会をもてなかった。そこで、既に出版・発表されている文献等から引用することによって補うことにした。

長崎歴史文化博物館の史料調査は、2022年４月６日～８月23日に行ったが、大村市歴史資料館においても９月11日に実施した。とくに長崎歴史文化博物館においては、新型コロナ流行の時節にもかかわらず、資料閲覧室において、延べ29日にわたって史料閲覧に応じていただいたスタッフの皆さんに感謝を申し上げたい。

今回の調査を行った長崎地誌・旧記類から、「長崎町建て」に関係する史料として59冊を確認することができた（表１）。記事の具体的な内容については、「長崎町建て」関係の記事が掲載された翻刻刊行物を基本にして整理し、その他の史料は「くずし字解読辞典」等を参考にして読み解いた。その成果は、この論稿の最終に掲げた表８「長崎町建て関係記事集成」として整理することができた。しかし筆者は考古学専攻であり、文献史学の基礎的な知識がないことによって誤読している箇所などもあると思われる。その点に関しては、ご指摘、ご叱正をいただきたい。また、記事については、句点（。）、読点（、）並列点（・）を付けて読みやすく整理した。

長崎地誌・旧記類には、太田勝也氏が「「長崎記」という標題を有するものが最も多いように見受けられる」と指摘している（太田 2007）が、『長崎記』の標題をもつ同名異本が多く見られる。そこで『長崎記』については、所蔵・著者によって、『長崎記：西勝寺蔵』、『長崎記：禿法』、『長崎記：テ13127』、『長崎記：中川忠英』などと区別して整理することにした。

今回の長崎地誌・旧記類の史料の調査によって、もっとも古く編纂された史料であることが確認されたのは、延宝元年（1673）までの記載があり長崎在住の大村藩関係者（中西1964）によって書かれた『長崎劄記』、延宝三年（1675）に橘景隆によって書かれた『長崎鑑』、延宝七年（1679）に『長崎命鑑』から抜萃編集された『庫物長崎記』、延宝九年（1681）に『長崎鑑』に追記されて編纂された『続長崎鑑』（朝長ほか 1988）である。

これらの史料の成立時期は、寛文の大火から十年ほどを経た時期に相当することが注目される。寛文の大火の復興のため、幕府から寛文四年（1664）から10年返済で銀二千貫目を拝借したが、延宝元年（1673）にその返済が済み長崎の町の再建ができたその時期に、長崎の町の成り立ちや由来について調べ「編纂物」を編んでいく文化復興ともいえる機運が高まったことが推測される。

この時期は、幕府が「糸割符仕法」を廃止し、「市法商法」を定めて貿易改革を行ったことで、延宝三年（1675）に市法会所が設置され、「市法増銀の長崎の配分によって「地役人」機構が整備され、町の繁栄が保障されたことなど」により、「長崎貿易の黄金時代」を迎えたことを、加藤章氏が指摘している（加藤 1984）。したがってこの延宝期には、編纂事業にかけるための財政的・社会的基盤が整っていたことが考えられるのである（註２）。

また、長崎地誌・旧記類の「長崎町建て」関係記事は、史料を読み込んでいくと、「長崎町建て」の由来の記事と、「頭人・町年寄」と呼ばれた町方有力者についての記事が、一体的に組み合わされて記述されていることが分かる。そのことについては、当時の「町年寄」や市法会所の地役人など有力町人が編纂事業に関わっていたことがうかがえ、長崎地誌・旧記類の編纂が進められた動機や当時の社会的状況・背景が垣間見えてくるのである。

２．長崎旧記・地誌類の系統について

長崎旧記・地誌類は、原本史料である「正本」は残っておらず、「写本」がほとんどである。二次史料とされる長崎旧記・地誌類の記事を検証するにあたっては、テクストとして全体的な比較検討ができるようにするため文献史研究で一般的な縦書き文章を横書きにして分類整理し、表８に集成を行った。そのことによって、「長崎町建て」に関係した記事を〈ア〉～〈ク〉、「頭人・町年寄」に関係した記事を〈A〉～〈M〉の基本的類型に分類して分析を行った（表２・３）。

文化八年（1811）に松尾東渓が編纂した『長崎古今集覧（上）』には、「略縁起、縁起略ト二部有ト云ヘドモ、同人ノ作ニテ文モ大概同ジ、但、縁起略ノ書ハ正覚寺伝来ノ旧記、其作者ノ直筆ト見ヘタリ、書中に縁起略トアレドモ、縁起略ヨリ委（くわし）キ事モ処々ニアリ、按ニ略縁起ハ後人伝写シテ、文章テ

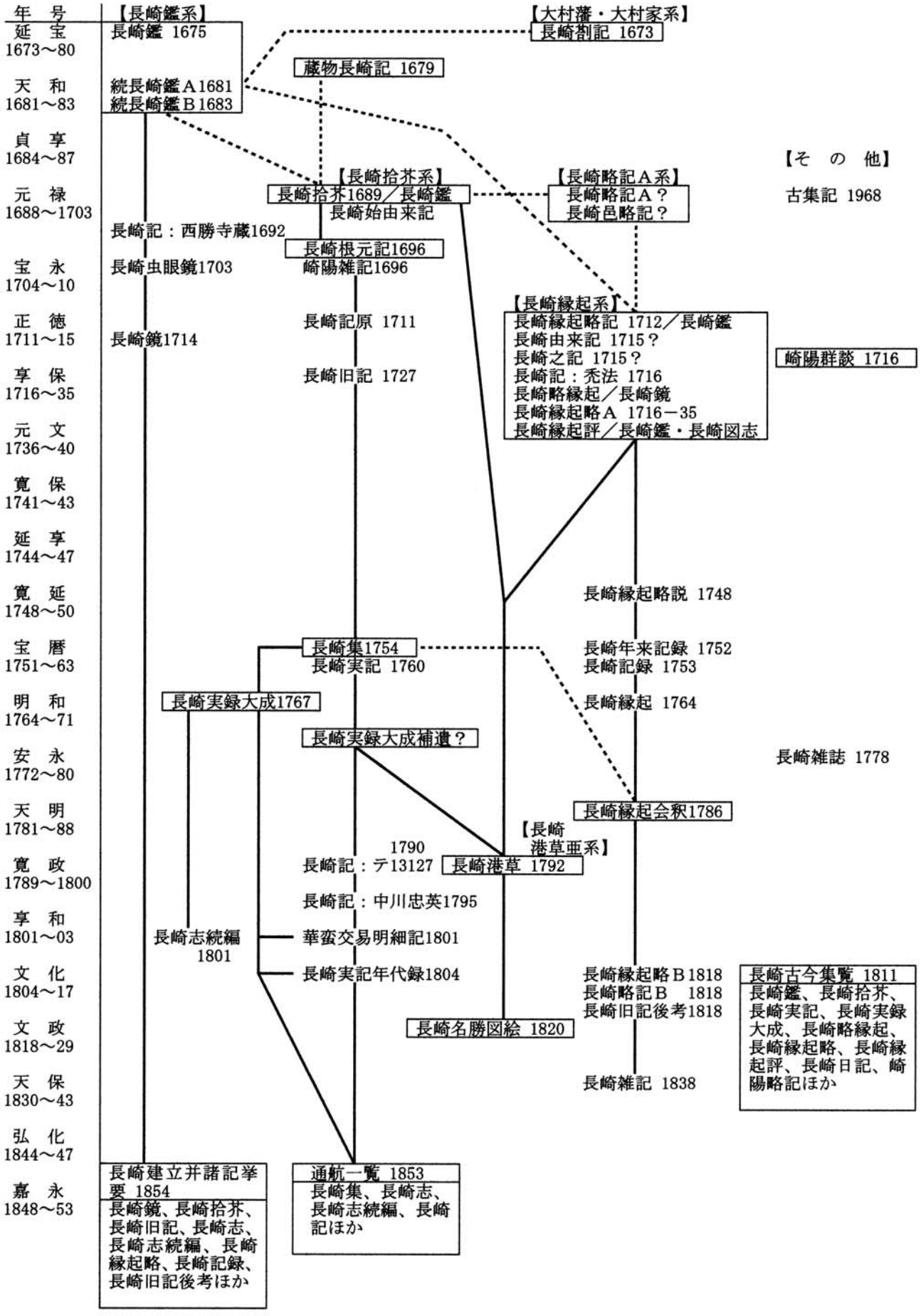

図１　長崎地誌・旧記類の系統

ニハ等ヲ取捨シタルモノト見ユ」（森永 1976 P.50）とあり、『長崎略縁起』と『長崎縁起略』がよく似ていることを、すでに江戸時代末期に論じられていることが分かる。

長崎郷土史家の丹羽漢吉氏も、『長崎縁起略』と『長崎略記』が大要は全く同じと指摘しており（丹羽 1975）、越中哲也氏も『長崎拾芥』と『長崎根元記』がよく似た編集であることを指摘している（越中 1987）。このように長崎地誌・旧記類には、〈系統〉があることが個々に指摘されてきたが、今回、史料を時系列的に整理して比較検証を行ったことで、共通した編纂方針をもち、繰り返し筆写され類似した文章の類型をもつものなど、長崎地誌・旧記類の史料群に〈系統〉があることが判明してきた（図１）。以下、史料の〈系統〉について述べていきたい。

（１）「長崎鑑」系史料

『長崎鑑』は、58項目の目録（目次）が付けられた「編纂物」である。冒頭に記された表書から、書写された正徳元年（1711）より一百卅六（136）年前の延宝三年（1675）に橘景隆が編纂著述していたことが分かる（註３）。原著者の橘景隆については、どのような人物か明確でない。「町建て」に関係した記事には「町建始之事」の見出しが付けられ、「町建て」関係記事が〈ア〉・〈イ b〉・〈ウ a〉、「頭人」などの記事が〈E〉として分類できる。

〈ア〉は長崎領主であった長崎甚左衛門が秀吉の意向に逆らって筑後へ浪人となったこと、〈イ b〉は元亀元年に長崎に南蛮船が入港して商売を始めたため、大村純忠の家来の友永対馬が見分して、嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文治町、横瀬浦町が初めて町割りされ、その以後町屋敷ができたとしている。他本で一般的な「文知町」表記が「文治町」になっている。書写の際の誤謬であろう。

〈ウ a〉は大村純忠領地の時に六丁町ができたが、その後に本博多町・椛島町・今町・本五島町、内中［下］町ができたとする。〈E〉の「頭人」については11名が挙げられているが、高木勘左衛門、別当紹喜、後藤惣太郎、高木新七、白倉如庵の以外は、高嶋・吉岡・文知・馬場が「一類」が付けられ、須川・山本は名字だけの記載になっている。「別当紹喜」は、他の系統の史料から推測すると「別当」であった「沼喜田小庵」であることが推測され、編者による省略と混同が起きているようである。また、「頭人」としての「町田宗賀」の名が抜け落ちていることが、「長崎鑑」系史料の特徴としてあげられる。

続く『続長崎鑑』には、甲・乙・丙・丁本があることが、朝長敬一郎氏ほかの研究で明らかになっている（朝長ほか 1988）。ここでは、乙本の『続長崎鑑』Ａ本と甲本の『続長崎鑑』Ｂ本の二冊を取り上げたい（以下Ａ本・Ｂ本とする）。Ａ本の末尾の奥書には、「延宝八（1681）年に将軍が第四代家綱から第五代綱吉に替り、代替わり初めの巡見使として、来崎した奥田八郎左衛門ら三名の質問に答えるために、長崎中の者が寄集まって、旧記を、そして古老らが伝える伝聞等を勘校して、本誌を編纂した」と編纂の理由が記されている（朝長ほか 1988）。すなわち、幕府から来崎した上使への説明を行った資料として『続長崎鑑』が編纂されたことが判る。その時、編纂者が参照した資料が『長崎鑑』であって、『続長崎鑑』では目録（目次）見出しが『長崎鑑』の58項目から69項目に増えている。それは上使に説明するために、必要と思われる項目数を増やしたのであろう。このことから、『続長崎鑑』は、会所関係の地役人が編纂したことが判り、そうであれば『長崎鑑』の著者の橘景隆も、会所に関係した人物であった可能性がある。

Ａ本（乙本）には、〈イ a〉として「元亀二年辛未年三月大村理専様家来朝永対馬与申者致奉行候由、町割仕候、青麦を切拂、町屋を建申候、」とあり、長崎在住の大村藩関係者と推測されている『長崎劄記』（延宝元年まで記載）の〈イ a〉の「畠ニ青麦有之候ヲ刈捨、町ヲ立申候」を参考にした文章であろう。なお、町割奉行の「友永対馬」が「朝永対馬」になっており、大村藩関係者による『長

表２　長崎町建て関係記事構成表

関係記事 / 史料	長崎町建て関係記事										頭人・町年寄関係記事													
	ア	イ a	イ b	ウ a	ウ b	エ	オ	カ	キ	ク	A a	A b	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
長崎割記		●																						
大村記覚書		●																						
大村家秘録			●																					
長崎鑑	●		●	●												●								
続長崎鑑Ａ		●		●												●								
続長崎鑑Ｂ	●		●	●												●								
長崎記：西勝寺蔵	●		●	●												●								
長崎虫眼鏡	●			●												●								
長崎鏡	●		●	●												●								
長崎建立并諸記挙要	●		●	●												●			●					
長崎日記	●		●								●					●								
庫物長崎記						●															●			
長崎拾芥							●	●							●							●		
長崎始由来記							●	●							●							●		
長崎根元記	●					●			●					●										
崎陽雑記						●			●					●										
長崎記原						●			●					●										
長崎旧記	●					●			●					●										
長崎集	●		●			●			●								●			◎				
長崎実記						●		●																
長崎実録大成正遍					●					●								●						
長崎実録大成補遺						●		●				●						●				●		
長崎記：テ13127						●			●					●										
長崎記：中川忠英			●												●									
華蛮交易明細記	●		●			●			●								●							
長崎実記年代録			●		●													●		●				
通航一覧					●													●						
崎陽略記			●																					
長崎港草								●				●	●		●	●						●		
長崎名勝図絵								●				●				●								
長崎略記Ａ													●			●								
長崎邑略記													◎			●								
長崎縁起略記											●	●	●			●								
長崎由来記											●	●	●			●								
長崎之記											●	●	●			●								
長崎記：禿法			●									●				●								
長崎略縁起											●	●	●			●								
長崎縁起略Ａ			●								●	●	●			●								
長崎縁起評			●													●								
長崎縁起略説												●	●			●								
長崎年来記録			●													●								
長崎記録											●													
長崎縁起											●	●	●			●								
長崎略記会釈			●									●	●			●	●							
長崎縁起略Ｂ												●												
長崎略記Ｂ			●									●	●			●								
筑紫長崎縁起																●								
長崎旧記後考			●										●			●								
長崎雑記												●	●											
長崎年暦両面観			●																					
長崎年暦			●																					
古集記																						●		
崎陽群談	●																				●		●	
長崎雑誌			●																					
町年寄発端由緒書																						●		●

崎剳記』の「朝長対馬」の影響と混乱が見られる。このことは別節で検討を行いたい。Ｂ本（甲本）は、天和三年（1683）年までの記載があってその頃に書写されたとされており、〈ア〉・〈イｂ〉・〈ウａ〉・〈エ〉、〈Ｅ〉に分類できる。『長崎鑑』の「頭人」の記載が、Ａ本、Ｂ本ともに「頭分」になっている。

以下、「長崎鑑」系の史料は、元禄五年（1692）まで記載された『長崎記：西勝寺蔵』、元禄十六年（1703）に大坂で印刷図書本として出版された『長崎虫眼鏡』、正徳四年（1714）に書写追記された『長崎鏡』があり、時代は降るが嘉永七年（1854）まで記載された諏訪神社宮司青木永繁の『長崎建立并諸記挙要』があり、継続して書写された〈系統〉が認められる。『長崎鏡』では、「頭人・頭分」

が「町之領分」となっている。『長崎建立并諸記挙要』では、「文知町」が「文治町」に、「別当紹喜」が「別当飯喜」になっている。『長崎古今集覧』に引用されている『長崎日記』は、書写による〈系統〉を引くものと思われるが、「別当紹喜」が「別当沼喜田」となり、別の〈系統〉の史料からの修正が行われていることが推測され、一族の意味であろう「一類」も記述から落されている。

（2）「長崎拾芥（しゅうかい）」系史料

長崎地誌・旧記類のなかで、主流といえる〈系統〉をもつ史料群である。延宝年間に編纂された『長崎鑑』系の史料に続いて、元禄二年（1689）に編纂された『長崎拾芥』を発端とする史料群である。「長崎拾芥」系史料は、目録と見出しの項目をもつ形式の体裁になっている。『長崎拾芥』には、『長崎鑑』が参考資料としているが、〈エ〉の「假屋を立て商売する」という記事から見ると、延宝七年（1679）に『長崎明鑑』を抜萃したとされる『庫物長崎記』（註4）の影響を受けているようである。

『長崎拾芥』の編纂者の名前は明確でないが、越中哲也氏は『長崎拾芥』の解題のなかで「長崎奉行関係者の人によって編纂」されたとしている（越中 1987）。したがって、この『長崎拾芥』は長崎奉行所において編纂された可能性をもっている。「長崎拾芥」系統の町建て関係記事では、〈オ〉の「諸方の者同国に一所にあつまり一町を取、小屋を掛け生所の土地の名をとり町の名にさたむ」という記事と、それに〈カ〉の「国々の者共集り一町を取、大村より来る者は一町に住して大村町と名付、嶋原・椛島・外浦の者居住して銘々其生所取て名之、」の記事が基本になっている。それより成立年が下る元禄十年（1697）までの記載がある『長崎根元記』では、さらに〈キ〉として「国々より集まる所の名によせて、其集まる所の者は一所に置、或は豊後町・大村町、或は平戸町、五嶋町などゝと名付け、町之頭人を定、今の町年寄之先祖左の如し」として続いて、〈C〉の「町の頭人」として、高木勘左衛門、高島了悦、町田宗賀（亡）、後藤惣太郎の4名を挙げる一体的な文書になっている。

さらに宝暦四年（1754）頃成立した『長崎集』では、〈キ〉と〈F〉の「長崎町立て始よりの役人」の名前が組み合わされている。寛政七年（1795）から享保元年（1801）までの記事が記載されている『華蛮交易明細記』も〈キ〉と〈F〉の組合せである。また「頭人」については、〈K〉の文禄元年に寺澤志摩守が奉行となり、その時の頭人四人を町年寄と名付けたという（『長崎拾芥』、『長崎始由来記』）と、前述した〈キ〉と関連した〈C〉の高木勘左衛門、高島了悦、町田宗賀（亡）、後藤惣太郎の四名の名を記す『長崎根元記』、『崎陽雑記』、『長崎記原』、『長崎旧記』、『長崎記：テ13127』など、「長崎拾芥」系史料には、細分すると「長崎拾芥」系と「長崎根元記」系の二つの小系が認められる。なお、『長崎根元記』では、「町割」を行ったのは「友長対馬」になっている。

この〈系統〉において、新たな画期をもたらす「編纂物」は、『長崎実録大成正編』（『長崎志正編』）である。正保四年（1647）に設置され長崎における学問・教育の中心であった長崎聖堂の書記役であった田辺八右衛門茂啓が、30年の歳月をかけて資料を収集し完成した全十六巻におよぶ「編纂物」である（丹羽・森永 1973）。明和元年（1764）に長崎奉行所に上納されたが、明和四年（1767）まで追記が続けられ、『長崎志正編』と名称が改められた。成立年が不詳の『長崎実録大成補遺』を表した小原克紹（巴山）ほかの者によって、『長崎志正編』の続編として明暦五年（1768）から継続して『長崎志続編』全十三巻が編纂され、天保十年（1839）に完成している（丹羽・森永 1974）。『長崎志正編』と『長崎志続編』は、長崎奉行の命によって編纂された長崎正史といえる官製の編纂物であり、長崎の歴史・文化を知るための百科事典のような資料になっている。

越中哲也氏は、『長崎実録大成正編』の原本が奉行所の官庫に収められており、一般には自由に手にすることはできなかったことを指摘している（越中 1993）。そのためか、『長崎志続編』の関係者であった小原克紹が記した『長崎実録大成補遺』以外には、『長崎実録大成正編』以後に編まれた『長

崎記：テ13127』、『長崎記：中川忠英』、『華蛮交易明細記』においては『長崎根元記』や『長崎集』が使われている。また『長崎拾芥』についても、奉行所の「編纂物」であった可能性が高いところから、写本としても市中に出回らず、『長崎拾芥』を閲覧できた一部の奉行所関係者によって、「長崎根元記」小系ができた可能性が想定される。

『長崎実録大成正編』の10名の「頭人」を挙げて「此内高木・高島・後藤・町田四人が町年寄ト成ル」という〈G〉の記事と、「二十餘年ヲ経テ文禄ノ初ニ至リ、二十三町出来ス」の〈ウb〉の記事が、民間の学者よって使用が確認できるのは、『華蛮交易明細記』と『長崎実記年代録』である。『華蛮交易明細記』は1795年から1801年頃に編纂されており、武野要子氏によって編著者が薬商ではないかと推測されている（武野 1965）。それに加えて、1801年までの記載がある『長崎実記年代録』は、岩崎義則氏によって編著者がオランダ通詞と推測されている。両者は民間人であるところから、『華蛮交易明細記』と『長崎実記年代録』の編纂年代から、『長崎実録大成正編』が19世紀初め頃になって一般に公開されたことが想定できるのである。

また、〈G〉と〈ウb〉の記載が認められ、『長崎実録大成』あるいは『長崎志』が参考文献に挙げられているのは、嘉永六年（1853）の序がある『通航一覧』、文化八年（1811）に成立した『長崎古今集覧』、嘉永七年（1854）までの記載がある『長崎建立并諸記挙要』である。『通航一覧』の編著者である林復斉は幕府お抱えの儒学者である。幕府官庫に収集保管されていた長崎地誌・旧記類の写本等を使って『通航一覧』を編纂することができたのであろう。『崎陽集記』と『長崎記原』は、内閣文庫として国会図書館蔵書であるので、もともと幕府官庫の保管物であろう。このことから「長崎拾芥」系史料の〈系統〉は長崎奉行所の編纂にかかるものであって、後述するように『長崎拾芥』が18世紀末以降、『長崎志』（『長崎実録大成』）は19世紀に入ってから長崎の町人学者らが閲覧できるようになった、という史料公開の歴史があったことを読み取ることができよう。

（3）「長崎港草」亜系史料

寛政四年（1792）に熊野正紹が編纂した『長崎港草』は、「長崎拾芥」系統の〈カ〉と「頭人」関係の〈D〉と、「長崎縁起」系史料〈E〉が併用されているところから、後述する「長崎縁起」系の双方〈系統〉の影響を受けて編纂された「亜系史料」として捉えられる。この『長崎港草』によって、18世紀末に至って『長崎拾芥』が公開されたことが推測できる。この『長崎港草』は、市井の町人学者が長崎地誌・旧記類の史料を収集して、総合的な歴史叙述を試みた長崎郷土史の書物として評価ができる。そしてその同じ系統として、文政年間（1820年頃）に長崎聖堂助教であった饒田喩義によって編纂された『長崎名勝図絵』がある。饒田は熊野の子息であり、おそらく熊野が執筆していた『長崎港草』の原本を参照できる立場にあり、名実共にその系譜を引く町人学者として評価ができよう。

（4）「長崎略記Ａ」系史料

歴史文化博物館所蔵の『長崎始由来記・長崎略記』（13618）と合本のうちの「長崎略記」であるが、同名異本として『長崎略記』（歴博 13199-1）があるので、合本分を『長崎略記』Ａ本、単独本をＢ本として区別した。このＡ本は、承応二年（1653）までの記載が認められるが、編著者と成立年代は明確でない。似た内容のものとして東京大学図書館所蔵の『長崎邑略記』があり、記事については外山幹夫氏の『中世長崎の基礎的研究』（思文閣出版）から引用した（外山 2011）。

『長崎略記』Ａ本では、〈B〉「元亀二年の未、嶋原・大村之當主相謀りて商賣人入来而右に六丁町を企る也」として、平戸町に日野浦与左衛門（註５）が居住し、横瀬浦町の横瀬浦五左衛門が居住して外浦町に横瀬浦氏の屋敷があって後に「乙名役」になったこと、文知町には文知坊が居住するとしている。『長崎邑略記』の外山氏の記述部分は後半の部分が不明であるが、同様な記述と推測される。

『長崎略記』Ａ本の〈Ｅ〉では、「長崎之頭人役十六人有りて諸事を支配す」として高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、町田市郎兵衛、白倉怒［如］庵、山本庄左衛門、佐々木茂四郎（欄外書入、後ニ高島四郎兵衛）、須川主水、笛田新兵衛、長江浦五左衛門、吉田［岡］九兵衛、横瀬浦五左衛門、日野浦与左衛門、平戸屋文坊が挙げられている。『長崎邑略記』も同様に16名の「頭人」が挙げられるが、平戸屋文知房になっている。〈Ｂ〉の記事は、次の「長崎縁起」系史料にも引き継がれることになるが、「長崎縁起」系史料では〈Ｅ〉の「頭人」で、横瀬浦五左衛門、日野浦与左衛門、平戸屋文知房（坊）の名が欠落している。

一般的な情報の伝承・伝達においては、何があったという出来事のエピソード記憶は残りやすいが、忘れられやすいのは人の名前であろう。したがって、編纂時に人名を書き込む意図的な作為がなければ、新たな人名が付け加えられることはなく、次第に忘れられて数が減っていく傾向をもっていると思われる。そこで「頭人」が16名と多い「長崎略記」Ａ系史料については、「頭人」の名前をより多く伝えた資料であって、「長崎縁起」系史料の成立よりも古い段階の記録として位置付けられることが推測される。また、「頭人」として横瀬浦五左衛門、日野浦与左衛門、平戸屋文知房（坊）の名が記されていることは、長崎郷土史家の簇先好紀氏が、『長崎地役人総覧』のなかで、「本紺屋町乙名横瀬家によると先祖二代横瀬浦町乙名を勤めた」（簇先 2012）ことを指摘しており、「長崎略記」Ａ系の編者がその系譜を引くような人物であった可能性も想定されてくるのではなかろうか。

（５）「長崎縁起」系史料

『長崎略縁起』、『長崎縁起略』などの史料は、正覚寺僧浄遍（禿法）が、正徳二年～同四年（1711-16）に著述したとされるものと、正覚寺で行われた会釈（本来は仏法を会得するための法話であるが、長崎の歴史由来について講座も行っていたのであろう）を聞いてから書写したとされる史料である。この「長崎縁起略」系史料は、書籍の目録（目次）や項目の見出しが付けられておらず、講座の原稿のような形式になっている。浄遍は、元禄十一年（1698）から享保十年（1725）まで正覚寺住職で、それ以降隠居蓮池院となって宝暦四年（1754）に没している。そこで隠居になってからも会釈の法話を行っていたことが、史料から分かってくる。このように「長崎縁起」系史料は、もともと浄遍（禿法）が正徳二年に執筆し、法話を重ねながら追記した原本が正覚寺にあって、会釈を受けた者がそれを書写した資料が基になって伝世され、継続して書写された史料群であろう。

記事としては、〈Ａa〉の元亀二年の町建てに「島原大村等の者相謀て、森崎と一の堀の間に、六丁町の町立初て、異国交易繁栄の地と成るなり」という記事と、〈Ａb〉の「当地の邑長共に相謀て、森崎と一の堀の間に、六丁町の町を建始む」あるいは「當地の邑長高木・後藤・高島・町田等といふ者共立合て、…」というように當地の邑長（村長）に続いて４名の「頭人」を挙げる記事がある。〈Ｂ〉には、平戸町を日浦与左衛門が建て、横瀬浦町・外浦町は横瀬浦与五左衛門と云者を「乙名」として、文知町は文知という者がいて以前から家居が大きい故に町の名となったという記事がある。〈Ｅ〉には「當地の頭人」として高木新七郎など11名を挙げることなどが、「長崎縁起」系史料群の基本的な特徴となっている。また、享保年中（1716-35）に隠居蓮池院の法席の席で長崎略記を会釈され、その聞書等を交え書写したとする『長崎略記会釈』は、のちに天保六年（1786）に書写されている史料であるが、「長崎拾芥」系史料の〈Ｆ〉の「長崎町建よりし役頭」という記事が記されおり、おそらく『長崎集』から引いて追記されたものであろう。

「長崎縁起」系史料では、『長崎縁起略記』と『長崎縁起略Ａ』とが『長崎鑑』を、『長崎縁起評』が『長崎鏡』を、『長崎略縁起』が『長崎鑑』と享保年中に成立した『長崎図志』を参考文献として挙げている。しかし、すでに成立していたはずの『長崎拾芥』が挙げられていない。前述したように、

『長崎拾芥』は長崎奉行所の「編纂物」として官庫に収められていたことから、18世紀末頃になって町人学者らが閲覧できるようになったことが、「長崎縁起」系史料においても確認することができる。

（6）その他の関係史料

それ以外の史料として、まず「大村藩・大村家」系史料が挙げられる。延宝元年（1673）までの記載が見られる『長崎劄記』は、編者の中西　啓氏によって長崎在住の大村藩関係者の史料として指摘されている（中西 1964）。また、天明三年（1783）までの記録が見られる『大村秘記』（国書刊行会1974）や大村家史料の『大村家覚書：大村家本』、長崎歴史文化博物館所蔵の『大村家覚書：歴博本』があり、これらの史料については、「長崎町建て」の当事者であった大村藩・大村家関係の貴重な史料として評価することができる。

その他に、歴史的価値の高い内容をもつ史料として、宝永八年（1710）から享保二年（1717）まで長崎奉行であった大岡備前守清相が、在任中の享保元年（1716）に編纂した『崎陽群談』がある（中田・中村 1974）。幕府の有能な官僚であった大岡が、長崎地誌・旧記類を書写するだけでなく、当時の知識人としての教養で読み込み推敲を加えた文章になっている。

この他に、「町年寄」関係の史料として、宝暦三年（1753）に至るまでの史実を伝える『町年寄発端由緒書』がある（清水 1992）。『崎陽群談』の慶長末に「町年寄」を定めたという記事などとともに、「長崎頭人・町年寄」の項目で検証を行いたい。

3.「長崎町建て」について

以上から見てきたように、長崎地誌・旧記類の「長崎町建て」に関する記事は、古老の回顧した談話等の聞き取りをまとめただけの史料ではない。寛文の大火で残った数少ない資料もあったろうし、大村藩関係等の資料などの資料も収集して編集された「編纂物」として捉えられるのではないか。「町建て」に関する記事は、短い簡潔な文章で記されており、それだけにそこに個々の利害関係や意図が入りこむ余地は少なく、むしろ記事自体は信頼性が高い記録になっていることが推測される。しかし「頭人・町年寄」関係の記事については、長崎地誌・旧記類が成立した時点の社会的背景を推し量ると、安野眞幸氏が検討しているように、「町年寄」等の有力者らの意向が入っていることが充分に考えられよう（安野 1974・1992）。

今回の成果として、長崎地誌・旧記類から集成した「長崎町建て」関係記事は、各〈系統〉のなかで分類することによって、基本的類型をもつことが判明してきた（表3）。この表3の基本的類型の記事をたどりながら、「長崎町建て」の歴史的事象がどのように見えてくるか検証してみたい。

（1）「長崎町建て」の経緯・情況について

「長崎町建て」記事の見出し項目名は、「長崎建始」が最も多く、「長崎開基」、「長崎興基」、「長崎町建」、「長崎興建」、「長崎由来」、「長崎町始め」などがあり、南蛮船が長崎に来た事と併せて記述されている。ここに、私たちがよく使っている「長崎開港」という見出しがないことは、注目すべきであろう（註6）。

「長崎町建て」の経緯については、表3に示した〈イ a〉から〈ク〉の9項に分類できる。長崎の歴史を論じた先学らの業績を参考にしながら、「長崎町建て」の経緯・状況をたどってみたい。

まず、長崎がポルトガル貿易の港として開かれた経緯を示す史料として使われているのが、『長崎覚書：大村家本』巻三の〈イ a〉①の記事である。この記事とイエズズ会宣教師フロイスの『日本史』の記事を使って、長崎の港として開かれた経緯を最初に論じたのは、西洋史学者の村上直次郎氏である。村上氏は、1938年の『長崎市史』通交貿易編西洋諸国部のなかで、元亀元年（1570）に福田浦に

表３　「長崎町建て」記事の基本的類型

分類	記 事 と 史 料
イａ	①元亀元年庚午春、南蛮人商船ヲ長崎浦ニ遣シ、綆ヲウチテ航路ノ瀬方ヲサクリ、海ノ深サ浦ノ景気ヲ見ルニ、瀬ナクシテ海深シ、是異国ヨリ通路ニ利アリテ、船繋マテ能地ナリト見テ、以往此所ニ入津シ商賣セン事ヲ純忠ニ請フ。　（『大村家覚書：大村家本』巻三） ②元亀元庚午年、長崎浦ニ始而南蛮船入津仕。翌二年三月、帰帆ノ時、長崎今ノ内町六町分、買申借地仕度旨、領主理専ニ訴訟仕候ヘモ、無二承引一。然ラハ重而長崎へ入津仕間敷由、カピタン申候テ、有馬修理太夫ヲ頼ミ、種々、理専コトハリ申候テ、南蛮人、内町六町分ヲ借ウケ、畠ニ青麦有之候ヲ刈捨、町ヲ立申候。町割ハ朝長対馬仕候ト也。　（『長崎割記』） ③永禄五年より大村ノ内、横瀬浦ニ続ケテ入津。六年目ヨリ当領福田浦ニ三年入津。四年目、元亀元年庚午、長崎浦ニ初テ入津。同二年三月、帰帆ノ時、長崎内町六町分、借地、町立ル。其後、毎年長崎ニ入津仕候。　（『長崎割記』）
イｂ	①元亀二年純忠家士朝長対馬に命じて、嶋原町、大村町、文知町今外浦町ノ内ニ入、外浦町、平戸町、横瀬浦町今平戸町之内ニ入を地割りす。右六町を内町と云地子として毎歳二百貫目宛納む。此所を蛮舶商估の津と定む。以後年々南蛮船入津繁昌によりて賑う町数立添、慶長年中には内外町数合して六十六町となれり。　（『大村家秘録』） ②然処ニ、元亀元庚午年長崎江初而黒船後入津仕商売仕候、依之元亀弐辛未年三月、大村利仙家来友永対馬と申者見分之上を以地割仕候。町数嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町唯今は外浦町の内ニ入申候、横瀬浦町唯今ハ平戸町之内ニ入申候、右六町之分初而町割仕候由、其以後年々町屋敷出来仕候。　（『続長崎鑑Ｂ』）
ウａ	・大村利仙領地之時、外浦町、大村町、島原町、平戸町、横瀬浦町、此六町出来申候。其後、本博多町、樺島町、今町、本五嶋町、内下町出来申候。　（『続長崎鑑Ｂ』）
ウｂ	・元亀元午年、長崎湊ニ南蛮船始テ着岸シ商賣ヲ遂ケ、向後長崎ヲ渡リノ津ニ定タキ旨、領主大村理専ニ願フ故、翌年三月家来友永対馬ヲ長崎ニ遣シ、地割ヲ初メ、島原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町、六町建之。其後博多町、樺島町、今町、五島町、内下町出来シ、二十餘年ヲ経テ文禄ノ初ニ至リ、二十三町出来ス。　（『長崎実録大成正編』）
エ	・南蛮船天文の比より永禄十二年までは、大隅の内種子島、豊後又は福田、横瀬浦など云所に着岸して、其所々にて商賣をなす。然共蛮夷心に応ずる湊なし、然處に長崎の湊海底深く三方山高して、難風凌能第一の湊なりと見立、元亀元年に始て長崎に着岸す。因茲上方並諸国の商人假り屋を建商賣す、　（『長崎根元記』）
オ	・永禄十二年に初て戸町浦に一艘着岸し、其後元亀元年に此長崎に乗入れ夫より諸国の商人きそい来り商賣せしにより所もおのつから賑ひたるゆへ此所賣買の地に取立なは弥増に繁栄すへきとて、元亀二年に大村理専家頼に友永対馬と云者を遣し見分にて町割を致す、依之諸方の者同国に一所にあつまり一町を取、小屋を掛己の生所の土地の名をとり町の名にさたむ、　（『長崎拾芥』）
カ	①長崎地年々に異国船の着津に取立ぬと思ひ元亀弐年大村利仙家頼友永対馬と云者を遣し町割を定むる所に、諸方より集りし商人或ハ浪人等望に随ひ是を渡す、尤も国々の者共一所に集り一町を取、大村より来る者は一町に住して大村町と名付、嶋原・桧島・外浦の者居住して銘々其生所取て名之、如此貳拾町余取立。　（『長崎拾芥』） ②翌年（元亀二年）大村理専方ヨリ家臣友永対馬ヲ遣ハシ当所ノ内大村領分ノ地ニ、三月十五日町割シケレハ、人々同国ハ同国同士、一所ニ集テ一町宛ヲ請ケ、家ヲ建連テ各生所ノ地名ヲ以テ町ノ名トシ、嶋原町・大村町・平戸町・外浦町・横瀬浦町・文知町、以上六町相揃へリ。　（『長崎実録大成補遺』）
キ	・其比、今の内町は大村の領主大村民部入道理専領知也。就夫理専家来友長対馬と云う者を指越、蕃夷ども末々までも、此地へ着岸せしむるに於ては取立べき由にて、則元亀二年に町割りをなし、國々より集まる所の名によせて、其集まる所の者は一所に置、或は豊後町・大村町、或は平戸町、或は五島町などゝ名付け、町之頭人を定、今の町年寄先祖左の如し。　（『長崎根元記』）
ク	・旧説ニ元亀二年町割有シ時、島原町ハ有馬修理大夫建之、大村町ハ大村理専建之由見ヘタリ。評ニ曰其頃ハ大村家ノ領地ナルニ、有馬家ヨリ島原町ヲ建、大村家ヨリ大村町一町ヲ建、其外諸處ノ者此地ニ来テ心ノ儘ニ町造リスヘキ理有之哉。是年々出来セシ町筋ノ内ニ、同郷親族ノ者近隣ニ集リ住テ、或ハ島原ノ者或ハ大村ノ者住居セシ町筋ヲ、自然ト其町名ニ呼習セシ由也。　（『長崎実録大成正編』）
Ａａ	・爰に長崎繁昌の始は永禄十年卯八月二十三日異国の商船に加里用陀という船来り、當浦に始て入津す、是より諸国の人来り集り交易す、是に依て元亀二年未三月島原・大村等の者相謀りて、森崎より一の堀の間に六町［丁］の町を立始て、異国交易繁栄の地と成るなり。　（『長崎縁起略記』）
Ａｂ	・依て元亀二年未三月には此六丁の町立始るなり、島原より有馬修理大夫義純専岩入道越されたり、

	大村より理専名代として友永対馬という者来る、當地の村長等高木・後藤・高島・町内［田］共に立合て森崎と一の堀の間に六丁の町建始る。森崎とは今の西役所なり。　（『長崎縁起略記』）
B	・六町とは島原町有馬修理大夫是を建つ、大村町大村理専是を建つ、平戸町日浦與左衛門是を建つ、横瀬浦町・外浦町二町は横瀬浦與五右［左］衛門といふもの是を乙名とす、文知町則ち文知といふ者其前より家居大にて有る故に町の名とす、是町割の始なり。　（『長崎縁起略記』）
C	・町の頭人　高木勘右衛門　法体して了賀［可］と云、今の作右衛門祖也 高島了悦　今の四郎兵衛祖也 町田宗賀　亡　此跡役高木彦右衛門、法体して道盛と云、今の彦右門祖也 後藤惣太郎　今の庄左衛門祖也　（『長崎根元記』）
D	・此時、高木勘左衛門、高嶋了悦、後藤惣太郎、町田宗賀四人は町の頭人にて拾八年の間御公領に成まで町中致支配、其後次第に町数多く成栄、近国ハ不及申、江戸・堺・大坂・津々浦々の者迄も不来と云事なし繁昌の津とは成たり。　（『長崎拾芥』）
E	①其時分、高木勘左衛門、別当紹喜、後藤惣太郎、高木新七、高嶋一類、白倉如庵、吉岡一類、文知一類、馬場一類、須川・山本右之者共町之頭人ニ而御座候。　（『長崎鑑』） ②高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、町田市郎兵衛、白倉怒［如］庵、山本庄左衛門、佐々木茂四郎（欄外書入：後ニ高島四郎兵衛）、須川主水、笛田新兵衛、長江浦五左衛門、吉田［岡］九兵衛、横瀬浦五左衛門、日野浦与左衛門、深江辰輔、馬場甚兵衛、平戸屋文知坊。　（『長崎略記Ａ』） ③其頃當地の頭には、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎、高島四郎兵衛という以上外に、町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵、浦上与兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛田新兵衛と云者也。　（『長崎縁起略記』）
F	・長崎町立始よりの役人 生国筑前牢人　末次興善 長崎代官職　同　平蔵 生国芸州牢人　村山東庵　後長崎代官勤る前の名安東と有り 近国歴々之御牢人の由　高木作右衛門 同所　高嶋了悦　高嶋殿の祖 同所　後藤惣太郎　後藤惣左衛門殿祖 高木勘左衛門　作右衛門祖 高木清右衛門 町田宗賀　高木彦右衛門殿祖 右之外　白倉如庵、吉岡一類、馬場一類、深川・山本之何某 右之通古書に有　（『長崎集』）
G	①町々の頭人ニハ、高木勘右衛門、後藤惣太郎、高島四郎兵衛、高木新七、町田宗賀、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門等也。此内高木・高島・後藤・町田四人町年寄ト成ル。　（『長崎実録大成正編』） ②往年ヨリ、高木新七郎、佐々木茂四郎、町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵、代リ合テ当所ノ当人タリシカ、元亀ノ頃ハ高木勘左衛門、高島了悦、後藤惣太郎、町田宗賀、此四人当人トシテ町方支配セリ。　（『長崎実録大成補遺』）
H	・天正十五年（年表）。九月藤堂佐渡守下向、高木・高島・後藤・町田四人地頭と成、太平寺盧山和尚の長崎記に出る。　（『長崎建立并諸記挙要』）
I	・天正十六戊子年。今年重テ寺澤志摩守・藤堂佐渡守両人当表ニ被差越長崎ヲ御料所ニ被仰付、地子御免除ノ御朱印下シ賜り［為］御代官鍋嶋飛騨守ニ長崎ヲ御預ヶ置ル、依而長崎中ヨリ毎年頭人之内壱人宛出府シ、年頭シテ御礼相勤之。　（『長崎実記年代録』）
J	・其比、奉行寺沢志摩守代ニ、惣町割江郷付時ニ、高木勘右衛門・高嶋良悦・後藤惣太郎・町田宗賀ト云者、宿老ニ而町ノ頭人となる。夫則今ノ年寄の先祖是也 。　（『庫物長崎記』）
K	・天正十六年公領と成りて四年か間鍋島飛騨守預り、文禄元年に奉行として寺沢志摩守を指下さる。其比町の頭人四人在り、志摩守赦之町年寄と名付、此時町数貳拾三町に極る。　（『長崎拾芥』）
L	・慶長の末御当家御治世ニ至りて、はじめて旗下の歴々を以て奉行と相定められ、此地ニ差下されよし、其時節高嶋・高木・後藤・町田の者共を町年寄とは号けぬ、其子孫今ニ至りて町年寄の職を相勤る事には成り侍りぬ。　（『崎陽群談』）
M	・天正七己卯年、私共先祖高木了可、後藤宗印、高嶋良悦・町多［田］宗賀、長崎甚左衛門と不和ニ罷成候付、毎々甚左衛門と取合御座候処、終ニ甚左衛門打負長崎を退散仕候故、其跡共ニ私共先祖之者共支配仕地頭と罷成申候。　（『町年寄発端由緒書』）

駐在していたフィゲイレド神父が長崎港湾の測量を行って良港であることを確認し、領主の大村純忠に要請して長崎がポルトガル貿易港として開かれた経緯を説明している（村上 1938）。

この『長崎覚書：大村家本』巻三では、元亀元年春に長崎港の調査が行われたことが記されている。しかし、結城了悟（パチャゴ・ディエゴ）氏は、『長崎開港とその発展の道』において、イエズズ会の書簡等の史料などから、日本地区の布教責任者であったコスメ・デ・トーレス神父が福田浦にいたメルショール・デ・フィゲイレド神父に命じて長崎港の調査が行われた。測量は1570年の８～11月の間に行われており、日本側の資料が語っているところの春でないことは明らかである。その理由は、フィゲイレドは８月以前には福田におらず、また、11月以降は、船の舵手がもはやいなかったからである、と史料批判されている（結城 2006）。

1969年にパチャゴ・ディエゴ氏の名で書かれた『長崎を開いた人』のなかでは、８月から10月とされている（パチャゴ・ディエゴ 1969）が、同本のポルトガル船入港表では福田浦に入港したポルトガル船は10月末帰帆しているので、夏から初秋にかけて海底の測量が行われたことが推量される。そして長崎の港開設の決定が1570年になされたとされる（パチャゴ・ディエゴ 1969）。

また、長崎の港を開くことについても、純忠と関係が深かったトーレス神父が話合って「すでに1568年から、長崎が将来の港として考えられていたことを示している」として、２年前の永禄十一年（1568）にすでにその計画があったことを推論されている（結城 2006）。

長崎より遡る永禄五年（1562）に、ポルトガル船の貿易港として開かれたのが横瀬浦である。日欧交渉史の松田毅一氏は、フロイスの『日本史』（松田・川崎訳 1978）の記事などから、平戸港以外の良港を求めていたイエズズ会のルイス・デ・アルメイダが、その前年の永禄四年（1561）に港湾の測量を行い、領主大村純忠の首席家老である朝長伊勢守と交渉を行って、港を含めた約三里の土地をイエズズ会に譲渡し、ポルトガル船は十年間免税とすることで、横瀬浦が「開港」されたとしている（松田 1978、註７）。横瀬浦の協定書は残ってないが、伝えられている内容からイエズズ会と純忠が協定を結び、契約書面を交わしたことを推測することができる。

長崎の場合においても、横瀬浦と同様に港湾の測量が行われ、フロイスの『フロイス日本史』6（松田・川崎訳 1979）の記事から、ドン・バルトロメウ（大村純忠）と「必要な協定を行なった後」に長崎の港を開いたことが記されている。松浦直治氏は、当時といえども、港づくり、町建て、町割りを決定する前に、外船入港のために“必要な協定”が先行することは今日と変わるはずはないと指摘している（松浦 1974）。「長崎開港」に当たって大村側とイエズズ会側との「必要な協定」が結ばれたのは当然のことであったと考えられる。その「協定文書」は、現在残っていないが、『長崎劄記』の〈イａ〉「南蛮人内町六町分ヲ借ウケ」という記事が、森崎と六丁町の区域がイエズズ会に提供されたという歴史的事実を示唆している。

『長崎劄記』の〈イａ〉②③では、元亀元年（1570）、長崎浦に南蛮船が始めて来航したとされている。その年には福田浦に南蛮船が入港していたのであるが、「長崎開港」の確約を取り付け長崎港内の状況を確認するために試験的入港を行ったのであろうか、松田毅一氏は『大村純忠公と長崎甚左衛門』のなかで、「同年10月下旬に、福田を出た南蛮船が、開港協定が成立した新しい長崎の港湾に入り、翌年から定期的に来港することを約束して出帆していったと見なされるのである」としている（松田 1970）。

『長崎根元記』の〈エ〉では、上方・諸国の商人が假屋を建て商売を始めたと記されている。ポルトガル船が来航する平戸浦、横瀬浦、福田浦の港々に押し寄せていた日本商人らが、「長崎開港」の情報を聞きつけ、早々と小屋掛けし準備を始めたのであろうか。〈オ〉では、そのことによって翌年

三月に長崎町建てを行ったと記されているが、日本各地から集まって来た商人らの盛況ぶりから、「町建て」の計画が急がれたということが伝えられているのであろう。

長崎湾に突出した森崎の岬は、樹木に覆われた場所として多くの史料に記されているが、部分的に麦畑として拓かれた場所もあったのであろう。『長崎劄記』〈イ a〉②と『続長崎鑑A』には、元亀二年（1571）三月に青麦を切り払って町が建設されたことが記されており、植え付けられていた麦が切り払われたことが、よほど印象に残った出来事として伝承されていたのであろう。

元亀二年（1571）三月に「長崎町建て」が開始されるとするが、『長崎実録大成補遺』では三月十五日に町割を行ったとしている。「長崎縁起」系史料では、〈Aa〉が島原・大村・当地の者共が相謀いて、森崎と一の堀の間に六丁町を建て始めたとしている。だが、〈Ab〉では、『長崎略縁起』が島原より有馬義純が、大村よりは大村純忠の名代として友永対馬という者が来て、当地の邑長共に相謀いて森崎と一の堀の間に六丁町を建て始めたとするが、「長崎縁起」系史料には、長崎当地の邑長（村長）等高木、後藤、高島、町田共に立合て……と記しており、安野眞幸氏はこの４名の「町年寄」の名前が付け加えられていることを指摘している（安野 1974・1992）。

長崎始めの町として、島原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町の六丁町が出来たのであるが、西洋史学者の岡本良知氏は『南蛮屏風考』の「文禄慶長年間の長崎」のなかで、然しこれは真実ではない。何故ならこの六町は民家だけの町だけであるから、その上にヴァリニャーノのいう耶蘇会の教館のあった岬端の地を加えねばならないからであるとして、長崎港の海水に洗われる断崖となっている森崎と呼ばれる岬先端に耶蘇会教館があり、ここが六つの町にとっては扇の要に当ったと指摘している（岡本 1955）。

教会があった森崎の場所は、明治に入ってその場所が長崎県庁となって「外浦町」となり、現在旧県庁跡地の部分は「江戸町」に編入されているが、もともと教会があった場所の「森崎」は六町の居住地とは区別された場所として計画され、イエズズ会に提供されたのであって、「町名」が附されない特別な区域であったということになる。そのように「町域」ではない、安野氏がいう「公の場所」（聖地）としての「森崎」という場所を引き継いだのが、「長崎奉行所（西役所）」であったということになる（安野 1992）。

古賀十二郎氏は、「町建て」と「町割」の違いについて、「町建といふのは、町を建設するのを云ひ、町割といふのは、即ち区劃するのをいふのです。長崎の町建に於ては、最初町建する処を地割して、建設する者たちの区域の負担を定め、町建完了の上、地割せる部分に、一々町名をつけたのであります」（古賀 1955 P.12）としている。古賀氏のこの指摘は、重要な点を示唆している。

「町」が成立するということは、流入してきた避難民が集まった難民キャンプで小屋掛けが始まれば、ただちに「町」ができるというわけではない。領主権力によって「町割」が行われ、建設計画のもとに「町建て」が行って「町名」が付けられるという、領主制に基づいた「町割」「町建て」がなれたにちがいない。安野眞幸氏が『港市論』（安野 1992）で示した、〈アジール〉である長崎に避難民が逃げ込んで、五島町・博多町・樺島町・豊後町などの「町」が出来たとする認識、スプロール現象を伴いつつ、成立・発展していったとする見解には疑問を呈さざるを得ない。「町割」、「町建て」には、領主権力が関わって「町」を開くという「制度」があったことが推定される。

六丁町は、『長崎拾芥』の〈オ〉、『長崎実録大成補遺』の〈カ〉にあるように、諸国から流入した者共が、一所に集まり小屋を掛けて、生所の名前を取って町名を付けたとしている。

長崎の歴史家である外山幹夫氏は、「長崎六か町への来住者について、フロイスは、五島・平戸・島原・志岐・博多・山口から人々が来住してきたこと、そして彼らの大半はキリシタンで、仏教徒の

領主から棄教を迫られ、それに応じないために追放され、あるいはみずから信仰をつらぬくために郷里をしてのがれてきたこと、さらにある者は、戦争のため郷里を破壊され、敗戦によって主君を失なった者もいたとしている」。また、「元亀二（1571）年以後の段階が、まさしくこうした流浪の人々が多く生み出された時期にあたっていたのであろう。この点が貿易の利を求めて横瀬浦に来た商人たちと異なるところであろう。それだけに長崎の亡命者の場合、定着率が高かったといえる。最初の六か町の島原町・大村町・平戸町等々の町名は、おそらくそうした亡命者の主要な出身地に基づくものとみられる」としている（外山 1984 P71-72）。

外山氏が指摘するように、都市長崎に流入した人々は大半がキリシタンであり、領主から宗教的迫害を受けた避難民、戦乱で国を追われた亡命者であったが、出身地ごとのコミュニティにまとまって居住したため町の名になったということであろう。しかし、「町建て」の居住地の割り当てには、領主権力の介在があったことを忘れるべきでないだろう。

（2）「長崎町建て」記事にかかる問題点

長崎の町割を指揮した友永対馬について、研究者がどのように見ているのか表4に整理した。これについては、領主であった町建ての当事者であった「大村藩・大村家」系史料の『長崎劄記』、『長崎覚書：歴博本』、『長崎覚書：大村家本』、『大村家秘録』には、いずれも朝長対馬が記されていることからこの方が正しいことが推定される。それは、松田毅一氏が指摘しているように、横瀬浦で交渉を行った首席家老が朝長伊勢守であった（松田 1978）ということ、また外山幹夫氏も長崎「町割」に「現地の知行者（在地領主）長崎純景が排除され、代って大村氏譜代の名門朝長氏一族の者が任ぜられている」（外山 1984 P. 67）としていることからも、大村純忠が名代として派遣したのは朝長対馬であったことが実証されるのである。

また、「長崎町建て」に、もともとの在地領主であった長崎純景（甚左衛門）がどのように関わったのかということについては、研究者において見解の相違が認められる。安野眞幸氏は、天正五・六年頃までは「大村氏－長崎氏－頭人中」という支配関係を想定されており、甚左衛門と頭人達の合議体である「頭人中」は「一味同心」の関係にあり、一括して長崎氏に把握されていたとしている（安野 1992）。古賀十二郎氏（1957）、原田伴彦氏（1964）、武野要子氏（1981）は、甚左衛門が大村純忠の派遣した朝長対馬を助けて、「長崎開港」と「町建て」が行われたことを想定している。しかし外山幹夫氏は、甚左衛門が「長崎町建て」に協力的でなかったとしている（外山 1984）。

「長崎縁起」系史料では、〈Aa〉の記事に「島原・大村・当地の者共が相謀いて」とあり、『長崎縁起評』では「頭人」として挙げられている深江辰之介、馬場甚兵衛を長崎氏の者なりと記している。そのことから、武野要子氏が甚左衛門は親族有馬氏や従弟馬場甚兵衛らとともに、大村純忠が派遣した町建て奉行朝長対馬を助けて、長崎の開港と町の建設を成功に導いたとする武野氏の見解（武野 1981）が妥当なのではないだろうか。

そして長崎地誌・旧記類がキリスト教禁教下で書かれている記録であるため、イエズズ会側が関与したことは一切省かれてしまっているが、古賀十二郎氏、原田伴彦氏が指摘しているようにフィゲレイド神父などイエズズ会関係者が、長崎の「町割」、「町建て」に直接的に関わったことを推察することができ、また横瀬浦で結ばれた協定と同様の「必要な協定」が純忠とイエズズ会との間で締結されたことが推測される（註7）。

結城了悟氏は、ヴァリニャーノの『アポリジア』などの史料を引いて、大村純忠とイエズズ会側とが結んだ「必要な協定」について、①日本におけるキリスト教徒の避難民が分割居住するための場所を与えること、②ポルトガル商人に安全な港と宿舎を提供すること、③イエズズ会に教会用地を与え

布教を許すこと、であったと論じている（パチャゴ・ディエゴ 1964、結城 2006）。また、天正八年（1580）６月９日付の長崎と茂木の寄進文書から、「これが1570年に行なわれた譲渡の期限延長であるのか、また、それとは全く異なったものかは疑問の余地がある。もし1570年に寄贈が行なわれたとしたら、それは期限切れになったのであろうか、それとも無効となったのであろうか」と、1570年と1580年が10年区切りになっていることを問題提起している（結城 2004 P. 34）。

1580年に結ばれた長崎・茂木の寄進の協定については、長崎港が龍造寺氏に奪取される危機的な状況が背景にあったことが推測されるが、永禄四年（1562）に横瀬浦の港を開くにあたってポルトガル商船の10年間税を免じるとした協定－それは翌年に攻撃を受けて無効になったのであるが－を想起しなければならない。たまたま純忠が思いついた発案によって、1580年の長崎・茂木譲渡の契約が結ばれたと考えるよりも、まず1570年に結ばれた「長崎港に関する協定」の10年間の契約更新という前提があり、龍造寺氏の圧迫などの社会的情勢の変化を踏まえて、純忠とイエズズ会が長崎に茂木も加えた契約変更の協定を1580年に締結した、とするのがもっとも妥当な答えではなかろうか。

元亀元年（1570）に結ばれた「長崎港に関する協定」では、結城了悟氏が指摘しているように、異教徒の領主らによって迫害され国を追われた信者たちを受け入れて安住の地を提供することが、最重要課題であったことが想定される。そこでイエズズ会としては、「町建て」された六丁町の区域に異教徒たちが居住することを極力排除したはずである。しかし交易通商していくためには、異教徒の商人たちを受け入れる港と宿舎などの施設が必要となってくる。安野氏は、『港市論』のなかで、のちに「町年寄」の支配となる「内町」の区域（六町）と、のちに「長崎代官」の支配となる「外町」（新町）の二つの区域があったことを論じている。のちに「内町」となる六丁町の区域は大村純忠の管轄地であってイエズズ会と町方の自治組織が純忠に税を納めたが、「長崎村」ののちに「外町」となる区域では、在地領主の長崎甚左衛門が管轄しており、日本商人らに港と宿舎（船宿）を提供して必要な税の取り立て等を行う、両者の区域を別にした棲み分け・役割分担があったことを、安野氏は想定しているのである（安野 1992・註８）。

長崎地誌・旧記類のなかで人気のない人物は、長崎甚左衛門と村山等安である。〈ア〉の記事などに見るように、長崎地誌・旧記類の編纂者は甚左衛門に対して非常に厳しく冷ややかである。『長崎拾芥』、『長崎実録大成補遺』には、天正七年（1579）の長崎甚左衛門と町方の戦いの記事がある。安野眞幸氏は、天正五年（1577）に大村純忠が肥前領主の龍造寺隆信に敗北し、都市長崎における大村氏の権力秩序が弱体化したことで、都市長崎とその周辺地域の合法的所有権者は不明という事態が生まれ、地頭・長崎氏と「頭人中」との対立が激化し、天正六年（1578）の町方と深堀氏との合戦、天正七年（1579）の町方と長崎氏の合戦が起きたことを指摘している（安野 1992）。また、外山幹夫氏が「大村氏両への宗主権」をもつとした有馬氏についても、「長崎町建て」に直接関わりをもった有馬義純が元亀二年六月十四日に急死し、有馬領内においても天正期に入ると龍造寺氏の圧迫がつのり、家臣の叛乱が始まるなど、その対応に追われることになり、有馬氏の都市長崎への影響力も弱っていったのである（外山 1992・註９）。

長崎の都市領主である大村氏の領主権力が弱体化するなかで、町方が長崎の岬一帯に町域を拡げていき、「長崎村」の在地領主の甚左衛門と土地の境界や交易の利害をめぐって葛藤が起きるなど、安野氏が「地頭の長崎氏と自治都市長崎という隣接した両勢力が、長崎のⅢ地域「外町」の支配をはじめ、所領問題で対立」（安野 1992 P. 255）することで、天正七年に町方と甚左衛門側との間に合戦が起こったことは充分に想定できる。中村　質氏は、天正八年（1580）のイエズズ会寄進は、すでに教会および住民の当知行が行われていたことを示すもので、大村氏による寄進はむしろ実態の公認で

表 4　歴史家による友永対馬と文知町の表記

歴史家：文献	友永対馬の表記				文知町の表記			
	朝長	朝永	友永	友長	文知	分知	分知（文知）町	文知（分知）町
香月薫平：1895			●		●			
荒木周道：1901			●		●			
金井俊行：1926			●		●			
永山時英：1926・1928・1929					●			
古賀十二郎：1929						●		
1957	●					●		
宮崎清成：1930	●					●		
福田忠昭：1935			●		●			
岡本良知：1955					●			
渡辺庫輔：1964			●			●		
原田伴彦：1964							●	
パチャゴ・ディエゴ：1964				●				
・結城了悟　：2006	●				●			
松浦直治：1970	●					●		
松田毅一：1970	●				●			
中西　啓：1971	●							●
板橋　勉：1971	●				●			
永島正一：1977 a						●		
1977 b					●			
越中哲也：1978	●					●		
武野要子：1981	●					●		
外山幹夫：1984	●				●			
嘉村国男：1986						●		
中村　質：1986	●						●	
片岡弥吉：1989					●			
2010							●	
安野眞幸：1992			●		●			
朝長敬一郎：1995	●					●		
坂井　隆：1998					●			
原田博二：1999						●		
2022			●			●		
永田信孝：1999	●						●	
簇先好紀：2004	●				●			
赤瀬　浩：2005		●			●			
山崎信二：2015			●		●			

あったと推測され、内町一帯に教会領長崎が拡がっていたことを想定されている（中村 1986）。

外山氏の見解に従うと、天正六・七年の都市長崎とその周辺については、それまでの権力秩序が真空状態になったという情況を示しているのであろう。そのような領主権力の弱体化の情況のなかで、町方の自治組織は結束して自衛武装力を高めざるをえず、天正七年には町方と甚左衛門との紛争が起き、結果的に町方が甚左衛門に勝利したこと、そして慶長十年（1605）には江戸幕府による「長崎換地」によって、「長崎村」の管轄地がなくなって甚左衛門が長崎村を退去したという出来事があって、本来、「長崎町建て」の支援・協力者であった甚左衛門の功績が、町方の人々の記憶から忘れ去られ、長崎の歴史から消えていったのであろう。

（3）文知町について

長崎最初の六町のなかの一つ、「文知町」については、古賀十二郎氏が『長崎開港史』のなかで、「文知町」ではなく、「分知町」であるという説を提起している。それは、本蓮寺過去帳の寛永時代の分、寛永二十年癸未年二月八日の条と同年六月三十日の条に「分知町」とあること、「皓台寺過去帳の古い部分にも分知町とあります。但し、文知町と記してあるところもあります。それで、分知町が正し

く、文知町は誤記であると考えざるを得ない」とする（古賀 1955 P. 21）。

また渡辺庫輔氏は、『崎陽論攷』のなかで「分知町」について、本蓮寺過去帖の寛永十二年乙亥（1635）年十二月十二日の条の「分知町門番」、皓台寺過去帖の承応元年壬辰（1652）年五月八日の条「外浦豊知町」、寛文三癸卯（1663）六月廿三日の条に「文知町」があることから、「承応ごろには外浦分知町ともいったことがあり、最早外浦町に併合して見られてゐたのであろう」としている（渡辺 1964 P. 335）。

また古賀氏は、「文知町」の名の由来となった「平戸屋文知房」について、全く架空の人物であって、「もともと分知町を文知町と誤記したゝめ、文知の意味が不明であるために、遂に文知を人名に作り直した結果発生した誤謬であると考へたいのです」（古賀 1955 P. 22）とし、「分知の分は、一部分または一区域、知は知行または支配を意味するものと思ひます」と説明している（古賀 1955 P. 19）。「分知町」説を提起された古賀氏が、先覚者として長崎学研究に貢献されたため、その後の長崎郷土史の研究者に「分知町」説が大きな影響を与えることになったのであろう（表４）。

「長崎縁起」系史料には、〈B〉の「文知則ち文知といふ者、其前より家居大にて有る故に町の名とす」（『長崎縁起略記』など）の記事があり、文知を古賀氏は架空の人物とされているのであるが、〈エ〉の記事に港が開かれるとの情報を聞きつけた商人らが小屋掛けをしたとされているので、元亀二年三月の「町建て」を行う前に、文知房（坊）といわれた平戸の商人が早々と土地を占拠して大きな家を建てていたということもあながち間違いではないことが推測されてくるのはないだろうか。史料の記事からは、そのような情景が見えてくるのであるが、文知町の区域の発掘調査が行われる場合には、手がかりとなる痕跡が発見できないか、念頭において調査をしなければならないだろう。

表６として作成した「長町建て関係記事集成」を見れば、『長崎旧記後考』の「文智町」以外は「文知町」と表記されている。「文治町」と記すものは、『長崎鑑』、『長崎記：中川忠英』、『長崎建立并諸記挙要』にあるが、それは「文知町」の書き間違いとして捉えることができる。そして数多い長崎地誌・旧記類において、「分知町」と記したものは一つもないのである。また、長崎最古とされる古絵図の「寛永長崎図」には、「ぶんち町」と記されている。

「オッカムの剃刀（かみそり）」という言葉がある。問題とされる現象を二つの競合する理論がどちらも過不足なく説明できるときには単純なほうの理論を選択しなさいという哲学上の指針である（ジュリアン・バッジーニ、ピーター・フォスル 2007）。この指針を参考にすれば、複雑な説明を行って「分知町」であることを証明するよりも、「文知町」が一般的な名称として把握するのが合理的であって、「文知町」が口語で「ぶんちまち」と呼ばれていたことから、のちに「分知町」とも記されるようになった、と想定するのが歴史的な事実（史実）ではないだろうか。

それは、外山幹夫氏が「長崎町建て」に甚左衛門が協力的でなかったとすることについても、都市長崎が同心円的に発展したものでなく五島町・博多町・椛島町・豊後町が六丁町の建設と同時に建設されたという安野氏の所説も、同様に考えることができる。「長崎町建て」のように史料の記述が少なければ少ないほど、文献史の史料の実証・解釈においては「オッカムの剃刀」でいう形式論理学的な証明をせざるをえないのであろう。

安野氏が引用する『長崎実録大成補遺』には、「六丁町岸下ノ総堀ヲ埋メテ五嶋町、樺島町、江戸町を建」と記す、「町建て」以後に町が「城塞化」されたことを述べた記事である。それは、六丁町の総構えの城塞を破壊して五嶋町・樺島町・江戸町などの町が建設されたことを述べているのであって、「長崎町建て」と同時に五島町・博多町・椛島町・豊後町が建設されたとする安野氏の歴史解釈は成り立たないことになる。

4．長崎頭人・町年寄について

（1）安野眞幸氏の先駆的な研究

長崎地誌・旧記類を用いて、長崎の「頭人」の分析と検討を行った先駆的な研究は、1974年の安野眞幸氏の論文「中世都市長崎の研究」における「第三章　自治都市長崎の頭人」での分析と検証である（安野 1974）。1992年の安野氏の『港市論』では、「三　自治都市長崎の頭人」で新たに「1　記録の在り方」、「2　頭人の出自」、「3「頭人中」の形成過程」の項目を立て、前著を書き直しているが、内容等についての著しい変更は認められない（安野 1992）。

安野氏が主に使用したのは、『長崎実録大成補遺』、『長崎年来記録』、『長崎縁起略』、『長崎縁起評』の4冊の史料であり、「頭人」のなかでものちに「町年寄」になる「高木・高嶋・後藤・町田」について、原史料に江戸時代の町年寄四人の名前が挿入された結果であると判断され、町年寄の歴史的正統性を明らかにしようとする記録編纂者の意識的・無意識的な心の動きを指摘できるとし、長崎地誌・旧記類成立時における「町年寄」など有力者の介入を示唆されている（安野 1992）。

また、元亀・天正年間の頭人達は「長崎草創の者」たちであり、代わり合って「頭人役」をつとめ、開港より天正五～七年までの間は、地頭の長崎甚左衛門に属する地侍であったとされ、『長崎縁起評』で「町別当」とされた白倉如庵・吉岡九兵衛・馬場甚兵衛・須川主水・山本庄左衛門・沼喜田小庵の6名が、『長崎開港史』で古賀十二郎氏がいわれる如く、六丁町の町数に対応するところから江戸時代の乙名のような存在であって、長崎開港時に、都市領主となった大村氏が、地子銀徴収のために設置したものであると考えることができようとして評価されている（安野 1974）。

武野要子氏は、「町別当」とされる町方指導者が長い戦乱と下克上の中で知行地を失いあるいは信仰の自由を求めて長崎に来住した旧武士層が成り、町民の指導、みずからの再生産のために貿易取引に従事し、有事の際には耶蘇会宣教師の協力を得て防戦のために武器をとったとし、開港当時の港町長崎は、度重なる迎撃の必要から武士出身の指導的町民若干名の指導下にあり、町民の大半はキリシタンとしての信仰の自由を得、耶蘇会師の保護のもとでポルトガル貿易に従事したものと考えられるとした（武野 1981）。戦国末期の戦乱が続くなかで成立した草創期長崎の町では、武芸を職能とした武士出身の商人が、「頭人」などの町方指導者になっていったことが推測できる。

（2）長崎頭人の検討

安野眞幸の先駆的研究では、長崎の「頭人」について主に4冊の史料で検討を行っているが、今回の史料調査では、39冊の史料で対象にして「長崎頭人・町年寄」について、〈系統〉別に整理を行って構成表を作成した（表5）。

それでは、長崎地誌・旧記類では、20名の「頭人」が挙げられる。「大村藩・大村家」系史料やその他の史料の『古集記』や『崎陽群談』には4名の「町年寄」が挙げられているが、「頭人」は挙げられていない。「長崎鑑」系史料では、町田宗賀が欠落している特徴がある。キリシタン「町年寄」であった町田家は寛永二年（1625）以後に断絶しており、巡見上使への説明資料として編纂された性質から、意識的に外された可能性がある。平戸屋文知房（坊）は「文知一族」とされ、沼喜田小庵が「別当紹喜」とされている。

古賀十二郎氏が『長崎開港史』で「町別当」が6名にかかるとして、六町の長と提起した説（古賀 1957）を、安野眞幸氏、武田要子氏も継承されているが、「町別当」が沼喜田小庵に掛かるとすれば、沼喜田小庵が「別当」であったことになるが、沼喜田小庵を含めた6名が六丁町の「町別当」である説は成り立たなくなってしまう。

佐々木茂四郎については、①高島了悦（茂春・四郎兵衛）とは別人、②高島の父であり父子が存在

表５　長崎頭人・町年寄構成表（■は町年寄）

史料 ＼ 頭人・年寄	高木勘左衛門	高木新七郎	後藤惣太郎	佐々木茂四郎	高島了悦	町田宗賀	白倉如庵	吉岡九兵衛	馬場甚兵衛	須川主水	山本庄左衛門	沼喜田小庵	浦上与兵衛	長江五左衛門	深江辰之助	笛田新兵衛	平戸屋文知房	横瀬浦五左衛門	日浦与左衛門	茶屋十左衛門	頭人・年寄数	頭人数合計
長崎鑑	●	●	●		◎		●	◎	◎	◎	◎	◎					◎					11
続長崎鑑A	●	●	●		◎		●	◎	◎	◎	◎	◎					◎					11
続長崎鑑B	●	●	●		◎		●	◎	◎	◎	◎	◎					◎					11
長崎記：西勝寺蔵	●	●	●		◎		●	◎	◎	◎	◎	◎					◎					11
長崎虫眼鏡	●	●	●		◎		●	◎	◎	◎	◎	◎					◎					11
長崎鏡	●	×	●		◎		●	◎	◎	◎	◎	◎					◎					10
長崎建立并諸記挙要	●	●	●		◎		●	◎	◎	◎	◎	◎					◎					11
長崎日記	●	●	●		●		●	◎	◎	◎	◎	◎					◎					11
庫物長崎記	●		●		●	●															4	4
長崎拾芥	●		●		●	●															4	4
長崎始由来記	●		●		●	●															4	4
長崎根元記	●		●		●	●															4	4
崎陽雑記	●		●		●	●															4	4
長崎記原	●		●		●	●															4	4
長崎旧記	●		●		●	●															4	4
長崎記：テ13127	●		●		●	●															4	4
長崎記：中川忠英	●		●		●	●															4	4
長崎実録大成正編	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●										10	
此内町年寄	■		■		■	■															4	10
長崎実録大成補遺		●		●		●	●	●	●	●	●	●									9	
元亀の頃は	●		●		●	●															4	9
長崎実記年代録	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●										10	
此内年寄	■		■		■	■															4	10
通航一覧	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●										10	
此内町年寄	■		■		■	■															4	10
長崎港草	●		●		●	●															4	
或は	●	●	●	●＝																	4	
外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	15
長崎名勝図絵	●		●		●	●															4	
一説では	●	●	●	●																	4	
その外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	15
長崎略記A	●	●	●	●＝		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		16	16
長崎邑略記	●	●	●	●＝		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		16	16
長崎縁起略記	●	●	●	●	●																5	
以外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	16
長崎由来記	●	●	●	●	●																5	
己上前に						●	●	●	●					●	●	●					7	13
長崎之記	●	●	●	●	●																5	
以上外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	16
長崎記：禿法	●	●	●	●＝																	4	
其外に							●	●	●	●	●	●									6	
又外に													●	●		●		●			4	14
長崎略縁起	●	●	●	●＝																	4	
その外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	15
長崎縁起略A	●	●	●	子→	●																4	
以上其外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	15
長崎縁起評	●	●	●	●＝																	4	
其外に							●	●	●	●	●	●									6	
又其外に													●	●		●		●			4	14
長崎縁起略説	●	●	●	●＝																	4	
己上外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	15
長崎年来記録　町之長	●	●	●		●																4	
肝入						●	●			●	●	●	●	●	●	●				●	10	14
長崎縁起	●	●	●	●	●																5	
以上外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	16
長崎略記会釈	●	●	●	子→	●																4	
己上外其外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	15
長崎略記B	●	●	●	子→	●																4	
以上其外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	15
筑紫長崎縁起	●	●	●	●＝																	4	
己上外に						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	15
長崎旧記後考	●	●	●	子→	●																4	
其外						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					11	15
長崎雑記	●		●		●	●															4	4

表６　町方指導者の呼称と天正十五年の伴天連従事者

史料＼呼称	頭人	頭分	領分	当人	頭	地頭	町之長	邑長	村長	肝入	別当	乙名	役人	役頭	天正十五年、伴天連従事者
長崎鑑	●										●				
続長崎鑑Ａ		●									●				
続長崎鏡Ｂ			●								●				
長崎記：西勝寺蔵		●									●				
長崎虫眼鏡		●									●				
長崎鏡			●								●				
長崎建立并諸記挙要		●									●				
長崎日記		●									●				
庫物長崎記	●														
長崎拾芥	●														侍両人撰
長崎始由来記	●														吉利支丹両人撰
長崎根元記	●														地頭職の者
崎陽雑記	●														邪宗門領輩、両人死罪
長崎記原	●														邪宗門ニ傾ク輩、両人死罪、地頭職ノ者
長崎旧記	●														邪宗門領輩、両人死罪、地頭職之者
長崎集													●		地頭職の者
長崎実記															武人撰、
長崎実録大成正編	●														長崎ノ頭人共、追立
長崎実録大成補遺				●											邪宗ノ士両人死罪
長崎記：テ131127	●														邪宗門ニ傾輩、両人死罪、地頭職之者
華蛮交易明細記														●	邪宗門ニ随ひ新地頭職ノ者
長崎実記年代録	●														長崎ノ頭人共、無礼ノ事アリ
通航一覧	●														頭人共追却
長崎港草	●							●							切支丹宗門ノ侍両人磔
長崎名勝図絵	●														切支丹宗門の侍両人磔
長崎略記Ａ	●											●			
長崎邑略記	●														
長崎縁起略記					●							●			
長崎由来記					●			●				●			
長崎之記					●			●				●			
長崎記：禿法					●						●				
長崎略縁起						●		●							
長崎縁起略Ａ	●							●				◎			
長崎縁起評					●						●				
長崎縁起略説					●			●				●			
長崎年来記録							●			●					
長崎縁起					●				●						
長崎略記会釈	●							●						●	
長崎略記Ｂ	●							●				●			
筑紫長崎縁起					●										
長崎旧記後考	●						●								
長崎雑記								●				●			
町年寄発端由緒書	●					●									

した、③のちの高島了悦本人、とする三つに分かれている。「頭人・町年寄」の家譜を整理した山崎信二氏によれば、高島了悦は天正二年父高島氏春と共に長崎に移るとしている（山崎 2015）。そこで、佐々木が高島の父であったとすれば父氏春が「頭人」であったということになる。金井俊行氏の『増補長崎略史』「長崎名家略譜」によれば、高島氏は「近江源氏佐々木定綱曾孫次郎高信初めて高島氏を称す」とある（金井 1926 P.559）ので、佐々木氏と高島氏は関係があったことになる。現在のところ、①②③について正否を判断する根拠を持ち得ない。

長崎地誌・旧記類において、「頭人」として挙げられるのは、「長崎略記Ａ」系史料が16名ともっとも多い。総て併せると20名の「頭人」がいたことになるが、平戸屋文知坊が捏造されたとする古賀十二郎氏のように「架空の人物」と想定しなくとも、元亀二年（1571）の「町建て」から天正十六年（1588）までの17年の間に、町方の代表として「代リ合テ」（『長崎実録大成補遺』）勤めていた延べ人数20名

ほどの「頭人」が記憶されて記録された、と見るのが妥当ではないだろうか。

「頭人」とその合議体である「頭人中」についての歴史的な形成過程があることを、安野氏は想定されているが、「長崎縁起」系史料の『長崎略縁起』と『長崎縁起評』のなかに、戦国末期の戦乱期の「長崎町建て」長崎の「頭人」には、流浪して来た「諸国牢人」と「当地ノ者」があったとされるところから、少なくとも①「長崎草創期」の自治都市長崎、②天正八年（1580）のイエズズ会領となった都市長崎、③戦国の戦乱が終結した天正十六年以降の秀吉公領化した長崎、④江戸幕府天領の長崎、と町方指導者のあり方も時代的に変化していったに違いない。

（3）町方指導者の変遷

長崎の町方の指導者の呼称については、安野氏が「「当処の頭」「処の頭」「頭分」「当人」「頭人役」「肝入」「別当」などと、記録によって呼称が異なっているのは、頭人の歴史的形成過程が複雑だったことによるのではなかろうか」と指摘されている（安野 1974・1992）。上述したように、元亀二年（1571）の「町建て」から文禄元年（1592）頃までの20年余の間に、「頭人」等の町方指導者が入れ替わり、その呼称についても変化していったことは充分に考えられる。今回の史料調査では、表6に示したように、14の呼称が認められ、そのなかで「頭人」が21ともっとも多い。

「別当」については、「長崎鑑」系史料と、「長崎縁起」系史料の『長崎記：禿法』と『長崎縁起評』に見られるが、「別当」が「頭人惣代」のような職とすれば、白倉如庵・吉岡九兵衛・馬場甚兵衛・須川主水・山本庄左衛門・沼喜田小庵の6名が草創期の六丁町において「別当」を「代リ合テ」勤めていたと再評価できそうである。武野要子氏は、元亀元年（1570）に長崎村を襲撃した深堀純賢に応戦したキリシタン土豪の山本バルタザールを、山本庄左衛門と重ねて見ている（武野 1981）。

天正六年（1578）の深堀茂宅（純賢）との合戦記事が、『長崎拾芥』、『長崎始由来記』、『長崎港草』にあり、そこで討ち死にした大将高木惣兵衛と高木勘左衛門という人物が登場する。天正七年（1579）の町方と長崎甚左衛門との合戦では、『長崎拾芥』と『長崎実録大成補遺』に、高木勘左衛門の兄として高木宮内左衛門が登場して、いずれも町方武士として戦っている。山崎信二氏は、高木家の家譜を整理して、高木勘左衛門が高木作右衛門忠雄（了可）で、高木宮内左衛門は兄の高木宗重（了善）として、武芸の伎倆を持つ町方の中心となっていた事を想定している（山崎 2015）。山崎氏の家系図では、高木惣兵衛が康宗ということになり、「頭人」として挙げられている高木新七郎の可能性があるが、それでは父高木新七郎が天正六年に討ち死にしたということになる。

また、天正七年三月には、（当人中ノ）惣代として須川主水が、信長に会うために上京したが、筑前石坂において賊に遭い殺害されたという記事が『長崎実録大成補遺』、『長崎港草』にある。須川主水は、天正七年の町方と甚左衛門との抗争解決を信長に請願するため旅で出たのであろうか。

天正十五年（1587）には、九州征圧のために博多に出陣していた秀吉に、伴天連が訪ねてきたときに付き従っていた長崎町方の者に無礼があったことで処分を受けたという記録が「長崎拾芥」系史料にあり、表7に事例として『長崎旧記』と『長崎実録大成正編』の記事を示した。伴天連に従事していた者は、表6から「侍」、「武人」、「頭人」、「地頭職の者」と記された2名の者であり、磔として死罪あるいは追い立てられている。また、長崎の「地頭職の者」が長崎を切支丹寺領として差出す不届きをしているとして、長崎を直轄地とするため藤堂佐渡守を差し向け、翌天正十六年（1588）には寺澤志摩守と藤堂佐渡守を差し下して長崎を見分したとある。これらの記事の書き方を見ていると、伴天連に伴った「頭人」の上位に「地頭職の者」がいるようにも読み取れる。

それまで自治都市長崎のなかで町方によって指導者が撰ばれていた「頭人中」の組織が、天正十六年の秀吉の公領化によって解体され、それまでイエズズ会派の重鎮として長崎を支配していたキリシ

表７　天正十五年の秀吉博多出陣地の伴天連訪問に伴う処分等の記事

●秀吉公長崎御公料被召上御條目御朱印并邪蘇宗徘行御停止御書出之事
・長崎之儀、元亀より天正十五年迄十八年の間、長崎中都而邪蘇宗門ニ令帰依、我意をふるひ蛮夷ノ頭伴天連を主のことく取持所、秀吉公天正十五年九州ニ御出陣、薩摩義久ヲ御静メ御帰陣之砌、筑前箱崎暫御在留あり、其節彼伴天連長崎より色々献上を仕度し罷出ル所、御供之内邪宗門領輩有之由被聞召被遂御吟味、両人被行死罪依之伴天連日本渡海之儀向後停止之由被仰出、早速被差帰長崎之儀日域之正道を取失ひ伴天連ニ随ひ剰地頭職之者長崎を切支丹領差出事不届之至り、依之御料二被召上為上使藤堂佐渡守被差下、又翌年寺沢志摩守藤堂佐渡守両人被差下長崎見分有、……　（『長崎旧記』）

●秀吉公被禁邪宗門長崎御料所ニ被仰付事
・天正十五丁亥年、秀吉公為征伐島津九州ニ発向有シ凱陣ノ時、筑前博多ニ暫ク御逗留有之。其頃長崎ノ頭人共博多ニ参上シ、御目見ヲ願フ由。然ルニ於彼地御老中ニ無礼ヲ成セシ故、如何ナル者ゾト御詮議有之處、彼者共ハ数年長崎ノ地ニ南蛮船ヲ相付ケ、切支丹ノ邪法ヲ信用シ、神社仏寺を破却シ、所ノ取捌ヲモ心儘ニ計フノ旨御聞ニ達シ、甚以不法至極也トテ、右の頭人共即刻彼追立伴天連共ハ早々可令帰国旨、長崎表ニ藤堂佐渡守ヲ被差遣御條目ヲ以急度被仰渡之。　（『長崎実録大成正編』）

タン武士の「頭人」らが処分あるいは海外へ追放された可能性がある。

「頭人・町年寄」についての記事については、HからMに分類できる（表３）。このなかでもっとも古いのは、『町年寄発端由緒書』のMであり、天正七年の長崎甚左衛門との合戦で甚左衛門が敗北して長崎を退散したため、高木・高島・後藤・町田が長崎の「地頭」になったという主張であり、安野氏が指摘しているように「町年寄」である家の者たちがその出身の正統性を示すために書かれた根拠に乏しい記事であると判断される。

次に、Hの天正十五年九月に藤堂佐渡守が長崎に差し下り、高木・高島・後藤・町田の四名が「地頭」になったという記事である。Ｉは、天正十六年に鍋嶋飛騨守に長崎が預けられ、毎年「頭人」の内１名が挨拶に上京することになったという記事である（『長崎集』では「天正十六年より町年寄が江戸え年以御礼勤る」というが「町年寄」でなく「頭人」の誤りであろう）。Ｊは、寺澤志摩守の代に、高木勘右衛門、高島良悦、後藤惣太郎、町田宗賀が町の「頭人」になったという記事である。Ｋは、文禄元年に寺澤志摩守が、４名の頭人を「町年寄」にしたという記事である。Ｌは、慶長末に江戸幕府公領になって奉行を定められ、高嶋・高木・後藤・町田の者共を「町年寄」と号し、その子孫が今に至り「町年寄」の職を相勤めることになったという『崎陽群談』の記事である。

Ｈ・Ｉ・Ｊは、町の住民によって代表となる「頭人」を選出していたのであるが、天正十五年から十六年にはかけてイエズズ会との結びつきが深かった「頭人」らが一掃され、長崎の新たな支配者になった秀吉の家臣によって、高木・高島・後藤・町田の４名が「頭人」（「地頭」）として選ばれたという、自治都市長崎から豊臣公領長崎への権力秩序の変化によって生じた歴史的画期が表された記事であろう。

ルイス・フロイスは、1591年（天正十九）８月19日に長崎に来航したポルトガルの定航船の黄金を、秀吉が買い占めるべく派遣された毛利壱岐守・鍋島加賀守が失敗して、その責任をとって役人が投獄されており、それから以後「乙名」という庶民の頭領に委ねることになったと書簡で報告している（松田監訳 1987）。このフロイスが記している、役人に替えて庶民の頭領に委ねることになったという記事は、重要なことを示唆している。

それは、いままで町方の要職を武士出身者が占めていたが、町人出身の町方役人がでてきたということを表している。それはまた、文禄年間に商人身分の村山等安が長崎代官となったということと、村山の後、代官を継いだ博多商人出身の末次平蔵についても同様であり、豊臣政権によって戦国の世が統一された新しく形成された秩序の下で、公領地長崎において機構変革が行われ、町方指導層に変

化が生じたことを示している。

Kは、文禄元年（1592）に奉行となった寺澤志摩守によって、その時に「頭人」であった高木・高島・後藤・町田の4名が「町年寄」に定められたということである。文禄元年、秀吉が文禄の役で名護屋城に在陣していたときに、後藤宗印が参上している。新たに「町年寄職」に定められた4名の代表として、御礼の挨拶に出向いたものであろう（山崎 2015）。このことは、のちの地役人組織としての基礎となる「町年寄」・「乙名」などの町方役人も併せて組織再編が行われた可能性をもっているのでなかろうか。

そしてLは、江戸幕府になった慶長末になって、高木・高島・後藤・町田の四家が「年寄職」としての「世襲」が定められた、という史実が表されているのではないだろうか。「世襲」の「町年寄職」が定められ、徳川公領下の長崎天領において、長崎地役人組織の体制が整備されていくことになるのであろう。

おわりに

ここでは、長崎地誌・旧記類の「長崎町建て」に絞って関連記事を集成し、比較検討を行った。その成果の一つは、考古学の型式学的な視点から、史料の時系列的な系列を把握することで、長崎地誌・旧記類の系譜としての〈系統〉が明確になったことであろう。すなわち、①「長崎鑑」系、②「長崎拾芥」系、③「長崎港草」亜系、④「長崎略記A」系、⑤「長崎縁起」系、⑥「大村藩・大村家」系ほかの〈系統〉を把握することができ、①会所、②奉行所、③町人学者、④長崎頭人、⑤正覚寺僧浄遍（禿法・隠居蓮池院）、⑥大村藩などの関わりを想定した。

また、「長崎町建て」の歴史事象と「長崎頭人・町年寄」のあり方については、これまで長崎の歴史を研究されてきた多くの先学の業績に学びながら検討を行った。

しかし今回の論稿において、長崎地誌・旧記類の「長崎町建て」にかかる簡潔な内容の記事から読みとることができた歴史像は、まだ粗いデッサンにすぎないであろう。寛文の大火以前の史料が焼失した長崎のように文字記録による資料・情報が限られているケースでは、文献史研究だけでは歴史の実態や状況について多くを語り得ないことになる。長崎の「草創期の記述は必ずしも信用できない」とした箭内健次氏の言葉は、文献史による研究では手立てがないことを弁明した言葉にも聞こえてくる。そのような文献史研究における証明の方法がないという制約を乗り越えていくには、他領域から見た多角的な視点による研究アプローチが必要なのではないだろうか。

すなわち、「長崎惣町絵図」から江戸時代の長崎の町並を復元した布袋厚氏の仕事（布袋 2009）、古絵図をもって東京の町を歩き〈生きられた空間〉としての江戸における場所の記憶・文脈・意味を探り、都市江戸の空間的歴史的構造を読み解いた陣内秀信氏の仕事（陣内 1992）、あるいは歴史地理学などの研究方法などに学んでいかなければならないのだろう。

そして、もともと文字資料が存在しない時代を研究してきた考古学が力を発揮できることが考えられる。すなわち、発掘調査を行って地下に埋もれた都市の基層文化を掘り出し、調査成果から遺構の変遷を組み立て、町の形成等を検証していく考古学の方法である。長崎草創期の町の成り立ちを研究していくには、文献史の成果も検証しながら考古学の方法を活用した調査研究によって歴史像を復元していく「歴史考古学」の一分野である「近世考古学」によって調査研究することが望まれる。

そのような、領域を横断する多様な多角的視点でもって都市長崎の歴史を探究し、具体的で豊かな歴史像を描いていかねばならないのだろう。考古学の視点からみた、「長崎の成立と発展」についての課題については、別に稿を起こす機会をもちたい。

表８　「長崎町建て」記事集成（●は見出し、○は関連した文章、◎は引用文献として挙げられている文書）

１．「大村藩・大村家」系史料

関係史料	長崎町建などの経緯
「長崎割記」 延宝元年（1673）まで記載 中西啓編『長崎割記・元成日記・元仲日記』1964 長崎在住の大村藩関係者（中西1964）	●長崎草創之事 【イａ】元亀元庚午年、長崎浦ニ始而南蛮船入津仕。翌二年三月、帰帆ノ時、長崎今ノ内町六町分、買申借地仕度旨、領主理専ニ訴訟仕候へモ、無二承引一。然ラハ重而長崎へ入津仕間敷由、カピタン申候テ、有馬修理太夫ヲ頼ミ、種々、理専コトハリ申候テ、南蛮人、内町六町分ヲ借ウケ、畠ニ青麦有之候ヲ刈捨、町ヲ立申候。町割ハ朝長対馬仕候ト也。 【イａ】天文十癸卯年八月、黒船、薩州種子嶋へ来ル。是、日本渡海ノ嚆初也。其後、此嶋へ来リ、夫ヨリ豊後ニ入津、大友、切支丹紹宗ニナル。其後、肥前嶋原ノ内、口ノ津ニ来ル。夫ヨリ平戸ノ内、宅嶋ニ来。永禄五年より大村ノ内、横瀬浦ニ続ケテ入津。六年目ヨリ当領福田浦ニ三年入津。四年目、元亀元年庚午、長崎浦ニ初テ入津。同二年三月、帰帆ノ時、長崎内町六町分、借地、町立ル。其後、毎年長崎ニ入津仕候。
「大村記覚書：歴博本」巻二 歴博1396－13 宝永七年（1710）まで記載	●南蛮商船長崎浦入津する事并長崎町草創之事 【イａ】元亀二年庚子、南蛮人始て長崎浦を巡見し、以後此所に入津して商賣せん事を於礼然共、純忠彼が以前当所に入津すといへども潰遂御里し事を思ひ、是を許容せずか。蛮人こうる修理太夫義貞純忠実兄を頼て預りに願する故、純忠も止むるを江ずして許しか。同二年辛未三月始て長崎村に町を建是を内町六町ト云、地子銀三百目納ム。以て蕃国商買の津と定是長崎草創なり。
「大村記覚書：大村家本」巻三 大村市歴史資料館 101－0135 幕末の大村純熙代まで記載 村上直次郎『長崎市史　西洋諸国部貿易編』1938ほか	●長崎草創之事 【イａ】元亀元年庚午春、南蛮人商船ヲ長崎浦ニ遣シ、縄ヲウチテ航路ノ瀬方ヲサクリ、海ノ深サ浦ノ景気ヲ見ルニ、瀬ナクシテ海深シ、是異国ヨリ通路ニ利アリテ、船繋マテ能地ナリト見テ、以往此所ニ入津シ商賣セン事ヲ純忠ニ請フ。然れども彼以前領内當所に入津すといへとも、幾をなくして是を止む。今又是を許すと云ともとても始終、遂間敷とおもひ純忠曽て許容せす固み、南蛮人重て願へき根なく、有馬修理大夫義貞純忠実兄也、先年を南蛮船有馬領口の津へ入津の時よりをつる家へ通達し売る故、是を折となりを願べく詫立す。義貞黙止かさずして純忠方へ使礼を以て願の旨請を、詳に申越し拘。亦向後戻帰を申間敷と堅く証文を南蛮人へ仕らせべき事也。純忠止事をえすして応諾し、 【イｂ】元亀二年辛未三月、純忠家士朝長対馬に令して長崎町割なすとし、嶋原町、大村町、文知町今外浦町の内ニ入、外浦町、平戸町、横瀬浦町今平戸町の内ニ入を地割りす。右六町を内町と云地子として毎年銀三百目納む、是所を蛮船商估の津と定むに、後南蛮船年々入津繁栄によりて、順々町数立添、慶長年中ニは内外の町数合して六十六町となれり。
「大村家秘録」 天明五年まで記載 『史籍雑纂』第一 国書刊行会1974	●長崎異船代々公務覚 ○永禄五年、南蛮の商船始而領内横瀬浦に入津す、依レ之諸国の商人彼土に来而町を建つ、彼地五年入津して、其後領内福田浦に来津せり、元亀元年庚午春南蛮人小船を領内長崎浦に遣し、海底地理を考能地なりとして、以後此所に入津せんと請ふ、然れ共純忠深慮有て許容せず、依之南蛮人有馬修理太夫義貞純忠の実兄也を頼む義貞使礼を以純忠に請ふ、純忠止事を得ずして応諾し、 【イｂ】元亀二年純忠家士朝長対馬に命じて、嶋原町、大村町、文知町今外浦町ノ内ニ入、外浦町、平戸町、横瀬浦町今平戸町之内ニ入を地割りす。右六町を内町と云地子として毎歳二百貫目宛納む。此所を蛮舶商估の津と定む。以後年々南蛮船入津繁昌によりて賑う町数立添、慶長年中には内外町数合して六十六町となれり。

２．「長崎鑑」系史料

「長崎鑑」 歴博テ13126－１ 歴博テ13126－２ 延宝三年（1675） 橘景隆 正徳元年（1711）に書写 渡辺庫輔1961より	長崎鑑（内題） ●長崎建始之事 【ア】長崎領主長崎甚左衛門ト申仁ニ而御座候。彼甚左衛門儀太閤様背御意伐筑後江浪人仕候。其以後大村利仙と申仁賜地ニ罷成候由傳承候。 【イｂ】然処に、元亀庚午歳長崎江初め黒船入江仕商賣仕候之、元亀貳辛未歳三月大村利仙家来友永対馬と申す者越見分上ヲ以地割仕候。町数嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文治町只今外浦町之内ニ入、横瀬浦町只今平戸町之内ニ入、右之分ハ初め町割仕候由。其以後年々に町屋敷出来申候由。 【ウａ】大村利仙領地之時、外浦町、大村町、嶋原町、平戸町、文治町、横瀬宇羅［浦］町、此六町出来仕申候。其後、本博多町、桃島町、今町、本五島町、内中［下］町出来申候。 【Ｅ】其時分、高木勘左衛門、別当紹喜、後藤惣太郎、高木新七、高嶋一類、白倉如庵、吉岡一類、文知一類、馬場一類、須川・山本右之者共町之頭人ニ而御座候。 【表書】橘景隆翁而撰家記聚処之実録、此書始崎陽建始及万機最起而中諸明交易盛而終治所正君之厳政述諸官者在無尤廣然也、上古建治於年至今歳凡貳百餘歳也。景隆述書之趣者一百卅六年也。予暇社司因景隆翁嫡士景寛得幸書写也。若博老得、此書泄一両句亦将加愚筆続爾云。旹（とき）正徳改元卯龍中冬上冬五天、秀鳳園（女偏）重彦
「続長崎鑑」Ａ（乙本） 歴博13147－２ 延宝九年（1681）	続長崎鑑（内題） ●長崎町建并黒船入津之叐 ○元亀元庚午年、長崎浦江黒船、始而入津仕、致商売候、此浦者、海深く入津之便路能、諸方之手遣宜敷、町屋を建申尓も、境地能、万端調、九国に無比類浦尓御座候故、日本、異国之商売以来、於此浦仕度奉存候間、町屋建申候所、借地仕度之旨、長崎領

朝長敬一郎ほか「續長崎鑑（其の一）」『長崎総合科学大学紀要』第29巻第２号 1988　ほか	主大村民部大輔入道理専様江、黒船之者共御訴訟申上候得共、曾而御承引無御座候、依之石火矢、大筒、鉄炮其外種々之珍物等沢山進物仕、以来年々如比仕、其上地子銀差上可申之旨申候へ共、理専御納得無御座候付而、有馬領主有馬修理大夫様を頼ミ、様々御断申上候、修理大夫義貞公者、理専之御舎兄故、相済、一ヶ年ニ銀子三百目宛ニ而、内町六町分借地仕候、長崎甚左衛門知行所尓て御座候へ共、所替御座候而、 【イａ】元亀二辛未年三月、大村理専様家来朝永対馬与申者致奉行候而町割仕候、青麦を切拂、町屋を建申候、 【ウａ】其町数ハ大村町、嶋原町、外浦町、平戸町、文知町只今者外浦町之内ニ入申候、横瀬浦町只今者平戸町之内ニ入、右之六町始而建申候由、其後年々繁昌仕、本博多町、椛島町、今町、本五島町、内下町出来申候由、古老覚書付ニ茂申伝候、夫より上方諸国之商人集り、町数ニ罷成候、切支丹寺茂建申候、日本、異国之者夥鋪住宅仕候付而、長崎村、浦上村之者近郷故、諸事之便用両村より相達可申之旨、理専様より被伝候、 【Ｅ】其時分、長崎町之頭分之者ハ、高木勘左衛門、別当紹喜、後藤惣太郎、高木新七、高嶋一類、白倉如庵、吉岡一類、文知一類、馬場一類、深川［須川］・山本右之者共尓て御座候事。 【奥書】此続長崎鑑者、今度為巡見上使奥田八郎右衛門様、戸川杢幸之助様、柴田七左衛門様、就御初到着、自古来之義、御尋遊候ハヽ、差上之可申与存、考旧記、集古老数日詮義仕、長崎中寄合記之畢。　延宝九辛酉年六月日
「続長崎鑑」Ｂ（甲本） 歴博13147－１ 天和三年（1683）まで記載 朝長敬一郎ほか「續長崎鑑（其の一）」『長崎総合科学大学紀要』第29巻第２号 1988　ほか」	●長崎建始之事 【ア】長崎領主長崎甚左衛門ト申仁ニ而御座候。彼甚左衛門儀太閤様背御意伐筑後江牢人仕候。其以後大村利仙と申仁之領地ニ罷成候由傳承候。 【イｂ】然処ニ、元亀元庚午年長崎江初而黒船後入津仕商売仕候、依之元亀弐辛未年三月、大村利仙家来友永対馬と申者見分之上を以地割仕候。町数嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町唯今は外浦町の内ニ入申候、横瀬浦町唯今ハ平戸町之内ニ入申候、右六町之分初而町割仕候由、其以後年々町屋敷出来仕候。 【ウａ】大村利仙領地之時、外浦町、大村町、島原町、平戸町、横瀬浦町、此六町出来申候。其後、本博多町、樺島町、今町、本五嶋町、内下町出来申候。 【Ｅ】其時分、高木勘左衛門、別当紹喜、後藤惣太郎、高木新七、高島一類、白倉女房［如庵］、吉岡一類、文知一類、馬場一類、深川・山本右之者共、町々領分ニ而御座候。
「長崎記」：西勝寺蔵 歴博13101－２ 元禄五年（1692）まで記載	●長崎建始し事 【ア】長崎領主長崎甚左衛門申仁ニ而御座候。彼甚左衛門儀太閤様背御意伐筑後え牢人仕候。 【イｂ】其以後大村利仙と申仁領地ニ罷成候由傳承申候。然処ニ元亀庚午（元）年長崎え初而黒舟入津仕商賣仕候儀之。元亀弐辛未年三月、大村利仙家来友永対馬と申者見分之上を以地割仕候。町数嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町唯今は外浦町之内入、横瀬浦町唯今ハ平戸町之内ニ入、右六町之分初而町割仕候由、其以後年々に屋敷出来候由。 〇黒舟長崎え入津無之以前領主長崎甚左衛門居所ハ長崎村春徳寺上之山を城構ニ致、住宅は右之村庄屋居申候ニ而御座候。彼甚左衛門儀、大村領主前之丹後守姉聟之由承候。其時分深堀茂宅と申者深堀領主ニ而御座候。然処ニ長崎とは敵々ニ而候故、深堀より人数五百斗催長崎江切々押寄りを申ニ付、長崎よりも人数弐三百程ニ而長崎境迄出向ふせき申候。右之通数度取合申候得共、終ゐに長崎之方打負不申候。尤双方少宛討死仕候由申傳候。 【ウａ】甚左衛門牢人之以後、大村利仙領知之時、外浦町、大村町、嶋原町、平戸町、文知町、横瀬浦町比六丁出来申候。其後、本博多町、椛島町、今町、本五嶋町、内下町出来申候。 【Ｅ】其時分、高木勘左衛門、別当紹喜、後藤惣太郎、高木新七、高嶋一類、白倉如庵、吉岡一類、文知一類、馬場一類、須川・山本右之者とも町之頭分ニ而御座候。
「長崎虫眼鏡」 元禄十六年（1703） 弄古軒菅秋（長崎に訪れた他国の人） 江原氏が崎陽に伝聞せしを記した 木版図書 丹羽漢吉校訂『長崎虫眼鏡・長崎見聞録・長崎縁起略』長崎文献叢書第一集第五巻 長崎文献社1974	●長崎興建 【ア】しかるに甚さえもん不慮の事ありて、太閤秀吉公の御意をそむき、筑後へ浪人す。そのゝち大むら利仙領となる、 【ウａ】元亀元年かのへ午のとし、長さきへ黒ふねはじめて入津商ばいす、これによってあくる未とし三月、利仙家来友永対馬、見分のうへ地わりをし、そとうら町、大むら町、嶋ばら町、ひら戸町、ぶんち町、よこせうら町、以上六町はじめて出来たり、そのゝち又本はかた町、かはしま町、今町、元五島町、内下町いできしと也。 【Ｅ】その比高木かんざえもん［高木勘左衛門］、別当紹喜［沼喜田小庵か］、後藤宗太郎、白倉如庵、たかしま［高島］一類、よしおか［吉岡］一類、文知［平戸屋文知坊か］、ふか川［須川主水か］ばゝ［馬場］、山本等、まちまちかしらぶん［町々頭分］として諸事を支配す。
「長崎鏡」 正徳四年（1714）に書写追加した さらに弘化二年（1854）長崎在勤中写之 長崎奉行所に在勤した者が書写したもの 柴秀夫編『長崎遺響』双林社1943	●長崎建始之事 【ア】長崎領主長崎甚左衛門ト申仁ニ而御座候。彼甚左衛門儀太閤様背御意伐筑後江牢人仕候。其以後大村利仙と申仁之領地ニ罷成候由傳承候。 【イｂ】然る処、正徳四年迄百四十四年長崎エ初而黒船入津仕、商賣仕候。依之元亀貳未年三月、大村利仙家来友永対馬奥申者見分之上を以而地割仕候。町数嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町、右六町之分初而町割仕候由。其以後年々ニ町屋敷出来申候由。 【ウａ】大村利仙領知之時、外浦町、大村町、嶋原町、平戸町、文知町、横瀬浦町、此六町出来申候。其後本博多町、椛島町、五嶋町、内［下］町出来申候。 【Ｅ】其時分、高木勘左衛門、別當紹喜、五嶋惣太郎、高木新七、高嶋一類、白倉怒屬［如庵］、吉岡一類、文知一類、馬場一類、深川［須川］・山本右之者共町之領分

	に御座候。
「長崎建立并諸記挙要」 嘉永七年（安政元・1854） 青木永繁（諏訪神社宮司） 私的な目的で書き溜めた覚え書（武野要子） 『日本都市生活史料集成』6　港町編Ⅰ 学習研究社　1975	●長崎建始之事 【ア】長崎領主長崎甚左衛門儀、太閤様之背御意筑後へ牢人仕候、其己後大村利仙給地に罷成候由、 【イｂ】然処元亀元庚午年長崎江初而黒船入津、依之元亀二辛三月十八日大村利仙家来友永対馬見分之上を以地割仕候、町数島原町、大村町、外浦町、平戸町、文治町、横瀬浦町右六町分初而町割仕候、其以、後年々町屋敷出来、但文治町只今は外浦町之内に入、横瀬浦町は只今之平戸町之内に入候。 【ウａ】大村利仙領地之時外浦町・島原町等之六町出来申候、其後、本博多町、桧島町、今町、本五島町、内中町［内下町］出来申候、 【Ｅ】其時分高木勘左衛門、別当飯喜、後藤惣太郎、高木新七、高島一類、白倉如庵、吉岡一類、文治一類、馬場一類、深川［須川］山本右之者共町之頭分に而、 ●天正十五年（1587）／年表のなかから 【Ｈ】九月藤堂佐渡守下向、高木・高島・後藤・町田四人地頭と成、太平寺盧山和尚の長崎記に出る。
「長崎日記」 「長崎古今集覧」 文化八年（1811） より引用	【イｂ】其以後永禄十年、義栄公八月廿三日、黒船始テ来リ交易セシヨリ、尤交易ノ儀ハ大将利仙ノ支配ト云リ、元亀二年、大村利仙方ヨリ友永対馬ト云者ヲツカワシ森崎ヨリ一ノ堀迄デ六丁町ノ町ヲ立初シ也。 〇爰ニ其比、当所ノ頭分ノ輩何某等、皆南蛮ノ方ヨリ邪宗ト成リ、終ニ吉利支丹ノ寺ヲ立テ、大村利仙ニ申遣シケレハ、長崎ノ諸事支配ノ儀ハ、皆南蛮ノ方ヨリ支配可レ致ト、時ニ利仙、嘗テ承引ナキヲ以テ、故ニ然ラバ於二当地一黒船交易致ス事有バカラズト、其比高来郡領主仙朝（カンサ）修理ト云者有リ、是吉利支丹ノ伴天連ナルニ、則此人来リ、当所ノ大村扱ヲ入テ、終ニ当所ハ江戸町中邑里共ニ吉利支丹ノ知行トシテ諸事寺ヨリ支配セント也。 【ア】深江浦ハ旧名也、長崎ハ昔長崎小太郎名字ニ依テ云リ、又云、長崎町ノ初ハ元亀二年未三月ヨリ六丁。又云、元亀二年迄ハ甚左衛門領地也、元亀二年ヨリ大村領となる文禄元辰年ヨリ太閤様公領トナル、… 【Ｅ】甚左衛門牢人以後、長崎頭分町人高木勘左衛門、別当沼喜田、後藤惣太郎、高木新七、高島茂四郎、白倉如庵、吉岡・文知・馬場・須川・山本、元亀二年ヨリ文禄元年迄二十一年、此人々長崎領分大村ト相談ノ上、黒船商売ス。 【Ａａ】元亀二年ヨリ文禄元年迄二十一年、此人々長崎領分大村ト相談ノ上、黒船ト商売ス、又云、元亀二年春者即三月也、大村ヨリ利仙名代トシテ友永対馬ト云者来リ、島原ヨリハ則城主有馬修理太夫越レタリ、爰ニ当地ノ者共立合テ町割アリ、茂木日見峠モ此時開也。 〇則公領トナサレ、唐津城主寺沢氏ニ御預ケト云ヘリ、寺沢広高預リメサレ、二ノ堀ノ間御屋敷在テ、折々御越シナサレ、又ハ御在国ノ間ハ御代官ヲ召置御仕置ト云リ、此節博多ノ異国商売人共来リ集リ、二ノ堀ノ間住宅其所ヲ博多町ト云り。

3．「長崎拾芥」系史料

「庫物長崎記」 歴博へ1339 延宝七年（1679） 安政四年（1857）に書写 渡辺庫輔1961より	●内町建始町年寄始并堀出来し事 【エ】翌年元亀元庚午年黒船壱艘此湊へ初而乗入、糸巻物数千貫目の貨物持来り、江戸町の沖へ掛ケ置候得共船にて商売難成此森崎ニ假屋を立て商売するにより、近国在々所嶋原・大村・横瀬浦其外京大坂堺の商人共此所ニ集リ銘々假屋ヲ立テ申ニ付、其節大村之友永対馬与申者元亀弐年町割シ、夫付、島原町、大村町、平戸町、桧島町此分立初る。 【Ｊ】其比、奉行寺沢志摩守代ニ、惣町割江郷付時ニ、高木勘右衛門・高嶋良悦・後藤惣太郎・町田宗賀ト云者、宿老ニ而町ノ頭人となる。夫則今ノ年寄の先祖是也。 【奥書】此長崎明鑑者、延宝七巳未年書中肝要之事跡并暦算吟味致抜萃呈書ニ相成候。其草稿ニ可有之候。当安政四丁巳年迄百七拾九年を経、以今既ニ亡滅可致之処、幸ニ表装を加江、被免之用ニ相達候。今哉諸蛮之異船来津之砌ニ付、此書を以古今ノ不同可推計見察如此而已。
「長崎拾芥」 元禄二年（1689）まで記載 長崎奉行関係の人（解題：越中哲也） 『長崎拾芥・華蛮要言』　純心女子短期大学長崎地方文化史研究所　1987	●長崎建始并南蛮船初て長崎江来る事 〇南蛮人乗来る黒塗りの大船日本にてハ黒船と名付、此船天文の比は大隅の内種子嶋或いは豊後に着し、其後大村之内福田横瀬なとと云所に渡海す、此時大村領主大村民部少輔純忠比由を聞き福田の地頭福田左京と云ものにいひ遣しけるハ、彼黒船には鉄炮石火矢を積来る間諸方ノ津に着せは定て所々の領主鉄炮石火矢を望へし、然ハ今諸国合戦之最中なれハみな望むへし幸此津に着すれは自今他の津に至らさる様に其心得有へしと云ひ遣しける、因茲左京も是を馳走し民部も是を登す、夫より年々着津せしか此処風波甚し日々永く船ヲつなき難し、何れの湊成とも風波之凌屋すき処をと求むれ共、更に心にかなふ湊なし、然に彼蛮種共初て此津の景地見るに蒼海広て底ふかく三方ハ高山在れハ難風の愁なし、如斯の景地三国広しといへともいつれの津か此地に増らむとて、 【オ】永禄十二年に初て戸町浦に一艘着岸し、其後元亀元年に此長崎に乗入れ夫より諸国の商人きそい来り商賣せしにより所もおのつから賑ひたるゆへ此所賣買の地に取立なは弥増に繁栄すへきとて、元亀二年に大村理専家頼に友永対馬と云者を遣し見分にて町割を致す、依之諸方の者同国に一所にあつまり一町を取、小屋を掛己の生所の土地の名をとり町の名にさたむ、 【Ｄ】此時、高木勘左衛門、高嶋了悦、後藤惣太郎、町田宗賀四人は町の頭人にて拾八年の間御公領に成まで町中致支配、其後次第に町数多く成栄、近国ハ不及申、江戸・堺・大坂・津々浦々の者迄も不来と云事なし繁昌の津とは成たり。 【カ】長崎地年々に異国船の着津に取立ぬと思ひ元亀貳年大村利仙家頼友永対馬と云者を遣し町割を定むる所に、諸方より集りし商人或ハ浪人等望に随ひ是を渡す、尤

	も国々の者共一所に集り一町を取、大村より来る者は一町に住して大村町と名付、嶋原・桃島・外浦の者居住して銘々其生所取て名之、如此貳拾町余取立。 【K】拾九歳後、天正十六年公領と成りて四年か間鍋島飛騨守預り、文禄元年に奉行として寺沢志摩守を指下さる。其比町の頭人四人在り、志摩守赦之町年寄と名付、此時町数貳拾三町に極る。
「長崎始由来記」 歴博13671 慶長十五年の有馬晴信の長崎沖での南蛮船焼討事まで記載	長崎始由来記（内題） ●長崎町建始め并南蛮船初て長崎へ来る事 〇それより年々福田ニ来津せしが、此所風波はげ敷永く船をつなぎ難し、いづれの港からとも風波の凌安き處を求むれ共、更に心に叶ふ港なし、然ルニ彼蛮夷種共はじめて此津の様子を見るに、蒼海廣く底深く三方を高山あり風波の恐れなし。斯此如き景地三国廣としていふとも、いづれの津の此地ニ増らんとて、 【オ】永禄十二年ニ初て戸町浦へ壱艘来着し、其後元亀二年ニ此の長崎ニ来舟入、夫より諸国の商人つどい来り商賣せしニより所も、おのつからにぎわいある見、此所商賣の地ト取立てなは、弥増と繁栄すべしとて、元亀二年に大村理専家来ニ友永対馬に立始めを出し見分して町割をいたすに、是ニよろしく諸方の者同国の者ハ一所ニ集まり、壱町を宛、小家をかけ、己の生所の土地の名を町名ニ定む。 【D】此時、高木勘左衛門、高島了悦、後藤惣太郎、町田宗賀四人ハ頭人にて拾八年ノ間御公領ト成り町中の支配いたし、其後次第ニ町数多く成り、近国ハ不及申、江戸・堺・大坂津々浦々の者とて来不港と云事なし繁昌の津とハなりニけ里。 【カ】長崎地を異国船の来津ニ取立んと思ひ、元亀二年大村理専家来友永対馬といふ者を遣わし、町割を定め、諸方より集りし商人或は浪人等望ニ随ひいえを割あて、国々の者ども一所ニ集り壱町を宛、大村より来る者ハ壱町ニ領して大村町と名付、嶋原より来る者ともハ嶋原町と名付、外浦より来る者ともハ外浦町と名付称して各生所を取て町の名として、如貳拾余取立。 【K】十九年の後天正十六年公領と成りて四ヶ年の間鍋嶋飛騨守預り、文録元年ニ奉行様として寺沢志摩守を指下さる。其比頭人四人あり、志摩守之を町年寄と名付、此時町数弐拾三町ニ極る。
「長崎根元記」 元禄九年（1696）頃まで記載 新村出監修『海表叢書』巻四　更生閣 1928	●長崎小太郎末葉並居所之事 【ア】然るに文禄の比太閤秀吉公名護屋御在陣の節、名護屋に不出頭故、領地を被召取其家亡、甚左衛門は大村に退居す。 ●長崎町開基並長崎に来事 【エ】南蛮船天文の比より永禄十二年までは、大隅の内種子島、豊後又は福田、横瀬浦など云所に着岸して、其所々にて商賣をなす。然共蛮夷心に応ずる湊なし、然處に長崎の湊海底深く三方山高して、難風凌能第一の湊なりと見立、元亀元年に始て長崎に着岸す。因茲上方並諸国の商人假り屋を建商賣す、 【キ】其比、今の内町は大村の領主大村民部入道理専領知也。就夫理専家来友長対馬と云う者を指越、蕃夷ども末々までも、此地へ着岸せしむるに於ては取立べき由にて、則元亀二年に町割りをなし、國々より集まる所の名によせて、其集まる所の者は一所に置、或は豊後町・大村町、或は平戸町、或は五島町などゝ名付け、町之頭人を定、今の町年寄先祖左の如し。 【C】町の頭人 高木勘右衛門　法体して了賀［可］と云、今の作右衛門祖也 高島了悦　今の四郎兵衛祖也 町田宗賀　亡　此跡役高木彦右衛門、法体して道盛と云、今の彦右門祖也 後藤惣太郎　今の庄左衛門祖也
「崎陽雑記」（襍記） 歴博131223 「長崎奉行次第」に元禄九年（1696）頃までの記載 内閣文庫を県図書館複写 表書きに「長崎志」、「長崎古今集覧」が記されているのところから、文化11年以降に書写されたものであろう	●長崎町興基并南蛮船初て長崎ニ来る事 【エ】南蛮船天文之比より永録［禄］十二年までハ、大隅の内種子島、豊後またハ大村之内ニ福田・横瀬を［浦］といふ所ニ着船して其所々にて商賣す、然處に蛮夷屋に應する湊なし、然處長崎之湊、海ふかく三方高山有て難風凌く湊也と見立、元亀元［年］初て長崎に着船す、依之上方［浦諸国の商人假屋を建商賣す。 【キ】其比、いまの内町ハ大村領主民部入道理専領地也。就夫理専家来之友永対馬といふものを差越、蛮夷共末々までも此地ニ着岸におゐてハ町を可取立由約束いたして、則元亀二［年］ニ町わりをなして、国々所々より集り候もの共、同国を一所ニ置、其国の名を付、或ハ豊後町・大村町・平戸町・五嶋町抔と名付、町之頭人を宅［定］て今の町年寄之先祖是也。 【C】町之頭人 高木勘右衛門　刺髪して了賀といふ、今の作右衛門祖也 高木［嶋］了悦　今の四郎兵衛　祖也 町田宗賀　亡　此跡高木彦衛門刺髪して道感と云　今の彦右衛門祖也 後藤宗太郎　今の庄右衛門祖也
「長崎記原」 標題の「長崎始原」が訂正されている 歴博131221 「長崎奉行ノ次第」に、宝永八年（1711）頃まで記載がある 内閣文庫を県図書館複写	長崎記（内題） ●長崎町開基并南蛮船初長崎ニ来事 【エ】南蛮船天文ノ比ヨリ永録十二年マテハ、大隅ノ内種子嶋、豊後、又ハ福田横瀬浦ナトゝイフ所ニ着船シテ、其所々ニテ商賣シスカレトモ、蛮夷コゝロニ應スル湊ナシ。然ルトコロニ長崎ノ湊海底深ク三方山高有テ難風凌ヨク第一ノ湊ナリトテ見立、元亀元年ニ初テ長崎江着船ス。因茲上方諸国ノ商人假屋ヲ立商賣ス。 【キ】其比今ノ内町ハ大村ノ領主大村民部入道理専領知ナリ。就夫理専家来友永対馬ト云者ヲ差越、蛮夷共末々マテモ此地江於着岸ハ町ヲ可取立ヨシ約束イタシ、則元亀二年ニ町割ヲナシ、国々所々ヨリ集候モノ同国一所ニ置、其国ノ名ヲツケ、豊後町、大村町、平戸町、五嶋町ナトゝ名ツケ、町ノ頭人定。今ノ町年寄ノ先祖是也。 【C】町之頭人 高木勘右衛門　法躰シテ了賀ト云。今ノ作右衛門祖也 高島了悦　今ノ四郎兵衛祖也

	町田宗賀　亡　　此跡役、高木彦右衛門法躰シテ道感ト云、今ノ彦右衛門祖也 後藤惣太郎　　今ノ庄左右衛門祖也
「長崎旧記」 「長崎奉行之次第」に享保十二年(1727)9）頃までの記載がある 長崎奉行所関係の者（太田勝也） 太田勝也編『近世長崎・対外関係史料』思文閣出版　2007	●長崎小太郎末葉并居所之事 【ア】文録［禄］之比秀吉公名護屋御出陣之節彼地ニ不出頭故領地を被召取家亡甚左衛門大村に退去、 ●長崎開基并南蛮船初而長崎ニ来事 【エ】南蛮船天文之頃より永録［禄］十二年迄者、大隅の内種子嶋・豊後又ハ大村之内福田・横瀬浦なと云所ニ着船シテ其所々ニ而商売す、然共蛮夷心ニ応ル湊なし、然所長崎之湊海底深ク三方高山ありて難風凌よく第一の湊なりと見立、元亀元始而長崎ニ着船す、依之上方諸国の商人仮屋を建商売す、 【キ】其比今の内町ハ大村領主大村民部入道理専領地也、就夫理専家来の友永対馬と云者ヲ差越、蛮夷トモ末々迄も此地ニ於も此地ニ於着岸者、町を可取立由致約束、則元亀二年ニ町割を成して、国々所々より集り候者共、同国ヲ一所ニ置、其国々ノ名を付、或ハ豊後町、大村町、平戸・五嶋町なとゝ名付町ノ頭人ヲ定ル、今の年寄之先祖是也。 【C】町之頭人 高木勘右衛門　剃髪シテ了賀［可］と云今之作左衛門祖也 高嶋了悦　今の四郎兵衛祖也 町田宗賀亡　此跡高木彦右衛門利髪道感と云今彦右衛門祖也 後藤宗太郎　今ノ庄左衛門祖也
「長崎集」 宝暦四年（1754）頃田辺茂啓か（解題：越中哲也） 『長崎集』純心女子短期大学長崎地方文化史研究所　1993	●長崎開基之事 【ア】然る処に文禄の頃、秀吉公筑前箱崎御出陣の節、不出頭故領地被召取家亡、甚左衛門は大村之椽に退去す。又始は筑後の縁に退、其後大村に縁有を以彼方へ参候由子孫今大村にあり、 ●南蛮船初めて長崎え来る事　并町立始之事 【エ】南蛮船天文の比れより永禄十二年大隅之内種子島、豊後又は大村領内福田・横瀬浦等と云所に着岸し其所にて商賣す。然共蛮戒心に応する湊無し、長崎の湊は海深く三方に山有て難風凌能第一の湊と見立、元亀元年初て長崎へ着岸す、依之上方諸国の商人假屋を建商賣す、 【キ】其比、今の内町は大村領主大村民部入道理専領地也。就夫理専家来友永対馬と云者を差越、蛮戒末々迄も此地へ着岸しおゐては町を可取立由致約束、則同二年に町割を致し、国々所々より集候者同国を一所に置、其の国の名を付、或いは豊後町、大村町、平戸町、五嶋町等と名付、町の頭人を定、今の年寄の先祖是也 【イb】元亀二年辛未大村理専家来友永対馬と申者見分の上、町割仕候。嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町後外浦町ニ加ル、横瀬浦町後平戸町ニ加ル。右六町之分初て町割仕候由、其以後年々家出来申候。 【F】●長崎町立始よりの役人 生国筑前牢人　末次興善 長崎代官職　同　平蔵 生国芸州牢人　村山東庵　後長崎代官勤る前の名安東と有り 近国歴々之御牢人の由　高木作右衛門 同所　高嶋了悦　高嶋殿の祖 同所　後藤惣太郎　後藤惣左衛門殿祖 高木勘左衛門　作右衛門祖 高木清右衛門 町田宗賀　高木彦右衛門殿祖 右之外　白倉如庵、吉岡一類、馬場一類、深川・山本之何某 右之通古書に有 【I】天正十六子年より町年寄始て江戸え年以御礼勤る。※年号等に混乱がある
「長崎実記」（實記） 歴博134291 宝暦十年（1760）まで記載 県図書館史料（原稿用紙に書写）	●南蛮船初長崎に来る事 【エ】南蛮船天文之比より永禄十二年大隅之内種子嶋、豊後亦は大村領福田・横瀬浦と云所に着船、其所々にて商賣す、然共蛮人心に應する湊無之長崎の湊は海深三方に山有て風難を凌き能第一の湊と見立、元亀二年初而此地に着船す、於是近国之商人假屋を建商賣を始、此地過半大村民部入道理専領地なり、 【カ】同二年大村理専友永対馬と云者見分之上町割を致し、国々より集しもの同国を一所に置、其国々の名を付、嶌原町、大村町、外浦町町、文知町後五嶋町へ加る、横瀬浦町後平戸町に加る。
「長崎実録大成正編」（「長崎志正編） 宝暦十年（1760）序明和元年（1764）に奉行所に上納し、明和四年（1767）まで記載 田辺茂啓 丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎実録大成正編』長崎文献叢書第一集第二巻　長崎文献社　1973	●長崎開基之事 ○且又文禄元年島原町ニ一ノ堀、豊後町ニ二ノ堀、勝山町ニ三ノ堀ヲ修築ス。是ヲ三ノ尾ノ要害ト云云。 【ウb】元亀元午年、長崎湊ニ南蛮船始テ着岸シ商賣ヲ遂ケ、向後長崎ヲ渡リノ津ニ定タキ旨、領主大村理専ニ願フ故、翌年三月家来友永対馬ヲ長崎ニ遣シ、地割ヲ初メ、島原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町、六町建之。其後博多町、樺島町、今町、五島町、内下町出来シ、二十餘年ヲ経テ文禄ノ初ニ至リ、二十三町出来ス。 【G】町々の頭人ニハ、高木勘右衛門、後藤惣太郎、高島四郎兵衛、高木新七、町田宗賀、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門等也。此内高木・高島・後藤・町田四人町年寄ト成ル。 【ク】旧説ニ元亀二年町割有シ時、島原町ハ有馬修理大夫建之、大村町ハ大村理専建之由見へタリ。評ニ曰其頃ハ大村家ノ領地ナルニ、有馬家ヨリ島原町ヲ建、大村家ヨリ大村町一町ヲ建、其外諸處ノ者此地ニ来テ心ノ儘ニ町造リスヘキ理有之哉。是年々出来セシ町筋ノ内ニ、同郷親族ノ者近隣ニ集リ住テ、或ハ島原ノ者或ハ大村ノ者住居セシ町筋ヲ、自然ト其町名ニ呼習セシ由也 ●惣町割地ノ事

	【ウｂ】元亀二辛未年地割始リ、六町出来シ、年々地形ヲ開キ、町屋敷ヲ建広メ、文禄ノ頃迄二拾三町出来ス。但天正十六年長崎御料所ニ被仰付、地子御免除之地ト成ル。是ヲ内町ト称ス。
「長崎実録大成補遺」 小原克紹・巴山（1693－1777）（儒者・画家、長崎聖堂書記役） 「長崎志続編」編集に携わる 『長崎の空』第22集　長崎歴史文化協会 2011	○長崎ノ湊ヲ見ルニ、海広クシテ底深ク、山嶽邐迤トシテ風波ノ憂無ク、何レノ津カ是ニ優ントテ、永禄十二年、当湊内大村領分戸町浦ニ来リ、翌元亀元年、当津ニ来リシカバ、諸国ノ商人競ヒ集テ賑フニ依テ、当所ヲ交易ノ場所ニ取立ナハ繁栄ノ地成ルヘシトテ、 【カ】翌年（元亀二年）大村理専方ヨリ家臣友永対馬ヲ遣ハシ当所ノ内大村領分ノ地ニ、三月十五日町割シケレハ、人々同国ハ同国同士、一所ニ集テ一町宛ヲ請ケ、家ヲ建連テ各生所ノ地名ヲ以テ町ノ名トシ、嶋原町・大村町・平戸町・外浦町・横瀬浦町・文知町、以上六町相揃ヘリ。 【G】往年ヨリ、高木新七郎、佐々木茂四郎、町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵、代リ合テ当所ノ当人タリシカ、元亀ノ頃ハ高木勘左衛門、高島了悦、後藤惣太郎、町田宗賀、此四人当人トシテ町方支配セリ。 【エ】諸説ニ、南蛮船ハ元亀元年、初テ当津ニ来ルト雖モ、……理専ハ宗麟幕下ノ事ナレハ、大村ニ云ヒ越シテ南蛮船ヲ廻シヽニ、大村湊口、針尾ノ瀬戸狭クシテ大船乗入レ難ク、幸当所ノ内ニ同領有ルニ依テ、当湊ニ廻シタリ。八月廿三日神崎ニ繋リ、翌日入津セリ。是ヨリ諸国ノ商人来集テ民家ニ居余リ、仮屋ヲ建テヽ賑フニ依テ、 【Ａｂ】翌年（元亀二年）三月、有馬修理大夫来リ、大村利専代トシテ友永対馬来リ、四人ノ当人立合テ地割シ、六丁町ヲ建初メリ。　※４人は高木・高島・後藤・町田 【K】文禄元年、寺澤志摩守長崎奉行仰付ラル。尤、其頃御出陣ノ間ハ御供ナル故、家臣岡崎権平・谷山源蔵、両人ヲ当所に遣ハシテ諸事執行ハシメ、唐津拝領有テヨリ、本博多町ニ屋捕ヲ構ヘ、家臣佐野惣左衛門ヲ遣ハシテ代官セシメ、自身モ時々来テ事ヲ執行ハル。当所、此時ノ当人モ高木勘左衛門、高嶋了悦、寺［町］田宗賀、後藤惣太郎、此四人町方掛リナルヲ、志摩守是ヲ改テ、町年寄ト名ツケラレタリ。
「長崎記」：テ13127 歴博テ13127 寛政二年（1790）頃まで記載 この本を福田忠昭が県図書館原稿用紙に書き写したものが歴博13430	●長崎開基并南蛮船初而長崎に来る事 【エ】南蛮船天文之頃より永禄十二年迄は、大隅之内種子ノ島・豊後又者大村之内福田・横瀬浦杯［抔］云所に着船して其所々にて商売す、然處蛮夷心之應ふる湊なし、然處長崎之湊海底深く三方に高山有而難風凌能第一之湊なりと見立、元亀元年の初而長崎に着船す、因茲上方諸国之商人仮屋を建商賣す、 【キ】其比、今之内町ハ大村領主大村民部入道理専領地也、就夫理専家来之友永対馬と云者を差越、蛮夷共末々迄も此地江於着岸は町を可取立由致約束、則元亀二年に町割を成し、国々所々より集候者、同国を一所に置、之国々ノ名を付、或は豊後町・大村町・平戸町・五島町杯［抔］と名付、町之頭人を定る、今の町年寄之先祖是之、 【C】町之頭人 高木勘左衛門　剃髪して了賀［可］と云、今之作左衛門祖也 高嶋了悦　今の四郎兵衛祖之 町田宗賀　此跡没高木彦右衛門剃髪し道感と云今彦右衛門祖也 後藤宗太郎　今ノ庄左衛門祖也
「長崎記」：中川忠英 寛政七年（1795） 中川忠英 太田勝也編『近世長崎・対外関係史料』 思文閣出版　2007	●長崎始之事 【イｂ】其時代元亀元年午年長崎へ南蛮船ト云黒船始テ入津貨物商売仕候、依之同二年未三月理専家来友永対馬ト申者見分ノ上ニテ長崎地割仕候由、嶋原町・大村町・外浦町・平戸町・文治町・横瀬浦町、此六町始テ割出来年々内町十六町取立候由但、文治町・外浦町・横瀬浦町ハ平戸町ノ内ニ入今ハ其名ナシ。 【D】如斯町屋出来、天正十五丁亥年迄十八年ハ、高木勘左エ門、高島了悦、後藤惣太郎、町田宗賀、此四人ノ支配仕候。
「華蛮交易明細記」 寛政七年（1795）から享保元年（1801）頃 薬商で名前不明（解題：武野要子） 『長崎県史』史料篇第四　吉川弘文館 1965	●長崎由来之事 【ア】文録［禄］ノ頃太閤秀吉公筑前箱崎筑前箱崎御出陳［陣］ノ節不出頭故、領地召取家亡ス、甚左衛門ハ大村ニ退去ス、又ハ筑後ノ後ニ退、又其後大村ニ縁有を以彼方江参候由、子孫今ニ大村ニ在。 ●南蛮船初テ長崎ニ来ル事 【エ】南蛮船天文ノ頃より永録［禄］十二年迄（寛政六寅年迄貳百貳拾六年ニ成）、大隅ノ内種子嶋、豊後、大村領ノ内福田・横瀬浦抔と云所ニ着船シ、其所々ニ而商賣ス。然共蛮戎（朱）共心ニ応ル湊無之、長崎ハ海深ク三方ニ山在リテ難風凌キ第一ノ湊ト見立、元亀元年（寛政七年卯年迄貳百貳拾五年ニ成）、初テ長崎江着船ス、依之上方諸国ノ商人仮屋建商賣す。 【キ】其頃今ノ内町者大村ノ領主大村民部入道理専也、夫ニ付理専家来ノ内ニ友永対馬ト云者ヲ差越、蛮戎末々迄モ此地江着岸ヲ致、国々所々より集り候同国ノ者ヲ一所ニ置、其国所々ノ名ヲ付ケ、或ハ豊後町、大村町、嶋原町、平戸町、五嶋町抔と名付ケ、町々頭人ヲ定ム、今ノ町年寄ノ先祖是也。 【ウａ】元亀二辛未年大村理専家来友永対馬見分之上町割致ス、寛政七卯年迄貳百貳拾四年二成、嶋原町・大村町・外浦町・平戸町・文知町後外浦町替ル、横瀬浦町後平戸町替ル、右六町ノ分初テ町割致ス、其後歳々町家出来ル也。 【F】●長崎町建始より役頭 生国筑前　浪人　末次興善 「延宝年中改易ニ成ル、」　代官職　同　平蔵 生国安芸ノ　浪人　村山東安 「発端ハ長崎住居、夫より加藤へ仕官ニて罷越、又長崎へ立戻リトモ云り」 肥後領主加藤主計頭清正ノ家中浪人ノ由、元文年中より代官職 高木作右衛門 「御銀役御用物方御武具蔵御船蔵リ御薬園寺社御米方掛リ聖堂支配」 生国歴々ノ浪人之由、今四郎兵衛先祖也　高嶋了悦

	同　後藤惣太郎 一説ニハ剃髪シテ了賀ト云、今作右衛門先祖トモ云、正説如何、 高木勘右衛門 高木清右衛門 此跡役高木彦右衛門、町田宗賀 右ノ外ニ　白倉如庵 吉岡一類 馬場一類 深川［須川］・山本ノ一類
「長崎実記年代録」文化元年（1804）まで。 阿蘭陀通詞か（解題：岩崎義則） 『長崎実紀年代録』九州文化研究所史料集刊行会　1999	●元亀元庚午年 【イｂ】今年長崎ニ南蛮船着船始テ着船す、去ル天文十二年隅州に着岸、己後九州諸所ニ往来せし処、向後此地を渡海之湊に定メ度旨、領主大村氏ニ訴しなり。 ●元亀二辛未年 【ウｂ】今年も南蛮船着岸し去年願入シ趣大村理専許諾有之、三月家来友永対馬を出［遣］し当表ニ地割を始め、嶋原町、大村町、文知町、横瀬浦町六町建之。其後、博多町、椛島町、五嶋町［今町説］、内下町出来し、二十余町［年］を経テ文録［禄］之始ニ至り二十三町出来ス、 【Ｇ】町々頭人ニ者、高木勘左衛門、後藤惣太郎、高嶋四郎兵衛、高木新七、町田宗賀、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄右衛門等也。此内高木・高嶋・後藤・町田四人後年寄ト成ルナリ。 ●天正十五丁亥年 ○今年秀吉公為嶋津征伐九州ニ発向有シ、帰陣ノ砌筑前博多ニ駐駕成ス処、長崎ノ頭人共御目見願トシテ博多ニ到シニ無礼ノ事アリ、其上彼者共年来南蛮船ヲ相着ケ切支丹ノ邪法ヲ信仰シテ神道仏法ニ敵対シ堂社ヲ破却セシ事御耳ニ達シ、甚以不法至極ナリト急度追返サレ、長崎表ニ藤堂佐渡守差遣サレ邪宗門御制禁之旨御條目ヲ以テ被仰渡、伴天連共早々令帰国ノ旨被仰出候。 ●天正十六戊子年 ○今年重テ寺澤志摩守・藤堂佐渡守両人当表ニ被差越長崎ヲ御料所ニ被仰付、地子御免除ノ御朱印下シ賜り［為］御代官鍋嶋飛騨守ニ長崎ヲ御預ヶ置ル、 【Ｉ】依而長崎中ヨリ毎年頭人之内壱人宛出府シ、年頭シテ御礼相勤之。
通航一覧 嘉永六年（1853）序 林復斎（儒学者・幕府外交官） 『通航一覧』第四　清文堂出版　1967	【ウｂ】長崎は三方山高く海深く、風波穏にして入津交易し、自後これを渡津と定めん事を請ふ、領主（大村）理専これをゆるし、明年（元亀二年）より家人友永対馬に命じて市井を開き、島原町・大村町・外浦町・平戸町・文知町・横瀬浦町六町これを建、其後博多町・樺島町・今町・五島町・内下町を建添、二十余年を経て、文禄の初にいたり、二十三町となる。 【Ｇ】町の頭人は、高木勘右衛門、後藤惣太郎、高島了悦、高木新七、町田宗賀、白倉如庵、吉岡九郎兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門等となり、此内高木・高島・後藤・町田四人年寄となる、爾来逐年繁栄せり。 【ウｂ】元亀二辛未年より、長崎地割始り六町出来し、年々地形を開き、町屋敷を建廣め、文禄の比迄に二十三町出来す、但、天正十六年、長崎御料所に被仰付、地子銀御免除の地と成る、是を内町と称す。
「崎陽略記」 「長崎古今集覧」上より	○元亀元午年、南蛮の黒船、津の西浦福田と云所ニ而商売す、其時此湊を見て、三国無双の地と誉め、是世界繁華末頼母捕と云、明年よりハ必渡海の湊に定べしと約束せし所より、 【イｂ】翌元亀二年、大村利仙の家臣友永氏をして、初而地を割而商宅を経営せしむ町数六町、則其夏亜嗎湊の黒船三艘入津して、是より毎年五七艘、又ハ拾艘入津して今の繁栄の地とハ成たる也。

4．「長崎港草」亜系史料

「長崎港草」 寛政四年（1792） 熊野正紹（郷土史家） 丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎港草』長崎文献叢書第一集第一巻　長崎文献社　1973	●烏船来ル長崎二 ○扨黒船ハ年ゴトニ福田ニ来着アリシカドモ、此處ハ風波烈シク船カヽリモ悪シヽ、何レノ港ニテ風波ノ凌ぎ安キ所アルトヤ尋ネ求レドモ心ニ叶フ港ナシ、然ルニ蛮夷初メテ此港ヲ見ルニ滄海底深フシテ三方ハ山高クサラニ風波ノ患ナシカヽル宜キ港亦アルベカラズトテ永禄十二年戸町浦ニ入来リ、元亀元年此深江浦ニ乗入ケレバ諸国ノ商人等競ヒ来リ交易セイカバ地モ賑カニナリヌサレバ、此地ヲ以来交易之場ト定メ入津セシメバ逾々繁昌スベシトテ、 【Ａａ】元亀二年島原ヨリ有馬修理太夫義純入道専岩當所ニ来リ、大村理専民部入道ノ家臣友永対馬ヲ差越サレ、當地ノ邑長立合ニテ町割アリ。 【カ】因テ諸方ノ者ドモ同國ノ者ヲ一所ニ集メ小屋架ケシテ其在所ノ名ニヨリテ町ノ名トス。則森崎ト一ノ堀ノ間ニ島原町、大村町、平戸町、横瀬浦町、文知町トテ六町建、是町建ノ始也横瀬浦町ハ平戸町ノ内ニ入文知町ハ外浦町ノ内トナル。 【Ｅ】頭人四人アリ、高木勘左衛門、高島了悦、後藤惣太郎、町田宗賀也。或ハ云高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎後高島四郎兵衛ト云也、外ニ町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡佐兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵、浦上與兵衛、長江五左衛門、深江辰之介、笛田新兵衛等十一人アリ、 【Ｄ】此時高木・高島・後藤・町田當所ノ頭人ニテ十八年ノ間町中ノ支配ヲ司ル。町数ハ続ヒテ多ク建並ヒ、近国ハ云ニ及バズ京大坂堺津々浦々ノ物マデモ来リ聚リテ繁昌之地トナル。 【Ｂ】島原町ハ有馬修理太夫之ヲ建ツ。大村町ハ大村理専建之。平戸町ハ日浦與左衛門建之。横瀬浦町ハ横瀬浦與五左衛門コレヲ支配ス。文知町ハ以前ヨリ文知ノ宅大ナル故名トス。 【カ】一云其後諸方ヨリ来リ集リシ商人或ハ國々ノ浪人等、望ニヨリテ其國々ノ者共ヲ一所ニヨリテ、其國々ノ者共ヲ一所ニ集メ、大村町・島原町トス。樺島町・外浦町

	モ銘々其生所ヲトリテ名ヅク。 【K】此ノ如クシテ、廿餘町トリ立十九年ノ後天正十六年ニ公領トナル。鍋島飛騨守支配タル四年、文禄元年寺澤志摩守奉行トナリ、邑長四人ヲユルシテ町年寄ト名付ラル。於是町數廿三町也。其比マデニハ外町ハ皆田畑也。
「長崎名勝図絵」 文政年間（1820）頃 饒田喩義（長崎聖堂助教。熊野正紹の子息） 丹羽漢吉訳 『長崎名勝圖繪』 長崎文献叢書第一集第三巻　長崎文献社 1974	●賀蘭館 ○永禄十二年戸町浦に来航、翌元亀元年この深江浦に乗り入れて来たので、諸国の商人が集まって来て、商売をし賑わった。 【Ａａ】それでこの地を交易の場と定めて、入津させれば、いよいよ繁昌するであろうと、元亀二年島原から有馬修理大夫義純入道専岩、大村から大村理専の家臣友永対馬が来て、当地の支配者立合いで町割りがあり、 【カ】その町割りによって、それぞれ同国同地方の者が一所に集まり、自分らの在所の名をとって町名としたその結果、森崎と一の堀の間に島原町、大村町、平戸町、横瀬浦町、外浦町、文知町の六町ができた。これが町建の始めである。 【Ｅ】その頃の頭人は、高木勘左衛門、高島了悦、後藤惣太郎、町田宗賀という四人であった。一説では、高木新七、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎の四人とする。その外に、町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡左兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵、浦上與兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛田新兵衛の十一人がある。

5．「長崎略記Ａ」系史料

「長崎略記Ａ」 歴博13618 「長崎始由来記・長崎略記」 承応二年（1653）まで記載	●長崎町建始め并南蛮船始而長崎に来る事 【Ｂ】永禄十年よ里五年目の事也。元亀二年の未、嶋原・大村之當主相謀りて商賣人入来而右に六丁町を企る也。 島原町　有馬氏御越且造主 大村町　大村理専　同様 平戸町　平戸出生　日野浦与左衛門居住 横瀬浦町　同頭　横瀬浦五左衛門居住 外浦町　同頭　同人屋敷あり後ニ乙名役 文知町　同頭　文知坊居住 ●長崎之頭人役十六人有りて諸事を支配す 【Ｅ】高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、町田市郎兵衛、白倉怒［如］庵、山本庄左衛門、佐々木茂四郎（欄外書入：後ニ高島四郎兵衛）、須川主水、笛田新兵衛、長江浦五左衛門、吉田［岡］九兵衛、横瀬浦五左衛門、日野浦与左衛門、深江辰輔、馬場甚兵衛、平戸屋文知坊。 ○右之人籍は当所出生、或は他国浪人、皆悉長崎甚左衛門一味同心之人也。甚兵衛ハ徒弟也。辰之助ハ大友家而五百石領之落人也。……
長崎邑略記 外山幹夫2011より	【Ｂ？】永禄十年ヨリ五年日ニ当テ、元亀二年未三月ニ島原・大村両主相談之上ニテ、諸商人入来故ニ六丁ノ町ヲクワタツ、……（以下、外山引用により明確でない） 【Ｅ】長崎の頭人役十六人アリテ、諸事支配す、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、町田市郎右衛門、白倉怨［如］庵、山本庄左衛門、佐々木茂四郎後ニ改ム、高島四郎兵衛、須川主水、笛田新兵衛、長江浦（ママ）五左衛門、横瀬浦五右衛門、日野浦与左衛門、吉田［岡］九兵衛、深江辰之助、馬場甚兵衛、平戸屋文知房

6．「長崎縁起」系史料

「長崎縁起略記」 正徳二年（1712） 『続々群書類従』 第八　国書刊行会 1906	【Ａａ】爰に長崎繁昌の始は永禄十年卯八月二十三日異国の商船に加里用陀という船来り、當浦に始て入津す、是より諸国の人来り集り交易す、是に依て元亀二年未三月島原・大村等の者相謀りて、森崎より一の堀の間に六町［丁］の町を立始て、異国交易繁栄の地と成るなり。 【Ａｂ】依て元亀二年未三月には此六丁の町立始るなり、島原より有馬修理大夫義純専岩入道越されたり、大村より理専名代として友永対馬という者来る、當地の村長等高木・後藤・高島・町内［田］共に立合て森崎と一の堀の間に六丁の町建始る。森崎とは今の西役所なり。 【Ｂ】六町とは島原町有馬修理大夫是を建つ、大村町大村理専是を建つ、平戸町日浦與左衛門是を建つ、横瀬浦町・外浦町二町は横瀬浦與五右［左］衛門といふもの是を乙名とす、文知町則ち文知といふ者、其前より家居大にて有る故に町の名とす、是町割の始なり。 【Ｅ】其頃當地の頭には、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎、高島四郎兵衛という以上外に、町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵、浦上与兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛田新兵衛と云者也。 ○如何ぞ此時他郡に移る事あらんや、本博多の者共多く當地に逃げ来り居住するによりて博多町と名付く、最も六町建て後、内下町、五島町、本博多町とて當地の町方草創はじめの町どもなり。 【奥書】正徳二年辰年仲春、長崎光寿山正覚寺禿法昭記
「長崎由来記」 歴博131230 正徳二未年（1712） 正覚寺禿法※未年だと1715年	長崎由来記（内題） 【Ａａ】爰に長崎繁昌の始りは、永禄十年卯年八月廿三日、異国の商船カリヤウタといふ船来り、當浦に始て入津ス。是より諸国の人来り集り交易ス。依て元亀二未年三月島原・大村・當地の者とも相謀て、森崎と一の堀の間に、六町の町を立始て、異国交易繁栄の地と成也。 【Ａｂ】依て元亀二年未の三月は是六丁の町始也。島原より有馬修理太夫義純入道専岩越されたり、大村より理専の名代として友永対馬といふ者来りて、當地の邑長等高木・後藤・高島・町田等といふ者共に立合て、森崎と一の堀との間に六町の町を建始

	メたり、森崎といふは今の西役所也。是當時町割始也。 【B】六丁町とハ島原町有馬修理太夫建之。大村［町］ハ大村理専是を建之。平戸町ハロ［日］浦与右衛門といふ者を乙名として、文知町［ハ］文知といふ者あり、以前より家居大きく有故之町の名とす。是當時町割始也。 【E】其比當地の頭にハ、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎、高島四郎兵衛といふ也。己上前に、町田市兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛田利兵衛と云者也。 【奥書】正徳二未年仲春二月、長岩来由記全終、肥長光寿山正覚寺禿法　著述
「長崎之記」 歴博1361 正徳二未年（1712） 正覚寺禿法※未年だと1715年 渡辺庫助1964より	長崎記（内題） 【Aa】爰に長崎繁昌之始ハ、永録十年卯八月廿三日、異国の商船に加理用陀といふ船来り、當地に初て入津す。是より諸国の人来り集里交易す。依て元亀二年未三月、嶋原・大村・當地之者共相謀りて、森崎と一の堀の間に六丁の町を立初て、異国の交易繁栄の地となしを里。 【Ab】依之元亀二年未三月ハ是六丁町の立始也。嶋原より有馬修理太夫義純専岩入道越れたる。理専名代として友永対馬と云者来て、當地邑長高木・後藤・高嶋・町田ともに立合て、森崎と一の堀の間に六丁の町を建初む。森［崎］とハ今の西政所也。 【B】六丁町とハ島原町有馬修理太夫建之。大村町大村理専建之。平戸町日浦与左衛門建之．横瀬［浦］町・外浦町二丁ハ横瀬［浦］与左衛門と云者を乙名とする処也。文知町ハ則文知と云者是前より家居大成。 【E】其比當地の頭には、高木新七市、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎、高嶋四郎兵衛といふ。以上外に、町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九郎兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵、浦上与兵衛、長江五左衛門、深江辰之介、笛田利兵衛と云者共也。 〇本博多町の者共ヨリ以前大友竜造寺大合戦の時離散したる博多の者共多く当地に逃来り居所とするに依て博多町と名付、尤六丁を建て後内下町五島町本博多町とて当地方艸創の始の町共也。 【奥書】正徳二未年仲春日、長崎光寿山正覚寺禿法　眼記 右天保十一子年　長崎在勤中写し、嘉永四年辛亥の仲夏、同六年癸丑初冬写し
長崎記：禿法 正徳六年（1716） 歴博13198－1 ［表書］正徳六丙申年二月　正覚寺住僧禿法記之	●元亀二年春者 【Aa】即チ三月ナリ。大村ヨリ利仙名代トシテ友永対馬云者来り、嶋原ヨリハ則城主有修理太夫越レテ、爰ニ當地ノ者共立合テ町割アリ。茂木に見峠モ此時開ナリ。 ●六丁町者 【イb】嶋原町、大村町、平戸町、外浦町、横瀬浦町、文知町也。此内文知町ハ外浦町ニ入ル。横瀬浦町ハ平戸町ノ内ニ入ル。是六丁町ノ立始也。 【E】其比當所ノ頭ハ、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎後高嶌四郎兵衛ト云、其外ニ、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛長崎氏ノ者也、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小菴是ハ其節町別当伝、又外ニ、浦上與兵衛、長江五左衛門、笛田新兵衛伊奈佐氏又ハ稲佐ト云、横瀬浦與五右［左］衛門風俗兼全人柄也ト云。 ※風俗兼全人ガラナリ：行儀作法よろしく申し分ない人物 【奥書】干時正徳六年申年二月、正覚寺住僧天霖記 寛政五年九月十九日、廣済寺釈寂隆　写　※ このときに見出し名を入れたか
「長崎略縁起」 正覚寺住僧禿法か 「長崎古今集覧」上 文化八年（1811） より 福田忠昭1937 古賀十二郎1957 渡辺庫助1964 より	【Aa】爰ニ長崎繁昌ノ初ハ、永禄拾年卯八月廿三日、異国ノ商船ニ加里用陀ト云船来リ、当浦始テ入津ス、是ヨリ諸国人来集リ交易ス、依レ之元亀二年未三月、島原大村当地共相謀テ、森崎ト一ノ堀ノ間ニ六丁ノ町ヲ立始ル、異国交易繁昌ノ地ト成ケル、 【Ab】依て元亀二年未三月には、六丁町の立始也。即島原より有馬修理大夫義純専岩入道越されたり。大村よりは新八郎理専の名代として友永対馬と云者来る。当地の邑長共に相謀て、森崎と一の堀の間に、六丁の町を建始む。森崎とは、今の西政所也。 【B】六丁町とは、島原町、有馬修理建大夫立之。大村町、大村理専立之。平戸町、日ノ浦与左衛門立之。横瀬浦町、外浦町二丁は、横瀬浦与五左衛門といふもの、乙名とす。文知町ハ、則ち文知といふもの、この前より家居大ニして有るゆへに、町の名とす。是当地の町割の始メなり。 【E】其比当地の地頭には、高木新七郎、高木勘右衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎後ち高島四郎兵衛と云、その外ニ、町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄右［左］衛門、沼喜田小庵、浦上与兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛田新兵衛也。此等長崎草創之者共也。皆諸国牢人流落して此ニ集ル。最［モ］此中、元来当地之者もあり。 〇又馬場甚兵衛と云ハ、則長崎甚左衛門が従弟也。則長崎氏の者也。後大浦村に行き名字を改めて、田川勘右衛門と云もの是也。其子勘右衛門ハ、処の代官を勤めたり。 〇又世上の説に天正十五年公領になさる故に筑前博多のものども多く来り居住して博多町を建たりといへり。…（中略）…本博多の者共多く當地に逃げ来り居住するによりて博多町と名付く、最も六町建て後、内下町、五島町、本博多町とて當地の町方草創はじめの町どもなり。
「長崎縁起略」A 享保年中（1716－35） 正覚寺隠居蓮池院（浄遍）からの聞書 浄遍＝禿法（住職1698－1725） 蓮池院（隠居1716－1754）	【Aa】爰に長崎繁昌の始ハ永禄十年卯八月廿三日異国の商船に加里用（丹）陀と云船り當浦に始めて入津ス。依て［之］諸国の人来り集り交易す。依て元亀二年未三月比より嶋原・大村・當地の者とも相謀て、森崎と一の堀の間に六丁の町を建始て異国交易繁栄の地と成し也。 【Ab】元亀二年未三月、長崎六丁町立始め、其折節嶋原より有馬修理太輔［夫］義統當地江越されたり、大村より理専名代として友永対馬と云者来り、當地の邑長等高木・後藤・高嶋・町田共立合て森崎との一の堀の間に六町［丁］の町を建始め［之］たり、 【B】嶋原町ハ有馬修理太輔［夫］建て［之］、大村町ハ大村理専建之、平戸町ハ日浦与左衛門建、横瀬浦町外浦町と申弐町は横瀬浦與五左衛門と云者を乙名とす、文知町ハ則文知と云者其所に家居大きにして有しゆへ（乙）名とする、是常［當］地町割

丹羽漢吉校訂『長崎虫眼鏡・長崎見聞録・長崎縁起略』長崎文献叢書第一集第五巻　長崎文献社 1975	の始也。 【イｂ】嶋原町・大村町・平戸町・外浦町・文知町・横瀬浦町是を六丁町と云、横瀬浦町ハ平戸町中カノ坂より西ノ方也今ハ平戸町加へ［入］文知町ハ嶋原町の通り也。今ハ外浦町ニ加入。 【Ｅ】扨當地の頭人ハ、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤宗太郎、佐々木茂四郎の子息高嶋四郎兵衛、以上其外ニ町田市郎兵衛、［白倉］如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼木［喜］田小庵、浦上與兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛田新兵衛也。
「長崎縁起評」 「長崎古今集覧」上 文化八年（1811）より 朝長1995より	【イｂ】六町トハ、島原町、大村町、平戸町、外浦町、横瀬浦町、文知町也。此内文知町ハ外浦町ニ入ル。横瀬浦町ハ平戸町ノ内ニ入。是六丁町ノ立始也。 【Ｅ】其比、処ノ頭ニハ、高木新七郎、高木勘右衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎後高島四郎兵衛ト云、其外ニ、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛長崎氏ノモノ也、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵是ハ其節町別当ト云、又其外ニ 、浦上与兵衛、長江五左衛門、笛田新兵衛伊奈佐氏又ハ稲佐ト云、横瀬浦与五左衛門風俗兼全人ガラナリ、 〇是等長崎草創ノ者共也、皆諸国牢人ノ流浪シテ此ニ集ル、最モ此中元来当地ノ者モアリ、深江辰之助ト云ハ長崎甚左右衛門先祖小太郎ヨリモ其家久シト云リ、親父深江良助ト云ハ、天文ノ比ハ豊後大友ノ臣ト成テ二千石余ヲ領スト云伝タリ、又馬場甚兵衛ト云ハ、則長崎甚左右衛門ガ徒弟ナリ、則長崎氏ノ者ナリ
「長崎縁起略説」（署説） 歴博13125 寛延元年（1748）九月、岩崎吉兵衛道常書写本 文化五年（1808）八月に中尾貞治が写之	【Ａｂ】依テ元亀二年未ノ三月ニハ、是レ六町ノ町の立始メ也。嶋原より有馬修理太夫義純専岩入道越されり、大村より理専名代として友永対馬と云う者来ル。當地の邑長等と高木・後藤・高嶋・町田共ニ立合て、森崎と一ノ堀との間に六町ノ町を建て始ム。森崎とは今の西政所也。 【Ｂ】六町とハ嶋原町有馬修理太夫建之、大村町ハ大村理専建之、平戸町ハ日浦与左衛門建之、横瀬浦町・外浦町ハ横瀬浦与右衛門と云者乙名とす。文知町ハ則文知と云者其前から家居大にして是を名とす。是當地地割ノ始也。 【Ｅ】是比當地ノ頭ニハ、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎後ニ高嶋四郎兵衛と云。己上外ニ町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵、浦上與左衛門、長江五左衛門、深江辰之介、笛田新兵衛と云者也。
「長崎年来記録」 宝暦二年（1752） 安野眞幸1992より 外山幹夫2011より	【イｂ】元亀二年未三月、有馬修理大夫義純専岩入道被越、大村理専病気故名代友永対馬ト申者来ル、…… 【Ｅ】其頃ノ町外ハ、村長サ春木右京也、町之長ハ高木両家、高島、後藤也、浦上村は庄屋高谷小左右衛門也、肝入として町郷共ニ知レ候者ハ、町田市郎兵衛、白倉如庵、須川主水、茶屋十左衛門、山本庄左衛門、沼喜田小庵、浦上与兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛井［田］新六也。
「長崎記録」 歴博13128－1 宝暦三年（1753）頃まで記載	長崎記録（内題） 【Ａａ】爰に長崎繁昌之始ハ永録十ヒノトノ卯八月異国の商船加理用陀ト云船始て入津して、是より諸国之商人来交易之場と成也。依之元亀二未三月に大村理専名代として友永対馬と則當地・嶋原相謀、森崎より一ノ堀迠之間六丁之町を立始し、繁昌之地となり、嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町後に外浦町ニ加る、横瀬浦町後に平戸町ニ加る。又今之船渠中程より江戸町迠之間ハ少し口濱辺なり。
「長崎縁起」（「長崎縁起・天馬異聞・草川覚書」） 歴博131227 明和元年（1764）まで記載 内題は「長崎縁起略記」と記され、似た内容。 年表挙要は、明和元甲申年まで記されている。	長崎縁起略記（内題） 【Ａａ】爰に長崎繁昌の始は永禄十年卯八月廿三日異国の商船に加里用陀という船来り、當浦に始て入津して、是より諸国の人来り集り交易す、是に依て元亀二年未三月嶋原・大村等の者相謀りて森崎より一の堀の間に六町の町を立始て異国交易繁栄の地と成るなり。 【Ａｂ】依て元亀二年未三月には此六丁の町立始るなり、嶋原より有馬修理大夫義純専岩入道越されたり、大村より理専名代として友永対馬といふ者来る、當地の村長に高木・後藤・高島・町内［田］共に立合て森崎と一の堀の間に六丁の町建始る。 【Ｂ】六町とハ島原町有馬修理大夫是を建つ、大村町大村理専是を建つ、平戸町日浦與左衛門是を建つ、横瀬［浦］町外浦町二町ハ横瀬浦與五右［左］衛門といふもの是を乙名とす、文知町則ち文知といふ者其前より家居大にて有る故に町の名とす、是町割の始の始なり、 なり。 【Ｅ】其頃當地の頭にハ、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎、高島四郎兵衛といふ以上外に、町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵、浦上與兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛田新兵衛と云者也
「長崎略記会釈」 歴博13353 享保年中の原本に「御奉行暦代」として、天明六年（1786）までの記載している。この頃に書写追記したものであろう 内題が二つあり、二冊の本を合本したものであろうか	長岐畧記（内題） 【Ａｂ】元亀二年未三月、長崎六丁町立始め、其折是比嶋原より有馬修理太輔義純當地江越されたり、大村より理専名代として友永対馬と云者来り。當地の邑長に高木・後藤・高嶋・町田立合て、森崎と一の堀の間に六町の町を建始めたり。 【Ｂ】嶋原町有馬修理太輔建之、大村町大村理専建之、平戸町ハ日浦与左衛門建、横瀬浦町・外浦町と申す二丁は横瀬浦与左衛門と云者を乙名とす。文知町ハ則文知と云者其所に家居大きなりて有し故名とする。是當地町割の始也。 【イｂ】嶋原町・大村町・平戸町・外浦町・文知町・横瀬浦町、是を六丁町と云、横瀬浦町ハ平戸町中ノ坂より西ノ方也。今ハ平戸町加入。文知町ハ嶋原町の通り也。今ハ外浦町に加入。 【Ｅ】扨當地の頭人は、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤宗太郎、佐々木茂四郎子息云う高嶋四郎兵衛、己上外其外に、町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼木田小庵、浦上与兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、

	笛田新兵衛也。 長崎畧記（内題） ○右此記者正覚寺隠居蓮池院享保年中之比、法席之席ニ長崎略記会釈いたされし聞書等を交エ書写としむる者也。 ●南蛮船初而南蛮船長に来事并内町建始之事 【イｂ】元亀二辛未年、大村理専家来友永対馬見分之上町割いたす。 嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町後外浦町に加る、横瀬浦町後平戸町に加る、右六町之分初めて町割致す。其後に町家出来る也。 【Ｆ】●長崎町建始よりし役頭 生国筑前牢人　末次興善 長崎代官職　同　平蔵 生国芸州牢人　村山東庵 近国歴々之御牢人の由　高木作右衛門 同　高嶋了悦 同　後藤惣太郎 高木勘左衛門 高木清右衛門 町田宗賀 右之外ニ　白倉如庵、吉岡一類、馬場一類、深川・山本之一類
「長崎縁起略」Ｂ 歴博13124 年歴には文政元年（1818）まで記す 1716年に書写追加	【Ａｂ】元亀二年未三月には、是六丁町の立始也。嶋原より有馬修理太夫義純専岩入道越されたり、理専名代として友永対馬と云うもの来る。當地の邑長等、後藤惣太郎、高木勘左衛門、高嶋四郎兵衛、町田市郎兵衛裡に云共に立合て、森崎と一ノ堀ノ間に六丁ノ町を立はしむ。森崎とは今の西政所也。嶋原町、大村町、文知町、外浦町、横瀬［浦］町〆六丁也。 【奥書】正徳二年未仲春日、享保十一丙年十月吉辰、崎陽正覚後堂禿法
「長崎略記」Ｂ 歴博13199－１ 文政元年（1818）頃まで記載	【Ａｂ】元亀二年未二月長崎六丁町立始、其折節嶋原ヨリ有馬修理太輔義純當地に越されたり、大村ヨリ理専名代として友永対馬ト云者来り、當地の邑長共高木・後藤・高嶋・町田等立合て、森崎ト一ノ堀ニノ間に六丁町を建始メたり、 【Ｂ】嶋原町有馬修理太輔建し、大村まち大村理専建之、平戸町ハ日浦與左衛門建之横瀬浦町・外浦町ト申二町ハ横瀬浦與五左衛門と云者を乙名とし、文知町ハ則文知ト云もの其所に家居大きにして有りし故名とす、是町割ノ始め也。 【イｂ】嶋原町、大村町、平戸町、外浦町、文知町、横瀬浦町是を六丁町と云、横瀬浦町ハ平戸町中ノ坂ヨリ西ノ方也、今ハ平戸まちニ加江入、文知町ハ嶋原町ノ通りな里今ハ外浦町ニ加江入。 【Ｅ】扨当地頭人は、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤宗太郎、佐々木茂四郎子息高嶋四郎兵衛、以上其外ニ町田市郎兵衛、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼木［喜］田小庵、浦上與兵衛、長江五左衛門、深江辰ノ助、笛田新兵衛也。
「筑紫長崎縁起」 外山幹夫2011より	【Ｅ】当地ノ頭は、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎後ニ高島四郎兵衛ト云、已上外ニ、町田市郎兵衛、白倉如菴［庵］、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小菴［庵］、浦上与兵衛、長江五左衛門、深江辰之介、笛田新兵衛。是等長崎草創ノ者共也、皆諸国牢人流浪シテ此ニ集ル、最モ此中元来当地ノ者モアリ、
「長崎旧記後考」 歴博130107 暦代として文政元年（1818）まで記載	長崎旧記後考（内題） 【イｂ】元亀二未年三月に町六丁を立始め、其頃島原之城主有馬修理太夫殿差越、嶋原［町］を立らる、大村町ハ大村理専立らる。 【Ｂ】平戸町は日浦與左衛門、横瀬浦町・外浦町弐丁ハ横瀬浦五左衛門と云者町長と成。文智町ハ文智と云うもの其所に有し故名とす。横瀬浦町といふは中之坂より西之方也。今平戸町に加る。文智町は嶋原町の通りなる。今外うら町に加る。 【Ｅ】其頃の頭人、高木新七郎、高木勘左衛門、後藤惣太郎、佐々木茂四郎子息高嶋四郎兵衛、其外町田宗賀、白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、深［須］川主水、山本庄左衛門、根木田［沼喜田］小庵、浦上與兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛田新兵衛なり。
「長崎雑記」（襍記） 歴博13350 天保九年（1838）まで記載	【Ａｂ】元亀二□未□三月六町町始而成。壱番嶋原より有馬義純御地差越、大村ハ名代として友永対馬と云者来、當地の邑長高木・後藤・高嶋・町田共立合て、嶋原町ハ有馬より立、大村町ハ大村より立、 【Ｂ】平戸町ハ日浦与左衛門、横瀬浦町外浦町のに町についてハ横瀬浦浦右衛門と云者乙名として、文知町は文知と云者其前より家宅をきく構いをし故、右を名として、是長崎之町割之始也。則嶋原町、大村町、平戸町、外浦町、文知町、横瀬浦町、是を六町と云い、横瀬浦町ハ□……今ハ横瀬浦町ハ平戸町ノ内ニ加え、文知町ハ今の嶋原町之通り也、今ハ外浦町に加え（る）。

7．その他の史料

「古集記」 歴博へ13221 元禄十一年（1698）までの記載	【Ｋ】文禄元辰年より、高木勘右衛門作右衛門祖、高島了悦惣左衛門祖、後藤惣太郎庄左衛門祖、町田宗賀此跡役高木彦右衛門法體して、道感といふ、今の彦右衛門祖也。四人始て町年寄の號御免。
「崎陽群談」 享保元年（1716） 大岡清相（長崎奉行	●長崎開基、内外町割并年寄、常行司来由之事 ○永録（禄）の末元亀の始に当りて、西南の商船不図此津に入来り、湊内風波の愁なきを便として、此地に滞留し、顔貨物を買易（朱・貿敷）し、夫より後年々に

1710－1717） 中田易直・中村質校訂『崎陽群談』近藤出版社　1974	此津へ入来るかゆへに、京・堺の商人も、又此地江来りて彼貨物を買取、漸々繁昌の地とは成行ぬ、其折しも、肥前の州大村の城主は、藤原純友か後胤大村民部少輔純忠、剃髪の後理専といひて、武略等類に将の器にあたりたる人ありし、此人近国の良将と挑戦ふといへとも、領地分狭くして、士卒少しく、寡ハ衆に敵しかたきかゆへに、いつも危急の難に逼り、此防きをなさんか為に、西南蛮の人にたよりて鳥銃の術を伝へ、夫より後ハ戦ふ毎に勝利を不得といふ事なかりしよし、此故に理専と甚左衛門嫁娶の縁を結ひ、互ひに力を合せて武威を顕し、各家をたもちたるよし、然るゆへに大村の家人友永対馬といひしもの、はしめて此地の街衢をわかち、商家を創立せしとなり 【ア】天正の末ニ至リテ、太閤秀吉朝鮮征伐の事発り、秀吉みつから肥の前州名護屋の城ニ滞留ありし比、長崎甚左衛門何某彼地ニ行て秀吉へまミへ、はしめは領地相違あるへからさるの沙汰有し処、後ニいか成故か有けん、彼仁左衛門名護屋におゐて忽ニ殺害ニ逢、夫より子孫共ニ此地を逃散して、甚左衛門か家ハ爰におゐて断絶しぬ。 【J】文録［禄］元年の比、秀吉の命として寺沢志摩守ニ此所を預けられしにより、寺沢の家人岡崎権平・谷山源蔵といふものを差置き、事を執行ひしよし、昔日甚左衛門ニ属したる地士のうち、高嶋了悦今の作兵衛か祖なり、高木勘左衛門今の勘兵衛か祖なり、後藤小太郎今の宗左衛門か祖なり、町田宗賀此家ハ断絶といふもの、思ひ（「忍歟」）居たるを寺沢より呼出し、町中の頭人と相定め、町々の差引を是等の者ニ任せたる、其間ニ取立たる町を内町と号け、其後十年余を経て此地公領と成り其頃猶も秀吉一統の内故、……、 【L】慶長の末御当家御治世ニ至りて、はじめて旗下の歴々を以て奉行と相定められ、此地ニ差下されよし、其時節高嶋・高木・後藤・町田の者共を町年寄とは号けぬ、其子孫今ニ至りて町年寄の職を相勤る事には成り侍りぬ、
「長崎雑誌」全 歴博13421 嵜陽勝木枕山著述 勝木枕山（1704－84） 安永七年（1778）まで記載	長崎雑誌（内題） 【イb】肥前州彼杵郡長崎ハ西海の辺鄙なりといへと、山川明秀実ニ無双の湊也。元亀二年始て蛮舶来り其勝景を嘆美し悦、是毎歳渡海して交易をなせり、今蕃夷の船舶貿易の地となるの基也。同二年嶋原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町を興立し、岡を平にし沼を埋て街中成。繁華の邑とはなれる也。故ニ京師・江戸・大坂・泉堺・長崎を加五国の大都会ニ號す。
「長崎縁起略評」 安野眞幸1974より	○是等長崎草創ノ者共也、皆諸国牢人流浪シテ此ニ集ル、最モ此中、元来当地ノ者モアリ、深江辰之助ト云ハ、長崎甚左衛門先祖小太郎ヨリモ其家久シト云リ、父親深江九良助ト云ハ、天文ノ比ハ豊後大友ノ臣ト成テ二千石余ヲ領スト云伝タリ、又馬場甚兵門ト云ハ、則長崎甚左衛門ガ徒弟也ナリ、則長崎氏ノ者ナル。
長崎年暦両面観 歴博13398 打橋竹雲 文政十一戊之冬（1828）	●元亀庚午　永禄十丁卯年唐船始テ長崎ニ来る 今年南蛮船始テキタル ●元亀辛未二　【イb】大村理専家来友永対馬町割ス 島原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町出来ス 南蛮船来ル
長崎年暦 歴博シ13235 天保元庚寅年（1830）まで 明治十四年写之	●元亀元庚午　永禄十丁卯年唐船始テ長崎ニ来、今年南蛮船始テキタル 領主大村理専 ●元亀二辛未　【イb】大村理専家来友永対馬町割ス 島原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町出来ス、 南蛮船来ル

8．町年寄関係史料

町年寄発端由緒書 清水紘一「史料　町年寄発端由緒書」『中央大学論集』第13号　1992 宝暦三年（1753）にいたる迄の史実を伝えるもの	○私共御役儀之儀は、先祖高木作右衛門入道了可、後藤庄左衛門入道宗印、高嶋四郎兵衛入道良悦、町田惣右衛門入道宗賀、四人之者共、永禄之頃当地江罷越頭人ニ罷成申候。其頃は、長崎甚左衛門と申者、長崎村之内唯今桜馬場村ニ罷成城山と申所ニ小キ城ヲ構、堂門川より唯今西山村之内天神川と申候東北之方領知仕罷在候。西南之方は私共先祖之共四人支配仕頭人ニて御座候。尤右之内ニも大村利専、深堀茂宅其外伴天連共寺領等も御座候由傳候、 【M】天正七己卯年、私共先祖高木了可、後藤宗印、高嶋良悦・町多［田］宗賀、長崎甚左衛門と不和ニ罷成候付、毎々甚左衛門と取合御座候処、終ニ甚左衛門打負長崎を退散仕候故、其跡共ニ私共先祖之者共支配仕地頭と罷成申候。 ○天正十五丁亥年、太閤秀吉公御征伐九州御下向被成候節邪宗門之徒御刑罰被成、右之寺領等被召上候節長崎一圓公領と相成候付、為御上使寺澤志摩守殿御越被成候。尤其節、長崎内町中地子御免被仰付候。太閤様、私共先祖之者共江御朱印被成下候。其後、文録年中太閤様朝鮮為御征伐、肥前国名護屋江御在陣被遊候節、長崎近来御料ニ相成候付度々御用被仰付、依之頭人共之内為伺御機嫌名護屋迄罷出処、其頃迠は毎度近郷より押懸ヶ乱妨仕候。付昼夜相防頭人之内罷出候ては難相成候付、其頃村山安等と申者安藝国生之者ニて、万事取廻宜敷発明成者ニ付、頭人共方江心安出入仕候故。此者為名代名護屋江差上、白糸百斤・紙子捨端・毛氈五枚献上仕候。然ル處、安等儀太閤様御手前自分頭人之様ニ申上、献上物等仕色々才覚を以尊慮ニ相叶。名を等安と改、長崎領御免地之外は自分請地之儀願申上、為運上銀弐拾五貫目可差上旨申談。後藤宗印罷出候處、其頃長崎近郷と取合多、宗印儀勤労仕候段太閤様達御聴於御陣所御目被渡、御紋付之五陣羽織拝領仕候。当地御預寺澤志摩守殿御代ニて御座候。 【K】其後、等安儀は御代官と役目被相改、私共先祖之者共ニは、御免地之分致支配、町年寄と役名被相改候。

【あとがき・謝　辞】

今回の論稿では、文献史料から「長崎町建て」をめぐる歴史事象を読み解き、史料をテクストとして実証と解釈したことについて先覚者の方々と対話しながら議論させてもらうという気持ちで検討を行った。これまでに経験したことがない有意義な機会をもつことができたと思っている。

そのことで多くを学ぶことになった先覚者のなかで、古賀十二郎氏が「長崎名誉市民」の栄誉を固辞されて、76歳で生涯を閉じるまで研究を続け執筆に専念されていたことを知った（中嶋幹起 2007）。中嶋氏は古賀氏の業績のなかで、1925年に刊行された『長崎市史　風俗編』について、1929年に創刊された『アナール』誌を中心とするフランスの「アナール学派」の「社会史」研究に先行する視点をもって書かれた名著であると評価されている。私自身も古賀氏が亡くなった年に近づきつつあるが、古賀氏が持ち続けられた研究姿勢を範として、これからも研究に専念したいと思っている。

長崎には、開かれた研究の場として「西海考古」がある。そのことで、私たちは研究し執筆を続けることができる。そのような場を提供しておられる、主宰の古門雅高氏、渡邊康行氏に深く感謝を申し上げたい。

【註】

註 1　安野氏は、『長崎根元記』の「則元亀二年に町割をなし、国々より集まる所の名によせて、其集る所の者は一所に置、或は豊後町・大村町、或は平戸町、或は五島町などと名付け、町之頭人を定」という記事を引いて、「通説では後に「内町」に入るとされるⅢ地域の「豊後町」「五島町」が『長崎根元記』ではⅡ地域の「六丁町」の「大村町」「平戸町」と共に、元亀二年の町割と同時にできたとあるのである。このほか「樺島町」が最初にできたとする記録もある。通説に立てばこれらは皆〈誤り〉となろう」（安野 1992 P. 184）としている。

しかし、『長崎根元記』の記事は、国々から集まった所の名前を町の名としたということを述べている〈カ〉の記事の〈系統〉であって、長崎の最初に出来た町の話ではない。安野氏が「樺島町」が最初にできたとして記録として渡辺庫助氏の『長崎陽論攷』（『崎陽論攷』が正しい）を挙げているが、渡辺氏は『庫物長崎記抜萃』の「元亀弐年町割シ夫付島原町大村町平戸町椛島町此分立初」の記事を引いて、「このとき椛島町が出来たといふのは誤である」（渡辺 1964 P. 325）と指摘されている。原著者の指摘を踏まえた正しい引用を行うべきであろう。

註 2　松本四郎氏は、著書『日本近世都市論』（東京大学出版会）のなかで、貿易都市長崎について、長崎の数万人規模に発展した町の人口に対して、長崎奉行支配下の村々の石高は3200石にすぎないため、17世紀をとおして、長崎への米の供給事情は、かなり不安定であったことを指摘し、長崎という町がそもそも農村経済の一定の発展の結果できた都市でなく、政治・宗教・貿易といった外的要因によってつくられた町であるために、厖大な都市人口が消化する飯米の供給が権力によって保証されなければ、町そのものが維持できなかったとしている（松本 1983）。長崎が、独占的な貿易利権をもつことで繁栄する一方、政治・宗教・貿易といった外的要因で創られた貿易都市であるため、食糧供給について外部に頼らざるを得ない、あやうい基盤の上に成り立っていたということである。

註 3　渡辺庫輔氏は、長崎県立長崎図書館の罫線用紙に写した『長崎鑑』を見て、『続長崎鑑』より古いものではないとしている（渡辺 1961）。現在、長崎歴史博物館では、正徳元年に書写された『続長崎鑑』の史料が閲覧できる。本稿では、『続長崎鑑』が『長崎鑑』を参考にして成立したことを推察した。

註 4　渡辺庫輔氏は、『庫物長崎記抜萃』という書名を使っているが、この書が「当時の奉行たる岡野孫九郎か牛込忠左衛門に「呈書」されたのであろうか」と推測している（渡辺 1961）。そうであれば、『庫物長崎記』は長崎奉行から命じられて編纂された書物であった可能性が考えられる。

註 5　平戸島の平戸港に、平戸瀬戸を挟んで面する平戸市田平町山内免にある浦が「日ノ浦（ひのうら）」である。日浦与左衛門は、日ノ浦出身の平戸商人であった可能性が推測される。「日浦」あるいは「日野浦」と表記されたのであろう。

註 6　外山幹夫氏は、長崎の遺跡で、12・13世紀の中国製青磁などが出土していること、文献史料に永禄元年、同五年に中国船が来帆している記事があることから、長崎港は元亀年間以前から内外の人々によって利用され

ていたのであるから、元亀年間が長崎開港の時とするのは、あまりにも南蛮貿易偏重史観という他はないとして、元亀二年は「開港」というより、新たに南蛮貿易港として出直したに過ぎないと指摘されている（外山 2011）。そして、「長崎開港」という語を用いたのは、1932年の岡本良知氏の『長崎開港以前欧舶来往考』を挙げられている。

しかし、管見のところ、「長崎開港」という語が使われているのは、最初の長崎県図書館長であった永山時英氏（1867-1935）で、1926年に古賀十二郎氏との共著の『長崎と海外文化』（長崎市役所）のなかで「第六章　開港前の長崎町」、「第七章　長崎の開港」とされている事例がもっとも古いようである。それ以前の荒木周道氏（1840-1910）、金井俊行氏（1850-97）、香月薫平氏（1868-95）の著作には、「長崎開港」という言葉は見受けられないことは注意すべきである。この「長崎開港」という言葉が出現したことは、その概念が生み出されたということであって、「長崎開港」という言葉がどのような社会的背景、歴史観のもとで出現したのか、検証していく必要がある。そのことによって、「長崎開港」という言葉の歴史的意義付けができると考えている。

註 7　山崎信二氏は、『長崎キリシタン史』のなかで、純忠と結んだ「必要な協定」について、「純忠が十年後に長崎を教会に譲渡する時の事項を参考にすれば、長崎の町の最終的な支配権・裁判権は純忠にあるが、町および港の運営については基本的にイエズズ会に任せる、ポルトガル船の入港・停泊税および外国からの輸入品に対する税（関税の初歩的なもの）は大村純忠に帰するといった内容ではなかろうか」と想定している（山崎 2015 P. 10）。

中世後期の宗教社会史の神田千里氏が、『戦国と宗教』（岩波新書）のなかで、「横瀬浦開港」について簡潔にまとめている。「長崎開港」についても同様な経緯があったことが推察される。以下に記しておきたい。

> 平戸で起こったトラブル以来、コスメ・デ・トルレスはルイス・デ・アルメイダに指示して、大村領内にポルトガル船の停泊地を探させた。フロイスによれば、アルメイダの指図によりポルトガル人水先案内人ドミンゴス・リベイロと日本人キリシタンのゴノエ・バルトロメウの二人は秘密裡の調査を行い、横瀬浦の好条件を確認して、大村家家老朝長純利と交渉し、宣教活動を容認する旨、内諾を得た。
>
> さらに大村純忠との間で、修道士を領内で受け入れ、教会の建設を承認し、教会の財源として横江浦の地を寄進することが約束され、1563年大村純忠は受洗し、教名をドン・ベルトラメウと名乗った。その後およそ20年間に七万人余りが改宗する。（神田 2016 P. 98）

註 8　安野氏は、日本商人の利用した〈外町〉の船着場は「船津町」だったとし、「外町」は日本各地から貿易港長崎にやってきた「諸国商人」向けの「船宿」の町であったと評価している（安野 1992）。

註 9　安野氏は、元亀二年（1571）の「町割り・開港」が大村純忠・有馬義鎮・イエズズ会三者による（安野 1989）として時期区分に（１）大村・有馬両主時代（元亀二年の春）を設定している（安野 1974・1992）。しかし、外山氏は、大村氏領に対して元亀二年以前から有馬氏の宗主権が及んでいたことを指摘しており、安野氏が言う元亀二年春の一時期のみが大村・有馬両主時代というのには賛成できないとされている。また、安野氏が時期区分としてあげている（３）佐賀領時代（天正五年－天正八年）についても、外山幹夫氏はなぜ長崎が「佐賀領」にならねばならないのか理解しがたいと指摘している（外山 2011）。

【引用参考文献】

赤瀬　浩　2005『「株式会社」長崎出島』　講談社選書メチエ・講談社

安野眞幸　1974「中世都市長崎の研究」　『日本歴史』第310号　吉川弘文館

安野眞幸　1989『伴天連追放令』　日本エディタースクール出版部

安野眞幸　1992『港市論』　日本エディタースクール出版部

荒木周道　1913『増補訂正　幕府時代の長崎』　長崎市役所（名著出版　1973、原本は1901年）

板橋　勉　1971『南蛮船がきたころ』　至誠堂新書・至誠堂

岩崎義則　1999「解題」『長崎実記年代録』　九州文化史研究所史料集３　九州大学大学院比較社会文化研究科九州文化史研究所史料集刊行会

越中哲也編　1960『続長崎鑑』長崎学会叢書第７輯　長崎学会

越中哲也　1978『越中哲也の長崎ひとりあるき』　長崎文献社

越中哲也　1987「解題」『長崎拾芥・華蛮要言』　純心女子短期大学長崎地方文化史研究所

越中哲也　1993「解題」『長崎集』　純心女子短期大学長崎地方文化史研究所

小川幸司・成田龍一編　2022『世界史の考え方』　岩波新書・岩波書店

太田勝也編　2007『近世長崎・対外関係史料』　思文閣出版
岡本良知　1955「文禄慶長年間の長崎」『南蛮屏風考』　昭森社
片岡弥吉　1989『長崎のキリシタン』　聖母文庫
片岡弥吉　2010『日本キリシタン殉教史』　片岡弥吉全集　星雲社
香月薫平　1893『長崎地名考』下之巻　旧蹟ノ部
香月薫平　1895『長崎古事集覧』壱
加藤　章　1984「鎖国下の開港都市、近世長崎の社会と生活」『わが町の歴史長崎』　文一総合出版
金井俊行　1926『増補長崎略史』　長崎叢書（下）　長崎市役所（原書房　1973）
嘉村国男　1986『長崎町盡し』　長崎文献社
神田千里　2016『戦国と宗教』　岩波新書・岩波書店
古賀十二郎　1929「海外交渉中心地としての長崎」『開国文化』朝日新聞社
古賀十二郎　1957『長崎開港史』　古賀十二郎翁遺稿刊行会
坂井　隆　1998『「伊万里」からアジアが見える』　講談社選書メチエ・講談社
柴　秀夫編　1943「長崎鏡」『長崎遺響』　双林社
清水紘一　1991「史料　長崎町年寄発端由緒書」『中央大学論集』　第13号
ジュリアン・バッジーニ、ピーター・フォスル［長滝祥司・廣瀬覚訳］　2007『哲学の道具箱』　共立出版
陣内秀信　1992『東京の空間人類学』　ちくま学芸文庫・筑摩書房
武野要子　1975「長崎建立并諸記挙要」『日本都市生活史料集成』6　港町編Ⅰ　学習研究社
武野要子　1982「長崎の港町」『講座　日本の封建都市』第三巻　地域的展開　文一総合出版
朝長敬一郎ほか　1988「續長崎鑑」（其の一）　『長崎総合科学大学紀要』第29巻第２号　長崎総合科学大学
朝長敬一郎　1995「長崎歴史漫歩」『長崎の風土と歴史』　長崎総合科学大学附属高等学校
外山幹夫　1981『大村純忠』　静山社
外山幹夫　1984「近世都市長崎への胎動」『わが町の歴史長崎』　文一総合出版
外山幹夫　2011『中世長崎の基礎的研究』　思文閣出版
中嶋幹起　2007『古賀十二郎』　長崎文献社
中田易直・中村　質校訂　1974『崎陽群談』　近藤出版社
中西　啓編　1973『長崎劄記・元成日記・元仲日記』　長崎学会叢書　第９輯　長崎学会
中西　啓　1971『世界史の中の長崎』　木耳社
中村　質　1986「長崎の景観」『長崎県史　対外交渉編』　長崎県　吉川弘文館
永島正一　1977a「古地図で歩く長崎今昔」武野要子編『長崎・平戸』日本の古地図14　講談社
永島正一　1977b『続・長崎ものしり帳』　長崎放送株式会社
永田信孝　1999『新・ながさき風土記』　長崎出島文庫
永山時英　1926「長崎と海外文化上」長崎市役所
永山時英　1928「長崎の開港」『長崎談叢』第１輯　長崎文献社
永山時英　1929「長崎と切支丹」『開国文化』朝日新聞社
成田龍一　2022『歴史像を伝える』　岩波新書・岩波書店
丹羽漢吉・森永種夫校訂　1973『長崎実録大成正編』　長崎文献叢書第１集第２巻　長崎文献社
丹羽漢吉訳　1974『長崎名勝圖繪』　長崎文献叢書第１集第３巻　長崎文献社
丹羽漢吉・森永種夫校訂　1974『長崎実録大成続編』　長崎文献叢書第１集第４巻　長崎文献社
丹羽漢吉校訂　1975『長崎虫眼鏡・長崎見聞録・長崎縁起略』　長崎文献叢書第１集第５巻　長崎文献社
簇先好紀　2004『天領長崎秘録』　長崎文献社
簇先好紀　2012『長崎地役人総覧』　長崎文献社
パチャゴ・ディエゴ［佐久間正訳］1964『長崎を開いた人』　中央出版社
原田伴彦　1964『長崎』　中公新書・中央公論社
原田博二　1999『図説　長崎歴史散歩』　河出書房新社
原田博二　2022「長崎奉行所西役所（西屋敷）」『長崎西役所跡』長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第42集
福田忠昭　1937『長崎市史』地誌編名勝舊蹟部　長崎市役所　／再刊　清文堂　1967
布袋　厚　2009『復元！江戸時代の長崎』　長崎文献社
松浦直治　1970『長崎開港四百年　長崎の歴史』　長崎開港四百年記念実行委員会　長崎文献社

松浦直治　1974『増補長崎の歴史』　長崎新聞社・長崎史談会
松田毅一　1970『大村純忠公と長崎甚左衛門』　親和銀行済美会
松田毅一　1978『大村純忠伝』　教文館
松田毅一・川崎桃太訳　1978『フロイス日本史』6　豊後編Ⅰ　中央公論社
松田毅一・川崎桃太訳　1979『フロイス日本史』9　西九州編Ⅰ　中央公論社
松田毅一監訳　1987『十六・七世紀イエズズ会日本報告集』第Ⅰ期第1巻　同朋舎
松本四郎　1983『日本近世都市論』　東京大学出版会
宮崎清成　1930『崎陽秘史集覧』　青山堂書店
村上直次郎　1938『長崎市史』通交貿易西欧諸国部　長崎市役所（再刊　清文堂出版　1967）
森永種夫校訂　1976『長崎古今集覧』上　長崎文献叢書第2集第3巻　長崎文献社
箭内健次　1957「近世都市長崎の形成」『史淵』第37輯　九州史学会
山崎信二　2015『長崎キリシタン史』　雄山閣
結城了悟　2006『長崎開港とその発展の道』　長崎純心大学博物館（『長崎談叢』第76輯　長崎史談会　2000）
渡辺庫輔　1961「続長崎鑑に就て」『市立長崎博物館々報』第2号　市立長崎博物館
渡辺庫輔　1964『崎陽論攷』　親和銀行済美会

『西海考古』第14号　執筆要綱

判　型：Ａ４判（幅210×長さ297ﾐﾘ）　**書　式**：横書き（45文字×40行）　**余　白**：上27ﾐﾘ　下・右・左：各25ﾐﾘ（多少、変動する可能性があります）　**図　版**：横160ﾐﾘ×縦240ﾐﾘ（多少の超過は可能です）
題　名：明朝15ポイント　**副　題**：明朝12ポイント　**筆者名**：明朝12ポイント　**本　文**：明朝10.5ポイント　**註**：明朝9.5ポイント　**文　献**：明朝9.5ポイント　**表・図版・写真などのキャプション**：ゴシック10ポイント
内　容：論文・研究ノート・資料紹介・エッセー・近況報告など

※　副題がある場合には題名の次行に記し、前後に罫線を付加します。筆者名と題名（副題がある場合は副題）の間には空行（１改行）を挿入してください。節の最終行と次節名との間には空行（１改行）を挿入してください。

※　文献名は①執筆者（または編集者）、②発行年（西暦）、③「題名」、④『所収書名』、⑤巻次（シリーズ名等）、⑥発行者（発行機関）、⑦備考の順で記載してください。

※　文中の記号や単位語は、原則として全角１文字での表記
ミリ　キロ　センチ　メートル　グラム　トン　アール　ヘクタール　リットル　カロリー　パーセント　ページ　などを用いてください。

※　地名、遺跡名、型式名などで難解なものについては、ルビを付けてください。

※　外字については印刷所に一任します。（個人的に作成した外字は、原則として使用できません）

※　図版作成は番号・縮尺・方位・網掛けなど、執筆者側で可能な範囲でお願いします。

※　原稿はできるだけデジタルデータで提出してください。

※　図版に関しては、版下図版・データともに可ですが、挿入位置を原稿に明示してください。

※　原稿は図版・表・写真などを挿入し、編集済のデータと、挿入した図版・表・写真の個別データも提出してください。

※　打ち出し原稿の提出は任意とします。

１．投稿先：西海考古同人会事務局　〒850-0874 長崎県長崎市魚の町６-15-902　古門　方

２．投稿締め切り：令和５年９月末日（締切厳守）

３．校　正：編集後、著者校正は原則１回

４．註、引用・参考文献

（１）註と引用・参考文献の区分
註と引用・参考文献は区別します。註は本文と関連する補助的事項を記し、引用・参考文献は、他著者の見解等を引用する際に必ず明記してください。

（２）註の書き方
当該箇所の文字に続けて括弧書きで示し、本文末番号順に記載してください。
【例】（本文中）・・・・発見された（註１）
（本文末）　註１　このような発見例は長崎県で３番目である。

（３）引用文献の示し方
他著者の文章をそのまま引用する場合は引用文を「」で明示し、本文中に括弧書きで著者名、出版年、該当頁を明記してください。引用・参考文献は本文末に著者ごとにあいうえお順で記載してください・
【例】（本文中）・・「引用文」と述べている（古門 2021 p.32）。・・・

（４）インターネットからの引用
インターネットからの引用は、本文末の引用・参考文献欄に該当サイトの URL を明記してください。また、引用した日時を記してください。改訂が続いた場合、更新履歴を明示してください。

５．その他　・図表および写真については、原則モノクロとします。
・折込図版は原則使用しないでください。

【踏査報告】対馬の縄文時代遺跡の報告

―対馬北部の新遺跡・黒曜石に魅せられて―

長﨑　　章　長﨑菜々子

はじめに

対馬は九州北部に位置し、南北72km 東西18km の離島で、東西を対馬暖流が流れる。上対馬町の比田勝港から福岡市の博多港まで147km、上対馬町鰐浦の鬼ガ崎から韓国の釜山までは49. 5km と九州本土より朝鮮半島に近い「国境の島」である。天気が良いと釜山市街が肉眼で確認できる。

対馬は山林が全体の89パーセントを占め（図１）、その山々の多くは海岸線まで迫っている。南北に連なる分水嶺は東側に片寄り、対馬の東側は急斜面となっている。このため東海岸には洪積地が形成されていない。上島西海岸にある佐護川、仁田川、三根川、下島西海岸にある佐須川の流域で僅かに平野が見られる。

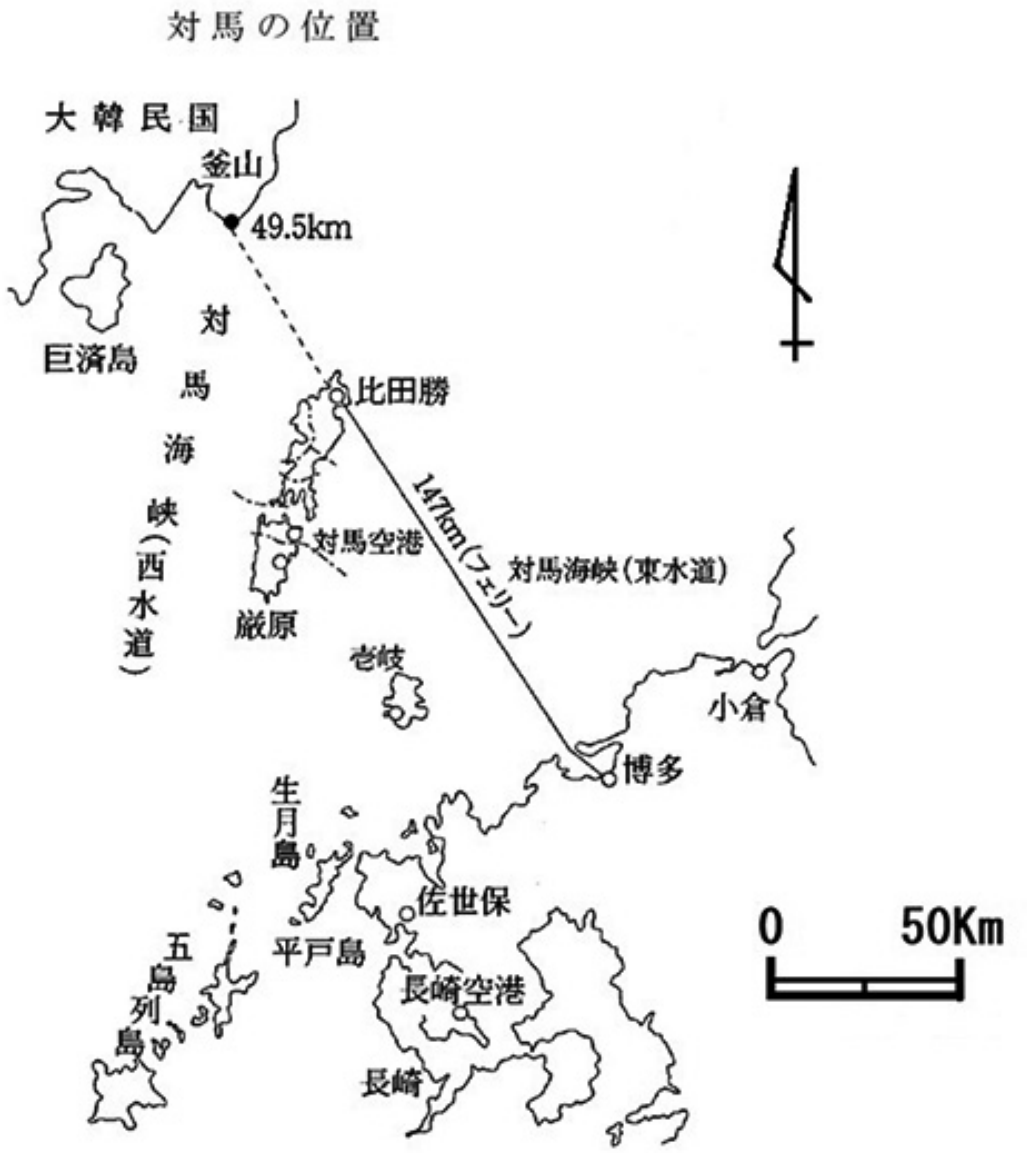

図１　対馬の位置（国土地理院地図に加筆）Ｓ＝１/2, 000, 000

1．対馬の考古学的調査

対馬は国境の島であると同時に戦前は要塞の島であり島内の陸上交通は整備されておらず、近年まで全島的な学術調査は困難な状況であった。初めての考古資料が見られるのは対馬藩の学者平山東山の『津島紀事』（1809年）と『明治10年神社調』（1877）の銅矛をはじめとする記事である。その後、大正４年（1915）鳥居龍蔵が朝鮮からの帰途、船で上県町佐須奈に上陸し地元の浦田政雄の案内で白岳（上県町佐護）や千人塚・万人塚・大将軍山古墳などを調査し、志多留貝塚を発見している。

大正10年（1921）佐護クビルから銅矛と銅鏃が発見され、東京帝国博物館の後藤守一は大正11年（1922）現地を訪れ報告を行っている。昭和２年（1927）三根ガヤノキ遺跡の調査が行われ弥生文化と青銅器の関係と半島との関わりについて提起された。昭和23年（1948）東亜考古学会は対馬のほぼ全島にわたって考古学調査を行った。この調査には地元の若い研究者も参加している。昭和25・26年（1950・1951）には九学会連合対馬共同調査委員会の事業として日本考古学協会が調査を行い志多留貝塚・大将軍山古墳を駒井和愛・三木文雄が発掘し、杉原荘介が美津島町賀谷洞穴の調査を行っている。昭和30年代の後半になると永留久恵・阿比留嘉博を中心とする対馬郷土史研究会の手で分布調査や発掘調査が行われ、『対馬島誌』を刊行するに至った。昭和43・45年（1968・70）の二度にわたり実施された浅茅湾周辺の考古学調査は、九州大学考古学研究室、長崎大学医学部第二教室、対馬郷土史研究会の協力のもと長崎県教育委員会が主体となったもので、多大の成果を上げた。その後も別府大学や長崎大学による縄文時代の調査や長崎県および地元教育委員会の発掘調査が行われ、対馬の考古学的年代の推移は縄文時代、弥生時代、古墳時代ともに、北部九州と同じであること、この中に各時代朝鮮半島より舶載されたものを数多く含み、日本の年代をこれにより確かめられることなどが明らかにされた。

今までのところ対馬で旧石器文化は確認されていない。朝鮮半島南岸においても壱岐島においても旧石器時代の遺跡は確認されており、対馬においても近い将来確認される日が来ると思われる。

対馬における縄文時代遺跡の発見は大正４年（1915）、鳥居龍蔵が仁田湾入り口北側の志多留で遺物包含層を確認したのに始まる。越高遺跡では曽畑式土器・隆起文土器・隆起線文土器、遺構は朝鮮半島式の炉跡が見つかっている。仁田湾を挟んで対岸にある夫婦石遺跡では最下層の13層から曽畑式土器が出土しており、上層では櫛目文土器が出土している。曽畑式土器が櫛目文土器より先行するという層位結果から問題を提起している。特に本遺跡の神社周辺は良好な土層の堆積状況が見られることから、この部分の調査が韓国櫛目文土器と縄文土器との接点を見いだす重要な地点と考えられる。また、向ノサエ遺跡で表面採集された土器は貝殻による押引文であることから南九州系の土器と考えられている。西加藤遺跡は昭和49年（1974）に調査され、海底２㍍の深さから口縁部が外反し胴が張り出した鈍い尖底深鉢になる田村式系統の土器が出土している。現在のところ対馬における一番古い土器である。貝塚は縄文後期と弥生前・中期の複合遺跡である上県町志多留貝塚、縄文中期の峰町佐賀貝塚などがある（長崎県教育委員会 1998）。対馬島内の周知の縄文遺跡は30を数えるが、平成になってから新規の遺跡登録はなく、著者が居住する対馬北部の縄文遺跡は上対馬町泉の泉遺跡だけであった。朝鮮半島に近い対馬北部にも遺跡があるはずと、娘と二人で海岸を中心に踏査を始め、平成28年（2016）上対馬町豊の海岸で土器、黒曜石製剥片、頁岩製石器を発見した（シレンナー遺跡）。平成30年（2018）上対馬町鰐浦（わにうら）の海岸で黒曜石鏃、頁岩製石器、陶質土器等を発見（鬼ガ崎遺跡）し両遺跡とも遺跡登録された。娘は遺跡で見つかる黒曜石に興味を持ち、長崎県埋蔵文化財センターの指導を受け『対馬黒曜石の産地推定』を実施している。『鳥居龍蔵生誕150周年記念　全国高等学校歴史文化フォーラム2020 in 徳島』において口頭報告を行った。

２．周知の縄文遺跡と新規発見の縄文遺跡

対馬の縄文時代の遺跡は西側に多いと言われていたが、地図上に記すと東西同じように分布していることがわかる（図２）。縄文遺跡空白地の上県町佐須奈から上対馬町西泊まで、上対馬町舟志湾周辺、上県町佐護から志多留まで、上県町女連（うなつら）から峰町木坂和保までの踏査を続け、上島の18カ所（図３）で縄文時代の遺物を表面採集している。周知の遺跡６「コウブリヤ洞窟」から８「志多留貝塚」までに弥生時代以降の遺跡は数カ所あるが今回は記載しなかった。下島の20「クノエ遺跡（仮称）」は、厳原町小茂田在住の伊原雅樹氏から黒曜石らしきものを見つけたとの連絡があり、現地にて黒曜石と打製石斧を確認・採集した。

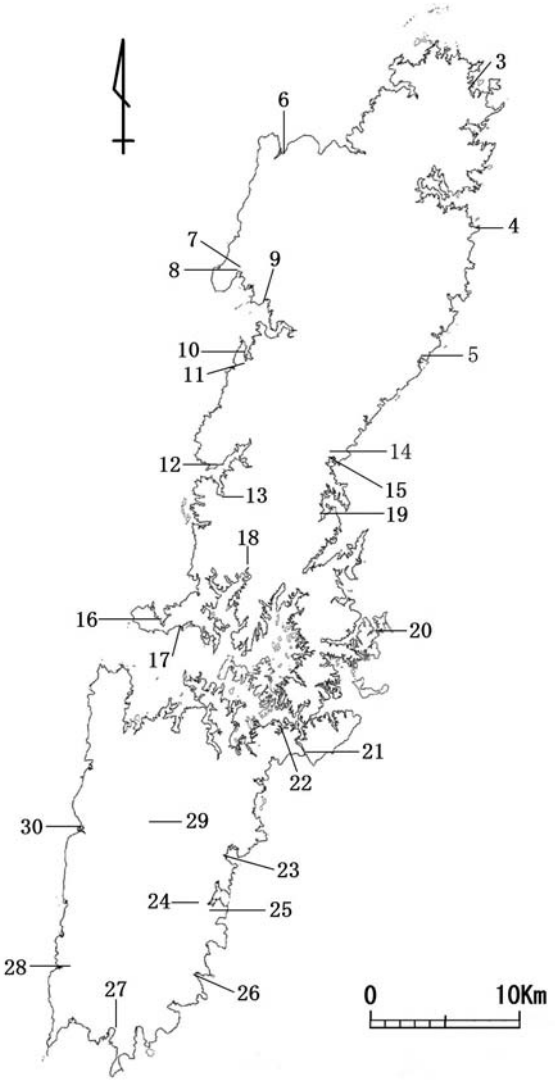

図２　周知の縄文遺跡地図　Ｓ＝１/500,000

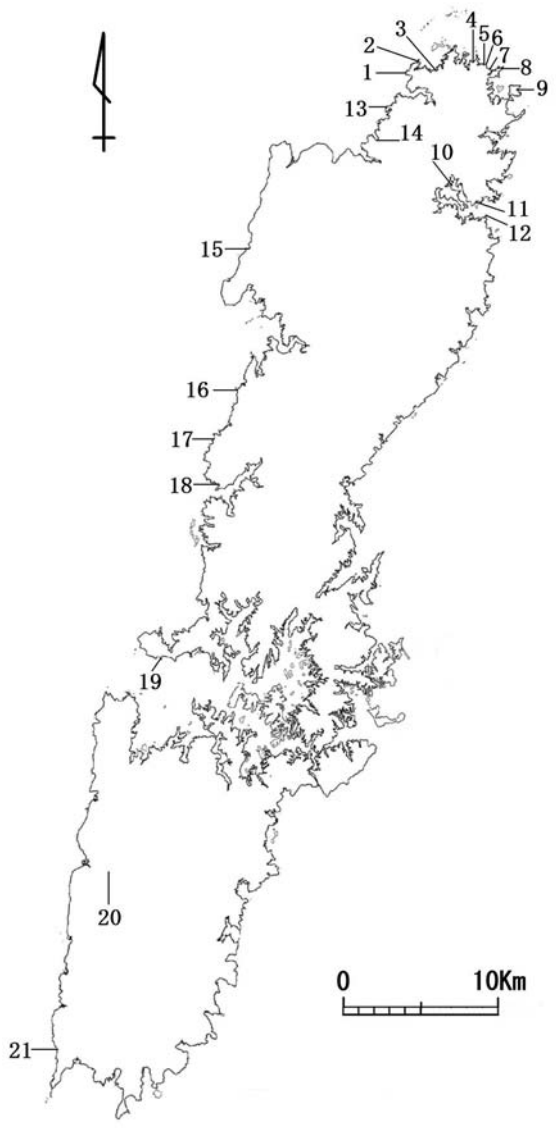

図３　新規発見の縄文遺跡地図　Ｓ＝１/500,000
（国土地理院地図に加筆）

表１　周知の縄文時代の遺跡

1	鬼ガ崎遺跡	上対馬町	鰐浦鬼ヶ崎	遺物包含地	山林	縄・弥・古・近世	註１
2	シレンナー遺跡	上対馬町	豊シレイ	遺物包含地	山林・海岸	縄文中期以降	註２
3	泉遺跡	上対馬町	泉在所	墳墓	山林	縄・弥	
4	五根緒	上対馬町	五根緒字平山	遺物包含地	畑地	縄	
5	古小鹿遺跡	上対馬町	小鹿	遺物包含地	宅地	縄	
6	コウブリヤ洞窟	上県町	佐護コサヤ北里	洞窟・岩陰	山林	縄・古	
7	志多留遺跡	上県町	志多留	遺物包含地	畑地	縄・弥	
8	志多留貝塚	上県町	志多留	貝塚	宅地・畑地	縄・弥	
9	越高遺跡	上県町	越高字孫坊採	遺物包含地	畑地	縄	県史跡
10	夫婦石遺跡	上県町	久原	遺物包含地	海岸	縄	
11	向サエ遺跡	上県町	久原	遺物包含地	学校跡	縄	
12	吉田遺跡	峰町	吉田字吉田古川	遺物包含地	畑地	縄・弥	
13	狩尾遺跡	峰町	狩尾	遺物包含地	畑地	縄・古・中	
14	佐賀遺跡	峰町	佐賀	遺物包含地	畑地	縄・弥・古・古代・近	
15	佐賀貝塚	峰町	佐賀	遺物包含地・貝塚	宅地	縄	
16	ヌカシ遺跡	豊玉町	廻字ヌカシ	遺物包含地	畑地	縄	
17	西加藤遺跡	豊玉町	嵯峨字加藤	遺物包含地	宅地・畑地	縄	
18	堂ノ内遺跡	豊玉町	仁位字清玄寺堂ノ内	墳墓（弥生時代）	畑地	縄・弥	
19	住吉平貝塚	豊玉町	曽字前原住吉	貝塚	宅地・畑地	縄	
20	住吉橋下遺跡	美津島町	鴨居瀬字住吉	遺物包含地	道路	縄	
21	大船越遺跡	美津島町	大船越	遺物包含地・墳墓	畑地	縄・弥	
22	白蓮江第１遺跡	美津島町	竹敷字シレエ	墳墓	岬	縄・弥・古	
23	阿須遺跡	厳原町	厳原北里字滝ノサエ	遺物包含地	山林	縄	
24	堀田サエ遺跡	厳原町	久田字丸隈ノ下	遺物包含地	畑地	縄	
25	久田遺跡	厳原町	久田字ヲサル淵	遺物包含地	荒蕪地	縄・弥	
26	安神遺跡	厳原町	安神	遺物包含地	畑地	縄	
27	奥浅藻遺跡	厳原町	豆酘竜良山	遺物包含地	畑地	縄・弥・古	
28	下原遺跡	厳原町	樫根字経塚	遺物包含地	畑地	縄・弥・古	
29	在家遺跡	厳原町	久根田舎字陽在家	遺物包含地	畑地	縄・弥	
30	小茂田遺跡	厳原町	小茂田字ヒツキ	遺物包含地	畑地	縄・弥・古	

表２　新規発見の縄文時代の遺跡

No.	遺跡名	所　在　地		種別	立地	時代	備考
1	白浜崎	上対馬町	大浦白浜崎	遺物包含地	山林	縄・弥・古～現	
2	鬼ガ崎遺跡	上対馬町	鰐浦鬼ヶ崎	遺物包含地	山林	縄・弥・古・近世	註１
3	ヒロセ	上対馬町	鰐浦瀧浜	遺物包含地	畑地・山林	縄・弥・古～現	
4	シレンナー遺跡	上対馬町	豊シレイ	遺物包含地	山林	縄文中期以降	註２
5	不通浜～若宮神社西	上対馬町	豊	遺物包含地	海岸・山林	縄・弥・古墳	
6	若宮神社	上対馬町	豊若宮	遺物包含地	岬	縄・弥・古～中	
7	若宮神社東～深浦	上対馬町	豊	遺物包含地	山林	縄・弥・古墳	
8	厚崎	上対馬町	豊	遺物包含地	岬・山林	縄・弥・古	
9	舌崎	上対馬町	豊	遺物包含地	山林・海岸	？	
10	ハゲ島	上対馬町	大増	遺物包含地・墳墓	山林・海岸	縄・弥・古	
11	唐舟志西海岸	上対馬町	唐舟志	遺物包含地	山林・海岸	縄・弥	
12	五根緒赤崎	上対馬町	五根緒赤崎	遺物包含地	山林	縄	
13	オオセ	上県町	西津屋	遺物包含地	岬	縄・弥・中・近	
14	大浦	上県町	佐須奈大浦	遺物包含地	畑地・山林	縄・弥	
15	刈生	上県町	志多留刈生	遺物包含地	海岸・畑地	縄・弥・中・近・現	
16	立岩	上県町	女連立ノ根	遺物包含地	海岸・畑地	縄・弥	
17	ウシツキ	峰町	青海ウシツキ	遺物包含地	海岸・畑地	縄・弥	
18	和保海岸	峰町	木坂和保	遺物包含地	海岸・畑地	縄・弥	
19	多田越遺跡	豊玉町	唐洲字多田越	遺物包含地	海岸	縄	註３
20	クノエ	厳原町	椎根花畠	遺物包含地	山林	縄	
21	西表	厳原町	豆酘西表	遺物包含地	海岸・畑地	縄・弥	

凡例　縄文－縄　弥生－弥　古墳－古　古代－古代　中世－中　近世－近　近代－近代　現代－現とする

註１：「鬼ヶ崎遺跡」は2018年

註２：「シレンナー遺跡」は2016年に発見。
両遺跡とも周知の遺跡、新規発見の遺跡一覧表に記載しているが、地図では新発見の遺跡としている。

註３：新規発見の19「多田越（ただごえ）遺跡」は東貴之氏が踏査報告されているが、遺跡登録されてないため新規発見の遺跡とした。
周知の遺跡名については『長崎県遺跡地図』収録の名称を使用した。
新規発見の遺跡はNO.２「鬼ガ崎遺跡」、NO.４「シレンナー遺跡」の他は仮称である。

3．新規発見の遺跡について

（1）新規発見遺跡番号2「鬼ガ崎遺跡」

①　鬼ガ浦

上対馬町鰐浦の西に位置し鬼ガ浦・鬼ガ崎・ツツミゼで構成される。平成30年4月11日（2018）長﨑が上対馬町鰐浦矢櫃（やびつ）から海岸沿いに西へ進み、鬼ガ浦の畑地で黒曜石製鏃・頁岩製石器・陶質土器を表面採集した。4月12日、通報を受けた調査員の阿比留伴次氏が現地へ赴き遺物を確認後、鬼ガ崎において黒曜石製品、土師器ほかを確認した。4月29日、対馬市教育委員会文化財課職員（当時）尾上博一氏、阿比留伴次氏、長﨑章、長﨑菜々子が基礎調査を行った。遺跡は鬼ガ崎と鬼ガ浦周辺の広い範囲に及ぶ。岬先端の標高5～10㍍付近では赤い砂岩礫が数カ所に見られ、一部に人が積んだような跡がある。原始・古代の狼煙場か灯明ではないかと考えている。

この遺跡から対馬北端の鰐浦周辺、航空自衛隊が所在する海栗島、本島北端の久ノ下崎、南西に上県町竿崎が見え、西に朝鮮半島を見ることが出来る。鬼ガ崎東側には北西の季節風を避けるように岬上部まで段々畑跡が見られる。耕作地がすくない対馬はどこでも見られるが、海岸にあった遺跡は開墾により削平・破壊されているものが多い。また、小さな入り江を埋め立てて耕作地を作るときに近くの山から土が採られている。鬼ガ浦も東西の山から土を採り耕作地が作られている。鬼ガ浦における水流は西に偏る。鬼ガ浦（写真1，2，3）の出土遺物は黒曜石製鏃（写真4-1，2，3）、黒曜石剥片（写真4-4）・頁岩製スクレイパー・陶質土器と須恵器（写真4-5，6，7，8，9）・砂岩製石皿・砂岩製凹石である。特筆すべきは（写真4-3）が磨製石鏃とみられることである（対馬市教育委員会蔵）。

鬼ガ崎の出土遺物は黒曜石製鏃・黒曜石剥片・砕片・頁岩製スクレイパー・金属製品・陶質土器・須恵器・土師器である（写真7～9）サヌカイト製石器は見つかっていないが、いずれ見つかると考えている。長﨑菜々子がおこなった黒曜石の産地推定（表3・4）によると、殆どが佐賀県伊万里市の腰岳系であったが、2個が針尾Ⅰ群の分析結果を得ている。後日、長﨑が鬼ガ崎南西側を踏査したところ、貝塚と陶器、銅器を表採し報告した。これにより鬼ヶ崎遺跡は南西側の海岸までが遺跡範囲となった。ドローンによる遺跡写真は、長﨑の友人である諫早市在住の早瀬順一氏が撮影したものである（写真12）

写真1　鬼崎遺跡東の鬼ガ浦遠景

写真2　鬼ガ浦の堤防

写真３　鬼ガ浦の様相　南西から北東の海を望む

シカとイノシシの食害で植物が消滅し表土が露出・流失している。周囲に樹木の立ち枯れが見られる。昭和の40年代まで麦やサツマイモが作られていた。

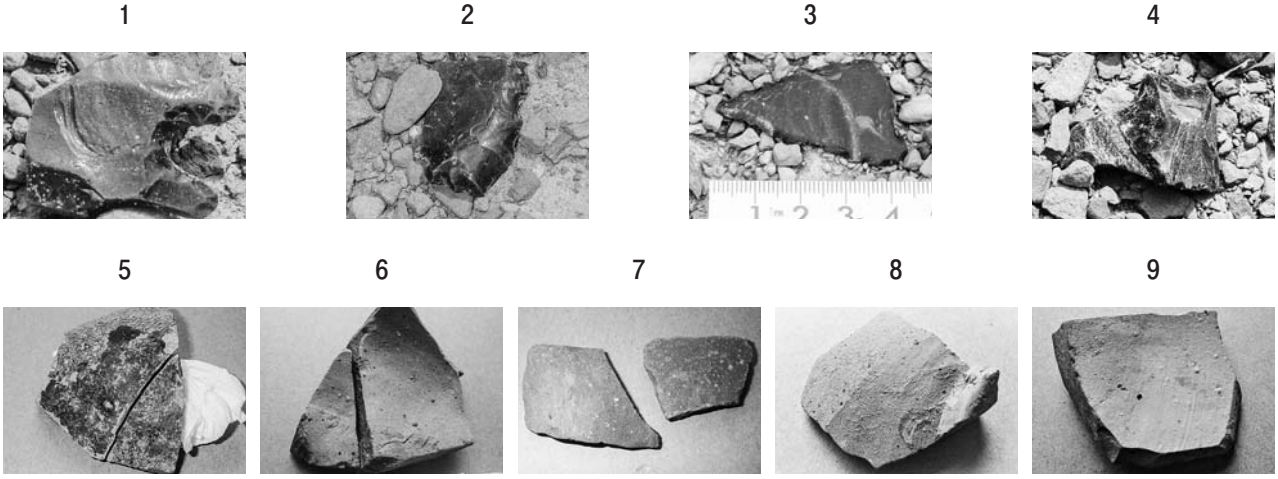

写真４　鬼ガ浦の遺物

②　鬼ガ崎

写真５は鬼ガ崎先端付近を調査する様子で写真上に見えるのは海栗島。ここで標高10㍍ぐらいである。人物の近くに赤い砂岩礫と砂岩の地山（写真６）が見える。赤い砂岩礫が積まれたような箇所が複数見られる。ここは晴らしがよく、原始・古代の人々が朝鮮半島南部と往き来するための目印、狼煙場か灯明ではないかと考えているが、石積み付近で炭化物は見つかっておらず今後の詳しい調査が待たれる。鬼ガ崎の石製遺物密集地は岬先端から120㍍付近で標高20㍍の断崖上である。ここは足の置き場に困るほどの黒曜石製鏃(写真７-１，２，３，４))や黒曜石剥片・砕片、頁岩製スクレイパー（写真７-５)、金属製品（写真８)、陶質土器（写真９)、土師器が確認され記録後採集された。

令和３年（2021）採集した黒曜石は、３個が腰岳系、２個が針尾Ⅰ群のものとわかった。

写真５　鬼ガ崎の先端付近

写真６　赤い礫の石積み

1　2　3　4　5

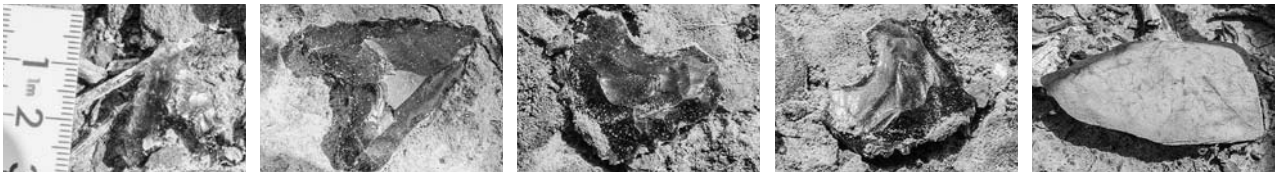

写真７　鬼ガ崎の遺物

写真 8　金属製品と黒曜石

写真 9　陶質土器

写真10　遺物密集地

写真11　遺物密集地から南西を見る

写真12　ドローンによる遺跡写真　鬼ガ崎（手前）と鬼ガ浦

③　ツツミゼ

鬼ガ崎遺跡の南端に位置するのがツツミゼである。山林と砂岩の絶壁の境に貝塚と（写真13，14）と須恵器（写真15-１）、陶器（写真15-２，３）、金属製品（写真15-４，５）が出土している。貝塚付近は板石が敷かれているように見え、祭祀遺跡の可能性がある。山林内は段々畑跡が広がり遺構・遺物ともに確認できないが、海砂利や拳大から人頭大の海石が見られるので遺跡が見つかる可能性はある。

・遺構と出土遺物

写真13　ツツミゼの遺構①

写真14　ツツミゼの遺構②

写真15　ツツミゼの遺物

「鬼ガ崎遺跡」は鬼ガ崎・鬼ガ浦・ツツミゼの３カ所で遺構や遺物が見られる。ここは朝鮮半島に最も近く陶質土器などの搬入品が含まれる。岬上で多数の黒曜石鏃・剥片・砕片が見られるのは、海獣や大型魚類回遊の見張りをしながら黒曜石製石器を作っていたのではと考えている。また、岬先端付近数カ所にある赤い礫の石積みの解明が楽しみである。東にある矢櫃（やびつ）では白磁が採集されている。

・新規発見遺跡番号４「シレンナー遺跡」

「シレンナー遺跡」は上対馬町豊の北東海岸に所在する。近くに弥生・古墳時代の「豊上在所遺跡」がある。踏査時に「シレンナー遺跡」の前を何度も通っていたのだが全く気付かなかった。釣りへ行く途中、海岸で休憩したときに崖面に土器のようなものが見えた。よく見ると間違いなく土器である。スカスカのクッキー状を呈するもの、締まって硬そうなものが多数確認できた。帰宅後すぐに娘を連れ出し確認に行くと、崖面と崩落土、砂利浜で黒曜石を見つけることが出来た。目標にしていた縄文時代の遺跡発見である。位置情報を記録し写真を撮り帰宅。すぐに対馬市文化財課へ報告、登録前の調査にも同行し縄文中期以降の「シレンナー遺跡」として登録された（写真16）。この遺跡はすでに調査員の阿比留伴次氏も確認されていたことを後日知った。

長﨑菜々子が立っている地点の土層（写真17）は、表土－第Ⅰ層：小礫を含む赤色土－第Ⅱ層：円礫・角礫を含む黒色土－第Ⅲ層：円礫・角礫・小礫を含む赤色土（遺物包含層）－第Ⅳ層：角礫・円

礫を含む褐色土（遺物包含層）である。Ⅳ層から下は崩落土砂で埋まり確認できないが下部層があると思われ、これからの調査が待たれる。縄文中期以降の遺跡として登録されているが、土器周辺から採集した炭化物の放射線炭素年代測定をパリノサーヴェイ株式会社に依頼したところ、4300年から4100年前の結果を得た。また、同時に遺跡下の堆積土・海岸で採集した石器鑑定を行った結果、硬質のホルンフェルスを主体とし、硬質の泥岩（頁岩）を伴うものであった。ホルンフェルスは遺跡周辺では見られない岩石で、産出する下島から持ち込まれたものと思われる。

令和２年１月１日（2020）恒例となっている著者二人の元旦踏査において、土器包含層より上部（地表から60㌢）のⅠ層崖面で土器片を採集した（写真18，19　図４）。この土器は縄文前期の曽畑式土器であることがわかった。

写真16　北から見た「シレンナー遺跡」

写真17 「シレンナー遺跡」の土層

・「シレンナー遺跡」の遺物

遺物は海岸部の崖面と砂利浜にあり、遺跡範囲は東西90㍍に及び、南に二つの平坦地が背後の山まで広がっている。東側の平坦地を調査したが、土砂の堆積があり遺物は確認できなかった。東は急斜面の山が迫り段々畑は見られない。西は緩斜面の小高い山林となっており、遺跡の近くまで段々畑が広がっている。山林内の北側断崖近くで安山岩（サヌカイト）製石器（写真20）・黒曜石剥片を採集しており、遺跡はここまで広がりそうである。前述した曽畑式土器は第Ⅲ層・第Ⅳ層の包含層より上の第Ⅰ層（黒色土の直上）で採集していることから、西側山林にあった遺跡より落ちたものとみている。また、崖面から1.5㍍南側表土上で摩耗していないサヌカイト製石器を採集しており（写真21）、曽畑式土器同様、西側の山林から落ちたものと考えている。周辺でも曽畑式土器が見つかれば縄文前期の遺跡となる。敲石（写真22）、クッキー状の土器（写真23）、焼きが硬い土器（写真24）。

「シレンナー遺跡」は縄文中期以降の遺跡と位置づけられていたが、遺跡崖面において表面採集した土器は縄文前期の「曽畑式土器」と判明した（水ノ江 2022）。対馬北西部に位置する朝鮮半島系の土器と炉址が見つかった「越高遺跡」（表１-９）、仁田湾を挟んで対岸にある朝鮮半島系の土器が出土する「夫婦石遺跡」（表１-10）と同じ時代である。

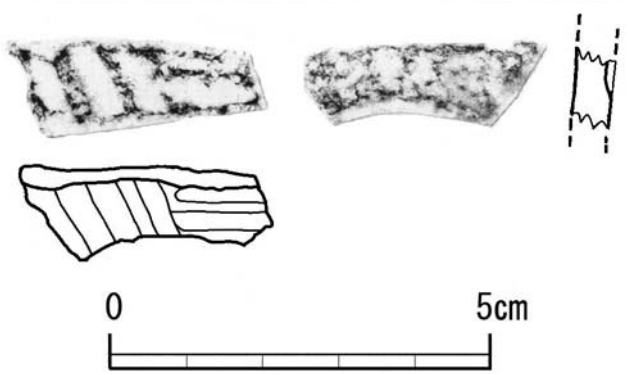

図４　実測図と拓本（Ｓ＝１/１）

写真18　曽畑式土器表採時の様子

写真19　曽畑式土器

写真20　サヌカイト製石器

写真21　サヌカイト製石器

写真22　砂岩製敲石

写真23　クッキー状の土器

写真24　焼きが硬い土器

この二つの遺跡も「曽畑式土器」が出土しているが数は少ない。対馬北西部に朝鮮半島系の土器を使う人々が、そして、北部に「曽畑式土器」を使う縄文人が生活していたことになる。「シレンナー遺跡」の南西20㌔に「越高遺跡」が位置するが、この遺跡の間で往き来はあったのか。前述したとおり「シレンナー遺跡」の石器石材は硬質のホルンフェルスを主体とし、硬質の泥岩（頁岩）とサヌカイトを伴うものである。ホルンフェルスは遺跡周辺に産出せず、対馬下島の厳原町内山周辺と厳原町・美津島町の一部で産出する。重い石器石材を陸路で運搬するのは現実的でなく、大量に運搬するには海路であろう。「シレンナー遺跡」までの北西部の遺跡は通過途中にあることから接触はあったと考えるのが自然である。しかし、北部の遺跡で朝鮮半島系の土器は見つかっておらず、積極的接触（交流）はなかったと考えられる。今のところ、北部で朝鮮半島系の土器が出てくるのは弥生時代以降に限られる。

下島の豆酘（つつ）より佐須川中流の経塚を経て、美津島町鶏知（けち）に至る線より東側は、内山花崗岩貫入の影響を受けた対州層群の頁岩で、紫味を帯びた極めて硬いホルンフェルスとなり露出している。島内の遺跡で出土する石器石材として使われているホルンフェルスは、ここから島内各地に運ばれ石器に加工されたのであろう。これまでの踏査で発見した新遺跡の殆どでホルンフェルス製石器が見つかっている。佐須川中流で見られる熱変成の影響が少なかった硬質の頁岩も板状に割れやすく、打製石斧などに加工しやすい特徴を持つ。北部踏査において頁岩層に火成岩が貫入しているところを見つけており、北部の遺跡で見つかる石器石材が北部産のホルンフェルス及び硬質の頁岩製の可能性がある。

（３）新規発見の遺跡番号６「若宮神社遺跡（仮称）」

①若宮神社遺跡（仮称）

「若宮神社遺跡」は「シレンナー遺跡」の東に位置する。「シレンナー遺跡」からここまでの複数箇所で黒曜石剥片・砕片、スクレイパーや石斧、須恵器・陶質土器を確認している。遺跡東側の海岸段丘上においても石斧やスクレイパー、黒曜石剥片・砕片を確認しており、遺跡の存在を確信していた。当初、海岸から踏査を行っており、満潮時や荒天時は遺跡に行き難く難儀していたところ、古道の存在を知り40分弱で到達することが出来るようになった。しかし、頻繁に使われていたのは昭和40年代初め頃までで、現在は荒れて不明瞭な箇所も見られるので注意が必要である。

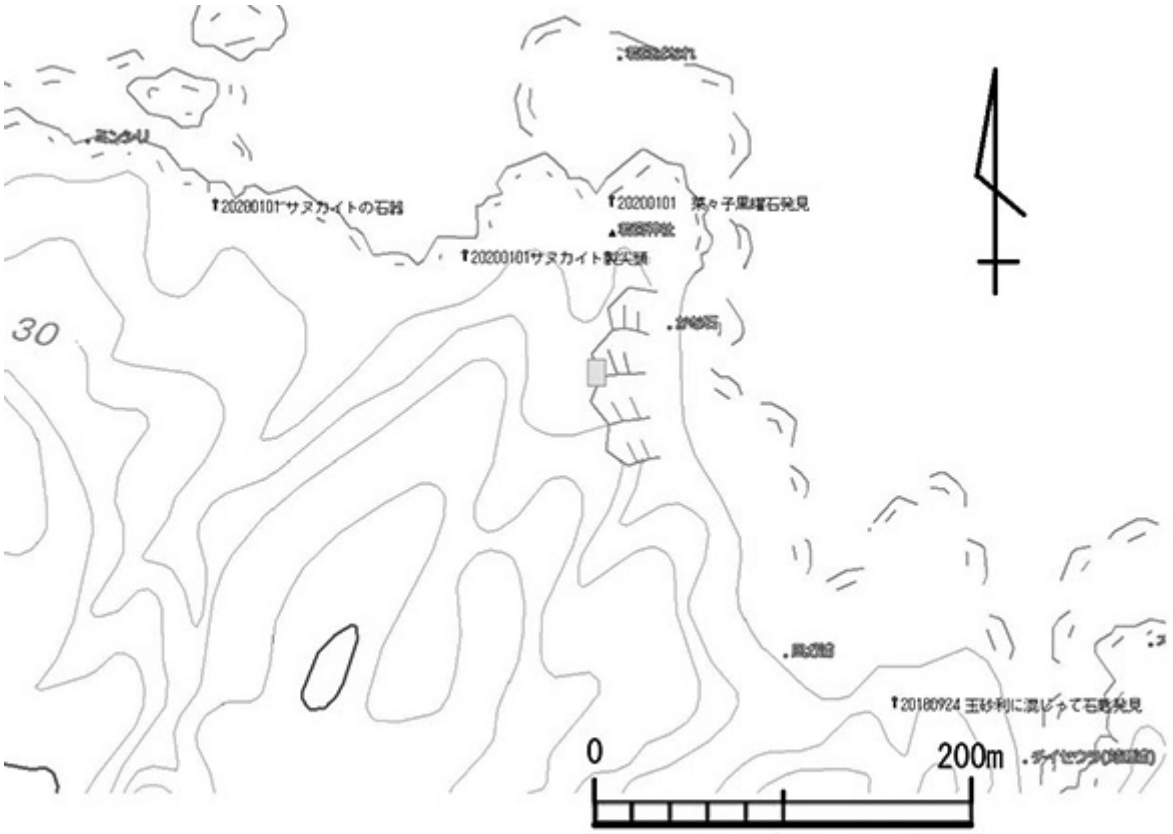

図５　若宮神社周辺の地図（国土地理院地図に加筆）Ｓ＝１/4, 000

令和２年１月１日（2020）若宮神社周辺踏査を長崎菜々子と行った。「シレンナー遺跡」を通過し海岸沿いに東へ進んだ若宮神社西の海岸でサヌカイト製のスクレイパーを採集した。さらに進んだところでサヌカイト製石槍（石銛）を発見した（写真25）。旧石器時代の石槍かと期待したが、縄文時代の石槍と判った（註４）。「若宮神社遺跡」は北向きに突き出た小岬に所在し、東は10㍍ほどの断崖、西は急勾配の赤土の斜面で縄文土器（写真26）と黒曜石石核、剥片（写真27）が確認できる。岬先端部の黒曜石石核と剥片は他では見られない大きさであることから、デポ（一時保管）ではないかと考えている。神社周辺では祭祀に使われた中世・近世のものと思われる壺がある。遺跡周辺の段丘上でも黒曜石剥片や石斧（写真28）などを採集している。

（２）若宮神社遺跡遺物

写真25　石銛

写真26　縄文土器

写真27　黒曜石

写真28　打製石斧

周辺で表面採集した黒曜石剥片に比べて大きく石核も見られる。また、遺物包含層下の斜面においてサヌカイト石核を採集している。岬先端部はイノシシの堀起しがあり、包含層崩落による遺物の流

失が懸念される。調査を行い遺跡登録されることを願っている。

「若宮神社遺跡」は北向きで対馬特有の北西・北東の風が吹き付ける立地である。背後の山林に入ると風を避けることができ、段々畑が作られていた。石斧を採集した南側の海岸段丘は、背後の森林に段々畑は作られておらず、落ち葉と腐葉土、枯木の下を探れば遺物が見つかりそうである。断崖上にあり波浪の影響は受けないが、塩害と風害、シカやイノシシの獣害により森林に立ち枯れが目立つ。

（4）新規発見の遺跡番号10「ハゲ島遺跡（仮称）」

「ハゲ島遺跡」は舟志湾奥の上対馬町大増に所在する「朝日山古墳」の南250㍍にある。この遺跡下の東側海岸で陶質土器・須恵器・石製紡錘車・鍛造鉄斧が見つかることから、「朝日山古墳」と同時代の５世紀後半のものと思われる。岬先端付近は墳墓があった山から採った土で埋め立てられ畑が作られている。埋立により陸続きとなったハゲ島の周囲は急峻で頂上付近は平坦部がなく、遺構や遺物は確認できなかった。東側の海岸で滑石が混入された土器片（写真29，30）と黒曜石剥片を表採した。土器は沈線文が認められるが型式は不明である。海岸の遺物は令和２年の台風による高波で消滅してしまったが、山林内を確認したところ遺構と遺物は残っている。

「ハゲ島遺跡」がある舟志湾はリアス式海岸で山が海岸に迫り平坦地が少なく、小さな湾奥にある小河川の河口に石垣を築き、周辺の山の土で埋め立てて耕作地が作られている。舟志湾周辺の海岸は急峻な崖で通過できない箇所が多く、尾根に沿って目的地近くまで進み谷を下ることになる。舟志湾口の北に唐舟志、南に五根緒の集落があり、舟志湾側に海岸段丘が見られるがいずれも小規模である。舟志湾南側の２カ所に集落があったが、集団移住し現在は人の営みはない。踏査したが遺構や遺物は確認できなかった。

写真29　沈線文が認められる土器

写真30　同土器（内面）

（５）新規発見の遺跡番号12　「五根緒赤崎遺跡（仮称）」

①五根緒赤崎遺跡（仮称）

北部踏査が一段落したことで縄文時代の遺跡が見つかっていない舟志湾周辺踏査を始めた。北部で遺物が見つかる地形を検索した結果、上対馬町五根緒の赤崎周辺が候補地の一つとなった。地元住民に相談したところ、上対馬町五根緒赤崎周辺（図６）の所有者から踏査の許可をいただいた。岬基部～先端付近までは削平され畑となっている。東は北東風と波浪により侵食を受けた10㍍ほどの断崖で、西は段々畑があり海岸まで降りることが出来る。岬先端付近は竹が生い茂り容易に近づけず、開けた場所も枯れた竹や倒木で地面は見えない。畑の端（東側の断崖近く）を調べると、文様入りの土器片、土器底部、黒曜石剥片、サヌカイト製スクレイパー、磨製石斧、礫器、石錘を確認・採集した。潮位が高いと海岸は通過不能となるが、地元住民への聞き取りの結果山道があることがわかった。しかし、シカやイノシシの獣害と手入れがなされてなく、道は不明瞭で地図を見ながらの踏査となる。時間が制限される海岸からより山道を使った踏査が望まれる。

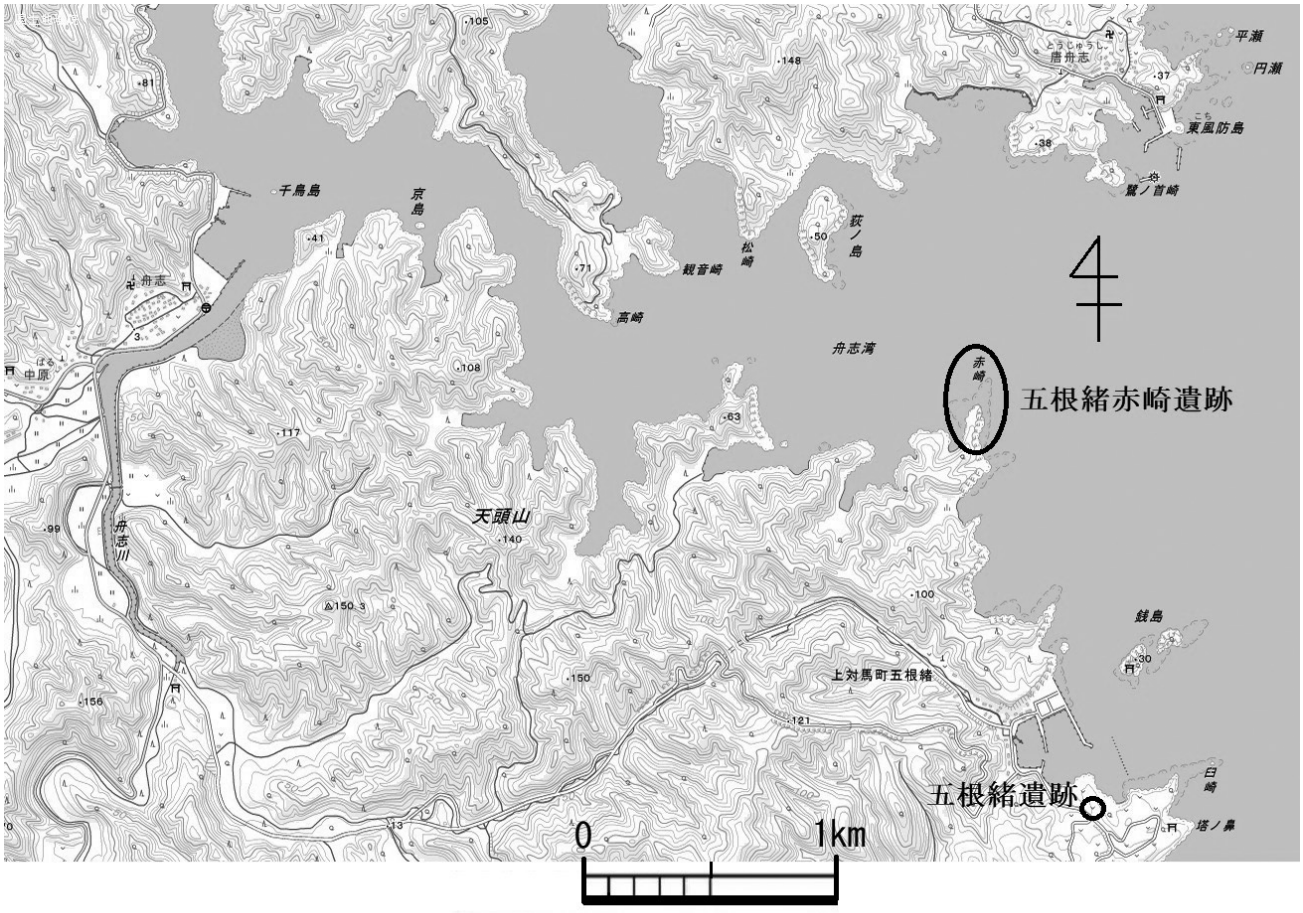

図６　五根緒赤崎周辺地図（国土地理院地図に加筆）Ｓ－１/30,000

②五根緒赤崎遺跡の遺物と遺構

貝殻で付けた文様が入った土器口縁部（写真31）、土器底部（同32）、サヌカイト製スクレイパー（同33）、砂岩製の磨製石斧（同34）、礫器（同35）、敲石（同36）黒曜石剥片（写真37）を採集した。土器（写真31）を見る限り口縁部から底部まで膨らみがないようである。外反しない口縁部を拡大すると文様は貝殻縁で付けられたものであることが判る（写真37）。口唇部は上下に波打ち、文様と口唇部の間に直線の条痕が確認できる。周辺の海岸で文様を付けたと思われる貝が見つかれば、対馬で作

られた証拠となるがまだ確認できていない。同じ場所で採集した土器底部の直径は４㌢前後で尖った平底である。胎土を見る限り土器口縁部（写真31）と同一土器ではない。砂岩製の磨製石斧は風化が進んでいるが全体が研磨されていたようである。また、破損した磨製石斧を再利用したと思われる礫器の石材は周辺から産出しない。スクレイパーは両側に丁寧に刃が付けられたサイドスクレイパーである。６個採集した黒曜石の２個は剥離面に光沢はなく灰緑色である。後日、長﨑菜々子が実施した分析の結果、淀姫系と針尾Ⅰ群がそれぞれ１個で腰岳系が３個、不明１個であった。「赤崎遺跡」対岸の唐舟志（とうじゅうし）の海岸・段丘上で採集した黒曜石は全てが腰岳系であった。海を挟んで1.2㌔㍍の距離であるが、違う産地の黒曜石が見つかることは興味深い。岬西側は竹が密生し通過は困難だが、段々畑があり海岸へ降りることが出来る。西側の段々畑及び海岸で遺物は確認できなかったが、岬基部から先端付近まで小円礫、拳大から人頭大の円礫が多数見られる。対馬の弥生時代に作られた墳墓の立地条件に合致するので、今後の調査により弥生時代の遺物が見つかる可能性は大きい。しかし、ここも段々畑を作るときに表土が採られているので遺構は破壊された可能性が大きい。

写真31　口唇部（写真右側）

写真32　土器底部

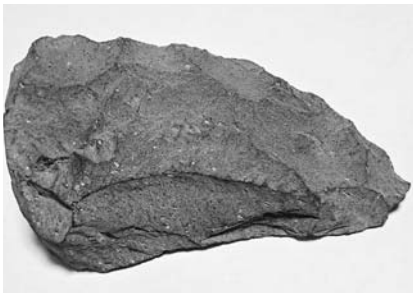

写真33　スクレイパー

写真34　磨製石斧

写真35　礫器

写真36　敲石

写真37　黒曜石製品

写真38　口縁部拡大写真

（６）新規発見の遺跡番号16　「女連立岩遺跡（仮称）」

①女連立岩遺跡（仮称）

女連立ノ根の山が迫る土砂が堆積した海岸の遺跡で、崖面から土器、頁岩製石器、黒曜石剥片が見つかる。昭和40年代まで麦・サツマイモなどの畑作が行われ削平されているが、遺跡南側の遺物包含層は残っている。遺物は南側の崖面に集中し、人頭大から長さ120㌢×幅60㌢×厚さ30㌢ほどの大きな石付近（写真39，40）に多く見られる。このことから、これらの石は遺構の一部ではないかと考えている。また、角礫を主体とする堆積層に貝殻片を含む二つの海砂の層がある（写真41-１，２）。この層が遺跡全体に広く分布するかは確認できていないが、海面が上昇したときの名残なのか、それとも誰かが運んできたものかは今後の調査で解明されると期待している。土器についてはクッキー状の焼成が悪いものばかりで型式のわかるものは見つかっていない。

図７　遺跡の位置（国土地理院地図に加筆）Ｓ＝１/30,000

写真39　遺物包含層（遠景）

写真40　遺物包含層（近景）

写真41- 1　海砂の層と包含層

写真41- 2　海砂と白い貝殻片

②「女連立岩遺跡」の遺物

遺物は削平されずに残った遺構と思われる石の周辺に多く見られ、土器は脆く文様は確認できない（写真42- 1，2）。黒曜石剥片（同42- 3）、打製石斧（同42- 4）、頁岩・ホルンフェルス製のスクレイパー（同42- 5，6，7）、砂利浜で自然面が残ったサヌカイトの礫（同42- 8）を確認・採集した。遺物は赤土混じりの小豆大から空豆大の長円形海砂の二つの層に多く見られる。石器は黒曜石とホルンフェルス・硬質の頁岩で作られたものが多い。遺跡下の砂利浜からサヌカイトの円礫が見つかっているのでサヌカイト製石器も出土すると考えているが、流水や波浪による崖面の崩落・遺物の流失が心配である。また、遺物が落ちていると思われる遺跡下の平坦地は、ハマゴウの群生があり踏み込むことは容易でない。葉が落ちる冬も密集した枝と漂着ゴミが絡んで遺物を見つけることは困難である。崖面は南側の一部が露出している他は、ハマゴウの枝が伸び見ることは出来ない。崖下の木材は、漂着したものを集めたものであり、ここで崖の土砂がせき止められ二次堆積層を形成している。この下から現在確認できる遺物より古いものが出土する可能性があると考えている。

遺跡下の海岸は大小の砂利が厚く堆積しているが、摩耗した土器や石器も含まれているはずである。石器石材のホルンフェルスと硬質の頁岩、サヌカイトは、形が崩れていても色と質感で判別できるので、使われている石材の使用比率が判りそうである。「越高遺跡」下の海岸ではサヌカイトの石器と小さな礫（剥片が摩耗したもの）が多く見つかる。次に黒曜石が多くホルンフェルスと続く。頁岩製石器は摩耗が進みやすく石器以外のものと見分けが付かないが、それらしきものを叩くと金属的な音がするので判別できる。根気を要することではあるがこの方法で「女連立岩遺跡」の石材使用比率を調べてみたい。

1　土器　　2　土器　　3　黒曜石剥片　　4　打製石斧

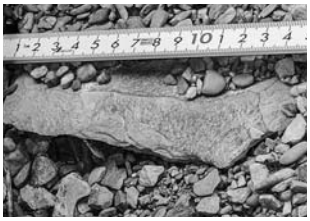

5　スクレイパー　　6　頁岩製スクレイパー　　7　スクレイパー　　8　サヌカイト礫

写真42　女連立岩遺跡の遺物

対馬に暴風雨をもたらした台風11号と14号が当遺跡に影響を与えてないかの確認踏査を令和４年９月25日（2022）行った。高波と強風により遺跡下のハマゴウの群落は幹だけを残す状態で、絡んでいた漂着ゴミと集められていた流木は見当たらない（写真43）。しかし、崖面は抉られ以前の包含層は崩落が進んでいたが、大小石を含む新たな包含層が現れている。遺跡下の平地やハマゴウの群落内で土器片（写真44）と黒曜石製鏃（同45）、スクレイパーを表面採集した（同46，47）。崖面に現れた大小の石の下で文様が入った土器を見つけ位置情報を記録後採集した（同48～50）。また、黒曜石製鏃は長身の鍬形鏃であり、縄文時代早期に特徴的なものである。土器が越高遺跡や夫婦石遺跡で出土する隆起線文土器であるなら、鏃が作られた時代と一致する。

写真43　幹だけになったハマゴウの群落

写真44　土器片

写真45　鍬形鏃

写真46　スクレイパー

写真47　スクレイパー

写真48　発見場所の状況

写真49　土器

写真50　土器文様入りの口縁部

（７）新規発見の遺跡番号20　「クノエ遺跡（仮称）」

厳原町椎根の佐須川左岸下流に位置する「クノエ遺跡」は、干拓で田畑が作られる前は遺跡下は海で、山林では段々畑が作られていた。役目が終わった段々畑は椎茸原木用のクヌギが植林されている。厳原町小茂田在住の伊原雅樹氏から、黒曜石を見つけたとの連絡を受け現地を踏査したところ、黒曜石剥片（写真51）、山林内で打製石斧（写真52，53，54）が見つかった。打製石斧（写真53）は畑を作る際に邪魔な石が積まれた一角で発見した。このようなことは耕作地が少ない対馬でよく見られる。２本の打製石斧の石材は発見地の上流で産出するホルンフェルスか硬質の頁岩と思われる。

写真51

写真52

写真53

写真54

長﨑菜々子が黒曜石（写真51）を分析したところ、２回とも印通寺？の結果が出ている（表３　令和２年８月18日（2020））。

4．対馬各地で採集した黒曜石の産地推定

長﨑菜々子小学２年生の夏休み、対馬の遺跡について調べるため上対馬町古里の「塔の首遺跡」、同町浜久須の「朝日山古墳」、上県町志多留の「大将軍山古墳」を訪れた。朝日山古墳では石棺墓の側面に朱色が残っていて感動したことを覚えている。３年生の夏休み、上県町にある「志多留貝塚」近くの川で黒曜石剥片と石斧、掻器を見つけ峰町歴史民俗資料館へ届け注記をして資料として保管された。初めて見つけた黒曜石が縄文時代の石器に使われていると知り、どんな人がどこから運んできたのか興味を覚えた。対馬北部の縄文時代の遺跡が上対馬町の「泉遺跡」だけであることがおかしいと考え、対馬北部の海岸や川を中心に踏査し、平成28年（2016）３月、上対馬町豊の海岸で土器と黒曜石などで作られた石器を見つけ対馬市教育委員会文化財課に報告､縄文時代中期以降の｢シレンナー遺跡」となった。目標にしていた遺跡の発見である。｢シレンナー遺跡」崖面や砂利浜で見つかる黒曜石を、壱岐市にある長崎県埋蔵文化財センターに持参し“蛍光エックス線分析器”を使用し産地推定を行ったところ、佐賀県伊万里市の腰岳系の結果を得た。なぜ黒曜石を分析することで産地がわかるか不思議だった。黒曜石は壱岐市の印通寺（いんどうじ）、針尾島周辺、淀姫など県内でも産出することがわかったが、対馬では産出しない石器石材となる天然のガラスである。誰がどうやって持って来たかを調べていると、韓国南部の東三洞貝塚でも腰岳系の黒曜石が出土していることがわかった。同時に縄文土器も見つかることから、韓国に一番近い対馬を経由して運ばれたのではないかと推測した。父と一緒に北部～方正部を中心に踏査した結果、上対馬町20カ所、上県町６カ所、峰町と厳原町の１カ所、計28カ所（図８～10）で黒曜石を採集し（●印)、一部を長崎県埋蔵文化財センターで成分分析・産地推定を行った（表３)。

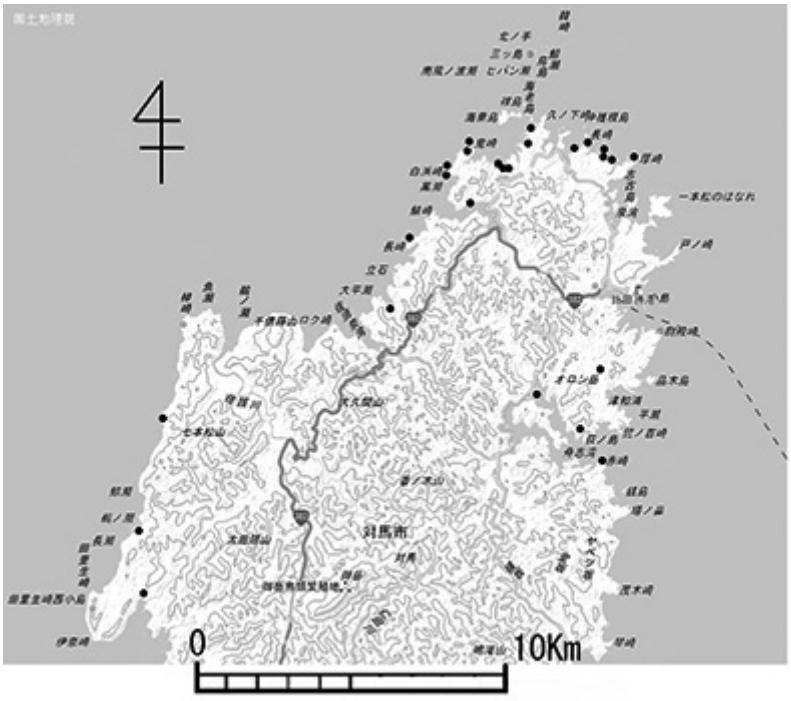

図８　（国土地理院地図に加筆）Ｓ＝１/25,000

図 9　（国土地理院地図に加筆）　S ＝ 1 /15, 000

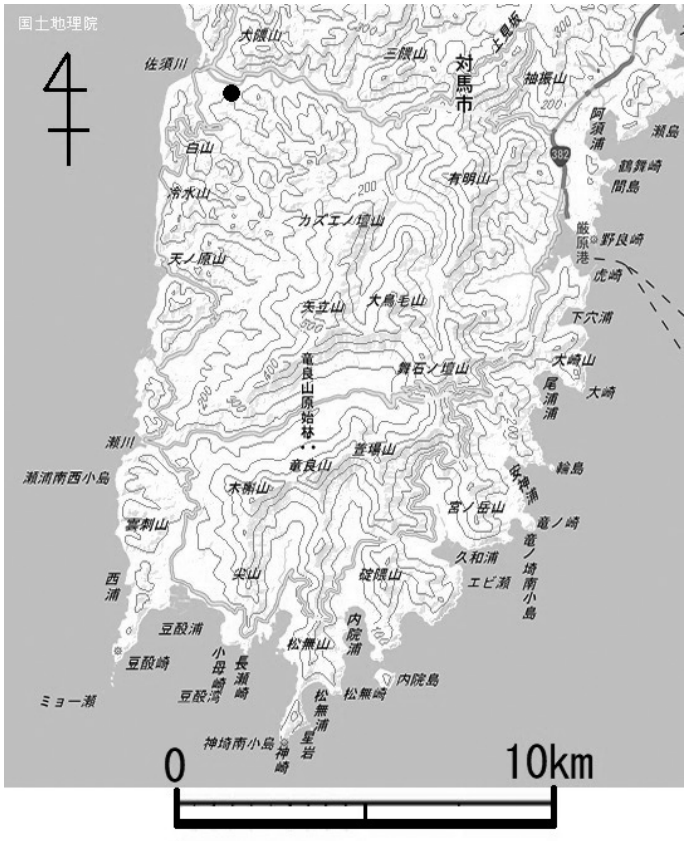

図10　（国土地理院地図に加筆）　S ＝ 1 /20, 000

表３　黒曜石の蛍光Ｘ線分析結果

令和２年８月18日（2020）分析

No.	採集場所	計測 ID	判定	K	Mn	Fe	Rb	Sr	Y	Zr	Rb 分率	Mn×100/Fe	Sr 分率	logFe/K
1	上対馬町豊シレイ	1 -01- 1	腰岳系	68. 696	21. 967	512. 363	295. 949	91. 144	124. 500	210. 540	40. 98	4. 29	12. 62	0. 87
2	上対馬町鰐浦ヒロセ	1 -02- 1	腰岳系	63. 616	22. 118	545. 789	289. 708	91. 262	122. 495	205. 427	40. 87	4. 05	12. 87	0. 93
3	上対馬町鰐浦ヒロセ	1 -02- 2	腰岳系	112. 942	21. 410	509. 295	300. 936	90. 319	124. 308	204. 324	41. 80	4. 20	12. 55	0. 65
4	上対馬町鰐浦鬼浦	1 -03- 1	腰岳系	67. 185	24. 117	584. 532	310. 869	96. 055	128. 609	216. 374	41. 34	4. 13	12. 77	0. 94
5	上対馬町鰐浦鬼浦	1 -04- 1	腰岳系	66. 377	22. 363	539. 732	313. 586	93. 117	126. 807	213. 374	41. 99	4. 14	12. 47	0. 91
6	上対馬町鰐浦垣瀬	1 -05- 1	腰岳系	64. 568	23. 283	540. 565	296. 777	88. 393	123. 279	204. 324	41. 64	4. 31	12. 40	0. 92
7	上対馬町鰐浦妙見	1 -06- 1	腰岳系	68. 139	24. 804	591. 838	322. 370	96. 089	133. 630	220. 568	41. 72	4. 19	12. 44	0. 94
8	上対馬町豊オエギ崎	1 -07- 1	腰岳系	71. 280	25. 214	606. 449	327. 300	99. 486	135. 299	220. 007	41. 85	4. 16	12. 72	0. 93
9	上対馬町豊厚崎	1 -08- 1	腰岳系	68. 069	22. 970	567. 875	314. 143	94. 442	127. 159	211. 525	42. 04	4. 04	12. 64	0. 92
10	上対馬町大浦赤崎	1 -09- 1	腰岳系	67. 996	23. 395	566. 138	307. 412	95. 657	127. 393	221. 913	40. 86	4. 13	12. 71	0. 92
11	上対馬町鰐浦ナカグラ	1 -10- 1	腰岳系	67. 145	24. 074	591. 458	306. 935	92. 626	125. 380	213. 465	41. 57	4. 07	12. 54	0. 94
12	上対馬町津和	1 -11- 1	腰岳系	125. 234	21. 312	495. 061	286. 402	87. 090	115. 982	197. 368	41. 70	4. 30	12. 68	0. 60
13	上対馬町大増ハゲ島	1 -12 point 1	印通寺？	61. 882	37. 340	919. 088	279. 390	21. 635	170. 872	613. 901	25. 73	4. 06	1. 99	1. 17
14	*上対馬町大増ハゲ島*	*1 -12 point 2*		60. 856	37. 291	924. 675	279. 295	21. 839	168. 839	625. 055	25. 51	4. 03	1. 99	1. 18
15	上対馬町豊若宮神社	1 -13-01	腰岳系	60. 508	22. 222	500. 843	287. 826	87. 477	121. 423	201. 543	41. 22	4. 44	12. 53	0. 92
16	上対馬町豊若宮神社	1 -13-02	腰岳系	69. 678	24. 169	570. 496	308. 566	94. 328	127. 291	210. 106	41. 68	4. 24	12. 74	0. 91
17	上対馬町豊若宮神社	1 -13-03	腰岳系	66. 309	23. 882	554. 055	302. 722	94. 968	125. 265	210. 881	41. 25	4. 31	12. 94	0. 92
18	上対馬町豊若宮神社	1 -13-04	腰岳系	77. 382	26. 825	635. 971	338. 348	100. 303	134. 327	227. 360	42. 28	4. 22	12. 53	0. 91
19	上対馬町豊不通浜東山林	1 -14- 1	腰岳系	70. 333	24. 634	596. 443	314. 987	95. 323	127. 551	213. 847	41. 90	4. 13	12. 68	0. 93
20	上県町志多留	2 -01- 1	印通寺	70. 598	35. 847	1020. 620	299. 081	23. 135	176. 271	644. 346	26. 17	3. 51	2. 02	1. 16
21	上県町志多留古谷川	2 -02- 1	腰岳系	69. 111	27. 481	598. 738	328. 513	99. 338	137. 782	225. 725	41. 51	4. 59	12. 55	0. 94
22	上県町志多留狩生	2 -03- 1	腰岳系	69. 541	23. 810	574. 038	319. 251	96. 425	133. 014	218. 174	41. 63	4. 15	12. 57	0. 92
23	上県町佐須奈大浦	2 -04- 1	腰岳系	59. 123	21. 241	503. 924	281. 621	87. 013	117. 708	192. 836	41. 46	4. 22	12. 81	0. 93
24	上県町佐護南里アクチ	2 -05- 1	腰岳系	66. 220	23. 252	589. 813	319. 747	98. 545	131. 162	223. 295	41. 38	3. 94	12. 75	0. 95
25	上県町西津屋オオセ岬上	2 -06- 1	腰岳系	69. 321	23. 201	580. 398	327. 557	97. 883	134. 295	224. 594	41. 76	4. 00	12. 48	0. 92
26	厳原町椎根くのえ	6-01-1 point 1	印通寺？	106. 258	38. 737	1070. 298	316. 521	22. 265	184. 192	657. 531	26. 81	3. 62	1. 89	1. 00
27	*厳原町椎根くのえ*	*6-01-1 point 2*		104. 769	36. 728	1043. 737	307. 297	21. 040	180. 099	637. 150	26. 82	3. 52	1. 84	1. 00

令和３年３月29日（2021）分析

No.	採集場所	計測 ID	判定	K	Mn	Fe	Rb	Sr	Y	Zr	Rb 分率	Mn×100/Fe	Sr 分率	logFe/K
1	上対馬鰐浦鬼ガ崎	鬼ヶ崎－No. 1	針尾Ⅰ群	63. 709	24. 415	702. 703	248. 102	169. 752	112. 602	350. 020	28. 18	3. 47	19. 28	1. 04
2	上対馬鰐浦鬼ガ崎	鬼ヶ崎－No. 2	腰岳系	68. 324	25. 213	580. 299	316. 987	97. 589	128. 569	229. 268	41. 04	4. 34	12. 63	0. 93
3	上対馬鰐浦鬼ガ崎	鬼ヶ崎－No. 3	腰岳系	64. 651	21. 954	579. 404	298. 963	87. 888	120. 024	208. 730	41. 78	3. 79	12. 28	0. 95
4	上対馬鰐浦鬼ガ崎	鬼ヶ崎－No. 4	腰岳系	60. 681	22. 506	511. 287	297. 217	89. 103	122. 647	206. 272	41. 55	4. 40	12. 46	0. 93
5	上対馬鰐浦鬼ガ崎	鬼ヶ崎－No. 5	針尾Ⅰ群	72. 788	28. 412	840. 434	281. 829	189. 339	121. 822	375. 140	29. 11	3. 38	19. 56	1. 06

令和３年８月６日（2021）分析

No.	採集場所	計測 ID	判定	K	Mn	Fe	Rb	Sr	Y	Zr	Rb 分率	Mn×100/Fe	Sr 分率	logFe/K
1	上対馬町大浦白浜崎北側	1 - 1 - 1	腰岳系	58. 097	20. 056	482. 154	281. 357	85. 930	117. 136	200. 808	41. 06	4. 16	12. 54	0. 92
2	上対馬町大浦白浜崎北側	1 - 1 - 2	腰岳系	62. 102	22. 654	532. 780	305. 521	93. 590	129. 308	212. 808	41. 22	4. 25	12. 63	0. 93
3	上対馬町大浦白浜崎北側	1 - 1 - 3	腰岳系	72. 359	25. 932	610. 989	341. 724	105. 115	137. 199	234. 954	41. 72	4. 24	12. 83	0. 93
4	上対馬町大浦白浜崎南端	1 - 2 - 1	不明	67. 135	26. 188	1632. 300	228. 634	301. 447	90. 535	310. 940	24. 54	1. 60	32. 36	1. 39
5	上対馬町大浦白浜崎南端	1 - 2 - 2	不明	48. 660	50. 592	878. 690	167. 826	415. 663	90. 181	256. 833	18. 04	5. 76	44. 67	1. 26
6	上対馬町大浦白浜崎南端	1 - 2 - 3	腰岳系	74. 125	25. 677	635. 611	341. 220	101. 828	138. 155	237. 786	41. 66	4. 04	12. 43	0. 93
7	上対馬町大浦白浜崎南端	1 - 2 - 4	腰岳系	103. 801	21. 302	501. 679	298. 160	91. 962	124. 346	213. 931	40. 93	4. 25	12. 63	0. 68
8	上対馬町大浦白浜崎南端	1 - 2 - 5	腰岳系	73. 843	25. 701	646. 975	334. 094	101. 330	136. 189	224. 352	41. 97	3. 97	12. 73	0. 94
9	上対馬町大浦白浜崎南端	1 - 2 - 6	腰岳系	64. 045	23. 909	536. 228	288. 678	87. 655	117. 291	197. 813	41. 75	4. 46	12. 68	0. 92
10	上対馬町鰐浦タカマ	1 - 3 - 1	腰岳系	60. 400	21. 475	496. 667	279. 723	86. 373	115. 433	194. 749	41. 36	4. 32	12. 77	0. 92
11	上対馬町豊若宮神社南岬	1 - 4 - 1	腰岳系	59. 377	19. 667	495. 632	292. 144	91. 303	123. 926	213. 941	40. 50	3. 97	12. 66	0. 92
12	上対馬町豊若宮神社南岬	1 - 5 - 1	淀姫系	67. 716	27. 039	824. 341	217. 273	194. 351	99. 363	366. 112	24. 77	3. 28	22. 16	1. 09
13	上対馬町豊若宮神社南岬	1 - 5 - 2	淀姫系	51. 157	22. 010	672. 089	198. 611	175. 780	91. 907	323. 197	25. 16	3. 27	22. 26	1. 12
14	上対馬町豊若宮神社南岬	1 - 5 - 3	腰岳系	74. 394	25. 833	641. 435	338. 391	103. 416	136. 693	231. 868	41. 76	4. 03	12. 76	0. 94
15	上対馬町唐舟志	1 - 6 - 1	腰岳系	58. 167	20. 877	510. 146	273. 424	83. 675	115. 489	192. 382	41. 12	4. 09	12. 58	0. 94
16	上対馬町唐舟志	1 - 6 - 2	腰岳系	60. 164	22. 333	555. 336	301. 944	94. 883	126. 885	221. 428	40. 52	4. 02	12. 73	0. 97
17	上対馬町唐舟志	1 - 6 - 3	腰岳系	63. 187	22. 436	582. 814	311. 047	93. 108	128. 206	214. 836	41. 63	3. 85	12. 46	0. 96
18	上対馬町唐舟志	1 - 6 - 4	腰岳系	68. 642	25. 525	618. 414	323. 741	96. 984	133. 831	220. 445	41. 77	4. 13	12. 51	0. 95
19	上対馬町シレンナー海岸	1 - 7 - 1	腰岳系	68. 563	25. 102	579. 801	310. 218	90. 446	124. 723	203. 888	42. 54	4. 33	12. 40	0. 93
20	上県町女連立岩海岸	2 - 1 - 1	腰岳系	65. 109	24. 109	559. 484	304. 949	96. 467	128. 821	213. 295	41. 01	4. 31	12. 97	0. 93
21	峰町木坂クサバ海岸	3 - 1 - 1	腰岳系	67. 741	24. 656	584. 630	315. 497	97. 168	129. 020	216. 935	41. 59	4. 22	12. 81	0. 94

令和４年３月29日（2022）分析

No.	採集場所	計測 ID	判定	K	Mn	Fe	Rb	Sr	Y	Zr	Rb 分率	Mn×101/Fe	Sr 分率	logFe/K
1	上県町女連立岩	5 - 1 - 1	腰岳系	157. 207	24. 880	627. 693	359. 000	103. 909	144. 207	231. 990	42. 78	3. 96	12. 38	0. 60
2	上県町女連立岩	5 - 1 - 2	腰岳系	75. 351	23. 160	558. 739	307. 323	92. 848	129. 343	214. 583	41. 30	4. 15	12. 48	0. 87
3	上県町女連立岩	5 - 1 - 3	腰岳系	68. 601	24. 339	593. 893	301. 291	98. 235	134. 399	226. 709	39. 61	4. 10	12. 91	0. 94
4	上県町女連立岩	5 - 1 - 4	腰岳系	69. 186	25. 276	595. 938	318. 816	96. 886	129. 815	214. 354	41. 96	4. 24	12. 75	0. 94
5	上県町女連立岩	5 - 1 - 5	腰岳系	67. 608	21. 298	532. 982	302. 992	91. 806	126. 788	211. 604	41. 33	4. 00	12. 52	0. 90
6	上県町女連立岩	5 - 1 - 6	腰岳系	127. 810	26. 940	650. 116	362. 187	104. 803	142. 702	231. 530	43. 05	4. 14	12. 46	0. 71
7	上対馬町五根緒赤崎	6 - 1 - 1	針尾Ⅰ群	91. 804	26. 993	773. 292	266. 285	183. 239	115. 893	356. 933	28. 87	3. 49	19. 87	0. 93
8	上対馬町五根緒赤崎	6 - 1 - 2	淀姫系	61. 382	25. 835	765. 256	218. 659	190. 318	97. 216	368. 408	25. 00	3. 38	21. 76	1. 10
9	上対馬町五根緒赤崎	6 - 1 - 3	不明	40. 186	42. 192	720. 000	143. 567	366. 079	81. 914	223. 614	17. 61	5. 86	44. 91	1. 25
10	上対馬町五根緒赤崎	6 - 1 - 4	腰岳系	68. 764	22. 980	596. 174	273. 789	81. 254	111. 039	178. 331	42. 49	3. 85	12. 61	0. 94
11	上対馬町五根緒赤崎	6 - 1 - 5	腰岳系	68. 132	24. 562	574. 340	315. 645	94. 374	131. 624	219. 597	41. 46	4. 28	12. 40	0. 93
12	上対馬町五根緒赤崎	6 - 1 - 6	腰岳系	63. 983	21. 758	540. 045	300. 316	88. 975	123. 953	202. 314	41. 97	4. 03	12. 43	0. 93

*斜体文字*は印通寺？の結果が出たので２回測定したが印通寺？であった。

４回の分析は上対馬高等学校在学中に長崎県埋蔵文化財センターの指導をうけ行った。

産地推定を行った黒曜石は父と一緒に採集したものと、父単独で採集したものを含む。

採集した黒曜石63個の分析結果は腰岳系51個（80パーセント）、印通寺３個（５パーセント）、針尾Ⅰ群３個（５パーセント）、

淀姫系３個（５パーセント）、不明３個（５パーセント）であった。腰岳系の黒曜石は全ての遺跡で出土している。印通寺の黒曜石は上対馬町大増の「ハゲ島遺跡」、上県町の志多留、厳原町の「クノエ遺跡」の３カ所と出土地は全島に散らばっている。「若宮神社遺跡」の５個の黒曜石は全て腰岳系であるが、160メートル南の岬上で採集した４個のうち２個が淀姫系である。「鬼ガ崎遺跡」の鬼ガ崎で採集した５個の黒曜石は３個が腰岳系で２個が針尾Ⅰ群の黒曜石である。対馬北東部に位置する「五根緒赤崎遺跡」で採集した６個の黒曜石は３個が腰岳系で、針尾Ⅰ群と淀姫系がそれぞれ１個、不明１個である。腰岳系と印通寺の黒曜石を運んだ縄文人は、腰岳→壱岐→対馬南端を経て西海岸を北上、もしくは腰岳→壱岐→対馬東海岸を北上する海路を利用したのではないか。針尾Ⅰ群と淀姫系の黒曜石を運んだ縄文人はそれぞれの産地→松浦→壱岐→対馬東海岸を北上したと考えられるが、対馬市教育委員会と熊本大学が行った「越高遺跡」発掘調査において出土した黒曜石の多くは腰岳系であるが、針尾島産のものがわずかにある。これは産地別の集団が壱岐を経由するときに混ざったのではないかと推測する。壱岐印通寺産の黒曜石が対馬で見つかることで説明がつく。

５．まとめ

縄文時代の遺跡空白地であった対馬北部踏査を続け、「シレンナー遺跡」「鬼ガ崎遺跡」が遺跡登録された。「シレンナー遺跡」で表面採集した土器が縄文早期の曽畑式土器であることが判り驚いている。朝鮮半島由来の土器が多く出土する「越高遺跡」と同じ時代に、対馬北部で縄文人が生活していた証拠である。「鬼ガ崎遺跡」を構成する標高10メートルから20メートルの鬼ガ崎では大量の黒曜石製品が確認できる。条件が良ければ西に朝鮮半島が望め、渡航してきた小舟や魚類、海獣を見張りながら黒曜石を加工していたのではないかと考えている。砂岩質の赤い礫が岬先端近くにあるが、烽火や灯明で合図を送っていた証拠ではないか。詳しい調査が待たれる。

令和３年５月（2021）、上県町女連立岩周辺で縄文土器と石器、石積みを伴う遺跡を発見し、令和４年９月（2022）の踏査において石積みの下で隆帯文土器を、海食崖面下の平坦部で縄文早期の特徴を持つ黒曜石製の鍬形鏃を確認・採集している。「越高遺跡」「夫婦石遺跡」と同じ対馬西部にあり「夫婦石遺跡」から南西へ２キロメートルと近いことから、３箇所目の朝鮮半島由来の遺跡の可能性がある。
長﨑菜々子が行った黒曜石分析は産地（出発点）と使用地（終点）が判り、対馬までの航路を推定することができ意義深い。

６．消滅の危機にある遺跡と消滅した遺跡

「シレンナー遺跡」は強風や高波、雨、野生動物の通過などで遺物包含層の崩落が進んでいる。新たな包含層も出ているが、大量にあった遺物は少なくなった。これからも定期的に訪れ見守っていきたい。令和３年５月（2021）、上県町の「女連立岩遺跡」南850メートル地点の多数の弥生土器（写真55）が露出する崖下の高潮線近くで、箱式石棺墓と思われる遺構（同56）を確認していたが、令和４年９月（2022）の台風11号と14号の影響を受け海食崖の弥生土器と遺構は消滅していた（同57）。昨年は対馬地方に影響を及ぼした台風はなかったことから、今回の台風により消滅したと思われる。対馬の縄文時代の遺跡の多くは海岸部にあり、調査される前に消滅してしまうのではないかと心配している。

写真55　石棺墓と思われる遺構（遠景）

写真56　石棺墓と思われる遺構

写真57　台風後の様子

7．謝　辞

対馬博物館の尾上博一氏、対馬市教育委員会文化財課の森悠統氏、熊本大学の小畑弘己先生、同志社大学の水ノ江和同先生、大瀬戸歴史民俗資料館の川道寛氏、長崎県埋蔵文化財センター（元職）の安楽勉氏には遺跡や遺物のアドバイスを頂き大変お世話になった。娘が新規の遺跡踏査を続けるきっかけとなった峰町歴史民俗資料館（当時）の阿比留伴次氏は、遺物鑑定や未周知の遺跡へ案内していただき、その後も情報交換を続けている。対馬北部踏査にあたり住民の皆様から地名と海岸の状況をご教授いただき、通過できない海岸の迂回ルートから踏査をすることができた。「西海考古」の皆様と、投稿を勧めて下さった水ノ江和同先生には感謝している。そして一緒に遺跡踏査を続けてくれた娘に『ありがとう』の言葉を贈る。

長﨑　章

『ここに土器があるよ、遺跡がありそうなので調べに来てみれば？』と声を掛けていただき、遺物表面採集の許可を下さった皆さん、黒曜石成分分析の指導をして下さった長崎県埋蔵文化財センターの皆さん、遺跡や遺物のアドバイスをいただいた熊本大学の小畑先生、同志社大学の水ノ江先生、対馬博物館の尾上さん、対馬市教育委員会文化財課の森さん、川道寛さん、安楽勉さん、阿比留伴次さんにお礼を申し上げます。これからの目標は、対馬全島の踏査と対馬で見つかっていない旧石器文化を見つけることです。最後になりましたが、好きなことをやらせてくれる両親に感謝しています。

長崎県立上対馬高等学校３年　長﨑菜々子

【註】

註１　川道　寛　氏（西海市教育委員会）実見（2020）

【引用・参考文献】

小畑弘己　2016　タネをまく縄文人－最新科学が覆す農耕の起源－
熊本大学考古学研究室　考古学研究報告　第51集・52集・53集・54集
坂田邦洋　1979　対馬越高尾崎における縄文前期文化の研究
長﨑章・長﨑菜々子　対馬島内の踏査記録2012～2022
長崎県教育委員会　1996　原始古代の長崎県　資料編Ⅰ
長崎県教育委員会　1998　原始古代の長崎県　通史編
長崎県埋蔵文化財センター　研究紀要　８号・９号・10号
長崎県埋蔵文化財センター　黒曜石の産地推定について（分析方法等記載）
東貴之　2005【資料紹介】「対馬の縄文時代遺跡－豊玉町内新規遺跡踏査報告－
水ノ江和同　2012　九州縄文文化の研究－九州からみた縄文文化の枠組み－
水ノ江和同　2022　縄文人は海を越えたか「文化圏と言葉」の境界を探訪する

【協　力】

長崎県埋蔵文化財センター

【研究ノート】遺跡は誰のものか―なぜ遺跡を保存するのか―

宮﨑　貴夫

はじめに－問題の発端－

「遺跡は誰のものなのでしょうか」と問われたのは、長崎大学多文化社会学部の野上建紀氏である。2019年５月に発足した「長崎県庁跡地遺構を考える会」の１回目の講演会を終え、第２回目の講演会の準備のために事務局の打合せを重ねていた頃、野上建紀氏の研究室を訪ねたことがあった。そこで遺跡保存の話題となって話し合っているなかで、野上氏から問われた言葉である。この問いは、あまりにも大きい問題と思えたので、そこで即答することはできなかった。だが、この問いは胸中に刻まれて、考えていくべき宿題として残った。

野上氏から「遺跡は誰のものなのでしょうか」という問いは、「なぜ遺跡を保存するのか」という問題と重なり合った課題であろう。ここでは、この問題について考えてみたい。

１．遺跡と発掘調査

文化庁によれば、日本国内には46万ヵ所の遺跡が存在するとされている。遺跡という言葉は考古学の学術的用語であるが、一般的な日常用語として通用している。1951年に制定された文化財保護法では、遺跡は文化財の一つとして「埋蔵文化財」、「埋蔵文化財包蔵地」という法律用語の名称で規定されている。

文化財については、文化財保護法で文化等の正しい理解のために欠くことのできないもので、且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり、貴重な国民的財産と定義されている。また文化財の種類については、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物・重要的景観・伝統的建造物群などの各種の文化財があげられ、埋蔵文化財も保護すべき対象の一つとして位置づけられている。

この文化財保護法の趣旨に基づき、地方自治体には教育委員会の行政組織や市役所の組織のなかに文化課や文化財課などの文化財担当部局（以下、文化財部局）が設けられて、専門職員が配置され文化財の保護に当たっている。文化財部局の埋蔵文化財担当部署では、「埋蔵文化財包蔵地」として登録した遺跡の場所・範囲を「遺跡地図」を作成して、遺跡が各種開発等で破壊されることのないように公開周知に努め、文化財保護行政に取り組んでおり、遺跡の発掘調査を実施している。

行政が、実施している発掘調査については、以下の二つの形態がある。

第一は、遺跡の存在する場所で開発が計画され、開発される部分について発掘調査を行うもので、図面・写真などの記録をとって調査報告書にまとめて調査成果を記録保存していくための調査であり、開発工事の事前に発掘調査が実施されるため、緊急発掘調査（註１）あるいは「記録保存調査」と呼ばれている。

第二は、将来的に遺跡周辺に開発が及ぶことが予想される場合、あるいは将来的に国や県指定の候補となる重要な遺跡になる可能性のある遺跡の場合に、遺跡の内容や範囲などを調べる範囲確認調査である。そして、国指定された遺跡（史跡）の環境整備を実施するために、調査指導委員会や整備委員会を設けて、委員の指導を受けながら発掘調査を実施する学術的調査がある。これらは遺跡保護・保存を目的としているので、「保存目的調査」と呼ばれている。

発掘調査は、重層的に地層が重なっている遺跡を、地表面から一枚一枚土層を剥ぎ取りながら発掘していくが、遺構等が確認された場合、その遺構面ごとに遺構の状態と配置状況、遺物の出土状況などを写真と図面で記録しながら掘り下げていくことになる。

「保存目的調査」の場合は、遺跡を保存していくために発掘調査を行うので、遺構をできるだけ壊さないよう必要最小限の発掘にとどめ、遺跡の範囲・内容・性格等を究明することが主眼となっている。「保存目的調査」の結果を受けて遺跡を保存して環境整備し活用していくためには、遺跡を地域の歴史・文化のなかに位置づけ、遺跡がもつ価値や可能性を引き出すことが必要になってくる。そのために文化財担当者は、発掘調査を遂行するだけでなく、遺跡を位置付けるために研究を行っていかなければならないのである。

開発工事に伴って実施される「記録保存調査」は、工事予定の範囲にある地層や遺構面をすべて記録して掘り下げていくので、発掘調査という行為によって遺跡に存在していた遺物と遺構の空間的関係・状況が破壊される。そして発掘調査が終了すれば、発掘した部分全体が建設工事によって破壊され消滅してしまう。そこで、かつて存在した遺跡を知る手だてとなるのは、発掘調査で出土した遺物と図面・写真の記録類、そして遺跡を記録した内容をまとめて作成される調査報告書だけが残る(「保存」される）ことになる。

開発工事に伴って実施された「記録保存調査」であっても、遺跡を発掘した成果である調査報告書記録が残って、その成果が「研究」に活かせるので良いのではないかという意見があるだろう。しかし、遺跡を発掘することは、過去の人々が遺跡に残した時・空間的な関係や状況が壊れ、二度ともとの位置に・姿に戻すことができない、“覆水盆に戻らず”の行為なのである。山中敏史氏が「考古学と歴史学」『日本の時代史』30（歴史と素材・吉川弘文館）のなかで、「発掘調査は同じ条件下では二度と繰り返すことのできない実験」と述べている（山中 2004 P.226）ように、発掘調査はその時点の研究に基づいた最新の調査技術で実施されているが、遺跡の現場は二度と再現できない一回切りの実験場なのである。

日本各地で発掘調査が行われることで、新しい知見がもたらされ、考古学研究は日進月歩で進んでいく。今後ますます進展していく科学的技術を組みこんだ調査方法をもって発掘調査を実施すれば、いまの時点では抽出できなかった情報や内容をもっと多く採取・抽出できる可能性がでてくるであろう。そのことが、遺跡をできるだけ手を付けずに後世に残したい理由の一つであり、これから後の世代が最新技術を使って発掘調査を行って研究できる可能性を残しておきたい、と考えるからである。なぜなら、遺跡は〈現在の人々のもの（資産・資源）ではない〉からである。

文化財保護法で「貴重な国民的財産」とされる文化財が、地域の人々に知られ愛されていくためには、地域の歴史・文化について住民・市民らに理解を深めてもらう必要があると考える。そのため地域行政では、地元の歴史・文化について知り、学んでいくための情報・資料を住民・市民に提供していくために、資料館・博物館・図書館を建設し、遺跡（史跡）の整備を行うなどの文化施策を実施しているのである。

文化財部局では、遺跡の発掘調査において、新しい発見などの調査成果が見られた場合には、地域住民・市民へ向けて現地説明会を開催している。これは、地元住民・市民に向けて、埋蔵文化財についての理解を深めてもらうために行っている普及活動である。地域住民・市民は、地元の歴史・文化について知り、学んでいく権利をもっていると考える。地域の歴史・文化の情報や知識が共有され、地元住民・市民が「地域の歴史」について理解を深めていくことによって「貴重な国民的財産」である文化財が、地域の人々とってより身近なものとなって愛され、守り伝えるべき大切な存在になって

いくのであろう。文化財部局が、文化財の普及・理解を推進するために、現場説明会や歴史講演会を開催し、遺跡を整備し保存活用を行っている仕事は、学生の教育や研究を目的とする大学等の研究機関の研究者よりも、地域の住民・市民と深く密接な関わりを文化財担当者がもっていることになる。近年、提唱されている「パブリック考古学」（松田・岡村 2012）とは、このような地域社会と関わりをもった活動・運動であろう。

2．遺跡（史跡）の保存整備の問題点

日本各地にみられる遺跡の保存・活用の施策については、地方公共団体が行政事務として業務をおこなっている。筆者が県の文化財担当として関わってきた原の辻遺跡の保存整備事業（2005年度～2010年度）では、原の辻遺跡の管理団体である壱岐市の文化財部局が、考古学、古建築学、古環境学、保存科学などの専門家の委員からなる保存整備委員会を設置して、年次計画で整備基本計画と実施計画を策定し、実施設計に基づいた環境整備を実施してきた。

原の辻遺跡の保存整備事業は、2003年度から一支国博物館と県立埋蔵文化財センターの基本整備・実施計画を、遺跡整備と一体的に進めてきたという経緯があり、県立埋蔵文化財センターが2009年11月に開設され、壱岐市立一支国博物館が2010年３月に開館した。

壱岐市の教育委員会文化財課では、原の辻遺跡の整備と一支国博物館の開館に向けて、原の辻遺跡保存等協議会でボランティアを募り、活動に文化財課の担当者が献身的に取り組むことで、原の辻遺跡をガイドする人材が「原の辻サポーター」として養成されることになった。原の辻遺跡の場合は、そのような保存活用の一つの事例としてあげることができるであろう。その取り組みの具体的な経緯については、2008年に著した『原の辻遺跡』（同成社）を参照していただきたい（宮﨑 2008）。

私が文化課に入庁した1970年代頃は、重要と判断される遺跡は国の史跡に指定して保護する「保存」が第一の課題であって、遺跡（史跡）の「活用」についてはまだ積極的な議論がなされていない状況であった。しかし、国史跡になって公有化されている土地が草ぼうぼうの状態で放置されているなどの指摘があり、また佐賀県有田の国史跡の窯跡が盗掘されるなどの問題が生起する出来事などが契機となって、史跡の活用と公開についての議論が行われるようになったという経緯がある。このように「活用」についての積極的な議論が行われ、「活用」が推進されるようになったのは、最近のことである。ここでは、それらの事例の詳細はあげないが、県の文化財行政を長い期間担当していたこともあり、文化財保護をめぐる情勢の変化を感じとることができた。

遺跡（史跡）の環境整備の方式には、発掘されて検出した遺構を現状で保存して公開する「現状保存」と、遺跡全体を整備の対象として建物群などの施設の復元をおこなう「環境復元整備」の、大きく見て二つの方法がある。

前者の発掘された遺跡の状況を見られる代表的な「現状保存」は、福岡市金隈遺跡の甕棺墓群の事例がある。金隈遺跡は1972年に国の史跡に指定され、甕棺墓群を屋根で覆って1985年より金隈甕棺史跡公園として公開されている見学者は、現状で保存された現場の遺構の状況を見て、自らの身体的感覚で感じ取れる現実の迫力と臨場感が体験できるであろう。しかしこの露出展示を維持していくには、地表面の乾燥と湿度のバランスをとって状態を保持し劣化を防いでいかなければならないなどの基本的な課題がある。金隈遺跡展示館では、経年変化によって生じた状態を保全してリニューアルを行って、2019年に公開を再開している。

そして後者の集落遺跡全体の復元整備を行う先駆けの事例となったのは、2001年に国営吉野ヶ里歴史公園として開園した吉野ヶ里遺跡である。この他に、大阪府池上曽根遺跡史跡公園（2001年開園）、

青森県三内丸山遺跡史跡公園（2006年開園）、原の辻遺跡一支国王都復元公園などにおいて環境復元整備が進められてきた。これら1990年代～2010年頃にかけて実施された集落の復元整備では、何棟もの建物の復元を行う建物復元が主流となって進められてきた感がある。筆者もそのような情況のなかで、原の辻遺跡の復元整備に加わってきた担当者の一人ということになる。

しかし、「復元バブル」のように日本各地で進められてきた復元整備については、鈴木博之氏など一部の建築学者が批判を行って問題が提起されていた。鈴木氏は、『都市のかなしみ』（中央公論社）４章の「復元から見えるもの」のなかの「復元バブル」の節で、①～③の問題提起を行っている（鈴木 2003）。

①復元がなされると、その復元遺跡や復元建造物はにわかに客観性を帯びてしまう。そしてあたかもそれが歴史的事実であるかのような存在となる。

②復元の問題点の最大の部分は、実にここにある。復元がどれほど大きな力をもつか、それを知っているからこそ復元作業はなされ、「歴史」が実像となる。

③いくつもの可能性のある復元案のなかから、ひとつの復元案が実施されるとき、過去のすがたはたったひとつの姿に狭められてゆく。そうして実現された復元だけをベースに歴史のイメージが形成されてゆくなら、はたして歴史的過去は豊かになったといえるのか。

このように、鈴木氏は「復元バブル」の時代に各地で進められていた復元整備の抱えている問題点を指摘している（鈴木 2003 P.168-169）。

集落遺跡のなかに実寸大でいくつもの復元建物が再現されれば、訪れた見学者に当時の遺跡の具体的な姿を喚起することができる。だが復元建物については、鈴木氏が指摘しているように建築史の専門家によっていくつもの復元案があるなかの一つの案が復元建物として採用されているということや、そして復元終了後に研究が進展したことで建物に関して新たな事実が判明した場合に、建物を建て直すことができなければ、鈴木氏がいうようにそれが歴史事実であるかのような実像として誤った情報を伝えつづけてしまう、という問題がでてくる。

絵画史料などの情報がほとんどない縄文時代や弥生時代などの先史遺跡では、世界の民族誌、わが国の民俗誌・古建築学の研究成果などから建物の姿をイメージして再現することになる。遺跡の考古学的調査によって判明した住居跡、建物跡の柱穴などの規模・位置関係についての事実関係は間違いないのだが、発掘調査では確認できない上部構造の建物施設については古建築学の専門家に判断を委ねなければならない。

弥生時代の建物を画いた絵画史料は、高床倉庫（神殿）や唐古鍵遺跡で楼閣といわれている線刻で描かれた土器などの資料による僅かな情報がある程度である。唐古鍵遺跡では、楼閣と思われる線刻画の土器片から建物の復元を行っているが、それはあくまで線刻画の情報からイメージで想像した模造建物（レプリカ）にすぎない。三内丸山遺跡の大型掘立柱建物や吉野ヶ里遺跡の物見櫓などの復元建物についても、その復元された姿やあり方については、建築の専門家のなかでその是非が論議されている。

鈴木博之氏は、建築史家によって復元される建物の評価（建物像）について、さまざまな意見があることを指摘している。整備委員会では、いくつかの復元案をあげて検討を行い、そのなかで選択されたひとつの案で復元整備を実施していくのであるが、復元整備された姿について、別の研究者からみると知見的に納得がいかないということになるのである。

また、ジャーナリストで考古学研究者でもある宮代栄一氏が指摘しているように、三内丸山遺跡の「縄文文明論／縄文都市論」や吉野ヶ里遺跡をはじめとする「邪馬台国論」などの解釈された遺跡の

「歴史像」についても、まだまだ議論が続けられている、という現状もある（宮代 2002）。

考古学研究は、遺跡の発掘調査による新しい発見によって、それまでの研究成果が書き換えられていく学問である。したがって、現時点で復元整備というかたちで「集落像」を固定化されてしまうと、鈴木博之氏が指摘するように、新しい歴史事実が出てくれば、それによって再現される「集落像」とはそぐわないものになる、ということであろう。

このように、これまで専門家らによって構成された整備委員会で推進されてきた「復元バブル」期の整備復元のあり方については、これから、歴史的な評価が行われていくであろう。この「復元バブル」期の模造建物として建てられた施設は、数十年後には当時ブームであった復元思想を物語るモニュメントとなってしまうのであろうか。「復元ブーム」が過ぎ去った現在（いま）、新しい保存整備のかたちを模索していかなければならない。

3．保存活用と共有化のかたち

遺跡の復元整備については、先に述べたような問題・課題があって、「建物復元」一辺倒のやり方を見直して、遺跡（史跡）景観を活かした保存整備の方法を模索していくことが必要と思われる。

第一は、遺跡（史跡）の周辺が著しく都市化されず、遺跡周辺に当時の情景を彷彿させるような歴史景観が残っている場合には、高額な費用をかけ何棟もの復元建物を建てていく保存整備のかたちを必ずしも取る必要がないのではないか、という提案である。

第二は、21世紀の現在、コンピュータグラフィック技術が格段に発達しているので、VR（バーチャルリアリティー）やAR（拡張現実）を使った映像で当時の遺跡の状況を再現して見せることが可能になっている。それらの最新機器を活用した保存整備が考えられるのである（註２）。

先にも述べたが、考古学は、研究が進展することによって内容がどんどん書きかえられていく進化系の学問である。古い研究成果のままで固定した復元整備で放置しておけば、鈴木博之氏が指摘するように間違った情報を伝えてしまうことになる。その点では、専門家によって検討したVR/AR技術によって当時の集落景観や建物群の姿の映像を再現すれば、あくまで現時点での復元の姿としてことわりをつければ、新たな発見によって修正・改善すべき点がでてきたときにも、変更・改良が容易であるという利点がある。VR/AR技術によって当時の集落景観や建物群の姿が再現されれば、遺跡公園の資料館・ガイダンス施設や広場などにおいて、デジタルシステムを活用したタイムトラベル（時間旅行）が可能になってくる。遺跡（史跡）を公開していくための理想をいえば、研究等によって新しく判明してきた最新の遺跡像を、見学者に提供していく、「進化していく遺跡」の展示公開が望まれる、ということであろう。

展示公開のやり方については、一定のアミューズメント性は必要とは思われるが、最新のバーチャル・リアリティだけを優先した構成にしてしまえば、ファンタジーやエンタテーメントの体験を売り物にした娯楽施設と同様になってしまう可能性がある。当然のことであるが、遺跡（史跡）の展示公開は、あくまでも学術的・教育的な観点を踏まえていかなければならないものである。

昨今の新型コロナ禍の情況を、10人の僧侶が世情を論じた『不要不急』（新潮新書）という小冊子がある。そのなかで南直哉（みなみじきさい）氏が執筆している「「遊戯」の領域」の節で、「現今急激に進展するIT・AI技術は、まさに身体性の消去を目指す技術とも言える。バーチャルティ、人工知能、ロボット・サイボーグ技術、それらはまさに身体性の代替と拡大がテーマである。これは言い方を変えれば、身体性の消去を目指しているということだ」と述べている（南 2021 P. 229）。

考古学は、もともと遺跡という実体を相手に発掘調査というフィールド・ワークを基本として研究

を行う学問である。環境整備された遺跡のなかでは、発掘調査で検出した状況を見学者に体験してもらうため、遺構を現状保存した整備も行われていることは前述した。南直哉氏が指摘する「身体性の消去」という言葉を受け止めると、遺跡の保存整備においては、バーチャル（架空現実）ではない、見学者自らの身体性と五感を使って遺跡・遺構を実感できるような施設づくりが必要とされているということになるのであろう。遺跡（史跡）の環境整備においては、従来の復元建物（レプリカ）一辺倒の整備方針は反省していかなければならないが、デジタル技術を活用した整備だけでは問題が生じてくる可能性があるのであろう。

遺跡（史跡）の保存整備事業は、文化財担当部局が設立した保存整備委員会のなかで、基本計画、実施計画、実施設計を作成され、それに基づいて事業費を予算化して、環境整備を実施している。このように行政が主導して実施している従来からの整備方式は、今後も変えていく必要はないと思っている。だが、前述したように、保存整備と活用のあり方、とくに遺跡を活用して活性化していくためのソフト面については、行政と遺跡関係の専門家だけで決めていくのではなく、「まちづくり」のメンバーや各分野の幅広い有識者や市民らの意見を反映するために会議の場を設け、遺跡ガイドが活動しやすい活用面のソフトやシステムづくりを工夫していく必要があると考える。

地域社会学の山下祐介氏は、著書『地域学入門』（ちくま新書）のなかで、文化財の保護は住民自身の努力や協力によってはじめて意味あるものになることを指摘している（山下 2021）。遺跡（史跡）も保存活用においても、住民の参加、協力と理解がなければ、文化財へ愛着をもって自らで守り伝えていこうという自発的な意志は生まれてこないということになる。

ハード・ソフト面の活用方針が整えば、遺跡ガイドが常駐するガイダンス施設や資料館が、遺跡見学者の理解を助けるための施設であるだけでなく、市民を巻きこんだ各種のイベントを開催する拠点になってくるであろう。その実例は、先に述べた原の辻遺跡の事例を参考にしていただきたい。

このように「遺跡をどのように再現して見せるのか」という課題と方法については、「建物復元ありき」の整備から、市民に愛される遺跡として、時代の変化に対応した発想の転換を図り、新しい保存整備・活用のかたちを模索していく必要があると思われる。

近世長崎とオランダとの交流を物語る出島和蘭商館跡については、「出島」を描いた絵画史料や写真史料など多くの情報があって、より精密で客観的な復元がおこなわれている。しかし、そのように復元された施設であっても建物自体は原寸大に仕上げられた模型（模造建築）であることには違いはない。文化・社会地理学の大平晃久氏は、建物復元が行われ2006年に入場有料化を始め、観光地となった出島の姿に対して、テーマパーク的な閉ざされた空間と化していると問題を投げかけている（大平 2014）。これは、「観光」と直接に結びつく地域資源としての遺跡（史跡）のあり方が問われているのであろう。

遺跡（史跡）の保存活用という側面では、「まちおこし」や「観光」の地域資源として活用したいという意見が当然でてくる。「まちおこし」で活用することよりも、ここで問題なのは「観光」を第一に優先する活用策だと思える。平戸市は、市が管理する亀岡公園のなかの懐柔櫓（模造建築）を宿泊施設としてリニューアルして、2021年４月から１日１組限定で観光客に提供するサービスを開始して話題をよんでいる。文化財を「観光」に活用していくには、さまざまな意見がでてくるのは当然であろう。平戸亀岡城跡は、国指定史跡になっていないが、城の区域は「埋蔵文化財包蔵地」として文化財に登録されており、土地の開発等が行われる場合には規制・制約を受ける区域なのである。

国特別史跡の佐賀県吉野ヶ里遺跡や国指定史跡の鳥取県妻木晩田（むきばんた）遺跡では、復元した竪穴住居で宿泊体験を行っている。これらの遺跡の事例では、教育・学習という目的が主眼となって、遺跡（史跡）

内に復元した施設において宿泊体験を実施していると思われる。また、国指定文化財である有形登録文化財に登録された老舗旅館には宿泊することができ、観光客もそのような由緒ある旅館でくつろげることを楽しみにしている。

しかし平戸亀岡城の場合は、「模造櫓」に１組１泊67万～101万円（税込み）という高額な宿泊費を設定して富裕層をターゲットにした「観光」施設として活用がなされており、文化財が「貴重な国民的財産」であるとする文化財保護法の趣旨・観点からみると、その活用法は公平性を欠いているように思える（註３）。そしてなにより、平戸亀岡城は市民らが地域のシンボルとして誇りにしている場所である。野上建紀氏が「遺跡は誰のものなのでしょうか」と問うた言葉が想い起こされる。このように文化財の保存活用について問題提起している平戸城跡のように、遺跡（史跡）の「観光」への活用については、文化財保護の理念を考慮した議論が必要になってくるであろうし、さまざまな意見を踏まえて検討しなければならない課題になっているのではないだろうか。

最近の世界的な思潮のなかでは、私有でも国有でもない《コモン》という概念が論議されている（斎藤 2019）。これは、〈文化財の共有化〉という問題ともからんでくる課題でもあろう。すなわち、遺跡（史跡）の保存活用においては、文化財が地域社会において〈共有化〉されることが求められており、「観光」のような政治的・経済的な観点だけでなく、地域の文化財がもっている歴史的・文化的・教育的な観点で進めていくべきであろう。

このように、文化庁が「国民共有の財産」という文化財が、地域住民に〈共有化〉されているのかという問題は現代的で重要な課題でありこの遺跡の保存活用という課題は、「貴重な国民的財産」と〈文化財の共有化〉いう観点に立って、専門家や学識経験者だけでなく民間を含めた幅広い人材を結集して議論を行い、どのような方法やかたちが最もふさわしいのか、もっと幅広く深く検討していく必要のある喫緊の課題であろう。

４．考古学と現代社会

「パブリック考古学」は、21世紀に入ってから盛んに論じられるようになった（松田・岡村 2012）。そのような〈考古学と現代社会〉との関わりをテーマとして、先駆的に論じてきた研究者の一人として田中琢氏をあげることができる。田中琢氏は、1986年に刊行された『岩波講座日本考古学』７「現代と考古学」の「総論―現代社会のなかの日本考古学」のなかで、「なぜ遺跡を保存するのか？」という現代の考古学にとって根本的な課題といえる問題提起を行っている（田中 1986）。

> 社会には、遺跡や発掘調査に対するこれほどの関心がある。それにもかかわらず、「なぜ遺跡は保存せねばならないのか」、「なぜ破壊される前に発掘調査をせねばならないのか」、そのような質問は絶えることがない。そのとき、考古学研究者は、まず、遺跡はわれわれの歴史を物語る情報源だから、といった回答をする。すると、「歴史の研究の資料か」、それなら「われわれのいまの生活とはあまり関係ないな」、そんなつぶやきが質問者の胸のなかにあるのが目に見えるような状況にぶつかったことがある。発掘の完了した遺跡、発掘によって情報収集ずみの遺跡、「それをなぜ残さなければならないのか」、このような質問もある。それには、「将来新しい発掘や調査の技術が開発されたとき、それによって現在の技術では回収できない情報を回収できるようになる可能性があるからだ」、このような答えも用意されている。確かにこれらの答えは、誤りではないし、正しいだろう。しかし、質問者のこころのなか、いや、はっきり口にだした人もいたが、「それでは遺跡は学者先生がたのために残すのですか」、このような質問をうけた人もある。まちがいなくこの種の雰囲気が遺跡や考古学の周囲にただよっている（田中 1986 P. 18-19）。

田中琢氏は、平城宮跡の研究職員として調査に携わり、文化庁の調査官を経て奈良国立文化財研究所の所長になった、国の文化財行政畑を長く歩んできた考古学者である。日本全国の遺跡保護の課題と真摯に向き合ってきた田中氏の証言が、そこに記されている。

文化財保護法において文化財は、「貴重な国民的財産」であると謳われている。また、文化庁が、平成10年９月29日付で都道府県教育長あてに通知した文書（「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」）では、埋蔵文化財は、国民共有の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産と記されている（和田 2015）。しかし、市民が「それでは遺跡は学者先生がたのために残すのですか」と、田中氏に問うた言葉は、遺跡が〈学者の独占物〉になっていないかという疑義と、遺跡が市民にとって〈共有物〉になっておらず、文化財が市民に〈共有化〉されていないという事実関係を鋭く突いている指摘と思われる。

遺跡を研究している考古学的な成果については、研究会での発表や論文に執筆していくことで、研究者間のなかでは〈情報の共有化〉がされていることになるだろう。しかし、〈情報の共有化〉という観点にたてば、これらの研究によって明らかになってきたことについては、概説書や市史などの刊行物によって、あるいは歴史講演会の開催などを通じて、学術的な研究成果を分かりやすく地域住民に伝えて還元していく必要があるのではないだろうか。

それでは、市民が田中氏に問うた、われわれの身近にある地域の歴史的遺産である遺跡（史跡）は、何のために残し、保存するのであろうか。遺跡とは、誰のものなのであろうか？

５．何のために、誰のために残すのか

田中琢氏と佐原真氏の共著『考古学の散歩道』（岩波新書）には、田中氏が著した「文化財保護の思想」というエッセイがある。そこで田中氏は、400万人以上が犠牲になったアウシュビッツ収容所で生き残った数少ない証人であるカジミェジ＝スモーレン氏が1988年に来日した際のエピソードを紹介している（田中・佐原 1993）。

スモーレン氏は、「いま、日本人になにを望むか」と新聞記者が質問したことに対して、アウシュビッツ収容所で「かつてなにがあったのか、それを正確にただ知ってほしい」と語った。その言葉を引用して、田中氏はわれわれが過去をふりかえり、歴史をかえりみる原点がここにあると、人類が二度と繰り返してはいけない教訓を学ぶために遺産として残す、歴史遺産を保存する意味・意義を述べている（田中 1993 P. 201）。

歴史哲学者の野家啓一氏が、1985年にネオナチなどの極右の人たちから「ナチスによるユダヤ人大量虐殺は存在しなかった」とする「アウシュビィツの嘘」と呼ばれるキャンペーンが張られるという状況があり、そのなかでヴァイツゼッカー大統領（当時）がドイツ連邦議会において「荒れ野の40年」という演説を行った「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となる」という一節を含む演説が世界中の人々に感銘を与えた、というエピソードを紹介している（野家 2007 P. 24）。

体に深く刻まれた生の記憶も、歳月が過ぎればしだいに風化する（註４）。いつも人間は論理的に判断し理性的に思考しているのではなくて、ときに情動的で感情的な振る舞いにおよび、「節度を失って、過剰に暴力的になる」（内田 2020 P. 275）こともある。そして人間は、虚構や認知バイアスにとらわれやすい存在である。ホロコーストが起きたドイツでは、その教訓を踏まえた徹底した教育が行われているにもかかわらず、国民のなかにはホロコーストはなかったと信念をもつ人々がいまだに存在していることは、その現実を示しているのである。

アウシュビッツなどの収容所で行われたホロコーストについては、数々の報告と体験記が書かれて

いる（フランクル 2002、レーヴィ 2017ほか）が、いつか「実際にはホロコーストはなかったのだ」という幻想が多数を占めてしまう、そのような危惧がまったくないと断言できないことを示唆している。それは、実態について書き記した書物だけでなく、〈どのような場所で、それは起きたのか〉を証言してくれる生き証人としてのアウシュビッツ収容所の現場が必要であって、そのためにその場所を保存して残す必要があるのであろう。それは、〈過去にあった歴史を如実に示している文化遺産をなぜ保存していかなければならないのか〉という理由と現代的な意義を、私たちに示している。

多民族国家であったユーゴスラビア連邦は、連邦の解体によって1991年から2001年にかけて民族間内戦が起こった。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、国立・大学図書館、寺院、新聞社、病院、カルチャーセンター、議会など、都市の記憶を貯えている場所が破壊され、多くのムスリム（イスラム教徒）が「民族浄化（ジェノサイト）」の犠牲になった（港 1996）。とくに最初に標的となって破壊されたのは、民族の〈歴史・文化・知の体系〉である図書・文書類が収められていた国立・大学図書館であった。それは民族のアイデンティティとしての基盤である歴史・文化の記憶を消し去ろうとした意図的な行為であって、ナチスがユダヤの民に行ったホロコーストと同様の許されない卑劣な行為であるといえる。

2022年２月24日、ロシア軍がウクライナに侵攻を開始し、街が破壊され戦地になった場所から多くの市民が他国へ避難している。ウクライナの国の主権と独立が脅かされ、そのような悲惨な状況をみると胸が痛み苦しくなる。世界遺産の教会などが破壊され、戦地の博物館から貴重な文化財も略奪されたとも伝えられている。一日も早く戦争が終結して、平和でおだやかな日常が戻ってくることを願わずにはいられない（註５）。このウクライナやユーゴスラビアの戦争の状況をみると、「国家」、「民族」とはいったい何なのか、という根本的で根源的な問いが投げかけられてくる。それは、私たちの拠って立っている「国民国家」、そしてエスノ・アイデンティティの問題である。

アウシュビッツ収容所跡、沖縄の戦跡遺跡、広島・長崎の原爆遺構、東北大震災の震災遺構など〈物言わぬ歴史の証人〉がある現場の遺産は、人類への警告と歴史の教訓となってわれわれに訴えてくる。沖縄県佐喜眞美術館館長の佐喜眞道夫氏は、沖縄にある戦跡遺跡を「過去を未来へつなぐ現場」であると語っている（註６）。

私たちの身近にあって目にすることができる遺跡は、遠い昔に過去にあった出来事や物語ではない。現代に残っている、いま現実に私たちと共にある同時代的な存在である。そして、その場所で生きた過去の人々の生活文化や行動の軌跡が、「歴史の記憶」として土地に刻まれ、積み重なった地層として残っている場所、それが遺跡である。

地域社会学の山下祐介氏は『地域学入門』（ちくま新書）のなかで、足もとの地域を知ることが、自分を知ることにつながるとして、地域を知ることは、「私」とは誰なのかを知ることである。その地域のことを知らずして、私とは何かを語ることはできないと述べている。また、現代に生きる私たちにとって、もっとも直接で正確な地域の原型は江戸時代の求められるとして、江戸時代に形成されたものが、その後の日本の基礎になっていることを指摘している（山下 2021）。

日本の主要都市は、古代から存続している京都、中世に政所があった鎌倉や対外貿易都市であった博多・堺・大坂などを除けば、江戸や城下町などの江戸時代に成立した都市が基礎となって、現在の都市につながり発展してきたものが多い。長崎の市街地についても、戦国時代末期にポルトガルとの貿易を行うために港が開かれて町の礎ができ、江戸時代に幕府の鎖国体制のなかで西欧と中国との国際貿易が行われることで成長・発展した都市である。それらの都市の足もとの地中には、遺跡が埋まっている。現在その場所生活している住民は、過去に生きていた人々と、歴史の基層文化としての「歴

史の記憶」でつながっていることになる（宮﨑 2020b）このように自らが生活している地域が都市遺跡と重なっている場合には､山下祐介氏がいうようにその場所が､生活している人々のアイデンティティの拠り所になるということであろう。

しかし、住民自らが生活している場所に遺跡が重なっているということは意外に知られていない。そのことを正しく伝えて、保護の手立てをしていかないと、知らないうちに壊されているかもしれない。そのようなケースでは、将来に伝え残しておくべき「歴史の記憶」が消し去られて、地域にとって大切なものを失ってしまうのであろう（宮﨑 2020c・註７）。

日本思想史の末木文美士氏は、著書『日本の思想をよむ』（角川ソフィア文庫）のなかで、過去を切り捨てるところには何も生まれない。過去をしっかり踏まえ、捉え直していくことによってのみ、未来が開かれてくるのである、と述べている（末木 2020）。また美術史家の若桑みどり氏は、『絵画を読む』（日本放送出版会）で、伝統のないところにはほんとうの意味で革新もないのではないだろうか。革新とは伝統を変えることだからである、と指摘している（若桑 1993）。末木・若桑両氏が述べていることを敷衍すれば、過去や伝統のあるところに革新が生起するということであって、地域に残っている文化財、遺跡を「伝統」（＝「現代」）として捉え、その歴史・文化を学び知ることによって、はじめて地域を変えていくことができるのであろう。

おわりに

これまで述べてきたことを、ここでまとめてみると、遺跡（史跡）とは過去の人々と私たちが「歴史の記憶」でつながりをもつ〈地域の宝〉（文化財）であり、地域の歴史的・教育的な資産として人々に誇りを与えるものである。そして、地域の人々自らのアイデンティティを構築していくための、あるいは自身を知るために姿を映す鏡のような存在であって、また地域を革新していくために欠かせない素材・資源である、ということであろう。

遺跡（史跡）などの文化財が、〈地域の宝〉として住民・市民に共有されていくには、人々が地域の歴史・文化を学び、知ることが必要であり、そのことによって地域の認識が深まり、文化財が何ものにも代え難い価値をもつ地域のシンボルとして自覚されていくことになるのであろう。地域の人々に〈地域の宝〉として〈共有化〉されることによって、住民たち自身が守り伝えていく大事な存在になるのであろう。

〈遺跡は誰ものか？〉という野上建紀氏の問題提起に対して、この小論では十分な答えになっていないと思われる。だが、ここでささやかな見解をまとめたことで、議論のたたき台はできたようである。この問題については、これからもいろいろな方々と語り合っていかなければならないのだろう。

【謝　辞】

野上建紀氏から問われた〈遺跡は誰のものか〉という設問にたいして、ささやかな小文をまとめてみました。今回も考古エッセイのような文章の掲載をお願いすることになります。『西海考古』を主宰されています古門雅高氏と渡邊康行氏に感謝を申し上げます。考古学は、どうしていまの世界にいたったのか、そのことを人間の歴史の起源から現在までを通時的に探究していくことができる学問であると思います。そしてそのためには、広く議論を行っていく必要があります。そのような開かれた場である『西海考古』の継続を、考古学徒の一人として願っております。そして、今回の課題について考えるきっかけをいただきました野上建紀氏に感謝を申し上げます。

【註】

註 1　英語ではサルベージ・アーケオロジー（救出考古学）というが、この言葉の方が調査の実態を示していると思われる。『日本の「境界」』（青木書店）を著したブルース・バートン氏は、「日本での発掘の大部分が工事になどに伴う緊急調査（いわゆる「救出考古学（サルベージ・アーケオロジー）」）であり、発掘の主体である地方自治体の教育委員会などが、発掘を行い、報告書をまとめる時間や金はあっても、その史跡を理論的な観点から詳細に研究するまでの余裕はない。その意味において日本の考古学は依然として記述的で「文化・歴史」派の方法論を脱しきっていないと言えよう」と批評している（バートン 2000 P. 77）。

註 2　2022年１月25日付西日本新聞朝刊に掲載された「VR で『本物の臨場感を』」という記事に、福岡県九州歴史資料館において仮想現実（VR）を使って遺跡の発掘現場を体験できる体験型展示「九歴 VR」ができたことを紹介している。そこでは３次元計測装置で撮った遺跡や遺物の映像を活用し、遺跡の発掘をおこなう疑似体験や埋め戻された古墳の石室内にも入りこんで、臨場感たっぷりの体験できる。このように、VR 技術を使った試みが始まっている。

註 3　考古学を専攻したノンフィクション作家である澤宮　優氏は、「文化財と観光」という新聞コラムのなかで、平戸城の櫓に観光客が宿泊する施設を造ったことを取り上げている。澤宮は、観光のすべてを否定はしない。しかし肝に銘ずべきは先人が残した遺産へ、心からの敬意を持っているかどうかである。その原点に立たない限り、望ましい活用方法は決して見えてこない、と述べている。（西日本新聞2021年８月１日付）
なお、懐柔櫓の１泊67万～101万円（税込み）という宿泊料金は、「憧れの城泊で殿様気分」西日本新聞2022年５月26日付、で確認した。

註 4　評論家の加藤典洋氏は、著書『敗戦後論』のなかで、「どのような重大な問題も、どのような過酷な経験も、時間がたち、それを目撃し、体験した人間が消えていくにしたがい、薄らぎ、消えていく。一人の死の痛切な意味は、その人間を深く愛する人間が生きていることのうちに残るが、その人間が死ぬと、あっさり消える」。「いま、わたし達のまわりには、ユダヤ人のホロコースト、日本の戦争責任、アメリカの原爆投下など、大きな過去の問題の記憶をどう継承するか、というさまざまな声が聞かれるが、そのむこうに私達が見ているのは、どのような痛切な経験も、必ず、それを記憶する人の死の重なりとともに風の塵となって消える、という、理不尽さの動かしがたい壁のひろがりである」と述べている（加藤 2015 P. 109・110）。

註 5　ウラジミル・プーチン大統領によるロシア連邦軍のウクライナ侵攻に対しては、世界考古学会議（溝口孝司会長）がウクライナからの即時撤退の非難声明を出していることを、富岡直人氏の『欧米考古学入門』（同成社）によって知った。

註 6　2021年６月20日に放映された NHK 新日曜美術館の「丸木夫妻　沖縄戦争の図」のなかで、読谷村にある佐喜眞美術館の館長佐喜眞道夫氏が語った言葉である。沖縄の「戦跡遺跡」は、沖縄戦の悲惨な現場として未来に伝えていかねばならない遺跡である。

註 7　「長崎県考古学の三つの課題」のなかで、文化庁の「埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲」というガイドラインがあり、中世までの遺跡は原則として埋蔵文化財の対象になるが、近世遺跡については「地域において必要なもの」という条件が付与されるため、都市の市街地と近世遺跡が重なっている場合における遺跡保護の問題点を指摘した。

【参考文献】

内田　樹　2020『日本習合論』　ミシマ社
大平晃久　2014「長崎出島における復元整備の経緯と問題点」『歴史地理学』56－４　歴史地理学会
片峰茂監修　2019『長崎の岬－日本と世界はここで交わった』　長崎文献社
片峰茂監修　2020『長崎の岬Ⅱ』　長崎文献社
加藤典洋　2015『敗戦後論』　ちくま学芸文庫・筑摩書房
斎藤康平編　2019『未来への大分岐』　集英社新書・集英社
鈴木博之　2003『都市のかなしみ』　中央公論社
末木文美士　2020『日本の思想をよむ』　角川ソフィア文庫・KADOKAWA
田中　琢　1986「総論―現代社会のなかの日本考古学」『岩波講座　日本考古学』７　現代と考古学　岩波書店
田中　琢・佐原　真　1993『考古学の散歩道』　岩波新書・岩波書店
テッサ・モーリス・鈴木［田代泰子訳］　2014『過去は死なない』　岩波現代文庫・岩波書店
富岡直人　2022『欧米考古学入門』　同成社

野家啓一　2007『歴史を哲学する』　岩波書店
バートン・ブルース　2000『日本の「境界」』　青木書店　2000
ヴィクトール・Ｅ・フランクル［池田香代子訳］　2002『夜と霧　新版』　みすず書房
プリーモ・レーヴィ［竹山博英訳］　2017『これが人間か　改訂完全版　アウシュビッツは終わらない』
朝日選書・朝日新聞社
松田陽・岡村勝行　2012『入門パブリック・アーケオロジー』　同成社
港　千尋　1996『記憶』　講談社選書メチエ・講談社
南　直哉　2021「「遊戯」の領域」『不要不急』　新潮新書・新潮社
宮代栄一　2002「脆弱さを露呈した考古学」『前期旧石器問題とその背景』　アムロ・プロモーション
宮﨑貴夫　2008『原の辻遺跡』　日本の遺跡32　同成社
宮﨑貴夫　2020a「万才町遺跡の発掘から見えてきたこと」片峰茂監修『長崎の岬Ⅱ』長崎文献社
宮﨑貴夫　2020b「長崎の基層文化と表層文化」『西海考古』第11号　西海考古同人会
宮﨑貴夫　2020c「長崎県考古学の三つの課題」『西海考古』第11号　西海考古同人会
山下祐介　2021『地域学入門』　ちくま新書・筑摩書房
山中敏史　2004「考古学と歴史学」『日本の時代史』30　歴史と素材　吉川弘文館
若桑みどり　1993『絵画を読む』NHK ブックス　日本放送出版会
和田勝彦　2015『遺跡保護の制度と行政』　同成社

【書評】水ノ江和同著『縄文人は海を越えたか？』

「文化圏と言葉」の境界を探訪する　朝日新聞出版2022年４月刊行

西海考古同人会事務局

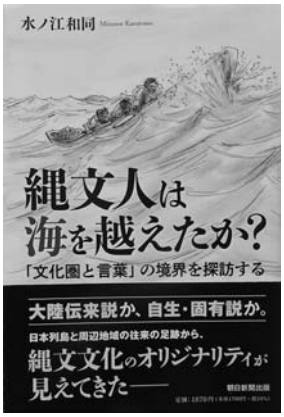

異色の縄文文化論である。本書には土偶も火焔型土器も世界文化遺産の三内丸山遺跡もでてこない。でてくる場所は北海道と九州など日本の端か列島に付属する東西南北の島々である。中には無人島もある。

さらに登場する遺物は玦状（けつじょう）耳飾り、石刃鏃、曽畑式土器、結合式釣針、片刃石斧等など一般にはあまりなじみがない遺物ばかりである。かと言って本書が無味乾燥でマニアックな専門書かというと、そうではなく日本の縄文文化の本質を鋭く突くものとなっている。異色の縄文文化論であるが読み終わる頃にはなるほどと納得させられてしまう。

まずは本書の章立てに従って内容を追ってみよう。

「はじめに」で著者は以下のように問いかける。一般には縄文時代の日本は朝鮮半島や極東サハリンなどと活発な交流を行っていたと考えられている。はたしてそれは交流と言えるほどのものだったのか。著者はそれを「交流」ではなく「往き来」であると指摘する。どうして往き来があったのか？　往き来のルートは？　いつ頃往き来したのか。著者の深く精緻な考察が始まる。

第１章では日本の縄文時代の時代幅、縄文文化の範囲、縄文文化は東高西低か？など著者らしい読者への配慮として概説が記述されている。そして縄文人が丸木舟という不安定な渡航手段しか持ち併せていないなか、日本列島に付属する島嶼への渡航や進出には積極的でありながらサハリンと朝鮮半島への往き来は、わずかであったことの実態とその要因の解明に全力を注ぐという本書の目的が明らかにされている。

第２章では日本列島に付属する島々を概観する。まず沖縄など南島の考古学の時代区分、南島先史文化は縄文文化か？といった問いに答えつつ、著者は同文化を縄文文化の中に位置付ける。さらに沖縄以外の島々に目を向け、伊豆諸島・礼文島・利尻島・奥尻島・佐渡嶋・隠岐諸島・沖ノ島・五島列島・草垣群島などを概観しながら、当地に縄文人が生活を営んだ跡を残していることを説明する。しかし生活痕跡はあるものの、沖ノ島や草垣群島などの無人島には渡航理由が全く見当たらないわけで、それでも何故縄文人は海を越えるのか？と自問している。

一方で、中国など大陸からの日本列島へのルートにも目を向け、縄文時代のいわゆる大陸系遺物である鬲や青銅刀子を考察する中で、交流とか交易という場合、日本から大陸という双方向的な議論が必要であるが、それが無い点に違和感を覚えると率直な感想を吐露している。

第３章では日本から大陸という双方向的な議論のたたき台となる遺物として両者に存在する玦状耳飾りをとりあげて検討している。しかし著者も悩ましいと述べる通り、それが大陸から伝来したと結論付けるまでには至っていない。

第４章では北海道とロシア極東（サハリン）をとりあげ、両地域の考古学研究史を渉猟しながら、

北海道東部にあって特徴的な石刃鏃文化の研究史を詳述している。同文化を構成する石製装身具である環状石製品・筺状垂飾・小玉などを検討する中で、共栄Ｂ遺跡の石製装身具の再検討を行い、玦状耳飾りではなく、石刃鏃文化の環製品の破損品であることを実見の結果明らかにしている。そのうえで、北海道とロシア極東との関係性は予想以上に薄いと結論付けた。

第５章では九州と朝鮮半島との考古学研究史を丁寧に追いながら、曽畑式土器の検討を行い、曽畑式土器の出現に朝鮮半島が関わった可能性は無いか、あるいは極めて低いとしている。さらに朝鮮半島に九州の縄文土器とよく似た土器が出土することに着目しそれらを「九州系縄文土器」と呼ぶことを提唱した。

また、日韓両国の共通した遺物と言われていた結合式釣針を検討し、これもまた交流の証とは言えないと結論付けた。さらに西北九州型片刃石斧についても朝鮮半島のそれとは共通点が無く系譜関係は認められないとした。

続く第６章は本書の結論である。すなわち縄文人が日本列島内では頻繁に往き来しながら、朝鮮半島や極東サハリンなどとは往き来が少なかった原因は十分な意思疎通ができない「文化圏と言葉」の関係性の存在にあるとした。

以上が本書の概要である。これを踏まえて批評を述べてみたい。

本書は考古学の視点から「文化圏と言葉」の問題を考えるにあたり、国内はもちろんのこと、朝鮮半島やロシア極東をも含む周辺地域の遺物についても著者自身の実見という地道な作業をベースとした論述であり、信頼性の高さが表れている。

本書は朝日選書の中の一冊で、選書は新書と専門書の中間に位置付けられる書物である。本書の内容も専門性に溢れているが、各章には多彩な内容のコラムも多く盛り込まれており、早川和子氏のイラストも効果的で、入門書的側面としての配慮がうかがえる。

とりわけ「《コラム》　考古資料の調査・研究（p. 192)」は重要である。そこでは「報告書では実測図や写真をみることはできるが、細部の特徴、質感や色調、土器なら文様の施文方法や施文順序、石器なら細部加工の状況などは、遺物を実見（実測・写真撮影を含む場合も多い）しない限り、わからない。－中略－　（実見したい遺物が)「遠方の場合は旅費や宿泊費もかかり簡単ではない。しかしそれでも、考古資料を実見しない限り考古学研究の進展はない。この実見という作業は大変であるが、いくらデジタル技術が進歩しても考古学研究の基礎であり、新たな発見のきっかけであり、それだけに時にワクワク・ドキドキな作業でもある。」述べられている。

これは「実物・現地主義」を信条とする著者の経験に基づく哲学の開示であり、研究者であるとともに教育者のメッセージとしても重要な意味をもっている。

第６章１では、第２章での検討から「縄文時代の日本列島では、それに付属する多くの島嶼にまで縄文人が継続的あるいは断続的に海を越え、そして生活した遺跡が多数存在」した事実を指摘する（p. 250)。また第４章の検討結果として「北海道には早期後葉の一時期だけ、アムール川下流域からサハリン経由で石刃鏃文化が海を越えてやってきた痕跡がうかがえる」としつつ、それは「石刃鏃文化の要素の一部を一時的に取り込んだ」に過ぎず、「「交流」という評価ではなく「往き来」の評価として位置付けることが妥当」とする（p. 251)。

さらに第５章での検討から「九州と朝鮮半島には、早期から後期まで断続的ではあるが「往き来」が間違いなく存在した。それも九州から朝鮮半島へ海を超えた事例が圧倒的に多い。」「対馬島の北西部には、縄文時代前期の一時期、朝鮮半島の新石器時代人たちが海を越えて生活した遺跡がある」が、「縄文人と「交流」をおこなった痕跡は存在しない。むしろ縄文文化のなかにあって隔絶していた存

在であったとも想定され」るという（p. 251）。

以上の事実を踏まえ、問題は「日本列島とそれに付属する島嶼との関係性と、日本列島とサハリンや朝鮮半島との関係性」が、いずれも「晴天時には島影がみえる同様の位置関係であっても、考古学的な状況はまったく異なる」点にあるとし（p. 251）、その要因として「文化圏と言葉」の関係性を指摘する。

つまり島嶼部を含む日本列島全体では、地域差はあるものの「同じ技術や約束事（ルール）で縄文土器が作られ」ていることから「共通認識が存在する」ことが理解されるが、石器や石製品も含めて「技術や約束事は、目で見て真似るだけではわからないし伝わらない」であろうから（p. 252）、言葉によって技術が伝えられ、また次世代へと継承されていった可能性が想定される、という解釈である。

対して北海道とサハリン、九州と朝鮮半島との関係では、「考古資料をみる限り、－中略－　技術や約束事に共通性をうかがうことはできない」ことから、「おそらく言葉による意思疎通はほとんどできていなかったと考えられ」「お互いに島影は見えている」にもかかわらず「言葉が異なり意思疎通はできない」がゆえに「交流」にはいたらず「往き来」レベルに留まっている、とする（p. 253）。

そして日本列島には局部磨製石斧・ナイフ形石器・台形石器など独自の石器がみられることから、「文化圏と言葉」の関係性は「旧石器時代にはすでに存在していたと考えられる」が、「言葉の壁を乗り越え意思疎通ができるようになったことを示す遺跡や考古資料の出現が、弥生時代の始まりとされる朝鮮半島からの稲作農耕文化の伝来である。」と説く（p. 254）。

縄文時代や弥生時代の開始年代については諸説あるが、上述の見解によれば少なくとも数千年もの長期間、縄文文化を担った人々と、サハリンあるいは朝鮮半島の人々の間には「往き来」はあっても「交流」は存在しなかった、ということになる。「言葉の壁」は、それほど高いものなのであろうか。

江戸時代の1841（天保12）年、乗っていた漁船が難破して鳥島に漂着し、その後アメリカの捕鯨船に救助された中濱万次郎は、1851（嘉永４）年、日本への帰国を果たし、教師・通訳など幕末から明治にかけて大きな役割を果たした人物として有名である。英語を習得するまでの過程は定かではないが、アメリカ人と「遭遇」した段階で言葉は通じなかったであろうし、身振り・手振り・表情など非言語コミュニケーションを駆使して意思疎通を図り、少しずつ言葉を覚えていったであろうことは十分に推測できる。言葉による意思疎通の可否は、生死に直結する根元的な大問題だからである。

さて著者は「弥生時代のはじまりには、言葉の壁を越えて意思疎通ができる通訳が現れたと考えられる。」という（p. 254）。これに関係するかは定かではないが、かつて中尾佐助氏は、照葉樹林文化に関する座談会のなかで興味深いことを発言されている。

「日本に水稲を持ってきたのは、単音節の非常に多い言語をもつ連中じゃないかという考え方をのべてきた。－中略－　現在の話ことばでみると、目（メ）だとか歯（ハ）だとか背（セ）だとか手（テ）だとか、身体語に単音節のことばが非常に多い。もう一つ、単音節の言葉が多いのは農業用語だろうね。「田（タ）に実（ミ）をまくと芽（メ）が出て葉（ハ）が出て穂（ホ）が出る」。何か偶然だろうかね。」（上山編 p. 114～116）というものである。日本語は１音語・２音語の多い言語として知られている。仮に弥生時代の人々が稲作農耕文化の人々と言語による意思疎通を図ろうとした場合、１音語は単純で覚えやすく、分かり易い言葉だったのかもしれない。現在の日本語と当時の言葉が同一であった保証はないが、自然界の身近な事物を見ても、空（ソラ）・海（ウミ）・山（ヤマ）・川（カワ）・谷（タニ）・沢（サワ）・水（ミズ）・岩（イワ）・石（イシ）・砂（スナ）・木（キ）・枝（エダ）・花（ハナ）・鹿（シカ）・猪（シシ）・魚（ウオ／イオ）など、１音語と２音語が多いことは事実である。

狩猟具である弓矢にせよ、煮沸具としての土器にせよ、すでに保有している装備については造り方も使い方も熟知しているわけだから、あえて言葉の通じない人々と交流して意思疎通を図り、無理に情報を得る（教えてもらう）必要はない。型式や様式の違いも、お互いを尊重しておけば済むことである。しかし稲作農耕という新たな食料生産手段は、そうはいかない。農耕にかかるシステムの構築と運用、儀礼等についての情報は、著者が指摘しているように「言語」による意思疎通が不可欠と考えられるからである。「言葉」というものは、その難易度もさることながら、必要に迫られれば必死になって習得し、そうでなければあまり関心が向かないのかも知れない。

狩猟・漁撈・採集を生業とする縄文人にとって、異なる言語の人々と交流する必要性が低かったが故に数千年という長い時間をかけても「交流」にはいたらず、弥生時代になると農耕文化を受容するために言語コミュニケーションが急速に発達した、というのは極めて合理的な解釈といえよう

この本は、緻密な考古学的アプローチから縄文時代における「境界」の問題を解明し、言語によるコミュニケーションの存否にまで言及した意欲作である。

V.G. チャイルドが述べているように「言葉は、録音機に収められるか書記によって記録されるかしなければ、考古学的記録としてはなんらの痕跡も残さない」（V.G.Child 1969 p. 2）。それゆえ「言語」の問題は、考古学では語ることの難しい領域である。言語学・文化人類学・地理学など多方面からの検討が必要なことはいうまでもないが、考古学的研究として言語の領域に切り込んだ意義は大きく、今後の展開を大いに期待するものである。

以上の批評を踏まえ、読者には良書といえる本書を一読されることをおすすめする。

文末ながら著者のプロフィールにも触れておく。著者は福岡県北九州市出身で同志社大学において考古学を学び、福岡県教育委員会、九州国立博物館、文化庁を経て現在は母校の教壇に立ち、後進の指導にあたるというきわめて名誉でありながら、重責を伴う立場に身を置いている。長崎県との関わりは古く、学部の３年生の時に本県諫早市の伊木力遺跡の調査で曽畑式土器と出会ったことが本書のきっかけとなったと書中で述べているように、著者のその後の長い研究のスタートが、本県の遺跡であったことは極めて感慨深い。

現在でも長崎市にある特別史跡出島の整備や対馬での発掘調査などでたびたび来県され、指導にあたられている。最近では前述の伊木力遺跡の出土遺物を諫早市に譲与するという英断をくだされ、昨年11月17日に実現したばかりである。

【引用文献】

上山春平2001『照葉樹林文化論　日本文化の深層』中公新書
V.G.Child 著　近藤義郎，木村祀子 訳　1969『考古学とは何か』岩波書店

《補　遺》

『西海考古』第12号の図の訂正について

―「在地壺と搬入された甕棺・大甕・大壺の検討」図７―

宮﨑　貴夫

2022年３月25日に刊行されました『西海考古』第12号に掲載されました「在地壺と搬入された甕棺・大甕・大壺の検討」の図７を訂正する必要があり、抜刷をお送りした際に修正した図に説明を付けてお送りしました。その後に、編集者の古門雅高氏から、訂正すべき図の掲載について提案がありましたので、皆さんにお送りした説明文と訂正した図７の掲載をさせていただきます。皆様にお送りした内容は、以下の通りです。

2021年３月１日に、「壺形土器の地域性と高杯・肥前型器台」として、西海考古同人会事務局へ最初の原稿を提出しました。提出後に、編集の古門氏から竹松遺跡の調査成果が活かされていないとの指摘をいただきましたので、竹松遺跡の調査成果を盛り込んで再検討して、改めて原稿を作成することにしました。

「肥前型器台」の原稿については、長崎県埋蔵文化財センターの研究紀要に「肥前型器台の再検討」として原稿を提出しました。そして西海考古同人会事務局には先の原稿を大幅に書き改めた「在地壺と搬入された甕棺・大甕・大壺の検討」を2021年10月20日に再提出しました。

この再提出した原稿の校正の時に古門氏から、在地系壺の特徴がいまひとつ分からないので補足してくださいとの指摘がありましたので、そこで註１としてその特徴を記すことにしました。また、「富の原型壺」の特徴としている「倒卵形胴部に１条の刻目突帯をもつ単口縁の広口壺で、頸部と胴部の境界に区分をもたない特徴をもつ」に図７の３とした壺（訂正では４）が合わないとの指摘もいただきました。

この時点で、最初に提出していた「壺形土器の地域性と高杯・肥前型器台」では、「富の原型壺」をＡとＢに区分していたのにかかわらず、後に提出した「在地壺と搬入された甕棺・大甕・大壺の検討」ではそのことを失念して原稿を仕上げてしまっていたことに気がつきました。そこで、原稿の末尾に追記として一文を入れました。以下、今回の訂正について記します。

先に提出した原稿では、「富の原型壺」をＡとＢに区分していたのですが、そのことの意味については検討をしていませんでした。そこで、「富の原型壺」ＡとＢの違いについて改めて検討してみますと、**図７（訂正）**の「富の原型壺」Ｂ（４）は口頸部に突帯をもち朝顔形に開く口縁部ですので、単口縁広口壺で肩の張った形状をもつ「今福型壺」の影響を受けて、富の原遺跡で製作されたものではないかと推測しております。したがいまして、「富の原型壺」の系統としてはＡ系列が主流であって、ＢはＡ系列から派生した「折衷型」として推論しておきたいと思います。

また、竹松遺跡出土の「富の原型壺」Ａ（３）の時期を一つ繰り上げています。この（３）は富の原遺跡から竹松遺跡へ搬入された資料の可能性があるのではないかと推測しています。今回、訂正した図７は、まだ数少ない資料で試案ですので、今後資料の増加によって検討が必要になるかもしれません。今の時点での編年案としておきたいと思っております。

ここで、訂正した図７を提示させていただきます。今後原稿の修正を行わなければなりませんが、別途機会をみて改めて行いたいと考えております。

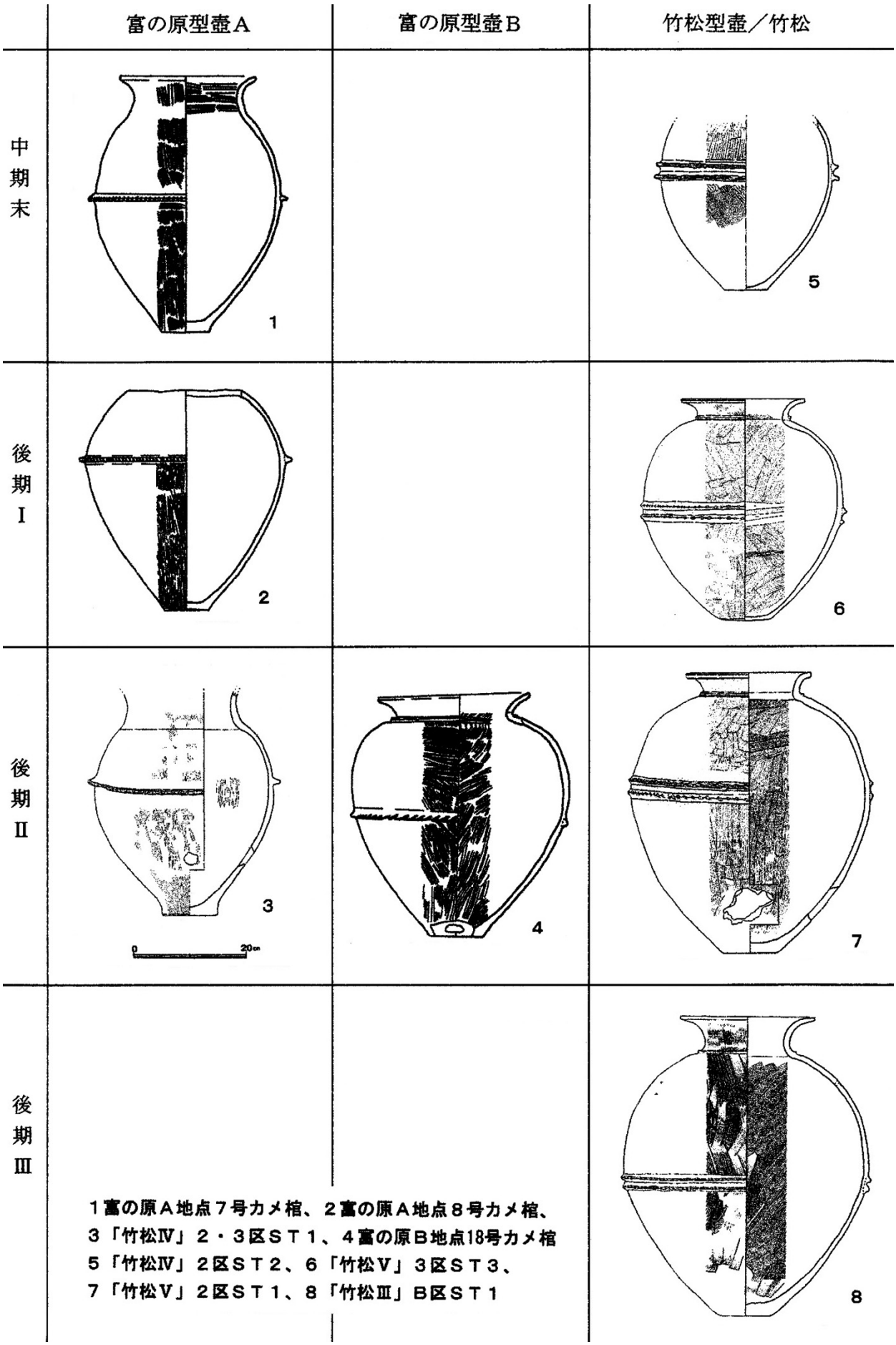

図7　「富の原型壺」と「竹松型壺」（1/10）（訂正）

執筆者一覧（五十音順）

鮎　川　和　樹	佐賀県唐津市教育委員会
大　坪　芳　典	株式会社埋蔵文化財サポートシステム
柴　田　　亮	岡山大学文明動態学研究所
長　﨑　　章	対馬歴史研究会・長崎県考古学会
長　﨑　菜々子	長崎県立上対馬高校
宮　﨑　貴　夫	長崎県考古学会

西 海 考 古　第13号

2023年３月20日　発行

発　行　西海考古同人会

編　集　西海考古同人会事務局
〒850-0874
長崎県長崎市魚の町６-15-902
古門　雅高 方
E-mail：cqe07660@yahoo.co.jp
郵便振替：01770-5-75643

印　刷　株式会社　昭 和 堂